

## 資料 2

平成29年11月17日  
保健福祉局地域福祉課

# 支え合いのまち千葉 推進計画 平成30～32年度

## ～ 第4期千葉市地域福祉計画 ～

**【原案】**

計画の内容は、現時点で検討している案であり、  
今後変更の可能性があります。

# 支え合いのまち千葉 推進計画 平成30～32年度

～第4期千葉市地域福祉計画～

## 目次

### 第1章 支え合いのまち千葉 推進計画(第4期千葉市地域福祉計画)とは

1	支え合いのまち千葉 推進計画の策定について	1
2	支え合いのまち千葉 推進計画の位置付け	3
3	他計画との関係	4
4	第4期地域福祉計画における「地域包括ケアシステム」	6

### 第2章 地域福祉の現状と経緯

1	千葉市を取り巻く環境	7
2	これまでの取組みと今後の課題	17
3	地域福祉の推進の方向性	27

### 第3章 支え合いのまち千葉 推進計画(第4期千葉市地域福祉計画)の概要

1	計画の基本的な考え方	30
2	計画のポイント	30
3	施策の体系	31
4	計画期間	32
5	計画策定の経過	33

### 第4章 先駆的な取組事例

1	中央区 地域一体「協働」の体制づくり～松ヶ丘地区～	34
2	花見川区 社協犢橋地区部会「子ども食堂」	36
3	稲毛区 いなげ子育てフォーラム～点から線そして輪へ～	38
4	若葉区 社協加曽利地区部会	40
5	緑区 買い物支援サービス～大椎台自治会区域～	42
6	美浜区 憩いのカフェ『カフェさいわい』 ～特別養護老人ホームしょうじゅ美浜内～	44

### 第5章 地域の取組み(共助の取組み)

1	区支え合いのまち推進計画(第4期区地域福祉計画)について	46
2	計画期間	46
3	区支え合いのまち推進計画のポイント	46

● 中央区支え合いのまち推進計画	49
● 花見川区支え合いのまち推進計画	58
● 稲毛区支え合いのまち推進計画	62
● 若葉区支え合いのまち推進計画	68
● 緑区支え合いのまち推進計画	76
● 美浜区支え合いのまち推進計画	82

## 第6章 市の取組み(公助の取組み)

---

1 基本理念「ともに支えあう地域福祉社会を創る」	89
2 3つの施策の方向性	89
3 重点施策：コミュニティソーシャルワーク機能の強化	91
4 施策の展開	93

## 第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策

---

取組みテーマ	1	見守りの仕組みづくり	117
取組みテーマ	2	高齢者を支える仕組みづくり	121
取組みテーマ	3	障害者を支える仕組みづくり	126
取組みテーマ	4	こどもと子育てを支援する仕組みづくり	130
取組みテーマ	5	健康づくり	134
取組みテーマ	6	防犯・防災に対する取組み	137
取組みテーマ	7	担い手の拡大とボランティア活動の促進	142
取組みテーマ	8	福祉教育・啓発	147
取組みテーマ	9	地域のつながりづくり	151
取組みテーマ	10	相談支援体制と情報提供の充実	159

## 第8章 計画の推進に向けて

---

1 計画の推進体制	164
2 計画の推進状況の検証	165

## 資料編

---

資料編目次	167
-------	-----

## 第1章 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）とは

### 1 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の策定について

#### （1） 計画策定の趣旨・目的

近年、少子超高齢化の急速な進行や人口減少地域の発生、核家族化・都市化の進展など社会状況が大きく変化する中で、地域においては、個人のライフスタイルや価値観の多様化、プライバシーへの配慮などから、家族同士や地域で支え合う機能が弱まり、身近な地域での交流や人々の結びつきの希薄化が進んでいる状況にあります。

そのため、市民生活に関するニーズは増加するとともに複雑化・多様化してきており、公的サービスだけでは対応することが難しい新たな生活課題も増加しています。

このようなことから、行政にはこれまで以上に、よりきめ細かな公的サービスの提供が求められますが、それだけでは生活課題の解決を図ることが難しい状況もあり、地域においても地域住民、地域の様々な団体・組織、行政が適切な役割分担の下に連携して、地域の生活課題の解決に取り組んでいく必要があります。

社会福祉法では、地域住民等が地域福祉の推進に努めることとともに（第4条第1項）、市町村地域福祉計画の策定・変更にあたって地域住民の意見を反映する措置を講じるよう求めています（第107条第2項）。このように、地域住民等が策定等に参加すると同時に自らが地域福祉の担い手として活動するところに、地域福祉計画の大きな特徴があります。

本市では、平成18～22年度を計画期間とする「花の都・ちば ささえあいプラン（第1期千葉市地域福祉計画）」、平成23～26年度を計画期間とする「第2期千葉市地域福祉計画」、平成27～29年度を計画期間とする「支え合いのまち千葉 推進計画（第3期千葉市地域福祉計画）」を策定し、すべての市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指して、市民や団体等と行政とが連携・協働して地域で支え合う仕組みづくりに取り組んできました。

このたび、地域における社会情勢の変化やこれまでの地域福祉の取り組み状況、第3期までの計画推進の成果と課題などを踏まえ、本市の地域福祉の取り組みをさらに発展させ、推進するため、「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）」を策定しました。

#### （2） 計画策定に必要な視点

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすために、地域住民、関係団体、行政等が連携して地域の生活課題の解決に取り組み、地域の実情に応じた支え合いの地域社会をつくることです。

特に、現代社会において増加し、複雑化・多様化する市民ニーズに対応するためには、地域福祉の推進という共通目的を持つ主体が、それぞれの特性を生かした役割を果たしながら、生活課題の解決に向けて努力していく必要があります。

そのため、「自助・共助・公助」が相互に連携し補完し合うことは、地域福祉の推進のために大切な視点です。

○ **自助とは**

市民ひとり一人が個人や家族の努力により、日常生活において自分たちでできることは自分たちで行う活動のことです。

○ **共助とは**

自助では対応できない地域生活課題について、地域住民や地域の団体・組織が、お互いに支え合い助け合って解決を図っていく活動のことです。

○ **公助とは**

自助・共助では対応できない地域生活課題について、行政による自助・共助に対する支援や公的サービスの給付などの事業・施策のことです。

**【本書における用語の定義】**

★地域住民…市民ひとり一人

★地域住民等…社協地区部会等の団体、社会福祉事業者を含む。

「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者」（社会福祉法第4条第1項）

★生活課題…個別（個人）の課題

★地域生活課題…地域全体に共通する課題

「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」（社会福祉法第4条第2項）

## 2 「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期地域福祉計画）」の位置付け

「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期地域福祉計画）」は、社会福祉法第107条の規定による「市町村地域福祉計画」として策定しています。平成12年の社会福祉法制定以来、条文についてこれまで大きな変更は行われてきませんでした。国においては地域共生社会の実現を旗印に策定を努力義務化することとし、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成29年6月に公布され、第107条については下記のとおり改正されるとともに、新たに第106条の3「包括的な支援体制の整備」（P29参照）の条文が追加されました（平成30年4月1日施行）。

### 社会福祉法第107条「市町村地域福祉計画」

- 1 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
  - (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - (5) 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### 3 他計画との関係

#### （1）市の個別計画との関係

本市では、「千葉市基本構想」において、変化の激しい時代であっても変わることのない恒久的な都市づくりの基本理念・基本目標及び望ましい都市の姿を、市政運営の指針として掲げています。

また、「千葉市基本構想」で定めた基本目標等を実現するため、「千葉市新基本計画（平成24～33年度）」を策定し、少子超高齢化や人口の減少など、社会構造の大きな転換期において10年後、20年後を見据え、本市の未来を豊かにするための基本方針や今後の施策展開の方向性などを示すとともに、「千葉市新基本計画」を具体的かつ計画的に推進するため「第3次実施計画（平成30～32年度）」を策定し、「千葉市新基本計画」の施策体系に合わせた具体的な取組みを示しています。

このような中で、「支え合いのまち千葉 推進計画」は、「千葉市新基本計画」及び「第3次実施計画」を上位計画とし、保健・医療・福祉だけでなく、防災・生涯学習・まちづくり等の分野における個別計画等に関する共助の取組を地域福祉という共通の視点で整理することにより、さらなる地域社会の課題解決へ向けた体制づくりを進めるための基盤となる計画です。

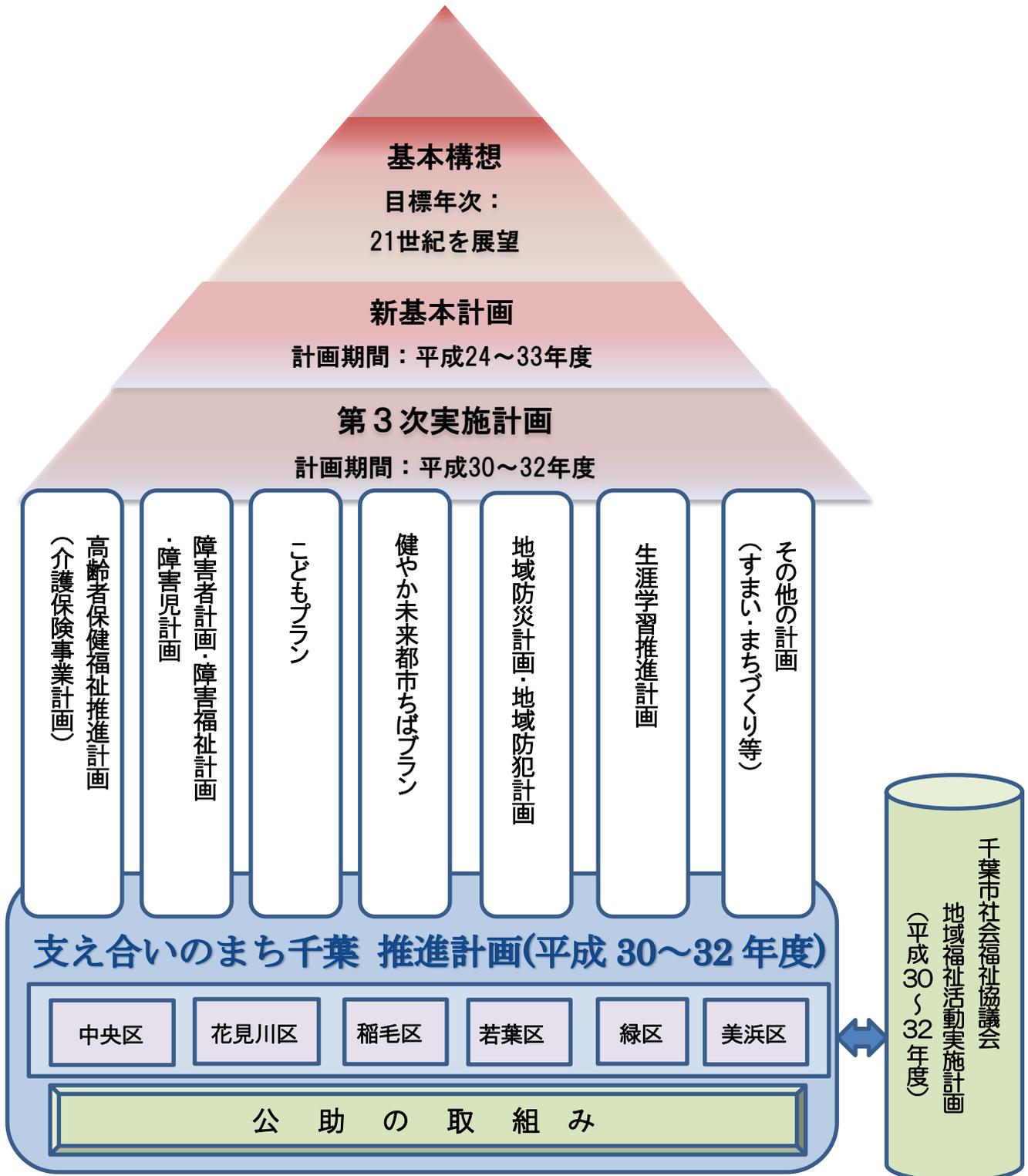
#### （2）千葉市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との関係

千葉市の地域福祉推進のため、同じく社会福祉法第109条に基づき設置され、活動を推進している、千葉市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。詳細は第2章P24参照）では、基本理念「共に手を携える福祉社会の実現」に向けて、基本目標と施策の方向を定めた「第2期地域福祉活動基本計画（平成23～32年度）」と、その具体的施策を定めた「第3次地域福祉活動実施計画（平成30～32年度）」を策定しています。

「地域福祉活動計画」は、地域福祉活動の様々な担い手が相互に協力して取り組む市社協の行動計画であり、地域住民の参加を得て地域福祉の推進を目的に策定されていることから、両計画は互いに補完・連携し、一体的な推進を図る必要があります。

なお、本計画第7章においては、区支え合いのまち推進計画（以下、「区計画」といいます。）に定める地域の取組みに対し、市社協が実施する支援策を掲載しています。

【「支え合いのまち千葉 推進計画」と他計画の関係（イメージ）】



## 4 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期地域福祉計画）における「地域包括ケアシステム」

支え合いのまち千葉 推進計画（第3期地域福祉計画）においては、高齢者保健福祉推進計画（第6期介護保険事業計画）と連携した「地域包括ケアシステムの構築・強化」を念頭に、地域で高齢者を支える仕組みづくりを行ってきました。

高齢者福祉分野では、既に、地域住民、NPO、民間企業等多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を整備し、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持できる「介護予防・日常生活支援総合事業」の取組が始まっています。

高齢者保健福祉推進計画（第7期介護保険事業計画）は、基本理念を「支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ」とし、基本目標を「高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る」とし、基本方針を「高齢者が元気であるための生きがいつくりと地域づくりの推進」、「支援が必要になっても地域で暮らし続けるための地域包括ケアシステム体制構築の推進」等としています。

また、支え合いのまち千葉 推進計画（第4期地域福祉計画）においては、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして改革を進めるという厚生労働省の指針を受け、これまで主に高齢者を対象としてきた「地域包括ケアシステム」の理念をさらに広く行き渡らせ、障害者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民等による支え合いと公的支援が連動し、地域を「我が事」として「丸ごと」で支える包括的な支援体制を構築することを目指します。

なお、「地域共生社会」とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」をいいます（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」平成29年2月7日）。

- ※ 高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）：老人福祉法及び介護保険法に基づき、本市の高齢者福祉施策や介護保険制度の運用等に関して定めた総合的な計画
- ※ 地域包括ケアシステム：高齢者に対する医療・介護・住まい・生活支援・介護予防のサービスが身近な地域で包括的・一体的に提供される仕組み

## 第2章 地域福祉の現状と経緯

### 1 千葉市を取り巻く環境

#### (1) 少子超高齢化の進展と人口減少社会の到来

##### ① 総人口と高齢者及びこどもの数の推移

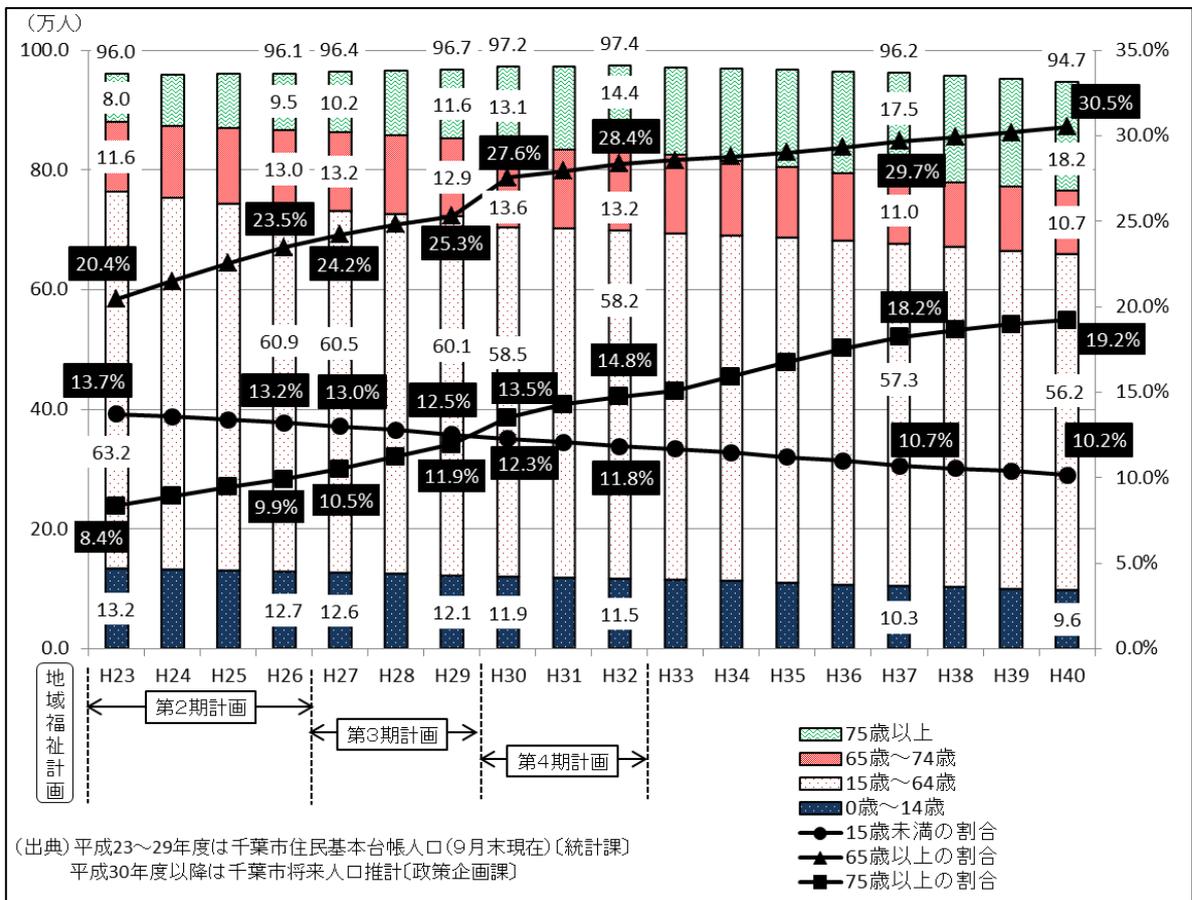
本市の総人口は、平成29年9月末現在967,437人（住民基本台帳人口）となっています。そのうち65歳以上の高齢者人口は244,947人で全体の25.3%、75歳以上の後期高齢者人口は115,602人で全体の11.9%、15歳未満の年少人口は121,229人で全体の12.5%を占めています。

総人口は平成32年にピークを迎え、その後は緩やかに減少していく見込みとなっています。

高齢者人口とその構成割合は今後も増加し続けていきますが、内訳を見ると、75歳以上の後期高齢者人口は増加が継続していく一方、65～74歳の前期高齢者人口は平成30年をピークに減少に転じる見込みとなっています。

年少人口及びその構成割合は、今後も減少し続けていく見込みとなっています。

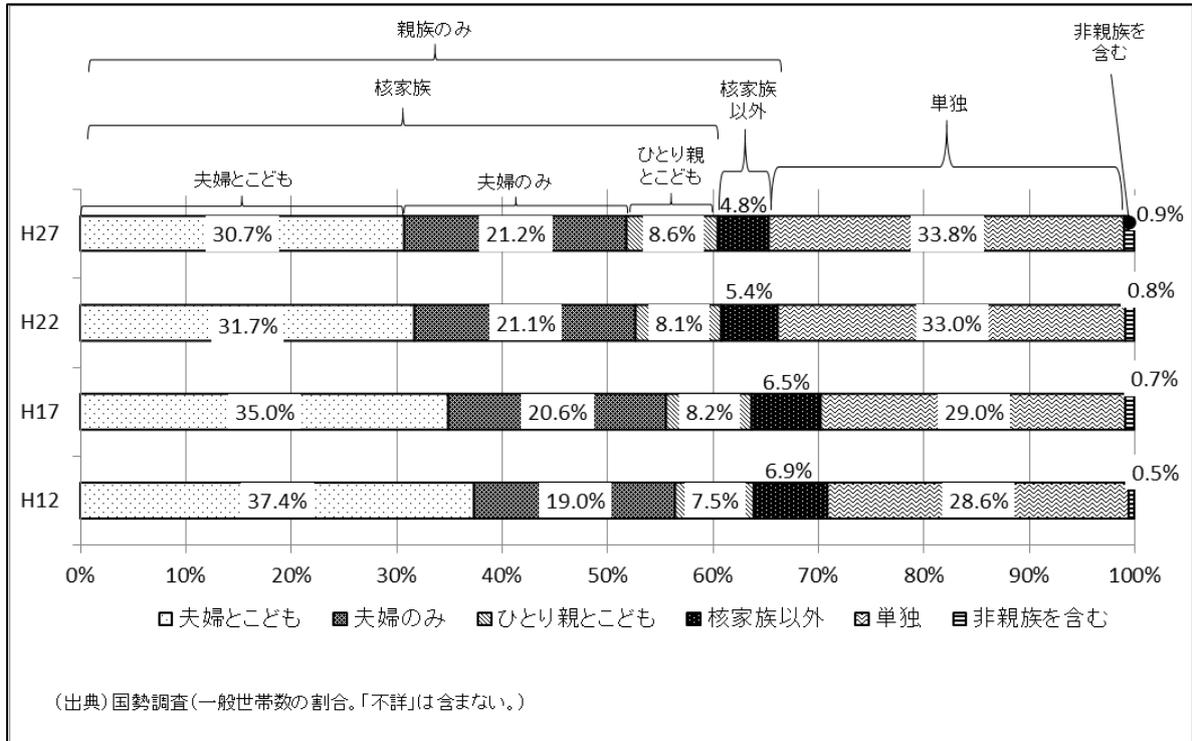
【千葉市の人口（高齢者・年少者）の推移】 ※将来人口推計は平成26年度時点。H29年度中に更新予定。



② 世帯の家族類型の変化

近年は家族形態の変化により、核家族世帯や単身世帯が増加しています。

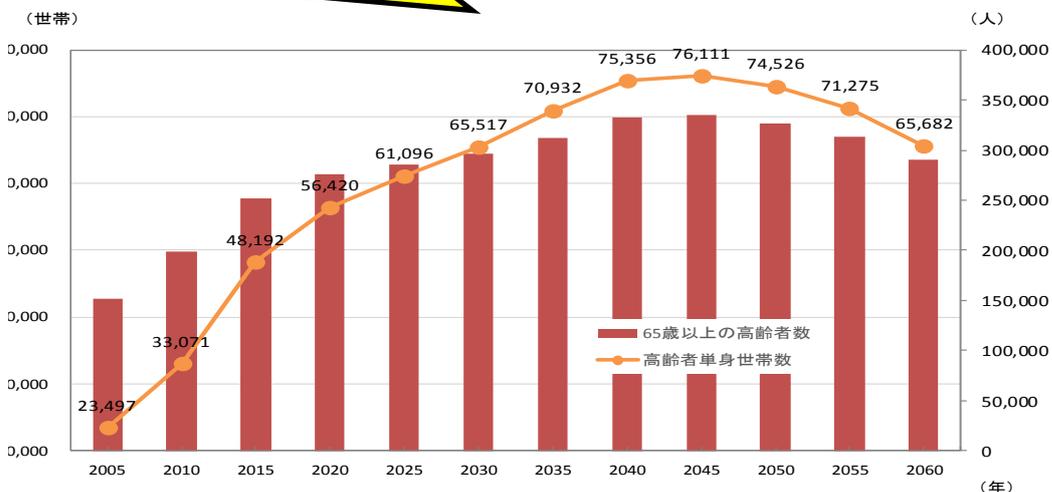
世帯の家族類型は、「夫婦と子ども」世帯の占める割合が平成12年から約6.7ポイント減少し、「単身世帯」の割合が5.2ポイント増加しています。



③ ひとり暮らし高齢者数の増加

「ひとり暮らし高齢者数の推移」は H29 年度中に公表予定

【暫定】高齢者単身世帯数の推移 (「千葉市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」より)  
 ※国勢調査(～H22)等を基に算定



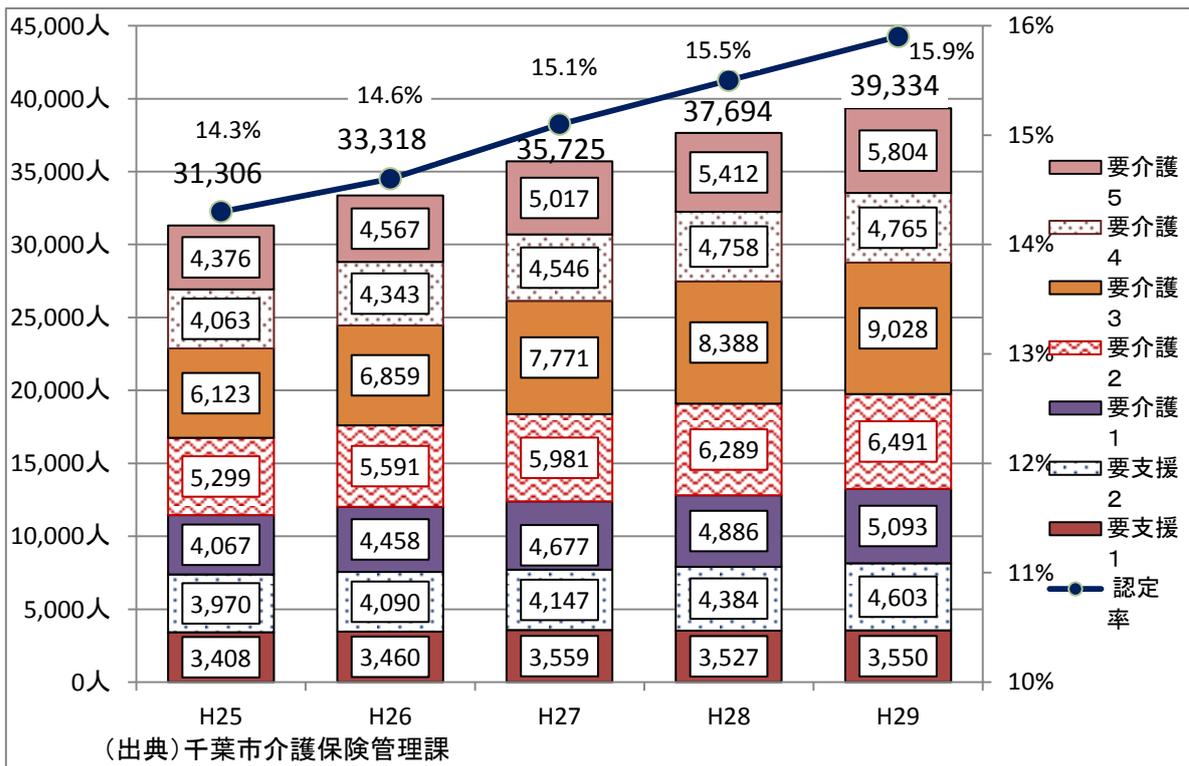
(2) 要支援者の状況

① 要支援・要介護認定者の状況

平成12年の介護保険制度開始から現在まで、高齢者の増加に伴い要支援・要介護の認定者数及び認定率（第1号被保険者数に対する認定者数の割合）は、増加傾向にあります。

平成29年3月現在の認定者数は39,334人で、認定率は15.9%となっています。認定程度別にみると、近年は要介護3の認定者の増加が顕著です。

【千葉市の要支援・要介護認定者数、認定率の推移】（各年3月末時点）



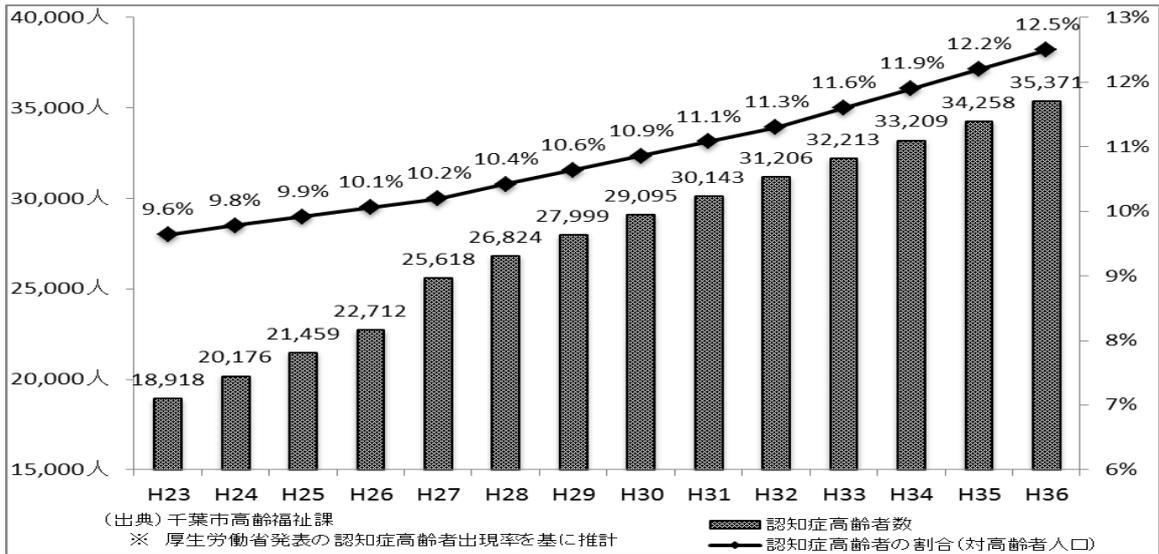
② 認知症高齢者の状況

急速な高齢化に伴い、在宅生活を継続するため、身近な地域での支援を必要とする認知症高齢者の数も増加しています。

平成26年現在、本市の認知症高齢者数は22,712人、高齢者人口に対する割合は10.1%と推計されており、今後もさらなる増加が見込まれています。

## 第2章 地域福祉の現状と経緯

【千葉市の認知症高齢者数と高齢者人口に対する割合の推移】（各年推計 11月末更新予定）

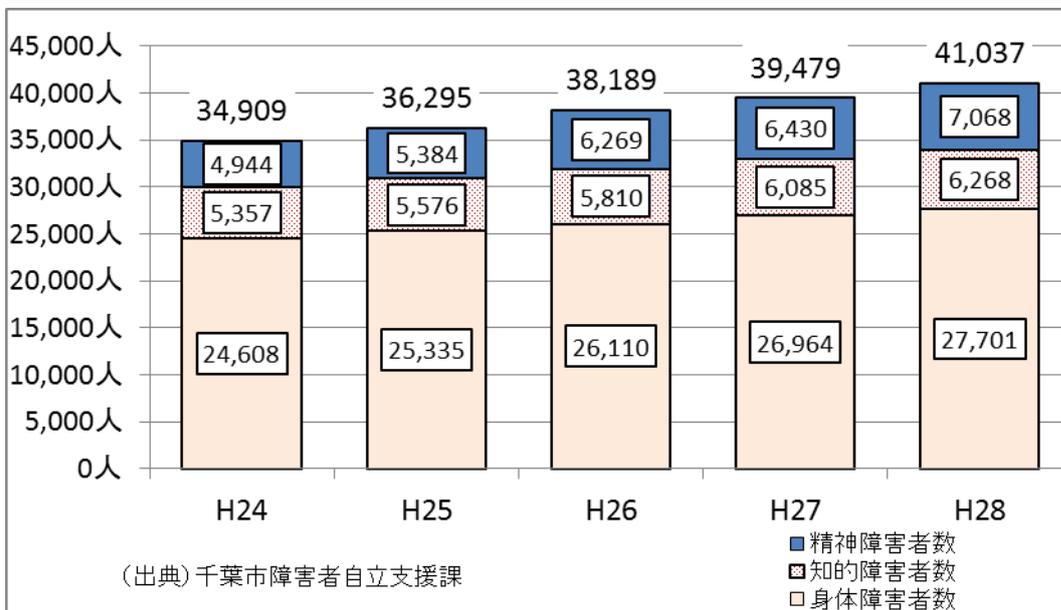


### ③ 障害者の状況

本市の障害者数は、平成29年3月現在、合計41,037人です。内訳は身体障害者27,701人、知的障害者6,268人、精神障害者7,068人となっています。

近年、障害者数は年々増加しており、中でも精神障害者数の増加が顕著となっています。

【千葉市の障害者数の推移】（各年3月末時点）

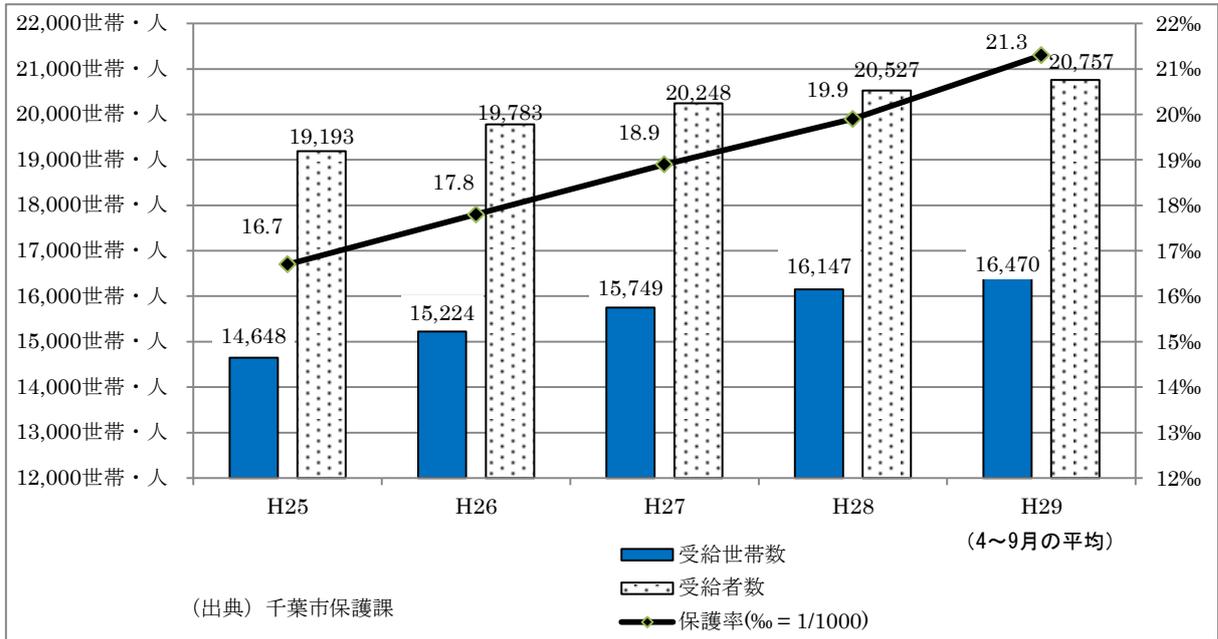


### ④ 生活保護の状況

近年、経済・雇用情勢は緩やかに持ち直しているものの、低収入の高齢者の増加等により、本市の生活保護の受給者数及び受給世帯数は増加傾向が続いています。

平成29年度現在（上半期の月平均）、生活保護の受給者数は20,757人、受給世帯数は16,470世帯、保護率（市人口に対する生活保護受給者数の割合）は21.3‰（‰=1/1000）となっています。

【千葉市の生活保護受給者数・受給世帯数・保護率の推移】（年度ごとの月平均値）



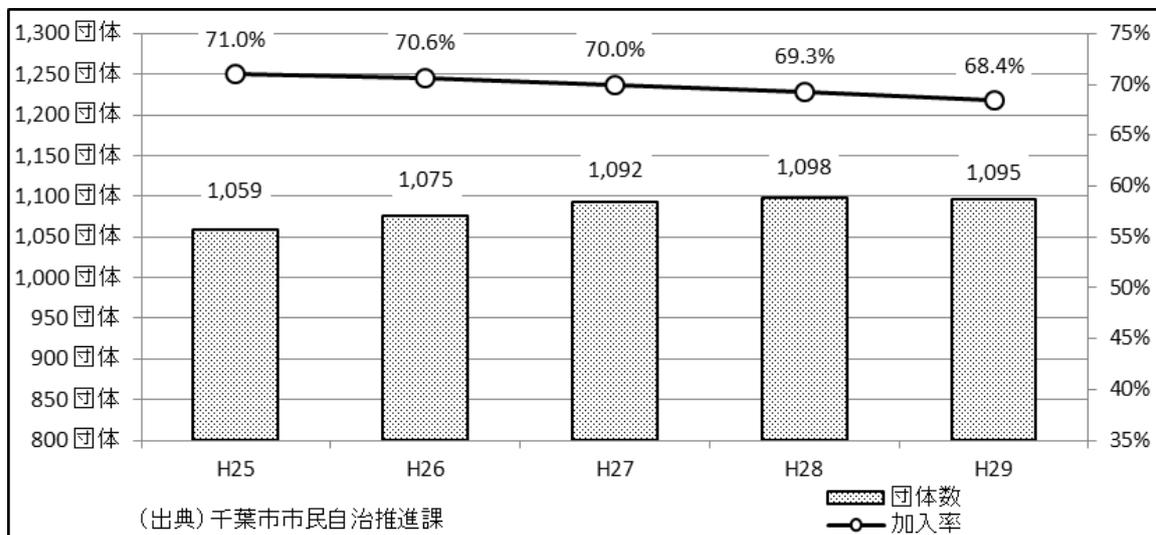
### (3) 地域福祉を支える活動者の状況

#### ① 町内自治会の団体数と加入率の推移

平成29年4月現在、市内の町内自治会の団体数は1,095団体で、加入率（市世帯数に対する加入世帯数）は68.4%となっています。

近年、町内自治会の団体数は増加傾向にあります。加入率は逆に減少傾向にあります。

【千葉市の町内自治会団体数と加入率の推移】（各年4月時点）

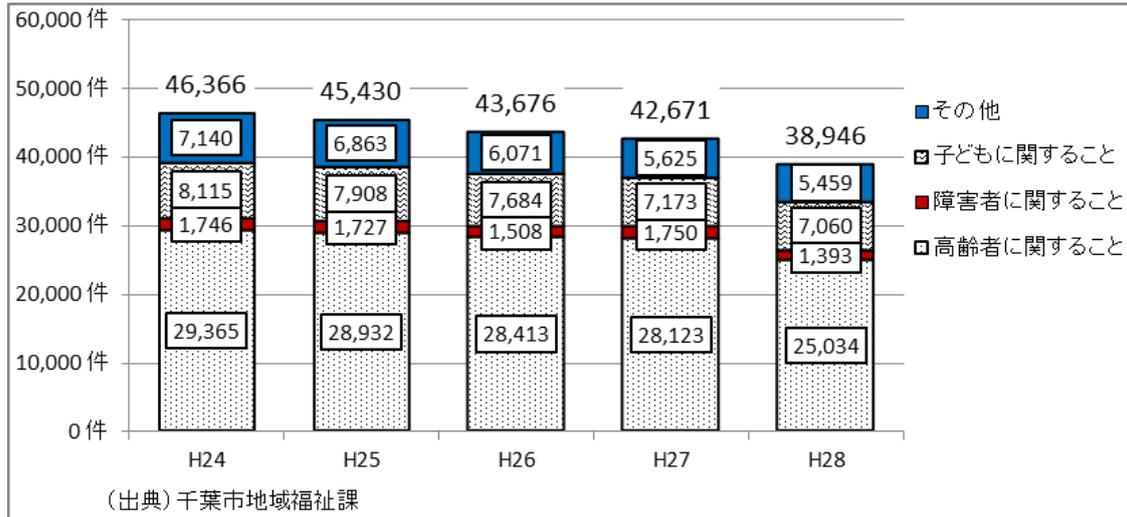


② 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員が地域住民に対し相談対応または支援を行った件数は、平成28年度は38,946件で、近年は減少傾向にあります。

分野別の内訳は「高齢者に関すること」が一番多く、例年、すべての相談・支援件数の6割程度を占めています。

【千葉市の民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数の推移】（年度別実績）

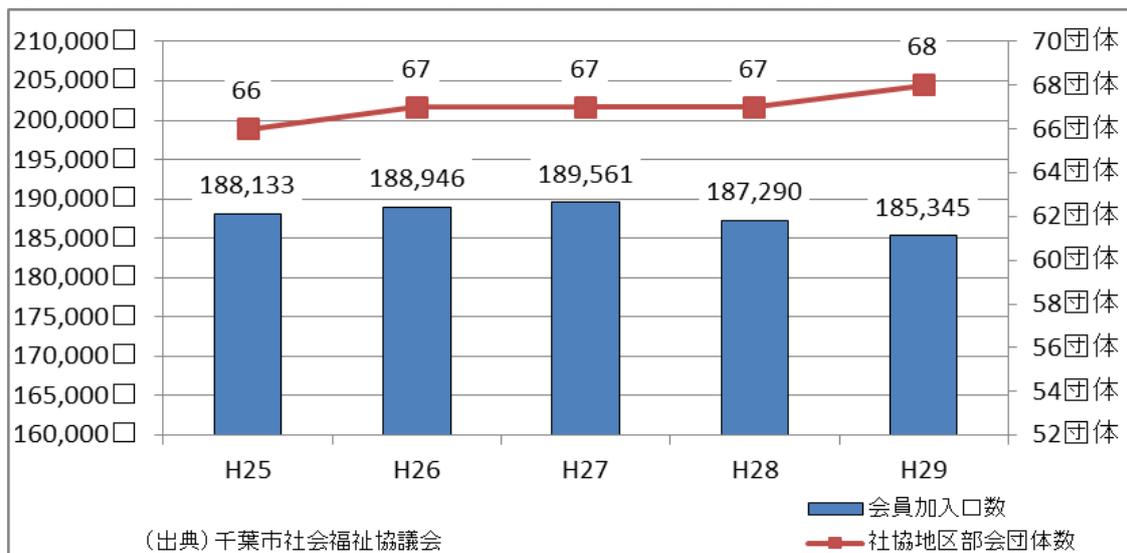


③ 千葉市社会福祉協議会の会員加入口数と社協地区部会の団体数の推移

千葉市社会福祉協議会の会員加入口数は、平成29年3月末現在185,345口で、直近の2年は減少傾向にあります。

また、社協地区部会の団体数は、平成29年4月現在68団体に達し、市内の概ねの地域で社協地区部会が結成されている状況です。

【千葉市社会福祉協議会の会員加入口数と社協地区部会の団体数の推移】

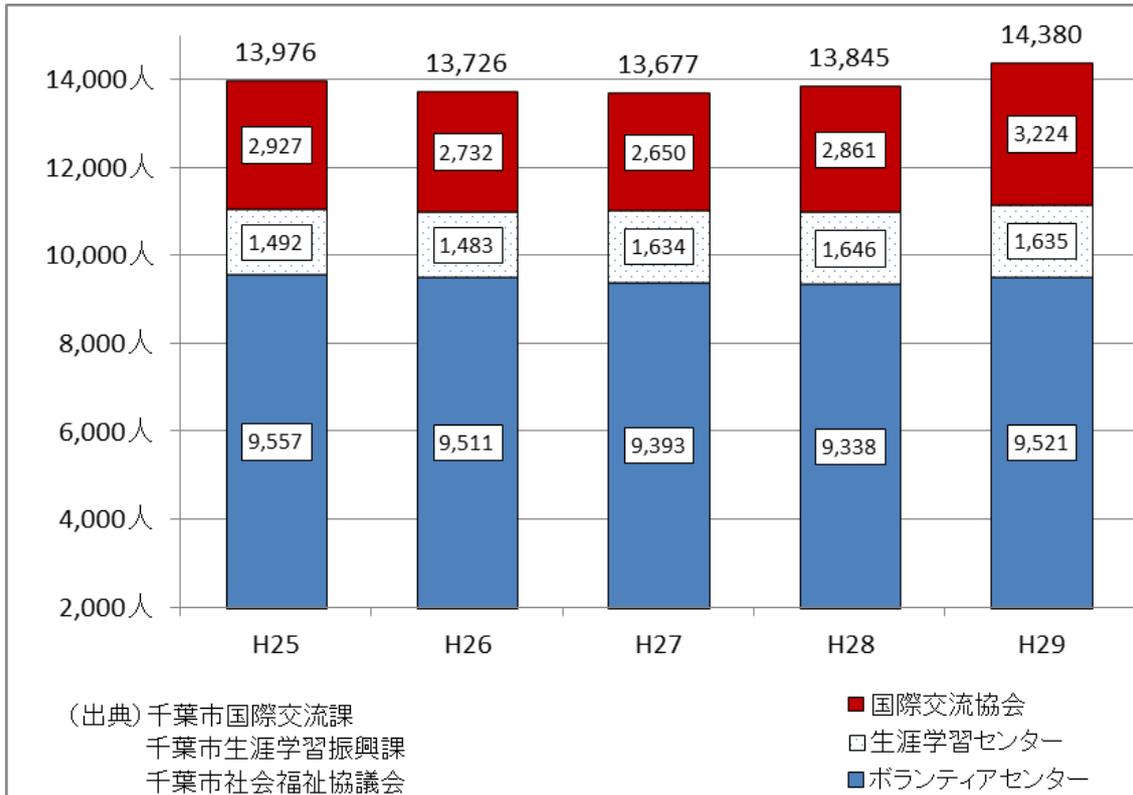


④ ボランティアの登録者数

平成29年3月末現在、千葉市ボランティアセンターのボランティア登録者数は9,521人、千葉市生涯学習センターのボランティア登録者数は1,635人、千葉市国際交流協会のボランティア登録者数は3,224人となっています。

3センター合計のボランティア登録者数は、近年、横ばいの状態が続いています。

【ボランティアの登録者数の推移】（各年3月末時点）

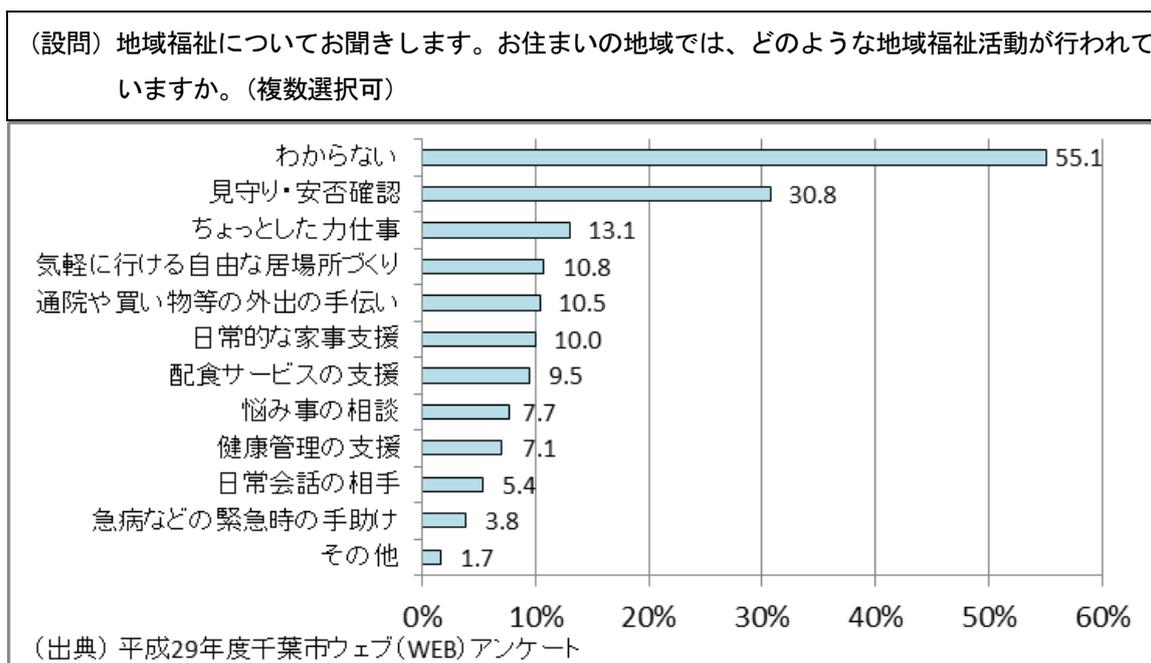


(4) 市民意識

①地域福祉活動の認知状況

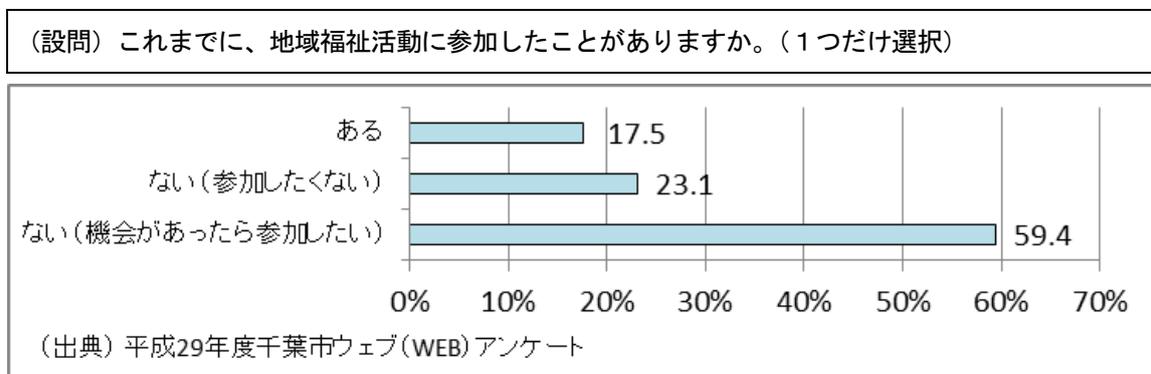
地域でどのような活動が行われているか「わからない」と答えた人が最も多く、割合は55.1%でした。

活動ごとの認知度では、最も高い「見守り・安否確認」が30.8%、次いで「ちょっとした力仕事」が13.1%、「気軽に行ける自由な居場所づくり」が10.8%であり、全体的には低い数値となっています。



②地域福祉活動の参加状況

地域福祉活動に参加したことがある人は全体の17.5%にとどまるものの、今後、機会があったら参加したいと答える人は59.4%でした。

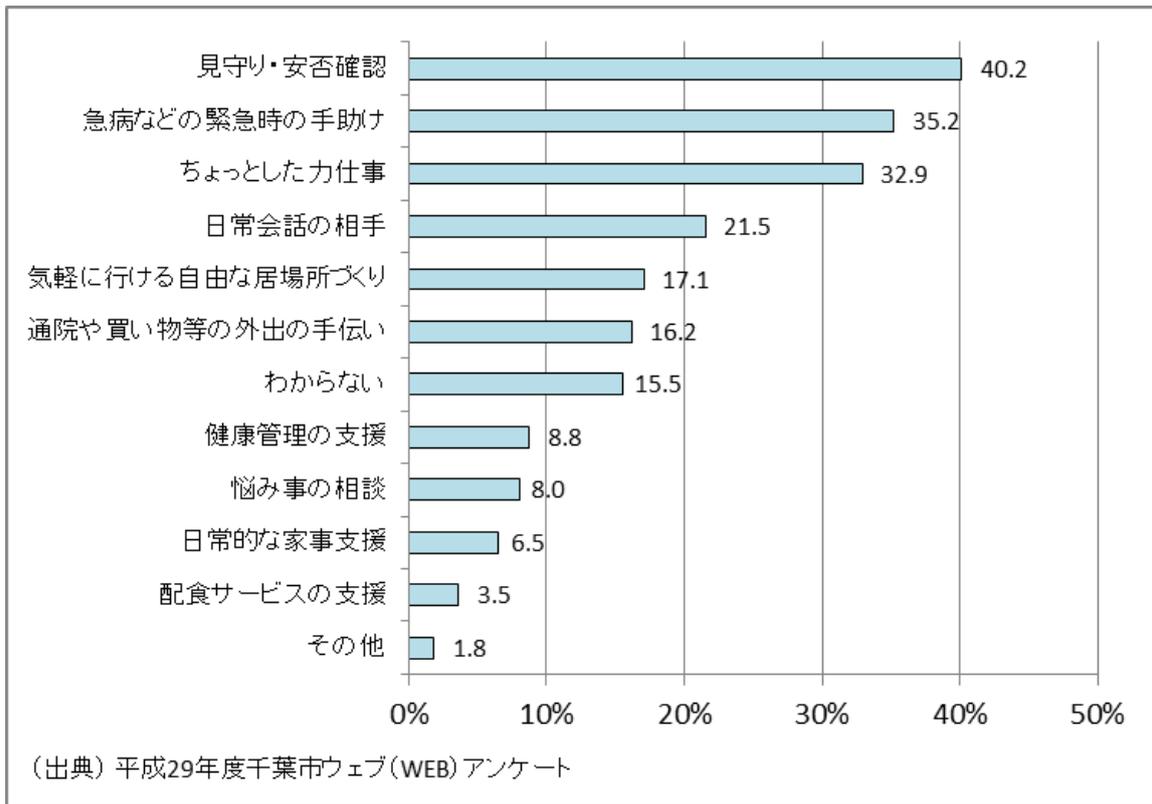


### ③地域福祉活動の参加意向

参加したい地域福祉活動は、割合の高い順に「見守り・安否確認（40.2%）」、「急病などの緊急時の手助け（35.2%）」、「ちょっとした力仕事（32.9%）」でした。

「①地域福祉活動の認知状況」と比較してみても、「見守り・安否確認」は、比較的関心の高い活動であることがわかります。

（設問）参加したい地域福祉活動は何ですか。（3つまで選択）

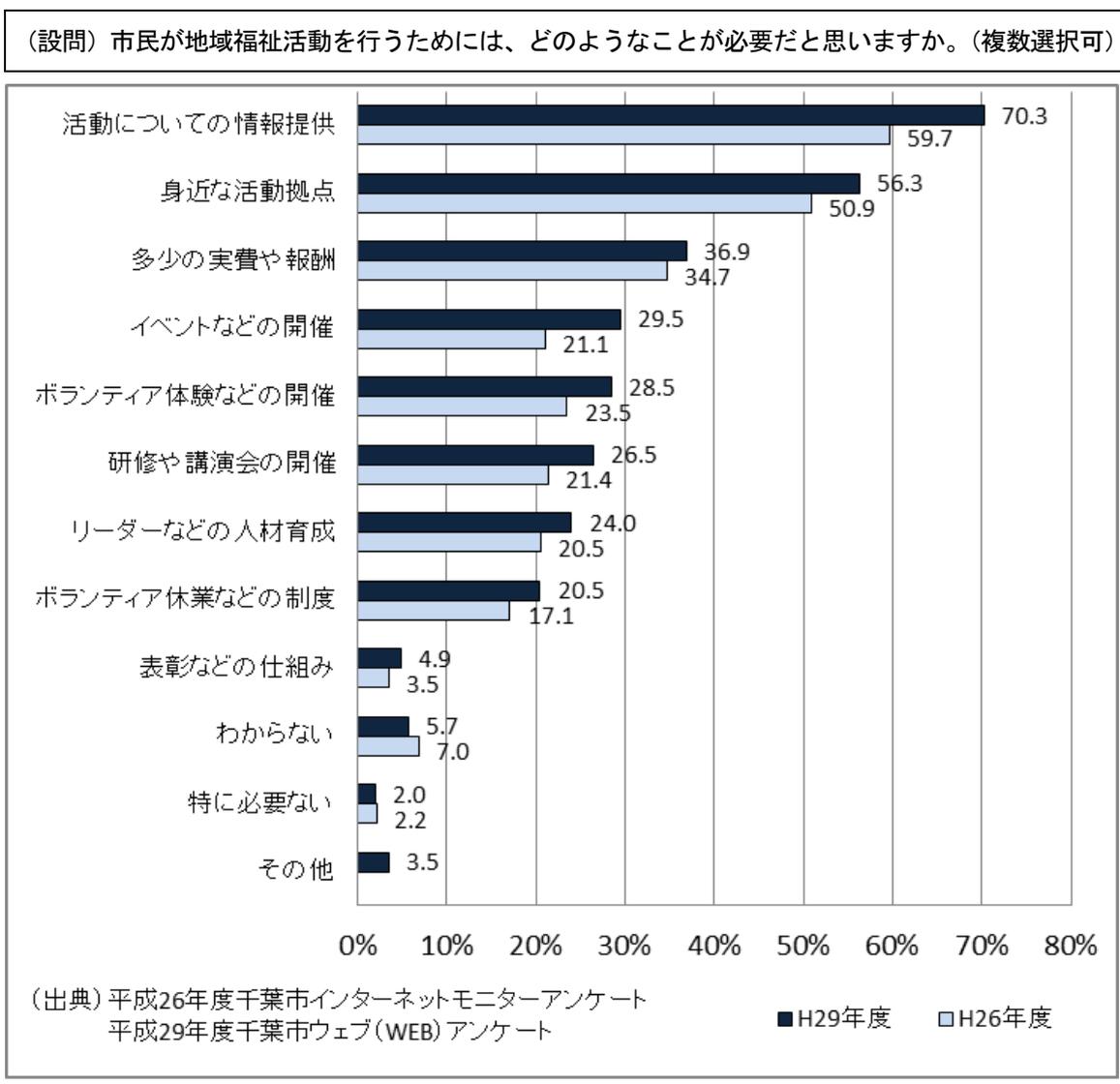


千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター  
「ハーティちゃん」

④地域福祉活動の要件

地域福祉活動に必要なだと考えられているのは、割合の高い順に「活動についての情報提供（70.3%）」、「身近な活動拠点（56.3%）」、「多少の実費や報酬（36.9%）」でした。

また、平成26年度と比べると、全ての項目において必要性を感じる人の割合が高まっています（「わからない」「特に必要ない」「その他」は除きます）。



千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」

## 2 これまでの取組みと今後の課題

### (1) 地域における主な活動主体とその役割

地域においては、様々な個人や団体が多様な活動に取り組んでおり、地域の課題の発見、支え合いの仕組みづくり、専門機関へのつなぎなど、地域福祉の推進において重要な役割を担っています。

#### ① 社会福祉協議会地区部会

社会福祉協議会地区部会（以下「社協地区部会」といいます。）は、千葉市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）の趣旨に賛同し、その地域特有の福祉課題に対して住民同士の助け合い・支え合いによるきめ細かな活動を行うために、自発的に組織された団体で、平成29年度末現在で市内に68団体あります。

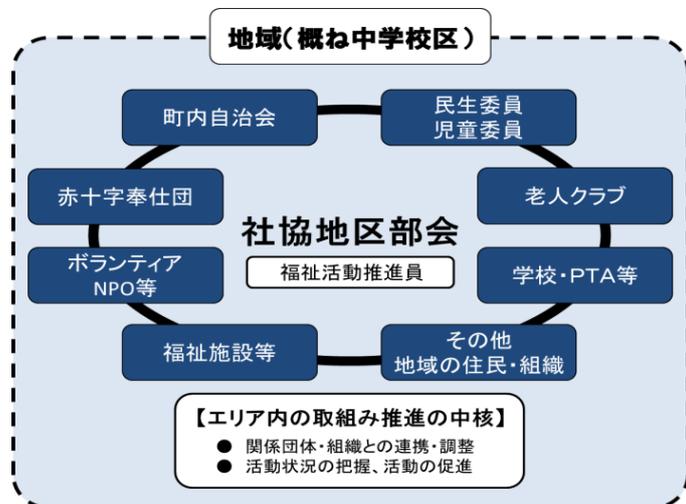
概ね中学校区を活動区域として、町内自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア、NPO、学校・PTA、赤十字奉仕団、福祉施設等、地域で活動する個人や団体など、様々な分野から構成員として参加を募り、それぞれの立場を生かして地域の生活課題の解決に取り組んでいます。

また、社協地区部会には、地区部会長からの推薦により市社協会長から委嘱を受けた福祉活動推進員が原則3人以上配置されており、地区部会活動が地域で円滑に進むよう、情報収集、地域のニーズ把握・発掘、関係団体・機関等のネットワークづくりなど、活動全般にわたる役割を担っています。

社協地区部会の具体的な活動内容は、各種ふれあい事業（食事サービス・いきいきサロン・子育てサロン・散歩クラブ）などによる地域交流の促進、ボランティア講座の開催、広報紙の発行、高齢者等の見守りなど、市社協と協力して取り組む活動のほか、各種交流イベントやレクリエーションの実施、支え合いの仕組みづくり、健康づくり等の地域独自の取組みなど、多岐にわたって地域の福祉向上のための活動を展開しています。

区計画においては、社協地区部会を各地域（地区部会エリア）における取組み推進の中核的組織として位置付けており、社協地区部会が中心となり、地域の生活課題やニーズを踏まえ、重点取組項目を設定して

います。各地域（地区部会エリア）においては、社協地区部会が、構成する組織・団体やその他地域の担い手と連携・調整を図りながら、地域の活動状況の把握や活動の促進を行い、区計画に基づく取組みを進めています。



## ② 町内自治会

町内自治会は、地域をより良くし、地域での結びつきを深めるために、一定の地域を単位として、そこに住む人たちによって結成された自主的な団体であり、平成29年7月末現在で1,098団体あります。

防犯・防災活動、ごみステーションの管理や地域清掃、行政情報の回覧や親睦行事の開催など、様々な活動に取り組んでいます。

また、人口減少、少子超高齢化が進む中、地域の諸問題を解決していくためには地域の力が必要不可欠であり、市では町内自治会の結成及び町内自治会への加入を促進しています。

## ③ 地域運営委員会

地域運営委員会は、地域の様々な団体が参画して、地域の課題や情報を共有し、地域の将来像や地域の実情に合った活動について話し合い、将来にわたって住民同士の「助けあい・支えあい」による地域運営を進めることを目的とする組織です。

概ね小学校区から中学校区を単位とし、地区町内自治会連絡協議会、社協地区部会、地区民生委員・児童委員協議会、中学校区青少年育成委員会、地区スポーツ振興会の5団体を必須の構成団体としています。市では、将来にわたって、住民同士の助けあい、支えあいによる地域運営を継続できるようにするため、地域運営委員会の設立を促進しています。

平成29年4月現在、13団体が設立されており、2団体で設立の準備が始まっています。

地域運営委員会の役割としては、①地域の団体間での情報共有、②地域の団体の連携・協力の促進、③地域の将来像や地域課題の解決策を検討し、必要な取組みを進めることが期待されています。

## ④ 青少年育成委員会

青少年育成委員会は、地域住民の青少年問題に対する共通の理解を深め、関係機関・団体の相互の連絡調整を図りながら、地域ぐるみで青少年の健全育成活動を総合的に推進していくことを目指してつくられた組織です。

中学校区ごとに設置されており、54団体あります。

各中学校区の育成委員会は、PTA、町内自治会役員、青少年相談員、学校教職員、青少年補導員、民生委員・児童委員、保護司などの中から選出された委員で構成され、市長が2年任期で委員を委嘱しています。

主に青少年を対象とした健全育成啓発、健全な環境づくり、体育やレクリエーション、福祉増進などの活動を実施しており、地域の学校・家庭・関係機関及び団体が一体となり、青少年を取りまく社会環境の浄化や、青少年の健全育成を図るため様々な活動を展開しています。

**⑤ スポーツ振興会**

各地区スポーツ（社会体育）振興会は、各小学校地区における自治会（町内会）、小・中学校関係者、スポーツ団体関係者、子ども会、その他地区内における関係団体の代表者により、平成29年4月現在、市内78地区に組織されています。

スポーツ推進委員との協力のもとに、グラウンドゴルフやバレーボール、町民運動会等の地区のスポーツ・レクリエーション行事を行うことを通して、地区住民の連帯と協調を高めるとともに、健康づくりや仲間づくりを目的として活動しています。

**⑥ 子ども会**

子ども会は、地域に在住する小学生を中心とする子どもを対象に構成された組織で、子どもたちが、学校生活を離れた地域での「遊び集団」として仲間意識を深め、人として必要な思いやりや社会のルール、知識、態度などを学びます。

子ども会では、保護者や育成者、指導者が、健全な娯楽や遊び、レクリエーション、スポーツ、文化活動、学習、創作、社会奉仕などの自主的集団活動を企画・開催し、子どもの地域生活の充実と豊かな成長・発達に取り組んでいます。

また、千葉市子ども会育成連絡会、地区子ども会育成連絡会が、平成29年8月末現在、市内88の単位子ども会に対し指導・育成、各種行事開催、育成者、指導者の研修・育成などを実施しており、子ども会同士の連携促進や子ども会の活動の発展を支援しています。

子ども会は、少子超高齢化や環境、家族形態の変化により子育てのしにくい近年の地域社会において、大きな役割を担っています。

**⑦ 老人クラブ**

老人クラブは、高齢者の生きがいや社会参加、健康の保持等を推進し、高齢者の福祉の向上に寄与することを目的とした、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織です。

平成29年10月現在で、市内に265の老人クラブがあり、その連合組織である千葉市老人クラブ連合会は、平成7年に法人格を取得、平成25年には一般社団法人に移行しました。

老人クラブは、「趣味・文化・芸能などのサークル活動」、「健康づくり、各種シニアスポーツ活動」、「在宅福祉を支える友愛活動」、「地域の文化・伝統芸能・民芸・手工芸・郷土史等の伝承活動」など、それぞれの地域ごとに多種多様な活動を行っており、地域社会の福祉活動の担い手となることが期待されています。

### ⑧ 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、赤十字の使命である人道的な諸活動を実践しようとする人々が集まって結成されたボランティア組織です。

赤十字思想の普及や活動資金の募集、災害救護、救急法・水上安全法・健康生活支援講習等の実施、献血推進など赤十字事業の推進にあたりるとともに、地域の状況に応じて高齢者福祉、児童福祉や障害者福祉などの活動も行っています。

平成29年4月現在で市内に31分団あり、明るく住みよい地域社会を創るために幅広い活動を展開しています。

### ⑨ 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員です。

社会奉仕の精神をもって、生活に困っている人、児童、障害者（児）、高齢者、ひとり親家庭等、支援を必要とする人たちの相談・支援に当たる地域の奉仕者で、市内に平成26年9月現在で1,451人います。

また、児童福祉法により児童委員を兼務しており、その中には児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員がいます。

必要に応じ地域住民の生活状況を適切に把握し、心配ごとの相談対応、福祉に関する相談や助言・支援、関係する行政機関や施設との連絡・調整など、それぞれの地域の実情に応じた自主的な活動を行っています。

また、本市では民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の掘り起こしを目的として、平成26年7月より民生委員活動を補佐する協力員を配置する制度を開始しました。

民生委員は、地域住民の福祉の増進を図る担い手として、ますますその活動が期待されます。

### ⑩ 保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える活動の担い手で、保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤国家公務員です。

平成29年8月現在、本市では184名の保護司が活動しており、また、保護司活動が円滑に行われるよう、区ごとに6つの保護司会が組織されています。

その主な職務は、保護観察を受けている少年や大人の指導、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の調整を行う環境調整、犯罪予防活動などですが、近年では、学校と連携した分野にも活動の範囲を広げるなど活躍しています。

このような更生保護活動を通じ、地域の保護司は、犯罪のない明るい地域社会づくりへ向けて日々活発に活動しています。

## ⑪ NPO

NPOは‘Nonprofit Organization’の略で、一般的には「民間非営利組織」と訳され、「民間非営利」の団体として「自発的」で「公益的」な活動を行っています。

そのうち、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）に基づいて、法人格を取得した団体をNPO法人といいます。

行政や企業では対応することが難しい地域の課題に対し、民間の柔軟性と自発性を生かし解決に当たるなど、行政とともに公益性を担う役割があります。

福祉分野では、外出支援、家事手伝い、生きがいつくり、健康づくり、地域行事の開催など様々な活動を行っているほか、教育、文化、まちづくり、環境、国際協力など、広範な分野で社会の多様化したニーズに応える役割が期待されます。

## ⑫ ボランティア

ボランティア活動とは、一般的に自らの自発的・主体的な意思によって社会問題の解決や必要とされている活動を理解・共感し、勤労とは別に労働力、技術、知識を提供する活動のことを指します。

その活動内容は、食事サービス・外出介助などの生活支援、子育て支援などの子どもの健全育成、交通安全・防犯・防災の取組みなど、地域福祉に関する活動のほか、公民館・学校などでの教育活動、文化・芸術・スポーツの振興活動、環境美化・自然保護活動、外国人との交流・支援活動など、非常に広範囲にわたります。

市社協が運営している千葉市ボランティアセンターでは、ボランティアの登録受付やコーディネート、ボランティアの指導者育成、入門講座など、地域におけるボランティア活動の促進・支援を行っており、主に福祉分野において、自分の住む地域に限らない市内広域で活動する個人・組織として、平成29年3月末現在9,521人がボランティア登録をしています。

また、福祉以外の分野においても、千葉市民活動支援センター、ちば生涯学習ボランティアセンター、千葉市国際交流協会などが、ボランティア活動をしやすい環境づくりやサポート体制の整備に取り組んでいます。

## ⑬ シニアリーダー

住み慣れた地域でいつまでもいきいきと元気に暮らせるよう生活するために、地域で介護予防活動に取り組んでもらうため、千葉市では、市民を対象にシニアリーダー講座を開催し、介護予防の重要性や知識、運動指導の技術を学んでいただき、地域の介護予防活動のリーダーとなっただけ方を養成しています。

講座修了後は、介護予防を推進するボランティアとして、平成29年9月末現在約500の方がシニアリーダーとして登録をし、高齢者向けの体操教室を開催するなど地域の自治会や公民館などで高齢者向けの体操教室を開催するなど、活躍しています。

#### ⑭ 社会福祉事業者

社会福祉事業者は、特別養護老人ホーム、障害者支援施設、保育所等の施設運営や、デイサービス、ホームヘルプなどの在宅支援、相談対応など、社会福祉に関する様々な事業を実施しており、幅広い専門機能と専門的なマンパワーを有しています。

社会福祉事業者の中には、各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、地域住民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供、体験学習やボランティアの受入れ、若葉区・緑区の一部の地域において買い物支援を行うなど、地域の実情に応じた福祉サービスを提供しています。

また、平成28年改正社会福祉法第24条第2項により、地域における公益的な取組を実施する責務が明記されるなど、社会福祉法人については、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、地域の福祉ニーズに対応することがより一層求められ、社会福祉法人改革が進められているところです。

#### ⑮ 公民館

公民館は、社会教育法等に基づき設置され、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする教育機関です。

千葉市では、中学校区に1館の公民館整備を進めており、現在47館設置しています。

#### ⑯ コミュニティソーシャルワーカー

コミュニティソーシャルワーカーは、積極的に地域に出ていくアウトリーチ、または民生委員等からの相談により地域課題の抽出を行い、制度の狭間にある要支援者に対する個別支援や新たなサービスの仕組みづくりを進めます。また、こうした活動を通して地域の現状を把握し課題整理を行い、既存の地域福祉活動の活用や、地域団体間の関係づくり等を支援し、さらには新たな地域福祉活動を創る活動を行っています。

千葉市では、市社協が各区事務所に1人を配置しています。

#### ⑰ 生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーターは、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図ることを目的に、平成27年10月に各区に配置しています。

地域でどのような生活支援サービスがあるのか、また必要とされているのかを調べ、地域の方と一緒に住民同士の支えあい活動を作り、支えあい活動の担い手となるボランティアを育成しています。

あんしんケアセンター、行政、市社協、サービスを提供する団体等と情報共有するなど、関係者間のネットワークづくりをしています。

**⑩ あんしんケアセンター（地域包括支援センター）**

千葉県あんしんケアセンターは、地域で暮らす高齢者のみなさんのための身近な相談窓口です。みなさんがいつまでも健やかに住みなれた地域で生活していけるよう、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えます。平成29年4月から市内30か所（出張所含む）へセンターを増設し、より身近になりました。

千葉県あんしんケアセンターでは、「主任ケアマネジャー」「社会福祉士」「保健師」等が中心となって高齢者のみなさんの支援を行います。3職種それぞれが専門分野を持っていますが、専門分野の仕事だけを行うのではなく、互いに連携をとりながら「チーム」として総合的にみなさんを支えています。

**⑪ 生活自立・仕事相談センター**

さまざまな理由により生活に困りごとを抱えている市民の方に寄り添い、経済的社会的自立に向けて支援するため、相談窓口として中央区、稲毛区、若葉区に「千葉県生活自立・仕事相談センター」を開設しています。

一人ひとりの状況に応じた支援を行い、お困りの状況の解決に向けてサポートしていきます。

⑳ 千葉市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により地域福祉の推進を図ることを目的とした民間組織と規定されており、全国の都道府県、市区町村に設置されています。

民間組織としての自主性と、地域住民や社会福祉関係者に広く支えられた公共性という2つの側面を特徴として併せ持ち、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域住民が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」をめざし、地域福祉活動を推進するための中心的役割を担っています。

千葉市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、昭和27年2月に設立され、昭和42年3月には社会福祉法人の認可を受けました。

主な事業として、社協地区部会活動に対する助成・支援、ボランティア活動の相談受付やコーディネート（千葉市・区ボランティアセンターの運営）、広報紙「社協だより」や小学4年生向けの啓発冊子「やさしい気持ち」の発行などによる福祉意識の啓発活動、生活福祉資金・社会福祉事業振興資金の貸付け、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動への協力、悩みごとや困りごとに対する相談対応（心配ごと相談所、生活自立・仕事相談センター中央の運営）などのほか、市からの受託事業として千葉市成年後見支援センター、千葉市社会福祉研修センター、子どもルームの運営等の事業を実施するなど、全国的な取組みから地域の特性に応じた施策まで、幅広い活動を展開しています。

現在、国が進めている「『我が事・丸ごと』の地域共生社会」の実現については、長年にわたり市社協が実践してきた基本理念と一致するところであり、今後、果たすべき役割もますます大きくなってまいります。市社協が有するネットワークや手法を最大限活用し、主体的な取組みを行うとともに、地域福祉推進という共通の目標を持つ様々な主体に対して、積極的な支援を行うことが期待されています。

また、平成28年改正社会福祉法には、社会福祉法人の地域における公益的な取組みについて規定されていますが、地域の生活課題に対する的確な取組みとなるよう、市内の社会福祉法人との更なる連携強化に努め、必要に応じて協働で取組みを行うなど、社会福祉法人の公益的取組みの推進において、当協議会が中心的な役割を担うことも期待されています。

本計画において、市社協は区計画に基づく取組み（地域の取組み）を支援するとともに、自らが共助を実施する主体として位置付けられており、市と連携・協働して本市の地域福祉の推進に取り組んでいくこととなります。

## (2) 第3期各区計画【共助の取組み】（平成27～29年度）の推進状況と今後の課題

本市では、地域の課題を解決するために、地域住民等による共助の方策や具体的な取組みを定めた区支え合いのまち推進計画（区計画）を策定し、その推進に努めてきました。

第3期計画においては、社協地区部会を中心とした地域住民等が、地域の生活課題やニーズを踏まえたうえで3年間で注力して取り組む活動を考え、区計画全体の取組み項目の中から、その地区部会エリアの「重点取組項目」を設定し、社協地区部会が、地域（地区部会エリア）の中核組織として地域の様々な組織や団体と連携・協力を図りながら、活動状況の把握や活動の促進を行い、「重点取組項目」を含めた地区部会エリア内の取組みを推進しています。

第3期までの区計画の取組みの推進状況と今後の課題については、区支え合いのまち推進協議会が中心となり検証し、年度ごとにとりまとめた結果について、区支え合いのまち推進協議会が、社協地区部会から随時、地区部会エリア内の実施状況の報告を受け、区計画の推進状況として取りまとめ、それに基づき成果と課題について検証しています。

また、市が年度ごとに、各区支え合いのまち推進協議会で取りまとめられた区計画の推進状況を、千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（以下「地域福祉専門分科会」といいます。）へ報告しておりますが、今後の課題については、各区ごとに共通して、担い手の問題と町内自治会と社協地区部会との連携、拠点等の確保が継続した課題となっていることが述べられております。

これらの課題については、第4期においても引続き継続して取り組んでいくこととなります。

## (3) 第3期【公助の取組み】（平成27～29年度）の推進状況と今後の課題

### ～ 計画に定める市の事業・施策の実施状況 ～

第3期千葉市地域福祉計画では、7つの施策の方向性を具体化するため、18の取組項目ごとに、合計136の市の事業・施策について、その実施状況について年度ごとに専門分科会において評価確認を行っています。

平成29年度第1回の地域福祉専門分科会において、計画初年度である平成27年度と中間年にあたる平成28年度との比較について、下記のとおり報告をしております。

評価	評価基準	項目数	割合
S	年度目標を上回る業務量が達成できた場合	3	2%
A	年度目標にしている業務量を概ね（8割～10割）達成できた場合	112	82%
B	年度目標にしている業務量の一部（5割～7割）を達成できた場合	20	15%
C	年度目標にしている業務量を大きく下回った（4割以下）場合	1	1%

市の取組みに位置付けた136の事業・施策の実施状況については、S評価（3項目）とA評価（112項目）を合わせて、全体（136項目）の84%を占めます。

平成28年度評価	項目数	割合
前年度の評価を上回った	15	11%
前年度の評価と同じだった	112	82%
前年度の評価を下回った	9	7%

また、前年度の評価を上回った項目の数（15項目）が、下回った項目の数（9項目）を上回っており、市の取組みは概ね推進されています。

なお、C評価としている事業・施策1項目（介護人材の確保と定着）についても、事業目標の達成に向けて着手しており、今後も引き続き対応していきます。

公助の取組みについては、この3年間のあいだに、地域包括ケアシステムの取組みをはじめ、生活困窮者自立支援法など様々な取組みが進んでおり、それらを取り込みつつ、平成29年改正社会福祉法の内容において示された市町村の役割を反映させていくことが求められています。

#### （4）成果と今後の課題

支え合いのまち千葉 推進計画（第3期千葉市地域福祉計画）に位置付けられた施策については、概ね計画どおり推進されています。また、アンケート調査等でも示されたように、地域福祉に対する市民意識の高まりや地域の活動は一定の広がりを見せています。一方、共助の取組み（第3期各区計画）の推進に関する今後の課題として、活動の担い手の不足や高齢化・固定化、地域団体間の連携などが挙げられています。

そのため、今後も進行が想定される少子超高齢化などの社会情勢の変化を見据えたうえで、地域福祉活動の担い手の拡大やより多くの市民・団体を巻き込んだ協力・連携体制の強化などが求められます。

このことを踏まえ、今後は以下の課題に留意して、本市の地域福祉の充実に取り組んでいきます。

ア 地域福祉に対する市民の理解や行動については、さらなる拡充・促進を図っていく必要があると考えられる一方、地域福祉活動の担い手が増えず、地域福祉活動の維持・拡大が思うようにならないとの声が上がっていることから、地域福祉の意義や理念の基礎となる「自助・共助」の考え方や、その必要性・重要性を周知・啓発していき、なるべく多くの市民が地域福祉活動に参画するよう促していく必要があります。

イ 社協地区部会とその構成団体である町内自治会、民生委員・児童委員協議会等さらには地域運営委員会との関係は、地域ごとに背景となる経緯が異なっています。その結果、関係団体間の情報共有・討議・意思決定・取組の実行等の地域生活課題

の解決プロセスのあり方も、地域ごとに異なっています。したがって、地域生活課題の解決プロセスの地域ごとのあり方について、関係団体間での意見交換及び調整が行われることが好ましいと考えられる場合があります。

ウ 市の施策（公助の取組み）と地域の取組み（共助の取組み）の関係について、これまで以上に、地域の取組み（共助の取組み）に対する支援を意識した市の施策（公助の取組み）を実施するとともに、地域の取組み（共助の取組み）が拡充・進展していくための仕組みをつくる必要があります。

エ 地域福祉計画は、高齢者、障害者、児童、健康づくり等の保健福祉分野の計画を地域福祉の視点で整理するとともに、教育、防災、まちづくりなどの他の生活関連分野の施策と連携を図りながら推進していく計画のため、庁内の関係部署や他の個別計画との連携が重要です。

特に高齢者分野においては、平成29年度に介護保険法等が改正されたことに伴い、地域福祉施策の重要性が今後より一層高まると考えられるため、地域包括ケアの推進も視野に入れながら、高齢者保健福祉推進計画（第7期介護保険事業計画）との連携にいっそう留意する必要があります。

オ 千葉市社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された地域福祉の推進を目的として組織された民間団体であることから、地域福祉推進の最大の協力者として、市はその活動を支援するとともに、同会が策定した「第3次地域福祉活動実施計画」と十分に連携を図り、本市の地域福祉を推進していくことが必要です。

### 3 地域福祉の推進の方向性

#### （1）「地域共生社会」と「ともに支えあう地域福祉社会」

「地域共生社会」とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」をいいます（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」平成29年2月7日）。厚生労働省においては、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして今後の改革を進めていくこととしています。

本計画において従来から目指してきた「ともに支えあう地域福祉社会」と「地域共生社会」の概念とは実質的には同一のものであるため、これまで実践してきた取組を持続し、更なる実践が生まれやすい環境を創り、促していきます。

#### （2）多機関の協働による相談支援体制の包括化

昨今、介護と育児に同時に直面する世帯や、障害のある子と要介護状態の親の世帯など、複合的かつ多様な生活課題を抱えている方に必要な支援がつかない状況が浮き彫りとなっています。

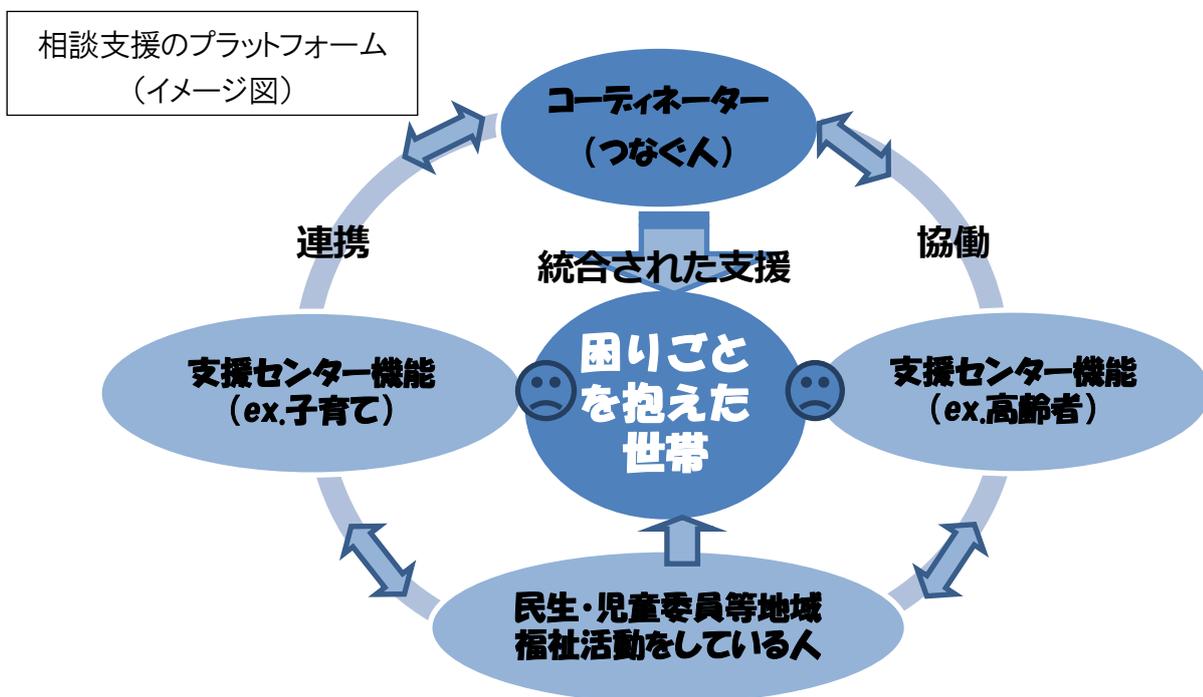
その方が支援につながったとしても、これまで個別の福祉分野内で整備されてきた相談支援体制では世帯全体への支援が不十分であったり、世帯が抱える生活課題が縦割りの制度の狭間にあるため解決策がないままの状態であったりと、必要な支援が必ずしも常に展開されているとはいえない状況があります。

そのため、各分野がそれぞれ整備してきた支援機関は存続して十分に機能しながら、単独の専門機関では解決できないような複合的な課題を「丸ごと」受け止める相談支援体制を構築することが求められています。

そして、地域に潜在する支援を要する方を積極的に発見し、必要な支援を展開していくためには、専門家**自らが支援を必要とする現場に出向く**アウトリーチを踏まえた個別相談支援体制の一層の強化が必要です。

なお、生活困窮者自立支援制度では、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応できる体制づくりを進めています。生活困窮者の中には、地域とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない方も多いことから、アウトリーチを含めた早期支援につながるような配慮が重要です。また、生活困窮者が自立を目指すためには、働く場を拡大していくことや、対象者が地域から孤立した状態とならないよう、既存の地域資源では課題に対応できない場合は、新たな地域資源の開発をしていくことが求められています。

このようなアウトリーチによる地域へのアプローチを含む**活動を**コミュニティソーシャルワーク**といい、それが十分に機能できる**よう、多職種・多機関がそれぞれの役割を果たすことで、効果的なチームアプローチができるような体制づくりを目指します。



- ① 支援センター機能…あんしんケアセンター、生活自立・仕事相談センター、地域子育て支援センター、母子健康包括支援センター等
- ② 地域活動をしている人…社協地区部会、町内自治会、民生委員、児童委員、避難所運営委員会、ボランティア等

### 社会福祉法第106条の3「包括的な支援体制の整備」

- 1 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を講じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
  - (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
  - (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
  - (3) 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

### (3) 地域力基盤強化の支援

個別支援において把握された生活課題は、地域における様々な会議（地域ケア会議、市社協コミュニティソーシャルワーカーによる会議、生活支援コーディネーターの協議体等）において共有されます。

これらの会議で、その地域に共通する生活課題が見出され、検討されます。しかし、効果的な解決策の立案・実施への道筋、特に公助による取組への道筋がつけられているわけではありません。

そのため、地域住民自身がこれらの課題を解決する力をより強化・醸成し、かつ、地域住民等では解決できない複合的・分野横断的な地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築を図ります。

## 第3章 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の概要

### 1 計画の基本的な考え方

本市の中長期的な市政運営の基本方針である千葉市新基本計画（平成24～33年度）では、「支え合いがやすらぎを生む、あたたかなまちへ」がまちづくりの方向性の一つとして示されるとともに、その施策の柱の一つに「ともに支えあう地域福祉社会を創る」が掲げられています。

また、第3次実施計画（平成30～32年度）においても、新基本計画に示す方向性に沿った優先的に取り組む具体的な施策が総合的に示されています。

このことを踏まえ、「支え合いのまち千葉 推進計画」においては「ともに支えあう地域福祉社会を創る」を基本目標に設定するとともに、千葉市新基本計画の理念や方向性の実現、第3次実施計画との整合を念頭に置きながら、地域において生活課題を抱える個人や家族等（支援を要する方）の個別支援と支援を要する方が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域生活課題として解決する取組の支援とを行う活動（コミュニティソーシャルワーク）の更なる強化を通じて、地域住民等による地域生活課題の解決力を強化し、かつ、地域住民等では解決できない複合的・分野横断的な地域生活課題を包括的に受け止める相談支援体制の構築を図ることにより、すべての市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。



## 2 計画のポイント

- (1) 第3期計画策定以降、大きな進展をみせている地域包括ケアシステム及び生活困窮者自立支援法による取組みをさらに前進させ、国が進めている地域共生社会の実現のため、地域住民等による地域生活課題への「我が事」としての取組みを支援し、かつ、地域住民等による支え合いと公助とが連動して地域を「丸ごと」支える包括的支援体制づくりを目指します。
- (2) 市の取組み（公助の取組み）について、地域の取組み（共助の取組み）を直接又は間接に支援する事業・施策とし、中核としてコミュニティソーシャルワーク機能の強化を重点施策に位置付けました。
- (3) 地域福祉活動に携わる方・携わろうとする方が現に生活課題に直面している方を支援する際に役立つ計画を目指しました。
- ア 地域の取組み（共助の取組み）について、区計画の重点取組項目を引続き社協地区部会のエリア単位で設定し、その地域の地域生活課題の解決に向けた活動について、地域で考え地域で取組む仕組みとしています。また、市民の方が地域福祉活動に取り組む際の参考になるよう、先駆的な取組事例を紹介しました。
- イ 市の取組み（公助の取組み）の分類を、地域の取組み（共助の取組み）を支援する手法（サービス類型）及び対象分野別とし、市の支援を必要とする方が検索しやすいようにしました。
- ウ 地域の取組み（共助の取組み）を10のテーマに分類し、それぞれのテーマごとに地域（共助）・千葉市社会福祉協議会・市（公助）の3者の取組みを関連付けることで、市民の方がお住まいの地域でどのような地域福祉活動が必要とされていて、地域福祉活動にどのような支援を受けられるのかを一覧できるようにしました。



### 3 施策の体系

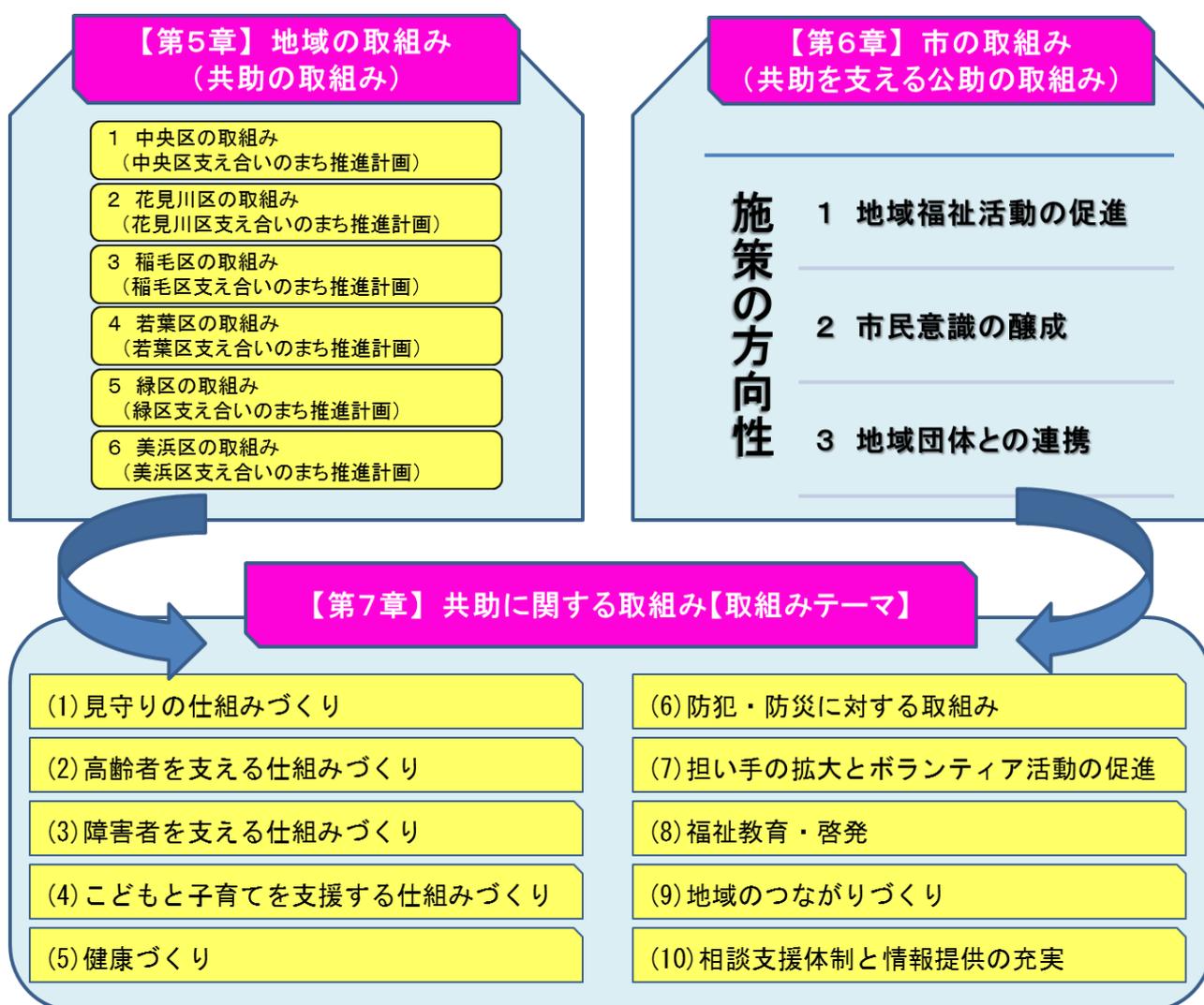
本計画では、地域福祉を推進する活動主体により取組みの体系を2つに区分しています。

地域福祉に関する行政施策を定めた「市の取組み（公助の取組み）」と、地域住民の参加と連携により、地域福祉に関する活動を推進・実践する「地域の取組み（共助の取組み）」に区分されます。

地域の取組みは、各区の地域住民等が主体となって定めたもので、「区支え合いのまち推進計画（区計画）」として位置づけられています。

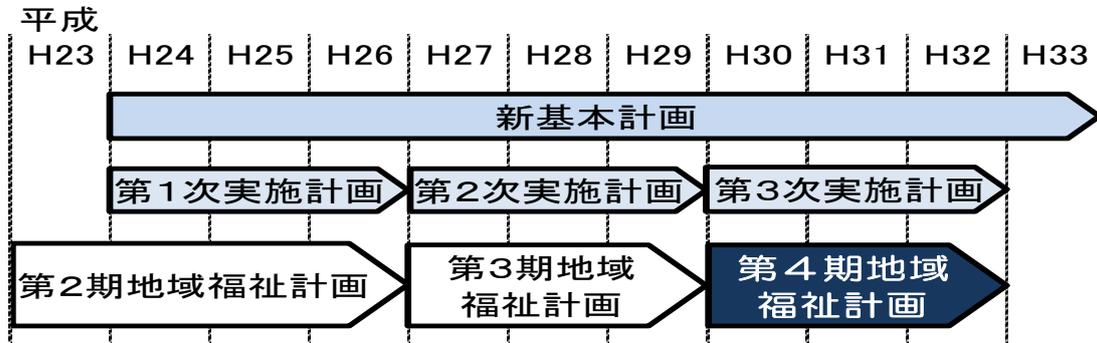
市の取組みについては、地域の取組みを支援する事業・施策を、3つの施策の方向性に分けて整理しています。

また、地域と市の協力・支援関係を明確化するため、地域の取組みと市の取組みを一体化したうえで、分野ごとに10の取組みテーマに再分類して整理しています。



## 4 計画期間

上位計画である第3次実施計画との整合を図り、計画期間は平成30年度から平成32年度までの3年間とします。



## 5 計画策定の経過

本計画の策定にあたっては、千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において全体の審議を行うとともに、各区の支え合いのまち推進協議会において区計画の内容について協議を行い、委員の様々な意見を反映させて内容を決定しています。

また、市民説明会やパブリックコメントなどによる意見募集を実施し、多くの市民の意見が反映されるよう努めています。

年月	実施内容
平成29年2月	平成28年度第3回地域福祉専門分科会(2/10) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第4期千葉市地域福祉計画)の策定方針(案)・骨子(案)について
2~3月	各区支え合いのまち推進協議会(区計画の策定作業開始)
5月	WEBアンケート調査(5/1~10)
7月	平成29年度第1回地域福祉専門分科会(7/27) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第4期千葉市地域福祉計画)の素案について
9月	各区支え合いのまち推進協議会(区計画案の決定)
10~11月	市民説明会開催(各区1回開催)
11月	平成29年度第2回地域福祉専門分科会(11/24) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第4期千葉市地域福祉計画)の原案について
12月	パブリックコメント手続きによる市民意見の聴取
平成30年3月	平成29年度第3回地域福祉専門分科会 ・支え合いのまち千葉 推進計画(第4期千葉市地域福祉計画)の最終案について ・支え合いのまち千葉 推進計画(第4期千葉市地域福祉計画)の決定

## 第4章 先駆的な取組み事例

地域福祉活動をより積極的に推進するため、市内で取り組まれている活動の実践事例の中から、地域において実行・活用する上で参考となる好事例をご紹介します。

### 中央区

### 地域一体「協働」の体制づくり～松ヶ丘地区～

#### エリア内の取組の一部をご紹介します！

#### ～誰もが気軽に立ち寄れる拠点～

地域のシンボルとして浸透した拠点では、様々な取組が行われています。現在は、地元の町内自治会館の空き時間を使い、活動が広がっています。

また、大学生ボランティアの拠点にもなっており、地域住民と相互交流が図られています。様々なイベントを手伝う一方で、淑徳大学看護栄養学部の学生による「高齢者インタビュー」では、高齢者は大学生に対して高齢者が過ごしてきた時代背景や価値観を伝えています。これは看護の現場で患者さんと接する時に大変役立つそうです。



➤ 「子ども食堂」  
H29年10月から、淑徳大学看護栄養学部の協力により開催しています。

#### ➤ 「ゆうあい広場」(高齢者向けサロン)

淑徳大学看護栄養学部による「健康教育・栄養講話」、発声、脳トレ、シニア体操等皆さんが興味を持って楽しめるようなメニューを取り入れています。毎回、20～40名程が参加されています。



#### ➤ 「コミュニティカフェ」↑

午後3時を過ぎると、下校後の子ども達が次々と集まります。いつでもボランティアの方の見守りがあるので、保護者も安心です。おやつを食べながら、宿題を教え合ったり、カードゲームをしたり、それぞれの時間を過ごしています。

#### ➤ 「オレンジカフェ (認知症カフェ)」

認知症が心配な方やご家族等が住み慣れた地域で生活しつづけるための相談の場、認知症等の病気を学ぶ場として始めました。H29年10月から、淑徳大学看護栄養学部、あんしんケアセンター等の協力により開催しています。1回目から満員御礼で、継続した取組が期待されます。

#### ～介護予防体操～

松ヶ丘公民館では、シニアリーダー(※1)による介護予防体操を行っています。毎週、多くの高齢者が気軽に楽しく心身の健康づくりに取り組んでいます。(平成28年度:参加者のべ1,939人、スタッフのべ244人)

(※1) 本書〇〇ページ第2章2(1)⑬をご参照ください。

### ～高齢者お助け隊～

平成21年から、高齢者の日常的な困りごとの解決をお手伝いする活動を続けています。当初は、様々なメニューを作りましたが、現在は、依頼の多い、庭木の枝落とし、草むしりが主です。以前は、町内会の回覧板で周知していましたが、現在は、周知の必要がないほど地域に定着し、作業依頼が増えています。対象者は、松ヶ丘地区部会エリア在住の高齢者・障害者等で支援が必要な世帯で、利用料金は、従事者1人につき500円/時間です。

### ～「認知症徘徊声掛け模擬訓練」～

徘徊者役の方に声掛け役の中学生がやさしい口調で話かけています。認知症のある方等が、行方不明になったと想定して、声をかけて安全に保護するための取組です。



### 【円卓会議からはじまり】

平成18年度から行政・社協の補助金を活用し、高齢者や子ども分野の支援、防災対策等地域内諸課題の解決に取り組んできました。その後、少子高齢社会に移行することに伴う諸問題への対応を模索していたところ、県が募集した「連携・協働による地域課題解決モデル事業」(※2)に松ヶ丘地区が選定されました。(平成23・24年度)

この事業では、「安心・安全のまちづくり」の実現を目指して、各団体や大学等地域資源の特性を活かし、地域一体となり「協働」で取り組むことで、地域課題の解決を図るとともに主

体的な取組体制を確立することなどを目的としました。

事業内容は、①淑徳大学看護栄養学部との協働での健康相談・傾聴ボランティア事業②地域活動の活性化に向けた人材バンク・地域情報発信事業等の展開③事業の継続に必要な資金調達など、活動基盤強化に向けた研修等の実施でした。

実施にあたり、「円卓会議」(※3)で地域の各団体が毎月顔を合わせて情報・意見の交換を行っています。

このモデル事業終了後も、活動を継続し、平成27年5月に松ヶ丘中学校地区地域運営委員会へと移行しました。(※4)

そして現在も、月1回円卓会議を開催しています。町内自治会連絡協議会、社協地区部会、民生委員・児童委員、育成委員会、スポーツ振興会のほか、小・中学校及びPTA、幼稚園、あんしんケアセンター、病院、自主防災・防犯の会等々…多岐にわたり、現在の構成員は43団体です。構成員が、各自の活動内容の報告を行い、地域の課題を把握することができます。縦割りの体制では進まない事柄も、皆で進めていくという雰囲気が出来ており、総合的な地域コミュニティ力を向上させる仕組みが実働しています。

(※2)「連携・協働による地域課題解決モデル事業」…地域課題の解決に向け、NPO等をはじめとする地域の多様な主体が、利害関係のあるなしに関わらず対等な立場で参加し、「協働の力」で問題解決に当たることで、多様な主体による連携・協働の体制を構築することを目的とする。

(※3)円卓会議…地域課題に対して社会的責任を持つNPO等、企業、市町村を含め幅広い分野の団体の参画による。

(※4)地域運営委員会…本書〇〇ページ第2章2(1)③をご参照ください。

ホームページで随時情報を発信しています⇒<http://matugaoka.jp/> (松ヶ丘中学校地区地域運営委員会)

花見川区

社協犢橋地区部会「子ども食堂」

子ども食堂については、NPO 法人等の主催により近年全国各地で開催が始まっています。市内においても取組が広がりつつあり、社協地区部会の取組として、犢橋地区は市内初となります。子どもがひとりでも来られるような場所になることを目指して、試行錯誤しながら取組んでいます。

【きっかけ・背景】

地元の篤志家から、子ども食堂への寄付の申し出があり、地区部会として是非やりたいと思ったことが契機となりました。

ヘルスマイト（食生活改善推進員）千種グループにより、食事調理のご協力をいただけること、地区部会常任理事会にて、「昔あそびと流しそーめんの集い」や年末の「餅つき大会」などを実施してきた「ふるさとづくり実行委員会」（下部組織として「子ども食堂班」を設置）で主催することとなりました。

【目的】

「子どもの貧困対策」の一環として広がっている子ども食堂ですが、そのみならず、食事を介した児童や保護者間の相互交流や地域住民との交流を通じて子ども達の心身ともに健全なる育成を図ることを目的としています。

【対象者・利用の仕組み】

- 対象者：原則として満5歳～満12歳の子ども及び保護者
- 会費：保護者300円、子ども無料
- 場所：ふるさと農園（花見川区）
- 開催日：月1回土曜日開催
- ※食材準備等の都合上、要事前申込。  
定員20名程度。  
食物アレルギーをお持ちの方はご遠慮いただいています。



本日のメインは鳥のから揚げなどによるバイキング形式



栄養バランスのよい献立



ごはんの後はお楽しみ（↑ゴム鉄砲遊び）

**【活動の工夫】****■活動場所について**

衛生的な調理室があり、子どもが集まりやすいといった条件が揃う場所は少ない状況です。調理室の設備面、ロケーションの良さ等から、ふるさと農園に決まりました。

**■周知について**

最初は、子どもルームの利用者に対し、両親が共働きで子どもが食事に困ることがあると思い、第一に声をかけました。しかし、休日は家族で過ごしたいと思う方が多いためか、思いのほか、参加者が見込めませんでした。現在は、学校PTA等を通じた口コミ募集をしています。

多くの方に利用していただきたいという気持ちがある一方で、協力者（ヘルスメイト5名）の人手、食材の準備、資金面（1回あたり施設使用料込みで1万円程度の支出）には限界があり、本当に必要な方に参加していただくためのPRの仕方には、難しさが伴っています。

**■衛生管理体制について**

子どもに食事を提供するためには、衛生面の安全性について細心の注意が必要です。そのため、子ども食堂班全員の検便検査等保健所に相談をして、衛生管理の正しい知識を持って活動をしています。常に、提供食事の培養検査ができるように検食を保管したり、食事を持ち帰らないよう、参加者へしっかり声掛けをしたりしています。

**■食後の楽しみ**

会食懇談後における子ども達の楽しみのひとつとして、手作り工作を取り入れています。担当班員指導のもと、季節に合わせた七夕かざりやゴム鉄砲等製作の喜びを間近で見つめる保護者の方々にも好評です。

**【活動の展開】****■寄付からはじまり…**

地元篤志家の寄付がきっかけとなった活動。犢橋地区部会長（鶴岡さん）は「寄付は、励みになる。こちらも頑張ろうという気持ちになる。」とおっしゃいます。

例えば、毎夏開催している「昔あそびと流しそーめんの集い」では、当初、素麺だけ提供していましたが、ある時、すいかを地元の方が寄付して下さったことから、「すいか割り」が恒例行事になったということがありました。

このように、寄付が活動の呼び水になったり、その後の活動の展開を変化させたりする場合があります。寄付金のほか、子ども食堂に寄贈していただいた食材は、当日のおいしいメニューに反映されています。

**■子どもを中心としたネットワーク**

地区部会が主体であるものの「地区部会だけではできなかった」と会長（鶴岡さん）はおっしゃいます。「子どもの食」に対する地元の方のあたたかい気持ちにつながり、その先には、子ども食堂を通じて子どものために何かしたいと思う人が増えていくことが期待されます。

**■ニーズに合わせて**

対象者の年齢制限を設けていますが、年少の兄弟姉妹がいる場合の参加について要望がありました。現在は、兄弟姉妹が参加している場合は対象年齢下でも利用できるようにしました。

また、食物アレルギーをお持ちの方は、原則、参加をご遠慮いただいておりますが、食事はお弁当持込を可とすることを検討するなど、適宜、利用者の要望に応えながら、継続しています。

連絡先：犢橋地域福祉交流館

電話・FAX 043-259-0251

**稲毛区 いなげ子育てフォーラム～点から線そして輪（WA）へ～**

「稲毛・こどものWAねっとわーく」は、稲毛区内全域における、子どもに関わる公的機関・NPO・子育て支援団体・個人の小さな活動も含めたさまざまな活動団体の方々へ声をかけ、お互いに「顔の見えるつながり」を作ることをめざし、情報交換交流会として、これまで3回の『いなげ子育てフォーラム』を開催してきました。

**【フォーラムの様子】**

平成29年7月、第2回フォーラムでは、平成29年1月に開催された第1回フォーラムの参加者から出された課題やご意見を踏まえ、「活動の継続に向けた人材募集・人材育成」というテーマで意見交換などを行いました。各活動の課題解決や充実、広がりに向けてどのようなことができるかを考える場となりました。



第1回フォーラム～普段抱える悩みをこの場で～

地域で子育てをしている方のほか、子どもや保護者と直接関わり、子育てに関する支援を行う方、支援する組織を運営する方、学生等、さまざまな立場の方が参加されています。

参加者からは、「どっこも同じ悩みがある。苦勞を分かち合えた。」「横のつながりができたことが大きな収穫。」「さまざまな視点での話を聞くことができ、より稲毛区を知ることができた。これからさらに飛躍していける地域だと感じた。」といった前向きな感想がありました。また、「継続してほしい」と好評をいただいております、今後の継続・発展が期待されます。



いなげ子育て活動紹介冊子『おたからぼけっと 2016』



情報交換コーナー

**【団体設立までの道すじ】**

- 「ちば・子育て応援しよう会」により、平成28年度稲毛区地域活性化支援事業に応募・採択
- 事業を実行する組織として、「いなげ子育てフォーラム実行委員会」を設立

**【平成28年度活動】**

- 平成29年1月 「第1回 いなげ子育てフォーラム」開催
- 『おたからぼけっと』（いなげ子育て活動紹介冊子）、乳幼児向け子育て支援活動チラシ作成
- 平成29年2月 実行委員会メンバーを中心とした「稲毛・こどものWAねっとわーく」設立

**【平成29年度活動】**

- 平成29年7月 「第2回 いなげ子育てフォーラム」開催
- 平成29年12月 「第3回 いなげ子育てフォーラム」開催

代表（菊池さん）は、これまで「千葉市子育てサポーター」として教育委員会の委嘱を受け家庭教育支援チームの活動や「ちば・子育て応援しよう会」代表としての活動等、長期にわたり子育て関係の支援に携わってきました。

まずは、自身が居住している小中台地区において、子育ての支援をしている個人や団体についての情報収集・提供、場づくり、子育てミニフォーラムの開催等を通じた地域のコーディネート活動を展開しました。活動の内容に応じてコーディネートを行っていたところ、狭いエリア内で活動が収まることはありませんでした。また、以前から区域で子育てフォーラムを開催している若葉区の活動を参考に、より広いエリアでネットワークをつくりたいという思い

を、市社協稲毛区事務所に伝えたことがきっかけとなっています。

設立メンバーの集結には、市社協稲毛区事務所コミュニティソーシャルワーカーが一役買っています。構成メンバーには、一見子育てとは無縁のような活動をされている方も。現在、子育てサポーターをはじめ、まちづくり関係のNPO法人、大学関係者、福祉施設関係者、おもちゃインストラクター等が中心メンバーとなっており、各々が持つ知識や問題解決のノウハウ、ネットワーク等を活かして活動しています。

### 【稲毛・こどものWAねっとわーくの活動】

#### ■めざすこと

稲毛区内の子どもに関わる個人・団体が連携・協力し、さまざまな活動が「点」から「線」となり、「線」がつながり「輪(WA)」となるように、お互いに『顔の見えるつながり』をつくるとともに、誰もが子育てしやすい地域づくりを推進するため、地域力を活かしながら、子ども達が生きる力を育むことができる環境づくりをめざしています。

稲毛区は「文教のまち」として比較的若い世代が活躍する地域であるという背景から、子ども分野に特化した中間支援組織(※)として活動しています。

(※) 中間支援組織…直接、子どもや高齢者等への支援・サービスを行うのではなく、そのような活動の支援(中間支援)を行う組織。例えば、グループづくり、団体の運営、ネットワークづくり、活動ノウハウの共有、調査、自治体などへの提言等。なお、当団体は、市民活動支援センターのような支援対象の活動分野を問わない「一般型中間支援組織」ではなく、特定の活動分野についての専門性を備えた「領域特定型中間支援組織」という点でユニーク。

#### ■おたからぼけっと作成

稲毛区内の子育て支援に関する団体の情報を集めました。特徴は、団体が「お手伝いできること」のほか、「お手伝いしてほしいこと」を掲載している点です。冊子を見て、各団体へ問い合わせる人が増え、じわじわと反響を感じています。現在は、行政(健康課や公民館)等と連携しながらおたからぼけっとBaby(乳幼児親子向け)の発行の準備をしています。

### 【活動の工夫】

#### ■つながるコツ

「身近なところで」「顔と名前が一致する関係」を作ることです。団体名と役職だけではなく、「〇〇の□□さん」というように、地域という名前の人はいません。一人一人の人のつながり、関係づくりが育まれる場として地域を捉えたいと思います。また、組織の活動圏域や形態に捉われず「子育て」を通してつながることです。

#### ■中間支援組織というスタイル

代表(菊池さん)は、「ちば・子育て応援しよう会」等の活動で、地域ぐるみの子育てを考えて自分たちが出来ること・やりたいことに取組んできたところ、「あなたたちがやっていることは中間支援である」と、他の方から言われるようになったとお話されていました。

地域にはすでに素晴らしい活動がたくさんあります。常に新しい情報を入れながら、子育て中の方や支援をしている方に声をかけ、互いの活動情報を共有し、個々の活動の背景や歴史を大事にしながら、地域課題の解決に向けてコーディネートする役割を担ってきました。

一番難しいと感じているのは、「地域の中に、コーディネート機能の必要性の共通理解があるか」という点です。また、コーディネーター自身が目立つのではなく、皆が活動して良い成果を出しているということこそが素晴らしいことだと感じながら活動しています。

このような取組が、本計画の中で多世代共生のまちづくりにおいても子ども分野の視点から寄与できるようになることを期待しています。

問合せ先 千葉市社会福祉協議会稲毛区事務所内  
TEL:043-284-6160 FAX:043-290-8318  
E-mail: inage.kodomonowa@gmail.com  
URL: <https://inage-kodomonowa.jimdo.com/>



## 若葉区 ～加曽利地区部会～

加曽利地区は、エリア内の障害者福祉施設「桜が丘晴山苑」に拠点事務所を持ち、「介護に頼らない健康づくりと福祉ネットワーク作り」を合言葉に、支え合いの体制を築いています。

拠点では、毎週月曜日「作戦会議」を行い、熱い議論を交わします。「反対意見であった人も、いざやるとなれば、誰よりも一生懸命協力する」という、信頼関係で結ばれたメンバーを中心として、様々な取組が広がっています。

### エリア内の取組の一部をご紹介します！

#### 【加曽利助け合いの会】

##### ■取組概要

顔の見える関係の中での助け合い（身近な生活支援）と、広く大きなエリアでの助け合い（大型機材を用いた剪定、伐採等）を2本の柱とした取組です。

##### ■背景・経緯

エリア内の超高齢化（高齢化率 29%）が進む中、見守りや助け合いの仕組みが全くないことを重要な地域課題と捉え、平成 23 年度「千葉市地域支え合い体制づくり事業補助金制度」により、「加曽利あんぜん・あんしんネット（見守り活動）」「加曽利たすけあいの会」を開始したことがきっかけです。

##### ■活動内容

公助に該当しない生活支援（比較的簡単な力仕事、大工仕事、電気工事）、窓・壁の高圧洗浄、屋内・室外の整理整頓や、樹木の伐採、剪定、草取り等で発生する大量の廃棄物処理等があります。

##### <対象>

概ね 75 歳以上の高齢者世帯

##### <料金>

600 円／時又は 900 円／時

（仕事内容によります）

※別途、利用者負担の費用有り

##### 詳しい利用条件等は、

「助け合いの会」へお問い合わせください。

##### ■活動の工夫

ロコミは勿論、チラシを様々な機会に配布したり、はっぴ、ポスターをイベント等で活用したりして周知しています。

また、晴山苑が、電話で申込みを受付けてくださることが、とても助かっています。その後は、2名のコーディネーターが全体調整のもとで進めていきます。

最近では、リピーターの利用が8割程となっており、売上実績も、取組を始めた平成 24 年度当初から順調に伸びています。

##### ■一人の課題から

中には、近所にゴミの処理等を行える支え合いの体制があったとしても、本人としては、「近隣に迷惑をかけた上で、片付けまでお願いすることはできない」とご近所支援を辞退するケースもあります。市社協が広域的に実施された方が良いと判断し、ご本人のご意向に沿う場合は、地区を越境してサービスを行うこともあります。

ここでは、深刻な状態にある人に対し、「自分たちが何かできないか」と思える意識が醸成されており、他人ごとを自分ごととして捉えた取組が行われています。

また、支え合いの会がサービスを行うばかりでなく、サービスを受けた本人が御礼の気持ちを持てることが大事で、その方が元気な時にできることをしていただくのが良いと考えています。実際、交流が続いていた人から、自発的なボランティアの申し出もありました。

### ～「庭木剪定やってみ隊」～

平成 29 年度から、(※) ことぶき大学校の学生を対象とした研修を請け負っています。ボランティアへの意欲・関心が高くても、必ずしも活動に結びつかないことがあります。地域における庭木剪定の実習を通して、「自分にもできる」と実感していただき、ボランティア精神のある高齢者の力を地域に「一歩踏み出す」お手伝いをしています。

(※) ことぶき大学校…高齢者が知識・技能習得を通じて、仲間づくりや社会活動への積極的な参加を行うことを目的とする。



平成 29 年度は、(社福) 桜が丘晴山苑敷地内にて、バザーふれあい広場(物品販売、喫茶店)、子どものお楽しみ広場(竹工作遊び等)、福祉ふれあい広場(あんしんケアセンター桜木による「よろず相談」、(株) ヤックスによる「健康測定」)を実施しました。

### ～ごみ屋敷への対応～

助け合いの会で請け負うこともある、「ごみ屋敷」への対応については、一部の自治体では、専門のサービスが始まりつつありますが、多くの自治体にとっては、必ずしも既存の制度の中で解決できない、いわゆる「制度の狭間」にある問題です。

こうした課題を抱えた人が共通して社会的孤立の状態にある場合が多いことが分かってきています。困りごとを抱えたまま、助けを求めることができなかつたり、助けを求めているも、近所からは「困った人」と思われたりしがちです。今後は、アウトリーチを含めたアプローチを行うことも視野に入れた体制づくりが課題となっています。



### ■活動の工夫

開催にあたり、他地区の視察を行いました。介護・福祉の取組である「福祉ふれあい広場」は、高齢者在宅介護サービスセンター「シャローム若葉」のバザーを参考にしています。平成 29 年度は、企業(ヤックス)の地域に貢献したいという御厚意を受けて実現しました。

また、地区部会の情報は、月 1 回の自治会理事會にて共有しています。「情報が浸透していると感じる」ことで、それぞれが両輪となって実働する体制が実現しています。

### 【福祉ふれあいバザー】

取組を地域に知っていただき、地域のコミュニティの場となること、また、高齢者人口の増加に伴い、これまで以上に必要とされる支え合いの体制を維持するため、地区部会で活動資金を獲得することをねらいとして、平成 28 年度から開催しています。

連絡先：「加曾利たすけあいの会」  
社協加曾利地区部会・桜が丘晴山苑  
050-3519-7950  
(月～金曜日 9時～17時)

**緑区 買い物支援サービス～大椎台自治会区域～**

緑区大椎町は、JR 土気駅の南に広がる緑区東部のエリアで、区内でも急速な少子高齢化（高齢化率 47.54%）が進んでいます。大椎台団地は、大椎町にある戸建て大型団地です。団地の中に「大椎台さわやか通り」が南北に延び、通り沿いには商店街があります。しかし、団地の方々が食料品等を購入していた小売店が、近年、次々と閉店し、離れたところにあるスーパーまで出向く必要が出てきました。この通りは、距離 1 km、高低差 30m 程と、高齢者が重い荷物を持って歩くには非常に大変な道のりです。

買い物支援サービスは、この不便な状況を改善し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけることを目的としています。

**【活動開始の経緯】**

大椎台自治会では、平成 28 年 2 月に「お困り事」に関するアンケートを実施した結果、買い物に行きづらい高齢者のニーズを把握しました。一方で、地域の高齢者福祉施設（特養）「千寿苑」では、地域に貢献したいというご意向があり、社協が両者をつないだことから始まりました。

「千寿苑」は車両の運行及び運行に伴う諸経費の負担等に関する事、自治会は当日の出欠確認や協力員（ボランティア）の確保等に関する事、「せんだう土気店」は、駐車場の確保に関する事等、サービスの利用決定、保険加入、相互調整に関する事等は、社協が中心となり行うといった 4 者の役割分担が整理されています。

**【サービス概要】**

買物に困っている高齢者の自宅と買物をする店舗の間を送迎します。施設職員が運転する 9 人乗りの車両で運行し、車両には、買物支援協力員（地元ボランティア）1 名が同乗して利用者のサポートを行います。



**<対象者>**

大椎台自治会の会員で、①②のいずれかに該当する方

- ① 70 歳以上で、日常の買物に不便を感じている方
- ② 70 歳未満で、特別の理由（疾病等）により日常の買物に不便を感じている方

※ 1 人で車の乗降が出来る方

※ 介護認定を受けている方のうち、要介護 1～5 の方は対象外

※ 障害者福祉サービスを利用できる方は対象外

**<参加費>**

- ・ 無料

**<運行日>**

- ・ 毎週木曜日
- 13 時半から 15 時半の間

## 【運営のポイント】

## ■マニュアル作成

「買い物支援の手引き（協力員向けの内容）」、「自治会の連絡フロー」、「施設・社協・店舗・自治会の役割分担」など、運営に必要なマニュアルを作り、それぞれの支援者間で共通認識が図れるようになっていきます。一度作られたマニュアルは、他の地域で同様のサービスを展開する際にも役立ちます。

## ■施設との相互交流

大椎台自治会は、千寿苑と以前から交流があり、配食サービス、洗濯物たたみ、行事の協力等のボランティアを行っています。施設のご厚意無くしてはできないサービスですが、一方的に支援されるということではなく、相互に助け合える関係性を築いています。

## ■運営体制

委員会が中心となり実働部隊となっています。自治会メンバーは毎年変わるため、自治会で全て実施しようとする、「仕事を増やさないでほしい」という反応になるはずで、負担が大き過ぎると考えています。何か事業を行う際、まずは検討委員会を作り、自治会へ諮ったうえで正式な委員会を設立します。

また、各団体間の連携ということについては、多くの地域において課題と感じられているところだと思われませんが、例えば、福祉分野の事業であれば、関連しそうな組織（民生委員、社協地区部会、福祉委員会、自治会）は全て最初から集まって話をするようにしており、その後連携しやすいような組織づくりの工夫をしています。

## ■担い手の確保

人を集めることについては、毎月発行している地域福祉委員会の広報誌で何度も広報します。また、口コミによる効果も大きいです。

「普段からのご近所付き合いを大切にすること」これが、いざという時、力を発揮しています。

## 【利用者の声】

「以前は、夫が車を出して買い物をしていましたが、高齢のため免許を返上してしまいました。バスやタクシーを利用して買い物するとなると、やはり不便で…この支援はとても助かっています。」「他にも宅配サービスがあるけれど、特に生鮮食品は、自分の目で見て買いたい。」

利用者の方は、産地がどこか、天然ものか、新鮮かどうか見極めて買い物をされていました。買い物の不便の解消に加え、週1回のこの機会をととても楽しみされています。

買い物支援サービスは、潜在的に多くの需要があり、取組が各地で広がることが期待されます。



頭をぶつけないように！  
協力員の細やかな配慮。

## 【連絡先】

千葉市社会福祉協議会 緑区事務所

043-292-8185

大椎台自治会館 043-294-4981

美浜区

憩いのカフェ『カフェさいわい』～特別養護老人ホームしょうじゅ美浜内～

『カフェさいわい』は、地域の見守り活動を行っている「みまも～れ幸町」の安心協力員（見守りボランティア）の皆さんが中心となり、特別養護老人ホーム「しょうじゅ美浜」地域交流スペースにて平成28年4月4日のオープン以降、地域交流のコミュニティの場として運営されています。



> ついつい  
長話に...

カウンター  
もどうぞ!



【オープンのながれ】

千葉市より、厚生労働省が指定する「安心生活創造事業」のモデル地区として幸町団地自治会に声がかかり、最終的には幸町2丁目全域で、「みまも～れ幸町」（電話、訪問、来所による高齢者の安否確認を行う、幸町2丁目一人暮らし高齢者等見守り支援事業、以下「見守り支援事業」）が、平成21年度から、千葉県社会福祉士会が委託を受けるという形で始まりました。平成24年度からは、あんしんケアセンター幸町が事業を引き継ぎました。

当初、見守りをしてほしい人、したい人を地域全戸ポスティングで募り、「安心協力員」（ボランティア）の体制ができました。

しかし、見守りをしてほしい人が想定したよりも少なかったため、「見守り支援事業」と並行して、協力体制を活かすことができる取組につ

いて、あんしんケアセンターが会議で提案し、候補の一つが「地域カフェ」でした。「国道14号沿いには、コーヒーショップはあるものの、もっと気軽に集まることができる場所が欲しい」という地域のニーズと合致したため、オープンに向けて準備が始まりました。

場所の選定については、地域福祉医療拠点化の取組を行っているUR賃貸住宅の集会場も候補として挙がりましたが、高齢者福祉施設「しょうじゅ美浜」は、何より新しく明るい雰囲気であることや、施設側の協力的な姿勢もあり、メンバーの「ここでやりたい」という気持ちで一致しました。町内集会場を地域カフェに活用している場合もありますが、「靴を脱いで入る」というちょっとした動作を省ける方が、より気軽に寄れる場所になるのではないかと感じたとのことです。

オープンに際しては、生活支援コーディネーターの後押しと、社協幸町2丁目地区部会のバックアップがありました。



【運営の工夫など】

現在は、電気、水道、氷、スペースの利用は無償。飲食物の持ち込みは施設の許可をいただいています。また、初期投資が大変ではないか

と見込んでいましたが、必要な物品はボランティアの方々が持ち寄り、あっという間に集まりました。コーヒーは、誰が煎れても同じ味になるようにポーションタイプを使うことにしました。

ボランティアの方で手芸や絵画など色々な特技を持っている方がおり、それぞれ工夫を凝らしてカフェ運営に取り組んでいます。

### 【あんしんケアセンター職員の声】

みまも〜れ幸町のボランティアと地域の関係機関の協力があり、1年の準備期間を経て立ち上げとなりました。開所後は、ボランティアの方の素晴らしい対応で「住民主体の憩いの場」として地域に定着しています。

### 【地域ボランティアの力で】

現在、15名のボランティアが登録し、シフト制で運営しています。地域福祉活動は、担い手不足と言われていますが、こちらの活動に関しては、幸いにもボランティアの希望が多く充足しているそうです。カフェは、ボランティアの方のさりげない気遣いや雰囲気づくりによる憩いのスペースとなっていました。一日40人程のお客様が来場されています。

ボランティアの皆さんからは、「来てよかったと思えるよう、明るい笑顔で接している。」「いつまで居てもいいような雰囲気づくりを心掛けている。」「あえて『何もないカフェ』がいいと思う。つい色々なイベントなど詰め込みたくなるが、来場者は必ずしもそれを求めていると思うので、やりすぎないように。良い意味で来場者にあまり構い過ぎないようにして、自由な雰囲気を作っている。」「あんしんケアセンターが関わっているので、ボランティアとしては安心して取り組める。」といった声が聞かれました。

活動意欲の高いボランティアが集っている場で、アイデアを検討することで、実行性のあ

る前向きな取組が生まれているようです。最初は、誰かがルールを敷くようなことであっても、担い手が自発的に活動していくことで、自分たちの活動としてどんどん充実した取組となっています。

### 【地域交流スペースの活用について】

市内全域で「活動をしたくても気軽に集まれるスペースが無い」といった声は多く、地域住民等が地域福祉活動に利用できる場所として、社会福祉施設内の空きスペースの活用が期待されています。

(本計画書資料編V(3)「市内施設一覧」に掲載していますので活動にお役立てください。)



### 【皆さんへのメッセージ】

様々な世代の方に来ていただけるようになると思います。当初は、女性の参加者が多かったのですが、徐々に男性のグループの方も見えるようになりました。今後は、子育て世代のお母さんなどにも、気軽に寄っていただけるようになると嬉しいです。

場所：特別養護老人ホーム

「しょうじゅ美浜」地域交流スペース内  
(美浜区幸町2-12-2)

開設日時：祝日を含む毎週月曜日

(年始は除く)

11:00~15:00

## 第5章 地域の取組み（共助の取組み）

### 1 区支え合いのまち推進計画（第4期区計画）について

区計画においては、第1期（平成18～22年度）、第2期（平成23～26年度）、第3期（平成27～29年度）と、多くの地域の皆さんの参加を得て、日常生活における生活課題の解決へ向けて取り組んできました。

このたび策定した「区支え合いのまち推進計画（第4期区計画）」は、「支え合いのまち千葉 推進計画」の第5章として位置付けられており、今後3年間における住民が主体となった地域の取組み（共助の取組み）が定められています。

この区計画は、第3期計画の全体構成や重点取組項目の設定方法などを継承し、引き続き地域における取組みを推進しやすい構成となっています。

地域においては、市社協や市の支援のもと、社協地区部会ができる限り多くの地域住民や地域団体等の地域福祉活動の担い手と連携を図りながら、活動状況の把握や活動の促進を行い、区計画に基づく取組みの推進に努めていくこととします。

### 2 計画期間

平成30年度から32年度までの3年間とします。

### 3 区支え合いのまち推進計画のポイント

- 第3期計画の全体構成や重点取組項目の設定方法などを継承し、「基本目標（基本理念）」「基本方針」「取組内容一覧」の3本立ての構成により、地域住民に取組内容が周知されるようシンプルな形態としました。
- 社協地区部会を中心とした地域住民等が、地域の生活課題やニーズを踏まえたうえで3年間で注力して取り組む活動を考え、区計画全体の取組項目の中から、その地区部会エリアにおいて選定する「重点取組項目」を引続き設定しました。
- 社協地区部会が、地域（地区部会エリア）の中核組織として地域の様々な組織や団体と連携・協力を図りながら、活動状況の把握や活動の促進を行い、「重点取組項目」を含めた地区部会エリア内「取組項目」全体の取組みの推進に努めます。
- 区支え合いのまち推進協議会が、各地域（地区部会エリア）の活動状況を確認し、取りまとめるとともに、成果事例の共有や取組みの推進方法の検討などを行い、区計画を推進します。

【10の取組みテーマと重点取組項目を設定した地区部会エリアについて】

本計画では、共助に関する取組みを10の「取組みテーマ」に分類し、第7章において、「取組みテーマ」ごとに地域（区計画）、市社協、市の取組みを関連付けて整理しています。

各区計画において重点取組項目を設定した地区部会エリアを、「取組みテーマ」ごとに整理した結果は、下表のとおりとなっています。

取組みテーマ	重点取組項目を設定した地区部会エリア ※（ ）の数字は複数の重点取組項目の数	延エリア数
1 見守りの仕組みづくり	都 ちば中央 西千葉 蘇我 白旗台 松ヶ丘 川戸 生浜 東千葉 新宿 中央東 千葉みなと 花園 犢橋 こてはし台中学校区 幕張・武石 花見川 花見川第2 こてはし台 幕張本郷中学校区 畑 小中台東 山王 稲毛 稲丘 草野 緑が丘 301（作草部・天台） 小中台西 桜木 小倉 都賀 誉田 椎名 土気 おゆみ野 稲毛海岸 幸町2丁目 幸町一丁目 高洲・高浜 幕張西 打瀬	42
2 高齢者を支える仕組みづくり	都 西千葉 中央 蘇我(3) 白旗台(2) 松波 松ヶ丘 川戸(2) 星久喜 生浜(2) 新宿(2) 中央東 花園 こてはし台中学校区 幕張・武石 花見川 花見川第2 朝日ヶ丘 こてはし台 畑 稲毛 稲丘 草野 桜木 貝塚 小倉 白井 更科 千城台東南・金親 若松 都賀 千城小 椎名 おゆみ野 稲毛海岸 幸町2丁目(2) 幸町一丁目 高洲・高浜 真砂 幕張西 打瀬(2)	49
3 障害者を支える仕組みづくり	都 星久喜 生浜 新宿 天戸中学校区 さつきが丘・宮野木台 稲毛 稲丘 草野 誉田 おゆみ野 稲毛海岸 幸町2丁目 幸町一丁目 高洲・高浜 幕張西 打瀬	17
4 こどもと子育てを支援する仕組みづくり	都 中央 蘇我 白旗台(3) 松波 川戸 星久喜(2) 生浜(3) 新宿 中央東 犢橋 幕張本郷中学校区 稲毛 稲丘 草野 桜木(2) 貝塚 小倉(2) 白井 更科 御成台、千城台西・北 千城台東南・金親 若松(2) 都賀(2) 千城小 椎名(3) おゆみ野(2) 稲毛海岸 幸町2丁目 幸町一丁目 高洲・高浜 幕張西 打瀬	45
5 健康づくり	西千葉 蘇我 白旗台 松ヶ丘 川戸 生浜 新宿 中央東 花見川 天戸中学校区 小中台東 轟・穴川 稲毛 稲丘 千草台中学校 草野 緑・黒砂 弥生 桜木 御成台、千城台西・北 26 千城小 おゆみ野 磯辺	24
6 防犯・防災に対する取組み	末広 ちば中央 西千葉(2) 中央(3) 蘇我(2) 白旗台(4) 松波 川戸 寒川 星久喜 生浜(4) 東千葉 新宿(4) 千葉みなと 検見川 花見川 天戸中学校区 さつきが丘・宮野木台 畑 山王 轟・穴川 稲丘(2) 千草台中学校 草野 301（作草部・天台）(2) 緑・黒砂 坂月 貝塚(2) 白井 更科 26 千城小 誉田	49

第5章 地域の取組み（共助の取組み）

取組みテーマ	重点取組項目を設定した地区部会エリア ※（ ）の数字は複数の重点取組項目の数	延エリア数
7 担い手の拡大とボランティアの促進	西千葉 白旗台(2) 星久喜 生浜 東千葉 新宿 検見川 花園 こてはし台 中学校区 幕張・武石 花見川 花見川第2 こてはし台 畑 小中台東 山王 稲毛 稲丘(2) 草野 緑が丘 301(作草部・天台) 小中台西 白井 加曾利 結・みつわ台 椎名 土気 おゆみ野 高洲・高浜 真砂 磯辺	33
8 福祉教育・啓発	ちば中央 西千葉 白旗台(2) 松波 星久喜(2) 生浜(3) 新宿(2) 犢橋 幕張本郷中学校区 小中台東 稲丘 千城台東南・金親 若松 都賀 菅田 椎名 おゆみ野 幸町一丁目 磯辺	24
9 地域のつながりづくり	西千葉 蘇我 白旗台(2) 川戸(2) 星久喜(2) 生浜(3) 東千葉 中央東 千葉みなと 花園 犢橋 こてはし台中学校区 幕張・武石 花見川 花見川第2 朝日ヶ丘 こてはし台(3) 幕張本郷中学校区 小中台東 山王(3) 轟・穴川 稲毛(3) 稲丘(4) 千草台中学校(2) 草野(2) 緑が丘(2) 301(作草部・天台) 緑・黒砂(2) 小中台西(2) 弥生 坂月 貝塚(3) 白井 更科(2) 御成台、千城台西・北 千城台東南・金親 26 加曾利(2) 都賀 結・みつわ台(2) 椎名 土気 稲毛海岸 幸町2丁目 幸町一丁目 高洲・高浜 真砂(2) 磯辺 幕張西 打瀬	84
10 相談支援体制と情報提供の充実	ちば中央 蘇我 白旗台 松波 松ヶ丘 川戸(2) 星久喜 生浜(2) 中央東 千葉みなと 朝日ヶ丘 こてはし台 小中台東 山王 轟・穴川 稲毛 稲丘(3) 千草台中学校 緑が丘 301(作草部・天台) 弥生 坂月 貝塚 白井 御成台、千城台西・北、千城台東南・金親 加曾利 都賀(2) 結・みつわ台 菅田 椎名(4) 土気 おゆみ野(4) 真砂	55
<b>合 計</b>		<b>422</b>



# 中央区支え合いのまち推進計画



第4期中央区地域福祉計画 平成30～32年度

## 1 基本目標

### みんなでつくろう、支え合い安心して暮らせる中央区

この基本目標は、中央区の目指すべき将来像です。

第1期計画策定時に掲げられたもので、今般策定を行った第4期計画においても引き継がれています。

## 2 7つの基本方針

中央区の目指すべき将来像である基本目標を達成するため、7つの基本方針を定めています。この基本方針は、地区フォーラム<sup>※</sup>で明らかになった生活課題や解決策等から導かれたものであり、地域福祉を推進する方向性を示すものです。

第3期区地域福祉計画では、地域での共助の役割が増加し、地域活動を支える担い手の高齢化が顕著となる中、市社会福祉協議会の各地区部会が重点取組項目を選定し、地域課題の解決に向け取り組み、各地区の目標はおおむね達成できました。

一方で、計画の推進にあたり、担い手不足、関係団体との連携強化、活動拠点の確保等といった課題が浮き彫りになってきました。

第4期計画では、こうした課題がある中、地区部会の実情に応じ、重点取組項目を選定し、「**支え合い安心して暮らせる中央区**」となるよう取り組んでいきます。

#### ※ 地区フォーラム

平成16～17年度にかけて、各区に4つ設置した住民参加型のフォーラム。

地域住民や様々な地域関係者で構成され、身近な地域での生活課題を抽出し、自助・共助の視点から解決策を検討した。

### 《基本方針1》 身近なコミュニティづくりの推進

支援を必要とする人たちが地域で埋もれてしまわないよう、お互いが隣近所に気を配り、支え合いの仕組みをつくり身近なコミュニティづくりを推進する。

また、幅広い世代にイベントなどを通じて、ふれあう機会を提供する。

さらに、様々な交流の機会を通じて、住民同士の仲間づくりや健康づくりに取り組むなど、地域包括ケアシステムの推進を図る。

《基本方針2》 交流の場と仲間づくり

町内自治会館や福祉施設等の協力を得る中で、誰もがいつでも気軽に参加できる身近な交流の場づくりに取り組む。

また、様々な交流の機会を通じて健康づくりや仲間づくりが図れるようにする。

《基本方針3》 社会参加の推進

誰もが、地域社会でその人らしく充実した生活が送れるよう、地域に活動の場を確保し、社会参加ができる環境を整える。

《基本方針4》 地域の福祉力向上、担い手づくり

誰もが持つ福祉の心を喚起・啓発し、幅広い福祉の活動の輪を広げる仕組みづくりも行って、地域の福祉力を高めるとともに、新たな担い手を確保する。

《基本方針5》 相談体制、情報提供の場づくり

いつでも気軽に相談ができて、欲しい情報を分かりやすく収集できる仕組みをつくる。

《基本方針6》 福祉教育の推進

人権尊重の意識を高め、地域社会から偏見や差別をなくすため、家庭、学校、地域などの場で福祉教育に積極的に取り組む。

《基本方針7》 人にやさしい生活環境づくり

地域が安心・安全で住みよいものになるよう、人にやさしい生活環境づくりを進める。

### 3 取組内容一覧

#### 《基本方針1》 身近なコミュニティづくりの推進

基本的な方向		具体的な取組み		取組み テーマ
(1)	地域活動をしている人たちが及び関係機関のネットワークをつくる	1	<b>地域支えあい連絡会の設置・推進</b> <b>目的：地域課題の解決に向け、関係団体の連携・協力を深める。</b> ○地域運営委員会の設立に向け共通理解を図る。 ○地域のネットワークづくりの取組みが出来ていない地区は千葉市あんしんケアセンターが主催する「地域ケア会議」等を定期的に活用し、地域のネットワークづくりを行う。 ○地域運営委員会または地域ケア会議等の地域の課題を話し合う組織を作る。	9 10
		<b>重点取組地区 (地区部会エリア)</b>	○ 中央東地区部会 ○ 蘇我地区部会 ○ 白旗台地区部会 ○ 生浜地区部会 ○ 川戸地区部会 ○ 星久喜地区部会 ○ 千葉みなと地区部会	
(2)	要支援者等を地域で支え合う仕組みづくりを推進する	2	<b>支え合い活動の仕組みづくり</b> <b>目的：地域での支え合い活動を推進し、生活課題を解決する。</b> ○地区部会や町内自治会等が、支援を求める方の生活課題を解決する支え合いの仕組みづくりを推進する。 ○住民アンケート調査を実施し、地域の実情やニーズの把握を行い、地区部会や町内自治会で、支援できる内容について検討する。 ○地区部会と社協区事務所が協力し、活動拠点となるよう、地域内の福祉施設等の有効活用について調査し、拠点整備を推進する。 ○支え合い活動に参加する新たな担い手を確保するために、研修会等を実施する。 ○支え合い活動のボランティア登録の受け付けと活動を紹介する仕組みをつくる。	7 9
		<b>重点取組地区 (地区部会エリア)</b>	○ 東千葉地区部会 ○ 白旗台地区部会 ○ 生浜地区部会	
(3)	見守り体制をつくり、見守り活動を行う	3	<b>見守り体制をつくる</b> <b>目的：支援を必要とする人を日頃の付き合いの中で見守りながら、災害時に備える。</b> ○取組めていない地区においては、見守り活動への理解と必要性について講習会や勉強会を開催し、啓発活動に努める。（住民アンケート調査、見守り希望者・見守り協力者を把握する） ○地区部会や町内自治会等が、「あんしんカード」を作成、配布するか「中央区ふくし・防災ガイド&マップ」の「あんしんカード」記載を働きかけ、内容の更新を定期的に行う。 ○地域の中で支援を必要とする人(高齢者や障がい者など)の意向を尊重しながら、住民同士が日常生活の中でさりげない見守り活動を実施する。	1

第5章 地域の取組み（共助の取組み）【中央区】

(3)	見守り体制をつくり、見守り活動を行う	4	重点取組地区 (地区部会エリア)	<input type="checkbox"/> 都地区部会 <input type="checkbox"/> ちば中央地区部会 <input type="checkbox"/> 中央東地区部会 <input type="checkbox"/> 東千葉地区部会 <input type="checkbox"/> 西千葉地区部会 <input type="checkbox"/> 新宿地区部会 <input type="checkbox"/> 蘇我地区部会 <input type="checkbox"/> 白旗台地区部会 <input type="checkbox"/> 生浜地区部会 <input type="checkbox"/> 松ヶ丘地区部会 <input type="checkbox"/> 川戸地区部会 <input type="checkbox"/> 千葉みなと地区部会	6
			<b>災害時に支援を必要とする人の避難支援</b> <b>目的：災害時に機能するサポート体制を構築する。</b>		
			<input type="checkbox"/> 全避難所において、地域の町内自治会、自主防災会等が一体となった「避難所運営委員会」を設置し、災害発生時に地域住民同士が連携しながら、主体的に避難所の開設・運営を行う体制を構築する。 <input type="checkbox"/> 地区部会や町内自治会が、独自の避難者名簿を作成し、安否確認や支援体制を構築する。 <input type="checkbox"/> 地区部会や町内自治会が、各避難所ごとに関係諸団体と連携し、災害時を想定した避難訓練や炊き出し訓練等を年1回以上実施する。 <input type="checkbox"/> 各避難所で運営マニュアルを作成し、毎年内容を見直し更新する。		
			重点取組地区 (地区部会エリア)	<input type="checkbox"/> 末広地区部会 <input type="checkbox"/> 寒川地区部会 <input type="checkbox"/> ちば中央地区部会 <input type="checkbox"/> 東千葉地区部会 <input type="checkbox"/> 西千葉地区部会 <input type="checkbox"/> 新宿地区部会 <input type="checkbox"/> 白旗台地区部会 <input type="checkbox"/> 生浜地区部会	
		5	重点取組地区 (地区部会エリア)	<b>すべての子どもを地域で育てる</b> <b>目的：近所の子どもと顔見知りになることで、子どもの安全のための見守りにも寄与する。</b>	4 6
			<input type="checkbox"/> 地域と学校が連携し、セーフティウォッチャー活動の充実を図るとともに、「子ども110番のいえ」の協力も得て、「声かけ・あいさつ運動」を実施する。 <input type="checkbox"/> 関係団体と学校・警察等が連携し、「子ども110番のいえ」訪問、挨拶や駆け込み訓練等に取り組む。 <input type="checkbox"/> 地区部会や町内自治会が青少年育成委員会と連携して実施する地域行事を通じて、子どもたちと顔見知りになる機会を設ける。		
			重点取組地区 (地区部会エリア)	<input type="checkbox"/> 中央地区部会 <input type="checkbox"/> 新宿地区部会 <input type="checkbox"/> 蘇我地区部会 <input type="checkbox"/> 白旗台地区部会 <input type="checkbox"/> 生浜地区部会 <input type="checkbox"/> 星久喜地区部会	

《基本方針2》 交流の場と仲間づくり

基本的な方向		具体的な取組み		取組み テーマ
(1)	高齢者の交流の場をつくる	6	<b>ふれあい・いきいきサロンの充実</b> <b>目的：身近な所で、つどい、交流する場所と機会を拡充する。</b>	2
		<input type="checkbox"/> 地区部会が、地域の高齢者向けの「ふれあい・いきいきサロン」を月1回以上開催する。 <input type="checkbox"/> 活動の見直しや改善のため、サロン参加者の希望調査を実施する。 <input type="checkbox"/> 身近な集会所等で、ウィークリーサロンを目指し、交流する機会を拡充する。 <input type="checkbox"/> 引きこもりの人がいないか調査し、参加を働きかける。(実態調査の実施)		

第5章 地域の取組み（共助の取組み）【中央区】

基本的な方向		具体的な取組み		取組み テーマ
(1)	高齢者の交流の場をつくる		重点取組地区 (地区部会エリア) ○ 都地区部会 ○ 中央地区部会 ○ 新宿地区部会 ○ 蘇我地区部会 ○ 白旗台地区部会 ○ 生浜地区部会 ○ 松波地区部会 ○ 川戸地区部会 ○ 星久喜地区部会	
		7	<b>地域での健康づくり支援の充実</b> <b>目的：介護予防、ひきこもりの防止を兼ねた交流の場と機会を拡充する。</b> ○地区部会、老人クラブ、町内自治会等が、高齢者の健康維持と交流の場となる「ふれあい・散歩クラブ」、「シニアリーダー体操」などに取り組む。 ○「ふれあい・いきいきサロン」において、介護予防や転倒防止運動を定期的実施する。 ○地域の関係団体が連携し、各種スポーツ大会（スポーツ活動）や歴史・文化を学ぶ会（文化活動）を年1回以上開催する。 ○引きこもりの人がいないか調査し、参加を働きかける。（実態調査の実施）	② ⑤
			重点取組地区 (地区部会エリア) ○ 中央東地区部会 ○ 西千葉地区部会 ○ 新宿地区部会 ○ 蘇我地区部会 ○ 白旗台地区部会 ○ 生浜地区部会 ○ 松ヶ丘地区部会 ○ 川戸地区部会	
(2)	子どもと子育て中の親への支援	8	<b>地域でのスポーツ活動及び文化活動の推進</b> <b>目的：地域のすべての子どもたちに、スポーツや文化を学ぶ機会を与え、子どもたちの健全育成を図る。</b> ○地域の関係団体が学校とも連携し、放課後子ども教室を全ての小学校で実施するとともに、昔遊び等も取り上げて内容の充実を図る。 ○地域で行われている各種スポーツクラブや学習クラブ等を紹介する冊子を作成・配布し、子どもたちに参加の機会を与える。 ○地域の関係団体が連携し、各種スポーツ大会（スポーツ活動）や歴史・文化を学ぶ会（文化活動）を年1回以上開催する。	④ ⑧
			重点取組地区 (地区部会エリア) ○ 白旗台地区部会 ○ 生浜地区部会	
		9	<b>子育てサロンの充実</b> <b>目的：子育て中の親子の仲間づくりの場と機会を拡充する。</b> ○地区部会が、地域の子育て中の親子向けの「ふれあい・子育てサロン」を月1回以上開催する。 ○活動の見直しや改善のため、サロン参加者の希望調査を実施する。 ○地区部会が地域保健推進員等と連携し、サロン内容の充実を図る。	④
			重点取組地区 (地区部会エリア) ○ 都地区部会 ○ 中央東地区部会 ○ 白旗台地区部会 ○ 生浜地区部会 ○ 松波地区部会 ○ 川戸地区部会 ○ 星久喜地区部会	

第5章 地域の取組み（共助の取組み）【中央区】

基本的な方向		具体的な取組み		取組み テーマ
(3)	障がい者への理解と 交流の場づくり	10	<b>障がい者との相互理解と地域住民等との交流の推進</b> <b>目的：障がい者に対する理解を深め、多様な仲間づくりの環境を整備する。</b> ○各地区部会が開催する研修会において、年1回は、障がい者への理解に関するテーマを取り入れる。 ○地域住民に呼びかけて、地域の障がい者施設でボランティア体験ができる機会を設け、障がい者との交流を図る。 ○地区部会や町内自治会等が、障がい者団体が主催するイベントを積極的に広報するとともに、広く地域住民に参加を呼びかける。 ○地区部会や町内自治会等が、障がい者団体（サークル含む）と連携を図り、地域交流会等を企画、開催する。 ○地域で行われるイベントに障がい者が参加しやすい配慮をし、参加を呼び掛けるとともに、一部の役割を担ってもらう。 ○各地区で年1回は、障がい者との交流の場となるイベントを開催する。	③ ⑧
			重点取組地区 (地区部会エリア)	
(4)	世代を超えた、地域 交流の場づくり	11	<b>世代間交流の場の提供</b> <b>目的：誰もが、気軽に出入りでき、世代間交流や助け合える関係をつくる。</b> ○「ふれあい・いきいきサロン」と「ふれあい・子育てサロン」の同時開催を年1回以上実施し、世代間交流の場を提供する。 ○誰もが（高齢者、障がい者、児童、赤ちゃん連れの母親など）、朝から夕方まで気軽に出入りできる交流の場を設ける。 ○地区部会や町内自治会等が、気軽に参加できる行事を実施する。	⑨
			重点取組地区 (地区部会エリア)	

《基本方針3》 社会参加の推進

基本的な方向		具体的な取組み		取組み テーマ
(1)	高齢者及び障がい者の 社会参加を推進する	12	<b>高齢者の地域社会での福祉活動の促進</b> <b>目的：高齢者の地域社会での活動の場を確保する。</b> ○定年を迎えた人や元気な高齢者を募り、今迄の経験を生かして、地区部会活動や近隣の福祉施設等でボランティア活動を行うよう働きかける。 ○地域で活動しているサークル等に働きかけ、地域行事や施設慰問への参加を促す。	②
			重点取組地区 (地区部会エリア)	

基本的な方向		具体的な取組み		取組み テーマ
		13	<p><b>障がい者の地域社会での福祉活動の促進</b></p> <p>目的：障がい者の地域社会での活動の場を確保する。</p> <p>○地区部会が主催している行事等に、障がい者に参加してもらい、本人の状態に合わせた役割を担ってもらおう。</p>	③
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○都地区部会	

《基本方針4》 地域の福祉力向上、担い手づくり

基本的な方向		具体的な取組み		取組み テーマ
(1)	福祉の心を喚起・啓発する取組み	14	<p><b>地域で福祉に関する講座や研修会等の受講機会の提供</b></p> <p>目的：地域住民の介護力、福祉力の向上や福祉活動への理解と参加を促進する。</p> <p>○地区部会が主催となり、地域の福祉施設・団体・サークル等と連携して地域住民を対象とした福祉講座、ボランティア講座、研修会等を企画し、年2回以上実施する。</p> <p>○地区部会の各委員会ごとに、テーマを持った研修会・講座を開催し、地域住民に参加を呼び掛け、新たな担い手の確保に努める。</p> <p>○講座内容の見直しや改善のため、参加者の意見を聴く。</p>	⑦ ⑧
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○西千葉地区部会 ○新宿地区部会 ○白旗台地区部会 ○星久喜地区部会	

《基本方針5》 相談体制、情報提供の場づくり

基本的な方向		具体的な取組み		取組み テーマ
(1)	情報が正確に伝わる取組み	15	<p><b>相談体制・情報提供の充実</b></p> <p>目的：ちょっとした相談にのってくれる人が近所で得られる。</p> <p>○地区部会が開催するふれあい・いきいきサロンや子育てサロン、更に町内自治会や老人会が身近な集会所等で開催するふれあいサロンでは、スタッフが気軽に相談を受け付け、その場で回答できないものは担当の民生委員から回答する体制を整える。</p> <p>○近所で相談に応じてくれる人を掲載した福祉マップを配布する。</p>	⑩
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○ちば中央地区部会 ○生浜地区部会 ○松ヶ丘地区部会	

## 第5章 地域の取組み（共助の取組み）【中央区】

基本的な方向		具体的な取組み		取組み テーマ
(		16	<b>福祉情報誌の充実と「中央区ふくし・防災ガイド&amp;マップ」の活用</b> <b>目的：地域に密着した福祉活動情報の充実。</b>	⑥ ⑩
			○地区部会や町内自治会の広報誌を通じ、地域福祉に関する情報を住民に提供する。 ○地区部会が発行する「社協だより」を年2回以上発行する。 ○地区部会や町内自治会で「中央区ふくし・防災ガイド&マップ」を活用し、独自の福祉マップや防災マップを作成する。	
		<b>重点取組地区 (地区部会エリア)</b>	○ 松波地区部会 ○ 川戸地区部	

### 《基本方針6》 福祉教育の推進

基本的な方向		具体的な取組み		取組み テーマ
(1)	地域での取組み	17	<b>地域での福祉教育の推進</b> <b>目的：地域で福祉の心を育む。</b>	⑧
			○地域と学校が連携して、学校の授業で児童・生徒に対し、福祉について学習する機会を設ける。 ○地域と学校が連携して、地区部会活動をはじめ地域の福祉活動に、児童・生徒がボランティアとして参加できる機会を設ける。 ○地区部会と学校が連携し、地域の高齢者と児童・生徒が交流する機会を設ける。	
		<b>重点取組地区 (地区部会エリア)</b>	○ ちば中央地区部会 ○ 生浜地区部会 ○ 松波地区部会	

### 《基本方針7》 人にやさしい生活環境づくり

基本的な方向		具体的な取組み		取組み テーマ
(1)	防犯・防災体制づくり	18	<b>防犯対策の推進</b> <b>目的：地域を住民自ら守る。</b>	⑥
			○町内自治会で防犯パトロール隊を結成し、週1回以上のパトロールを実施する。 ○町内自治会や地区部会等が警察と連携し、防犯教室や安全講習会等を開催し、広く地域住民に参加を呼び掛け、防犯意識の高揚と地域防犯力の向上を図る。 ○青少年育成委員会が実施する「子ども110番のいえ」の存在を地域に広く周知し、そのさらなる増加を図るとともに、子どもたちにも周知する。	
		<b>重点取組地区 (地区部会エリア)</b>	○ 中央地区部会 ○ 新宿地区部会 ○ 蘇我地区部会 ○ 白旗台地区部会 ○ 生浜地区部会	

基本的な方向		具体的な取組み		取組み テーマ
(		19	<b>防災体制の充実</b> <b>目的：地域の防災力を高める。</b> ○各地域で防災会を結成し、消防等と連携し、年1回以上防災訓練を実施し、住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。 ○訓練の際は、福祉的配慮を必要とする方が、参加しやすい環境を整える。 ○「中央区ふくし・防災ガイド&マップ」などを活用し、避難所が印された地図を印刷して、町内自治会館や掲示板などに張り出すなど、地域に情報を提供する。 ○地区部会や町内自治会などが連携して、年1回以上防災に関する研修会を開催し、広く地域住民に参加を呼び掛ける。	⑥
		<b>重点取組地区 (地区部会エリア)</b>	○西千葉地区部会 ○中央地区部会 ○新宿地区部会 ○白旗台地区部会 ○生浜地区部会 ○千葉みなと地区部会	

※ 「重点取組地区（地区部会エリア）」とは、千葉市社会福祉協議会地区部会の活動対象区域（おおむね中学校区域）をいいます。

※ 「支え合いのまち千葉 推進計画」では、共助に関する取組みを下記の10のテーマに分類しています。計画第7章において、それぞれのテーマごとに、地域（区計画）、市社協、市の取組みを関連付けて整理しています。

【取組みテーマ】

- ① 見守りの仕組みづくり ② 高齢者を支える仕組みづくり ③ 障害者を支える仕組みづくり  
 ④ こどもと子育てを支援する仕組みづくり ⑤ 健康づくり ⑥ 防犯・防災に対する取組み  
 ⑦ 担い手の拡大とボランティア活動の促進 ⑧ 福祉教育・啓発 ⑨ 地域のつながりづくり  
 ⑩ 相談支援体制と情報提供の充実



## 花見川区支え合いのまち推進計画



第4期花見川区地域福祉計画 平成30～32年度

### 1 基本目標

「あなたが主役 みずから進んで参加しよう！

地域福祉の創造をめざして」

～花見川の恵まれた環境をいかし、一人ひとりが支え合い、

住み慣れた地域で安心して暮せる 心豊かなまちづくり～

この基本目標は、花見川区の地域福祉を推進するため、区民一人ひとりが主人公として、地域の一員として、地域の様々な取組みにみずからが進んで参画することにより、地域の支え合い助け合いへと発展し、より豊かな地域をつくることを目指しています。

第1期計画から掲げられたもので、第4期計画においても引き継がれています。

### 2 5つの基本方針

花見川区の目指すべき将来像である基本目標を達成するため、以下の5つを基本方針としました。

この基本方針は、第3期計画を継承したものであり、花見川区の地域福祉を推進していく上での方針を示すものです。

#### 《基本方針1》 交流の場と健康づくり

一人暮らしの高齢者等が、住み慣れた地域において、社会から孤立することなく継続して安心した生活が営むことができるよう、近隣住民との交流を深め、地域で行われる行事への参加を促進するとともに、身近な施設を活用し、誰もがいつでも気軽に利用できる場を確保し、仲間づくりを推進します。

また、住民一人ひとりが心身ともに健康になるよう、健康づくりを推進します。

#### 《基本方針2》 支え合い、助け合いのできる地域社会づくり

地域ぐるみで支え合い、助け合いの仕組みをつくり、支援が必要な人に気兼ねなく支援が受けられるよう地域社会づくりを推進します。

《基本方針3》 人材の育成と相談体制の仕組みづくり

地域の幅広い人材を育成・活用し、地域福祉活動を推進します。  
また、身近にいつでも相談できる場があり、必要とする情報がいきわたる仕組みをつくります。

《基本方針4》 防犯体制づくり

地域での防犯意識を高め、安心・安全な町づくりに努めます。

《基本方針5》 防災体制づくり

日頃から地域での防災意識を高め、災害時の協力体制の仕組みづくりの充実に努めます。

### 3 取組内容一覧表

《基本方針1》 交流の場と健康づくり

取り組みの方向性		具体的な取り組み		取組み テーマ
(1)	誰もが気軽に すごせる場の 確保と世代を 超えた様々な 交流・地域社 会への参加の 促進	①	日頃から隣近所との挨拶などのコミュニケーションを図るとともに、既存の施設を有効利用した居場所づくり、親しみ、ふれあう環境づくりを推進し、地域住民が地域活動に関心を持つきっかけとなるよう、地域のイベント、祭り、町内自治会行事等の周知に努めます。また、子ども・高齢者・障害者等と地域住民が相互交流できる機会を増やし、若い世代を含めた様々な世代間の交流を通して互いを理解し合うとともに、情報交換を促進します。	9
			重点取組地区 (地区部会エリア)	
(2)	心身の健康づ くりの推進	②	住民自ら健康への関心を深めるとともに、イベントや講習会、スポーツ、サークル活動など健康づくりの機会への積極的な参加や心身の健康づくりに取り組むとともに、体操・サロン等を通じた日中の居場所づくりや講演会など介護予防活動の推進に努めます。 また、糖尿病対策として、標語やポスターの掲示など啓発に努めます。	5
			重点取組地区 (地区部会エリア)	

第5章 地域の実践（共助の実践）【花見川区】

《基本方針2》 支え合い、助け合いのできる地域社会づくり

取り組みの方向性		具体的な取り組み		取り組み テーマ
(3)	適切なサービスを受けられるための地域生活への支援体制の構築	③	地域の福祉課題に対応するため、地域包括ケアシステムにおける地域ぐるみの支援体制の充実に努めるとともに、利用しやすいコーディネート機能づくり・相互助け合いのネットワークづくりの拡充や、要支援者などへの生活支援ボランティア（買い物、調理、ごみ出し、掃除等）の充実、独居高齢者の見守り活動・安否確認の推進に努めます。	① ② ⑦ ⑨
			また、認知症患者やその家族を支援するため認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ講座などへ参加します。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○花園地区部会 ○こてはし台中学校区地区部会 ○幕張・武石地区部会 ○花見川地区部会 ○花見川第2地区部会 ○こてはし台地区部会 ○畑地区部会	
		④	子どもの健やかな成長のため、福祉意識を醸成（福祉教育の充実）する取り組みを推進するとともに、子育て世帯の孤立防止や見守り活動の推進、子どもの貧困や虐待・DVの早期発見、関係機関への連絡などに努めます。	① ④ ⑧
			重点取組地区 (地区部会エリア)	
		⑤	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域を目指して、相互理解を深めるための啓発や交流の促進（障害者福祉施設等でのボランティア活動など）に努めます。	③
			重点取組地区 (地区部会エリア)	

《基本方針3》 人材の育成と相談体制の仕組みづくり

取り組みの方向性		具体的な取り組み		取り組み テーマ
(4)	地域の幅広い人材の育成・活用	⑥	地域福祉活動の担い手を育成するために区ボランティアセンターを活用し、ボランティアの育成・ボランティア活動の推進に努めるとともに、活動を周知し、幅広い分野におけるボランティア体験や地域活動への参加を促すなど、若者や企業ボランティア、高齢者パワーなどを活かし、人材の育成・活用に努めます。	⑦
			重点取組地区 (地区部会エリア)	
(5)	地域における各種団体・組織等の連携・協力や必要な情報を手に入れやすい仕組みづくりによる組織強化	⑦	社協地区部会や町内自治会等が、地域における団体活動を充実するため、社会福祉協議会、あんしんケアセンター、行政等が連携し地域を支える様々な福祉情報等の共有と、わかりやすい情報として発信・受信するための仕組みをつくり、住民相互の気軽に相談できる場を確保するとともに、団体同士の連携・協力により組織強化に努めます。	⑨ ⑩
			重点取組地区 (地区部会エリア)	

《基本方針4》 防犯体制づくり

取り組みの方向性		具体的な取組み		取組みテーマ
(6)	継続的な防犯活動への取組み	⑧	地域での防犯意識を高め、防犯パトロールの実施や防犯マップの作成・活用など、自主防犯活動を強化・充実することで、安心・安全な町づくりに努めます。	⑥
			重点取組地区 (地区部会エリア)	

《基本方針5》 防災体制づくり

取り組みの方向性		具体的な取組み		取組みテーマ
(7)	身近な災害への備え	⑨	日頃から地域での防災意識を高めるとともに、災害時における地域防災や、協力体制の仕組みづくりの充実に努めます。	⑥
			重点取組地区 (地区部会エリア)	

※ 「重点取組地区（地区部会エリア）」とは、千葉市社会福祉協議会地区部会の活動対象区域（おおむね中学校区域）をいいます。

※ 「支え合いのまち千葉 推進計画」では、共助に関する取組みを下記の10のテーマに分類しています。計画第7章において、それぞれのテーマごとに、地域（区計画）、市社協、市の取組みを関連付けて整理しています。

【取組みテーマ】

- ① 見守りの仕組みづくり ② 高齢者を支える仕組みづくり ③ 障害者を支える仕組みづくり  
 ④ こどもと子育てを支援する仕組みづくり ⑤ 健康づくり ⑥ 防犯・防災に対する取組み  
 ⑦ 担い手の拡大とボランティア活動の促進 ⑧ 福祉教育・啓発 ⑨ 地域のつながりづくり  
 ⑩ 相談支援体制と情報提供の充実



## 稲毛区支え合いのまち推進計画

第4期稲毛区地域福祉計画 平成30～32年度



### 1 基本目標

## みんなで支え合い、安心して暮らせる<sup>まち</sup>稲毛をめざして － 心のバリアフリーから始まる“地域発”の取組み －

この基本目標は、稲毛区の目指すべき将来像です。

第1期計画を策定するときに掲げたもので、以来、第2期計画、第3期計画と引き継いできました。

今回策定した第4期計画においても、近年、家族や地域で支え合う機能が弱まり、身近な地域での交流や住民同士の結びつきが希薄化している状況に鑑み、引き継ぐこととしました。

### 2 5つの基本方針

基本目標を達成するための5つの基本方針も、これまでの計画のものを引き継いでいますが、内容は、昨今、地域でも喫緊の課題である地域包括ケアシステムの推進を意識したものとしました。

#### 《基本方針1》 地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう

住民同士が互いに気持ちを理解し、それぞれの声に耳を傾け、関心を持ち、顔見知りの関係づくりを図るために、地域内や近隣住民同士の挨拶・声かけなどに取り組みます。

また、幅広い世代にイベントなどへの参加促進を図り、顔見知りのきっかけづくりに取り組みます。

#### 《基本方針2》 人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け合う地域での連携プレー

地域の各種団体が相互に連携・協力するほか、千葉市あんしんケアセンターなどと連携し、住民同士がつながり、互いに支え合う地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。

また、様々な地域活動の機会などを通じて活動に参加できる人材の確保育成に努めるとともに、地域住民に対して様々な課題を抱えた方を地域で排除しない福祉のこころづくりに取り組みます。

《基本方針3》 「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」  
する、みんなの様々な居場所づくり

公共施設や町内自治会館、福祉施設等の協力を得て、誰もが気軽に参加できる身近な交流の場づくりに取り組みます。

また、様々な交流の場を通じて住民同士の仲間づくりや心身の健康づくり・介護予防に取り組むなど、地域包括ケアシステムの推進に取り組めます。

《基本方針4》 身近なところで必要な情報を得ることができる仕組みづくり

地区部会をはじめ町内自治会など各種地域団体が相互に連携・協力し、情報を共有するとともに、地域住民に対して広報紙等を通じて情報提供に取り組めます。

また、地域の各種団体が、千葉市あんしんケアセンターや民生委員・児童委員、行政などと連携・協力し、相談の体制の充実に取り組めます。

《基本方針5》 日頃からの緊急時に備えた取り組み

災害時に備え、町内自治会等が中心になって、地域住民に対して防災に関する情報提供や防災訓練などを行うとともに、要支援者に対する支援体制づくりに取り組みます。

また、平常時から町内自治会等が警察や青少年育成委員会などと連携・協力し、地域内の防犯意識を高め、安全・安心のまちづくりに取り組みます。

### 3 取組内容一覧

《基本方針1》 地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう

施策の方向性		具体的な取組み		取組み テーマ
(1)	お互いを知る機会をつくる	①	<b>挨拶から始まる地域との関わり</b> 《活動事例》 ・地区部会や青少年育成委員会等が学校と連携・協力し、あいさつをテーマにした標語の募集を行うとともに、広報紙などを通じてあいさつ運動の普及啓発に取り組めます。 ・学校セーフティウォッチャーを中心に、地区部会や町内自治会などが協力し、児童・生徒の登下校時に通学路や学校周辺において挨拶運動を実施し、顔なじみの関係づくりに取り組みます。 ・地区部会や町内自治会、各種団体がイベント・行事や防犯パトロールなどの地域活動を行う際、積極的に住民同士のあいさつ・声かけを行い、顔なじみの関係づくりに取り組みます。	⑨
			<b>重点取組地区 (地区部会エリア)</b> <input type="checkbox"/> 小中台東地区部会 <input type="checkbox"/> 山王地区部会 <input type="checkbox"/> 稲丘地区部会 <input type="checkbox"/> 緑が丘地区部会 <input type="checkbox"/> 緑・黒砂地区部会 <input type="checkbox"/> 小中台西地区部会	

第5章 地域の実践（共助の実践）【稲毛区】

施策の方向性		具体的な取組み		取組み テーマ
(2)	住民同士のコミュニケーションの機会を増やす	②	<b>地域のイベントなどを通じての地域交流・多世代交流</b> 《活動事例》 ・地区部会や町内自治会、スポーツ振興会などが連携・協力し、イベント（祭りや地区運動会、敬老会など）を通じて、幅広い世代間交流を図ります。 ・地域の各種団体が相互に連携・協力し、広報紙や口コミ等を通じて幅広い世代の参加促進を図ります。	⑨
			<b>重点取組地区 (地区部会エリア)</b> <input type="checkbox"/> 山王地区部会 <input type="checkbox"/> 稲毛地区部会 <input type="checkbox"/> 稲丘地区部会 <input type="checkbox"/> 千草台中学校地区部会 <input type="checkbox"/> 草野地区部会 <input type="checkbox"/> 緑・黒砂地区部会 <input type="checkbox"/> 小中台西地区部会 <input type="checkbox"/> 301（作草部・天台）地区部会 <input type="checkbox"/> 弥生地区部会	

《基本方針2》 人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け合う  
地域での連携プレー

施策の方向性		具体的な取組み		取組み テーマ
(1)	身近な地域での連携・協力による支援や見守り	③	<b>地域で活動している人・組織同士の連携・協力</b> 《活動事例》 ・地区部会や町内自治会、民児協、スポーツ振興会等、地域の各種団体が相互に連携・協力し、情報の共有やイベントなどを実施します。 ・地区部会や町内自治会、民児協等の各種地域関係者が、千葉市あんしんケアセンターと連携・協力し、地域の課題解決に向けて話し合う「地域ケア会議」等を定期的に開催します。	⑨ ⑩
			<b>重点取組地区 (地区部会エリア)</b> <input type="checkbox"/> 山王地区部会 <input type="checkbox"/> 轟・穴川地区部会 <input type="checkbox"/> 稲毛地区部会 <input type="checkbox"/> 稲丘地区部会 <input type="checkbox"/> 千草台中学校地区部会 <input type="checkbox"/> 緑が丘地区部会	
		④	<b>地域住民の参加による見守り・支え合い</b> 《活動事例》 ・地区部会が町内自治会や民児協等と連携・協力し、ひとり暮らし高齢者等に対して、いきいきサロンや日常的な声かけなどによる安否確認等を行うなど、見守り活動の体制づくりを進めます。 ・地区部会や町内自治会、民児協等が連携・協力し、日常生活のちょっとした困りごと（電球交換やごみ出し等）を近隣の住民同士で行う、支え合い活動の体制づくりを進めます。 ・地区部会や民児協などが連携・協力し、ひとり暮らし高齢者等に対して「安心カード」や「緊急医療情報キット」などを配布し、住民同士の見守り体制づくりを進めます。	① ⑦
			<b>重点取組地区 (地区部会エリア)</b> <input type="checkbox"/> 小中台東地区部会 <input type="checkbox"/> 山王地区部会 <input type="checkbox"/> 稲毛地区部会 <input type="checkbox"/> 稲丘地区部会 <input type="checkbox"/> 草野地区部会 <input type="checkbox"/> 緑が丘地区部会 <input type="checkbox"/> 301（作草部・天台）地区部会 <input type="checkbox"/> 小中台西地区部会	

施策の方向性		具体的な取組み		取組み テーマ
(2)	地域でのボランティア活動の推進	⑤	<b>福祉活動の中核となれる人材の発掘・育成</b> 《活動事例》 ・地区部会や町内自治会、スポーツ振興会等、各種団体がイベントなどの地域活動を実施する際、相互に連携・協力し、声かけや広報紙などを通じて地域活動協力者の確保に努めます。 ・地区部会が地域の各種活動団体や千葉市ことぶき大学校等と連携・協力し、福祉活動推進員や地域の活動協力者の確保に努めます。	⑦
			重点取組地区 (地区部会エリア) ○ 稲丘地区部会	
(2)	地域でのボランティア活動の推進	⑥	<b>地域での福祉教育の普及・啓発</b> 《活動事例》 ・地区部会が学校と連携・協力し、児童・生徒が地域でボランティアとして参加できる機会を設けるなど、福祉の心の醸成を図ります。 ・地区部会が地域住民に対して、ボランティア講座等を通じて福祉意識の向上や地域活動に関心をもってもらえるよう福祉教育の普及・啓発を図ります。	⑧
			重点取組地区 (地区部会エリア) ○ 小中台東地区部会 ○ 稲丘地区部会	

《基本方針3》 「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」する、みんなの様々な居場所づくり

施策の方向性		具体的な取組み		取組み テーマ
(1)	誰もがびらっと 寄ることができる 場づくり	⑦	<b>公共施設や空き店舗などを活用した身近な居場所づくり</b> 《活動事例》 ・地区部会が町内自治会や福祉施設等と連携・協力し、町内自治会館や公民館、福祉施設等において、気軽に集える居場所（サロンなど）を拡充します。 ・NPO法人や地区部会、民児協等の地域関係者が連携・協力し、子どもや幅広い世代が気軽に集える子ども食堂やコミュニティカフェ等の居場所づくりに努めます。 ・地区部会や民児協、福祉施設等が連携・協力し、認知症の方や介護者の方が気軽に集える居場所づくりに努めます。	② ③ ④ ⑨
			重点取組地区 (地区部会エリア) ○ 稲毛地区部会 ○ 稲丘地区部会 ○ 草野地区部会	
(2)	地域でできる健康づくりの推進	⑧	<b>健康づくりや介護予防の普及・啓発</b> 《活動事例》 ・地区部会が千葉市あんしんケアセンターや区健康課等と連携・協力し、地域住民に対して健康づくりや介護予防の情報提供を講座やサロン活動などを通じて、普及啓発を図ります。	⑤

第5章 地域の取組み（共助の取組み）【稲毛区】

施策の方向性		具体的な取組み		取組みテーマ
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地区部会や町内自治会、スポーツ振興会などが相互に連携・協力し、いきいきサロンや地区運動会、グラウンドゴルフ、ラジオ体操などを実施し、健康増進を図ります。</li> <li>シニアリーダーが、高齢者に対して介護予防の普及・啓発を図るため、「シニアリーダー体操」を実施します。</li> </ul>		
		<b>重点取組地区</b> (地区部会エリア)	○ 小中台東地区部会 ○ 轟・穴川地区部会 ○ 稲毛地区部会 ○ 稲丘地区部会 ○ 千草台中学校地区部会 ○ 草野地区部会 ○ 緑・黒砂地区部会 ○ 弥生地区部会	

《基本方針4》 身近なところで必要な情報を得ることができる仕組みづくり

施策の方向性		具体的な取組み		取組みテーマ
(1)	身近なところでの情報提供と相談	<b>地域の情報の収集と発信</b>		10
		《活動事例》 ・地区部会や町内自治会、各種地域団体が相互に連携・協力し、会議や地域活動を通じて情報を共有するとともに、地域住民に対して、広報紙等を通じて地域に関する情報を発信します。		
		⑨ ・地区部会や町内自治会、民児協、千葉市あんしんケアセンターなどが連携・協力し、地域の情報を共有する場づくりに取り組みます。		
		・地区部会や町内自治会、民児協、千葉市あんしんケアセンターなどが連携・協力し、地域住民に対してアンケート調査等を実施するなど、地域のニーズ把握に努めます。		
		<b>重点取組地区</b> (地区部会エリア)	○ 小中台東地区部会 ○ 稲丘地区部会 ○ 弥生地区部会 ○ 301（作草部・天台）地区部会	
		<b>身近な地域の相談相手の確保</b>		10
《活動事例》 ・地区部会や町内自治会が、千葉市あんしんケアセンターと連携し、町内自治会館等において、介護等について気軽に相談できる出張相談会を実施するなど、相談支援体制づくりに努めます。				
・地区部会や町内自治会、民児協など、各種団体が様々な活動を通じて地域住民と顔なじみの関係を築き、身近な相談相手となる関係づくりに努めます。				
<b>重点取組地区</b> (地区部会エリア)		○ 稲丘地区部会		

《基本方針5》 日頃からの緊急時に備えた取組み

施策の方向性		具体的な取組み		取組みテーマ
(1)	災害時などの支援体制の強化	⑪	<b>いざというときに必要な情報把握や防災講座等の開催</b> 《活動事例》 ・町内自治会や自主防災会、避難所運営委員会等が、千葉市と連携・協力し、地域住民に対して、防災・避難訓練や防災講座を実施するなど、災害時に迅速な対応ができるよう支援体制の充実を図ります。 ・地区部会や町内自治会、民児協等が連携・協力し、「安心カード」や「緊急医療情報キット」を地域住民に配布するなど、災害時を含めた緊急時に迅速な対応ができる支援体制づくりを図ります。 ・町内自治会が千葉市と避難行動要支援者名簿の協定を結ぶなど、要支援者に対して災害時に迅速な対応ができる支援体制づくりに努めます。	⑥
			<b>重点取組地区（地区部会エリア）</b> ○ 山王地区部会 ○ 轟・穴川地区部会 ○ 稲丘地区部会 ○ 千草台中学校地区部会 ○ 草野地区部会 ○ 301（作草部・天台）地区部会	
(2)	地域でできる防犯の取組み	⑫	<b>地域住民を地域で守る取組み</b> 《活動事例》 ・青少年育成委員会や町内自治会、学校、商店等が連携・協力し、地域住民に対して「学校セーフティウォッチャー」や「こども110番のいえ」の協力者の確保に努めるなど、地域の防犯体制の充実を図ります。 ・地区部会や町内自治会、民児協、警察等が連携・協力し、防犯パトロールを通じて見守りネットワークを構築するなど、住民同士による防犯体制の充実を図ります。 ・地区部会や町内自治会等が、行政等の出前講座などを活用し、「特殊詐欺（振り込み詐欺など）」や「悪質商法」、「不審者対策」等の講座を行い、住民一人ひとりの防犯意識の向上を図ります。	⑥
			<b>重点取組地区（地区部会エリア）</b> ○ 稲丘地区部会 ○ 301（作草部・天台）地区部会 ○ 緑・黒砂地区部会	

※ 「重点取組地区（地区部会エリア）」とは、千葉市社会福祉協議会地区部会の活動対象区域（おおむね中学校区域）をいいます。

※ 「支え合いのまち千葉 推進計画」では、共助に関する取組みを下記の10のテーマに分類しています。計画第7章において、それぞれのテーマごとに、地域（区計画）、市社協、市の取組みを関連付けて整理しています。

【取組みテーマ】

- ① 見守りの仕組みづくり
- ② 高齢者を支える仕組みづくり
- ③ 障害者を支える仕組みづくり
- ④ こどもと子育てを支援する仕組みづくり
- ⑤ 健康づくり
- ⑥ 防犯・防災に対する取組み
- ⑦ 担い手の拡大とボランティア活動の促進
- ⑧ 福祉教育・啓発
- ⑨ 地域のつながりづくり
- ⑩ 相談支援体制と情報提供の充実



## 若葉区支え合いのまち推進計画



第4期若葉区地域福祉計画 平成30～32年度

### 1 基本理念

「だれもが いきいきと暮らせる しあわせのまち 若葉区

～あなたとわたしでつくる 支えあう地域福祉の実現を目指して



この基本理念は、若葉区の目指すべき将来像で、第1期計画から引き継いでいます。

第4期計画では、地域住民や団体等に計画を一層浸透・定着させるため、第3期計画の体系を継続し、踏襲していくこととなりました。

一方で、若葉区は、千葉市の中で最も高齢化が進んでおり、高齢者が住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らし続けられるように、地域包括ケアシステムを推進する仕組みづくりが重要な課題となっています。

そのような中、ひとりでも多くの方が地域福祉活動に参加するための活動の拠点づくりを目指すほか、社会福祉協議会地区部会・町内自治会・福祉施設・学校・生活支援団体等諸団体・民生委員・児童委員・あんしんケアセンター・生活支援コーディネーター・社協コミュニティソーシャルワーカー等が連携・協力し、本計画を着実に推進する必要があります。

### 2 5つの仕組み

若葉区の目指すべき将来像である基本理念を実現するため、以下の5つの仕組みを第1期計画から継続して基本テーマとして定めています。この基本テーマは、若葉区の生活課題や解決策等を踏まえ決定したものであり、地域福祉を推進していく上での方向性を示したものです。

#### 《仕組み1》 だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう

まずはあいさつから。誰もが気軽にふれあい・交流できる仕組みをつくり、希薄な近隣関係が改善されるよう努めます。

#### 《仕組み2》 あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりま

地域の幅広い人材を活用し、地域ぐるみで助けあう、支えあう仕組みをつくり、支援の必要な人が気兼ねなく支援を受けられるよう努めます。

《仕組み3》 備えあれば憂いなし、安全と安心の仕組みをつくりましょう

いまこそ区民の力を結集して安全と安心の仕組みをつくり、だれもが心穏やかに地域で暮らしていけるように努めます。

《仕組み4》 必要な情報が行き渡り、気軽に相談しあえる仕組みをつくりま

必要とする情報が行き渡る仕組みと、いつでも気軽に相談が受けられる仕組みをつくり、住民の悩みが解消できるよう努めます。

《仕組み5》 世代を超えて、ともに学び合い参加できる仕組みをつくりま

だれもがもつ福祉の心を育み、福祉活動を実践する人材を育てる仕組みをつくり、地域の福祉力が高まるよう努めます。

3 取組内容一覧表

《仕組み1》 だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう

施策の方向性		具体的な取組み（参考事例）		市計画 テーマ
1	近隣同士がふれあう機会をつくる	(1)	地域ぐるみで声かけ・あいさつ運動の実施 ①地域で住民に呼びかけ「あいさつ運動」を実施する。 ②地域と小学校が連携し、登下校時に通学路で「あいさつ運動」と見守りを実施する。 ③地区部会等が地域に呼びかけ、高齢者、障害者等が地域で困っている時は、お互いに声をかけて助けあう「声かけ運動」を実施する。	9
			重点取組地区 (地区部会エリア)	
2	子育て世代に魅力のあるまちをつくる	(2)	子育てしやすい環境づくり ①地区部会や町内自治会等が、子育て中の親と子の仲間づくりや交流の場となる「ふれあい子育てサロン」を定期的実施する。 ②子育てサロンの参加者増に向け、周知の方法や内容の充実を図る。 ③地区部会や町内自治会等が、地域の高齢者と子育て中の親と子が交流できる場を設ける。 ④地区部会や町内自治会等が、男性の育児参加を促す事業・講座等を企画し、実施する。	4
			重点取組地区 (地区部会エリア)	

第5章 地域の取組み（共助の取組み）【若葉区】

施策の方向性	具体的な取組み（参考事例）		市計画 テーマ
3 エリア、世代やハンデを超えてふれあう機会をつくる	(3)	<p>公園やサークル活動を利用した交流機会の創出</p> <p>①ラジオ体操の実施場所を増やす。</p> <p>②グランドゴルフ大会、ふれあい食事会等への参加を促進する。</p> <p>③地域で、公園の清掃活動や花植え等の美化活動を実施し、住民同士が交流する機会をつくる。</p> <p>④サークル活動を行う団体等が、学んだ技術等を地域の福祉施設や小・中学校等で披露し、交流する機会をつくる。</p>	9
	重点取組地区 (地区部会エリア)	〇26地区部会	
4 気軽に過ごせる場所をつくる	(4)	<p>福祉施設や地域行事でのふれあい交流活動の実施</p> <p>①地域で誰でも参加できるイベント（福祉まつり・社協まつり等）を企画し、開催する。</p> <p>②地域でイベントの内容を精査し、魅力あるプログラムを実施し参加を促す。</p> <p>③町内自治会等が主催する行事に福祉施設を利用している方々を招待し、地域住民と施設利用者との交流の機会をつくる。</p> <p>④地区部会や町内自治会等が一人暮らし高齢者等を対象に、ふれあい食事サービス、ふれあい食事会等を開催し、高齢者同士の交流の機会をつくる。</p>	9
	重点取組地区 (地区部会エリア)	<p>〇坂月地区部会    〇貝塚地区部会    〇更科地区部会</p> <p>〇加曽利地区部会   〇結・みつわ台地区部会</p>	
4 気軽に過ごせる場所をつくる	(5)	<p>気軽に過ごせる居場所づくり</p> <p>①地区部会等が、地域の高齢者の仲間づくりや交流の場となる「ふれあい・いきいきサロン」の内容の充実を図り、回数を増やす。</p> <p>②町内自治会が、住民が誰でも気軽に立ち寄り、おしゃべりしたり、お茶を飲んだりできる「ふれあいサロン」を定期的で開催する。</p> <p>③各自治会に活動拠点を設けることで、居場所の確保や高齢者の支援を充実させる。</p> <p>④地区部会や町内自治会等が、地域の子供たちが気軽に集まって勉強したり、自由に過ごしたりする「寺子屋」を開催する。</p>	2 4
	重点取組地区 (地区部会エリア)	<p>〇貝塚地区部会    〇桜木地区部会    〇小倉地区部会</p> <p>〇白井地区部会    〇更科地区部会</p> <p>〇千城台東南・金親地区部会   〇若松地区部会   〇都賀地区部会</p> <p>〇千城小地区部会</p>	
	(6)	<p>誰も置き去りにしない社会のための交流機会の創出</p> <p>①地域の行事等で、障がいのある方の作品等を展示・販売するコーナーを設ける。</p> <p>②地域で、要支援者を対象とした交流行事等を企画し、開催する。</p> <p>③地域にある福祉施設と連携し、一緒にイベント等を企画するなど、地域住民と施設利用者との交流する機会をつくる。</p>	2 3

施策の方向性		具体的な取組み（参考事例）		市計画 テーマ
5	健康でいきいきと暮らせる地域をつくる	(7)	地域のできる介護予防・健康づくり	5
			①町内自治会が、住民の健康維持と交流の場となる行事（ラジオ体操・健康体操等）を継続して実施する。 ②地区部会が、散歩を通して高齢者の健康維持と仲間づくりの場となる「ふれあい・散歩クラブ」を月1回以上実施する。 ③地区部会等が、認知症予防や介護予防、食生活改善等の講習会を実施する。また、自治会等が主催する場合は、そのサポートを行う。 ④地区部会等が食生活改善推進員（ヘルスメイト）と連携し、食を通じた健康づくりのための料理教室等を開催する。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○桜木地区部会 ○御成台、千城台西・北地区部会 ○26地区部会 ○千城小地区部会	

《仕組み2》 あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりましょう

施策の方向性		具体的な取組み（参考事例）		市計画 テーマ
6	人材を発掘し活用する	(8)	活動の中核となれる人材の発掘	7
			①地区部会や町内自治会の広報等で、積極的に福祉活動推進員やボランティアの募集を行う。 ②地区部会が、地域住民を対象としたボランティア講座を年1回以上実施する。 ③地区部会等で、地域活動のボランティア登録を受け付け、活動の紹介をする仕組み（人材バンク）をつくる。 ④地域で、定年を迎えた方や元気な高齢者に呼びかけ、 <b>これまで培った知識や技術等を活かし、福祉施設等でボランティア活動を行う。</b>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○白井地区部会 ○加曽利地区部会 ○結・みつわ台地区部会	
7	支え合う仕組みをつくる	(9)	わたしたちのまちの福祉を考える会（仮称）の設置	9 10
			①町内自治会内に、地域にある福祉課題について長期にわたり検討する福祉委員会等を設置する。 ②福祉委員会等で、地域福祉を実践している地域の先進事例の勉強会や他の活動団体等との情報交換を実施する。 ③福祉委員会等で、地域にある福祉課題を把握し、支え合いの仕組みづくりについて検討する。 ④町内自治会は、民生委員・児童委員などの福祉活動関係者と情報交換や懇談会を定期的に行い、地域の福祉課題を検討・共有する。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○貝塚地区部会	

第5章 地域の取組み（共助の取組み）【若葉区】

施策の方向性	具体的な取組み（参考事例）		市計画 テーマ		
	(10)	<p>助け合い活動の仕組みづくり</p> <p>①地区部会や町内自治会が、地域住民の関心を高めるため、講習会・勉強会や広報紙等を活用し、身近な助けあい活動の必要性を啓発する。</p> <p>②地区部会や町内自治会が、全住民を対象に「助けあい活動」に関するアンケート調査等を実施し、地域の福祉課題を把握する。</p> <p>③地区部会や町内自治会が、日常生活のちょっとした困りごとの手伝いや、家事援助等を近隣の住民同士で行う、助けあい活動を実施する。</p> <p>④民生委員・児童委員と生活支援コーディネーターや社協コミュニティソーシャルワーカー等が連携し、孤立者、困窮者等を発見し、課題解決に向けた支援を行う。</p>	9		
	(11)	<p>見守り活動の仕組みづくり</p> <p>①地区部会や町内自治会が、地域住民の関心を高めるため、講習会・勉強会や広報紙等を活用し、身近な見守り活動の必要性を啓発する。</p> <p>②地区部会、町内自治会等が「安心カード」の配布対象者を拡大し、訪問や声かけのきっかけづくりにする。</p> <p>③地区部会や町内自治会が、全住民を対象に「見守り活動」に関するアンケート調査を実施する。</p> <p>④地区部会や町内自治会が高齢者の孤立死・孤独死、社会的孤立を未然に防ぐため、近隣住民同士が日常生活の中で無理なく行う見守り活動を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="437 1196 1366 1285"> <tr> <td data-bbox="437 1196 628 1285">重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td data-bbox="628 1196 1366 1285">○桜木地区部会    ○小倉地区部会    ○都賀地区部会</td> </tr> </table>	重点取組地区 (地区部会エリア)	○桜木地区部会    ○小倉地区部会    ○都賀地区部会	1
重点取組地区 (地区部会エリア)	○桜木地区部会    ○小倉地区部会    ○都賀地区部会				
	(12)	<p>活動団体同士の連携・交流</p> <p>①地区部会と千葉市あんしんケアセンターが連携し、地域の関係団体等が課題解決に向けて話し合う場である「地域ケア会議」を定期的に関催する。</p> <p>②地域で、助けあい活動や見守り活動を実施する団体同士の情報交換や意見交換を定期的に行う。</p> <p>③地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員協議会等が情報交換や意見交換を定期的に行う。</p> <table border="1" data-bbox="437 1621 1366 1747"> <tr> <td data-bbox="437 1621 628 1747">重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td data-bbox="628 1621 1366 1747">○白井地区部会    ○御成台、千城台西・北地区部会 ○千城台東南・金親地区部会    ○加曽利地区部会 ○都賀地区部会    ○結・みつわ台地区部会</td> </tr> </table>	重点取組地区 (地区部会エリア)	○白井地区部会    ○御成台、千城台西・北地区部会 ○千城台東南・金親地区部会    ○加曽利地区部会 ○都賀地区部会    ○結・みつわ台地区部会	9 10
重点取組地区 (地区部会エリア)	○白井地区部会    ○御成台、千城台西・北地区部会 ○千城台東南・金親地区部会    ○加曽利地区部会 ○都賀地区部会    ○結・みつわ台地区部会				

《仕組み3》 備えあれば憂いなし、安全と安心の仕組みをつくりましょう

施策の方向性		具体的な取組み（参考事例）		市計画 テーマ
8	防犯・防災意識を高め実践する	(13)	防犯活動の実施 ①地域で、青少年育成委員会が実施する「こども110番の家」の存在を広く周知し、登録する一般家庭やコンビニなどの事業者が増えるよう呼びかける。 ②地区部会や町内自治会が、教育委員会で取り組んでいる「学校安全ボランティア（セーフティウォッチャー）」に多くの住民が参加できるよう呼びかける。 ③町内自治会等で防犯看板・のぼり旗等を設置したり、防犯パトロール隊を結成し、定期的にパトロール活動を実施するとともに、その回数を増やす。 ④「振り込め詐欺」や「悪質商法」等から高齢者を守るための講座を地域で実施する。	⑥
			重点取組地区 (地区部会エリア)	
		(14)	防災・減災活動の実施 ①町内自治会が、自主防災組織を立ち上げる。 ②地域で、防災マップ改訂版を作成・発行する。 ③地域で、防災訓練・救命講習、防災減災に係る講習等を定期的に順次実施する。 ④町内自治会や自主防災会が、住民向けの防災教室を年1回以上実施する。	⑥
			重点取組地区 (地区部会エリア)	
9	災害時の支援体制をつくる	(15)	災害時に避難できる体制づくり ①災害時において、近隣の自治会（町内会）との連携が図れるよう体制を整える。 ②避難所運営委員会について、災害発生時にスムーズに避難所を開設・運営できるよう、組織体制の充実を図る。 ③地区部会や町内自治会等が、災害時要援護者マップを作成する。 ④地区部会や町内自治会が、災害時を想定した図上訓練（「DIG（ディグ）」、「HUG（ハグ）」）を年1回以上実施する。  ※DIGは、Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）のHUGは、Hinanzyo（避難所）、Unei（運営）、Game（ゲーム）の頭文字を取ったもの。	⑥
			重点取組地区 (地区部会エリア)	

第5章 地域の取組み（共助の取組み）【若葉区】

《仕組み4》 必要な情報が行き渡り、気軽に相談しあえる仕組みをつくりましょ  
う

施策の方向性		具体的な取組み（参考事例）		市計画 テーマ
10	身近に情報が得られ相談できる場をつくる	(16)	<p>地域福祉に関する情報の発信</p> <p>①地区部会や町内自治会が広報紙を通じ、地域福祉に関する情報を住民に発信する。</p> <p>②地区部会や町内自治会が発行する広報誌の発行回数を増やす。</p> <p>③地域で、ホームページを作成・運営し、地域の情報を発信する。</p> <p>④地区内の社会福祉資源を含む地区生活便利帳を作成し、地区内に配布する。</p>	10
		<p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○坂月地区部会      ○都賀地区部会</p>		
		(17)	<p>相談窓口の設置や出張相談の実施</p> <p>①地区部会や町内自治会が、民生委員・児童委員と連携して、町内自治会館等で気軽に相談できる場を定期的に設ける。</p> <p>②地区部会や町内自治会が、町内自治会館等、地域内によろず相談窓口専用電話を開設し、地域住民が気軽に相談できる体制をつくる。</p> <p>③地区部会や町内自治会が、千葉市あんしんケアセンターと連携して、介護等について相談できる出張相談会を定期的に実施する。</p>	9 10

《仕組み5》 世代を超えて、ともに学び合い参加できる仕組みをつくりましょ  
う

施策の方向性		具体的な取組み（参考事例）		市計画 テーマ
11	家庭や地域で福祉のこころを育む	(18)	<p>福祉のこころを育む活動の実施</p> <p>①地域と学校が連携して、学校の授業で児童・生徒に対し、福祉について学習する機会をつくる。</p> <p>②地域と学校が連携して、地域活動に児童・生徒がボランティアとして参加できる機会をつくる。</p> <p>③地区部会や町内自治会と学校が連携して、地域の高齢者と児童・生徒が昔遊びや給食会等で交流する機会をつくる。</p>	8
		<p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○千城台東南・金親地区部会      ○若松地区部会</p>		
12	こころのバリアフリーを育む	(19)	<p>誰にでもやさしい地域づくり</p> <p>①町内自治会等が、高齢者や障がいのある方を交え、居住地周辺の歩道等のバリアフリー点検を行い、バリアフリーマップを作成する。</p> <p>②地区部会等が、地域住民を対象に、認知症に対する理解を深めるための講座を実施する。</p> <p>③地域で、当事者グループや支援団体等と積極的に交流し、定期的に意見交換等を行う。</p>	2 3

施策の方向性		具体的な取り組み（参考事例）		市計画 テーマ
13	福祉を学 び実践す る	(20)	地域での福祉教室等の開催と活動支援	8
			①地域で、福祉関係者と住民が福祉に関する多様な知識・情報を学ぶ機会をつくる。 ②地区部会が、地域の介護経験者を講師として、地域住民向けに介護について学ぶ機会をつくる。 ③地域で、住民が実際の地域活動にふれることができる体験講座を年1回以上実施する。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○都賀地区部会	

※ 「重点取組地区（地区部会エリア）」とは、千葉市社会福祉協議会地区部会の活動対象区域（おおむね中学校区域）をいいます。

※ 「支え合いのまち千葉 推進計画」では、共助に関する取り組みを下記の10のテーマに分類しています。計画第7章において、それぞれのテーマごとに、地域（区計画）、市社協、市の取り組みを関連付けて整理しています。

【取り組みテーマ】

- 1 見守りの仕組みづくり
- 2 高齢者を支える仕組みづくり
- 3 障害者を支える仕組みづくり
- 4 こどもと子育てを支援する仕組みづくり
- 5 健康づくり
- 6 防犯・防災に対する取り組み
- 7 担い手の拡大とボランティア活動の促進
- 8 福祉教育・啓発
- 9 地域のつながりづくり
- 10 相談支援体制と情報提供の充実



## 緑区支え合いのまち推進計画



第4期緑区地域福祉計画 平成30～32年度

### 1 基本理念

「地域住民のきずなを深め、みんなが手を結び合い、

住みよいまちづくりを推進する」

～未来を築く子どもたちのために～

～明るい社会を築いてきた高齢者のために～

～障害者（児）が希望を持って地域に生き、働けるために～

この基本理念は、緑区の目指すべき将来像で、第1期計画から引き継いでいます。地域住民が「きずな」の大切さを再認識し、手を取り合っ心を通うあたたかな地域づくりを目指します。

### 2 基本方針（3つのキーワード）

基本理念を達成するため、第1期計画より継続してきた基本方針を踏襲しつつ、各地区部会エリアのこれまでの取組みの中で明らかになった福祉課題や検討された解決策等を踏まえ定めたものです。

#### 《基本方針1》 コミュニケーション（交流・ふれあい・社会参加）

「向こう三軒両隣」・地域に暮らすすべての人が、つながりを大切にします。

#### 《基本方針2》 緊急時の支援・対応（防犯と防災）

「安心・安全・安住」・みんなで支援し、みんなで守ります。

#### 《基本方針3》 身近な生活支援（見守り・助け合い）

「困ったときは、声かけて」・みんなで考え、積極的に働きかけます。

### 3 取組内容一覧

#### 《基本方針1》 コミュニケーション（交流・ふれあい・社会参加）

施策の方向性 (取組み名)	具体的な取組み (実施内容＝解決策)	取組み テーマ
1 ふれあいの機会に対する要望の把握	1 情報の収集と共有化 住民が、地域でどのような交流、ふれあいの機会、行事を要望しているかを把握します。 自治会の回覧や地区部会の広報紙を利用し、情報をみんなで共有できるように努めます。	10
	重点取組地区 (地区部会エリア)      ○椎名地区部会	
2 誰もが楽しく安心して住み続けるための支援	2 子ども達の集いの場の提供・情報提供 子ども達が地域で積極的に勉強ができるよう、公民館や図書館等での学び・体験学習を支援します。 また、子どもの貧困問題について、考えます。	4 10
	重点取組地区 (地区部会エリア)      ○椎名地区部会   ○おゆみ野地区部会	
	3 高齢者が集う場の開設・拡充・情報提供 ふれあい・いきいきサロンや散歩クラブ等、高齢者が集う場の設置を推進します。 高齢者の状況を把握し、必要としている情報について関係機関（あんしんケアセンターやいきいきプラザ等）に紹介します。	2 10
	重点取組地区 (地区部会エリア)      ○椎名地区部会   ○おゆみ野地区部会	
	4 障害者（児）が集う場の開設・拡充・情報提供 障害者（児）の状況を把握し、必要としている情報や関係機関を紹介します。 障害者（児）やその家族が交流できる場を作ります。 地域住民と障害者（児）やその家族と交流する機会を設け、障害に対する認識を深めるとともに、地域全体で「心のバリアフリー」を進めます。	3 8 10
	重点取組地区 (地区部会エリア)      ○誉田地区部会   ○おゆみ野地区部会	
	5 子育て中の親や子どもが集う場の開設・拡充 発育、発達、しつけなど子育てへの不安や悩みなどを抱える親に対して、保健福祉センター等と協力し、相談会・講習会などを開催するよう努めます。 子育て中の親や子どもが集い、仲間づくりができる場（ふれあい・子育てサロン等）を拡充します。	4 10
	重点取組地区 (地区部会エリア)      ○椎名地区部会   ○おゆみ野地区部会	

第5章 地域の取組み（共助の取組み）【緑区】

施策の方向性 (取組み名)	具体的な取組み (実施内容＝解決策)	取組み テーマ
3 コミュニケーション 機会の充実	6 地域と学校との交流 児童・生徒が福祉に対する理解を深められるよう、実践や体験を通じた福祉教育の実施に協力します。	4 8
	重点取組地区 (地区部会エリア)      ○椎名地区部会	
	7 地域の行事への積極的参加の呼びかけ 地域住民が一体となり、地域の行事に参加することにより、地域の活性化、区全体のコミュニケーションを高めます。	9
	重点取組地区 (地区部会エリア)      ○椎名地区部会	
	8 家庭や地域の文化・歴史の伝承と発展 お年寄りや親を敬う気持ちを大切にします。 ふるさとの伝統行事を通じて先人の業績を学び、郷土愛を培うとともに、地域文化の担い手としての意識を醸成します。	8
4 地域活動の活性化	9 子ども会の活性化 住民全体で「子どもは地域で育てる」という意識をもち、子ども会の活動に積極的に参画し、活動内容を充実させ、新規加入を促進していきます。	4 9
	10 老人クラブの活性化 高齢者が仲間づくりの輪を広げ、生きがいをもって生活していけるよう、サークル活動等の充実を努め、老人クラブの活性化を図ります。 また、子ども会と連携し、お互いの交流を図ります。	2 9
	11 町内自治会の活性化 町内自治会への参加を促進し、住民の地域福祉活動への関心を高めます。	9
5 地域活動拠点の整備	12 地域活動の場の確保 地域で行う様々な活動の場として、既存施設の空きスペース（空き家）等の有効活用を努め、必要に応じ公共施設の提供を市に要望します。	9
6 生活環境の整備	13 生活環境の整備 高齢者や障害者の生活環境の整備の観点から、道路表面の案内表示のサイズや色の統一について、道路関係部署等に要望します。	2 3

《基本方針2》 緊急時の支援・対応（防犯と防災）

施策の方向性 (取組み名)	具体的な取組み (実施内容＝解決策)	取組み テーマ
7 緊急時の意識啓発	14 家庭における意識啓発 家庭において、日頃から避難場所の確認や防災用品の準備等を行うよう、意識啓発に努めます。 地域全体で、住宅用火災警報装置の設置や安心安全メールの活用等、意識啓発に努めます。	6
	15 地域における意識啓発 緊急時にはお互いに助け合える関係がつかれるよう、住民の意識の醸成に努めるとともに、自主防災組織単位で防災備品の充実と使用方法の訓練に努めます。	6
8 地域での情報提供の充実	16 災害時避難誘導体制の充実 地域における迅速な情報伝達や救助・避難誘導が行えるよう、連絡網の作成等、支援体制の構築に努めます。	6
	17 情報伝達体制の充実 日頃から、行政からの情報を正しく速やかに伝達する体制を整備しておきます。	6 10
9 防災訓練・備蓄品などの充実	18 防災訓練の充実 地域における自主防災組織の活動の充実を図るとともに、災害時の避難場所、避難所の確認や複数避難経路設定の周知徹底に努めます。 日頃から消火器の使用方法や応急手当の方法、公民館等に設置されているAEDの使用方法について習得に努めます。	6
	19 緊急時の食料、医薬品等の調達、供給体制づくり 災害発生時には、食料、水、医薬品等の緊急供給について、地域で協力体制が取れるよう努めます。	6
10 ボランティアの充実	20 災害時ボランティア活動の充実 災害時に活動に従事するボランティアについて、日頃からボランティア団体の講習等に参加しネットワークを広げるなど連携に努めます。 また、災害後ストレスに対応できる傾聴ボランティアの養成に努めます。	6 7
11 身近な防犯・犯罪被害の防止対策	21 身近な防犯、安全対策 防犯パトロールを組織し、地域単位に自主防犯活動を展開します。また、パトロール中に防犯チラシを配布し注意喚起に努めます。 町内、商店等に防犯ポスターやステッカーを掲示し、防犯意識の向上と犯罪抑止を図ります。さらに、空家のチェックリストを作成し、点検します。	6
	重点取組地区 (地区部会エリア)	○誉田地区部会

## 第5章 地域の実践（共助の実践）【緑区】

施策の方向性 (取組名)	具体的な取組み (実施内容＝解決策)	取組み テーマ
12 関係機関との連携	22 地域諸団体、行政機関との連携 災害発生時に速やかに協力体制が敷けるよう、日頃より地域諸団体や地域医療機関、ボランティア活動団体その他行政の関係部門との連携強化を図るよう努めます。	6 9
13 防災組織の拠点づくり と情報共有	23 集会所等施設の活用と情報共有 町内自治会集会所、防災組織の集会所等の施設を活用し、連絡拠点の設置に努めます。 また、各地域の連絡拠点との情報交換や自主防災組織の役割分担表の集会所・避難所への表示など、緊急時の連携・協力体制の整備に努めます。	6 9

### 《基本方針3》 身近な生活支援（見守り・助け合い）

施策の方向性 (取組名)	具体的な取組み (実施内容＝解決策)	取組み テーマ
14 地域住民への支援	24 助け合い活動の推進 日常生活のちょっとした困りごとの手伝いや家事支援ができるような体制づくりに努めます。	7
	重点取組地区 (地区部会エリア)	
	25 外出困難者への支援 地域住民の交通手段に関わる利用希望や利用状況の把握に努め、既存の社会資源を利用する等、移送サービスのシステムづくりに努めます。 また、買い物困難者への支援として、民間事業者等で行っている移動販売等の情報を広く提供するように努めます。	9 10
	重点取組地区 (地区部会エリア)	
26 見守り活動の推進 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、体に障害のある方などの見守りを希望する人に対して、地域住民による訪問・声かけ等を行います。 社会的孤立を防ぐため、挨拶運動など、住民同士が日常生活の中で無理なく行える見守り活動を実施します。	重点取組地区 (地区部会エリア)	1
27 健康づくり支援 健康を保持する活動を保健福祉センター・あんしんケアセンター及び地域の医療機関等の協力を得て、地域の集会やイベントの機会を利用して実施します。 ラジオ体操、シニアリーダー体操、健康ウォーキング等へ積極的に参加するしくみ作りを推進し実施いたします。	重点取組地区 (地区部会エリア)	5

第5章 地域の取組み（共助の取組み）【緑区】

施策の方向性 (取組み名)	具体的な取組み (実施内容＝解決策)	取組み テーマ
	28 地域の課題解決に向けた連携 地域の関係諸団体・機関が連携し、課題解決に向けて話し合う場として、地域ケア会議等を開催し課題解決に努めます。	9
	29 障害者（児）の家族の支援 障害者（児）を介護する家族の日常生活を支援する体制づくりに努めます。	3
	30 自宅療養中の家族がいる家庭への支援 高齢者を介護する家族の日常生活を支援（介護保険適用外）する体制づくりに努めます。 認知症についての正しい知識をもち、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」を増やします。 児童・生徒への認知症にたいしての理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を開催します。	2 8
15 身近な生活支援を確立するための取組み	31 ボランティアの確保 地域住民の協力による、身近な生活支援を確立するためのボランティア確保に努めます。 子ども会・地域の小中学生を対象として、子ども達もすすんでボランティア活動に参加できるよう推進します。 元気な高齢者がボランティア活動を行える場の提供及び情報の発信に努めます。	7
	重点取組地区 (地区部会エリア)	○椎名地区部会

※ 「重点取組地区（地区部会エリア）」とは、千葉市社会福祉協議会地区部会の活動対象区域（おおむね中学校区域）をいいます。

※ 「支え合いのまち千葉 推進計画」では、共助に関する取組みを下記の10のテーマに分類しています。計画第7章において、それぞれのテーマごとに、地域（区計画）、市社協、市の取組みを関連付けて整理しています。

【取組みテーマ】

- 1 見守りの仕組みづくり 2 高齢者を支える仕組みづくり 3 障害者を支える仕組みづくり  
4 こどもと子育てを支援する仕組みづくり 5 健康づくり 6 防犯・防災に対する取組み  
7 担い手の拡大とボランティア活動の促進 8 福祉教育・啓発 9 地域のつながりづくり  
10 相談支援体制と情報提供の充実



## 美浜区支え合いのまち推進計画

第4期美浜区地域福祉計画 平成30～32年度



### 1 基本目標

# みんなが主役！<sup>まち</sup>こころ豊かな美浜づくり

この基本目標は、美浜区の目指すべき将来像です。

（第1期計画を策定するときに掲げられたもので、今回策定した第4期計画においても引き継いでいます。）

高齢者をはじめ、児童や障害者等すべての住民が、住み慣れた場所で自分らしい生活が継続できるような地域づくりが求められています。

こころ豊かな美浜（まち）づくりを目指し、美浜区民一人ひとりが、地域生活課題の解決のための様々な活動に自ら進んで主体的に参画することを通じて、地域での支え合いの輪がより一層広がるよう、各取組みを推進します。

### 2 3つの基本方針

基本目標を実現するために、3つの基本方針と12の施策の方向性を決めました。

#### 基本方針Ⅰ 市民主体による協働のまちづくり

- 1 地域の世話役づくり
- 2 安心、見守り体制の構築

#### 基本方針Ⅱ 誰もが暮らしやすい環境づくり

- 3 居場所、交流の場づくり
- 4 地域での身近な支え合い活動
- 5 在宅での安心した暮らしの確保
- 6 地域での健康づくり
- 7 情報発信の強化
- 8 身近な相談者の確保
- 9 地域包括ケア体制の推進
- 10 権利擁護の推進

#### 基本方針Ⅲ 福祉を支える人づくり

- 11 福祉意識を育む
- 12 ボランティアの育成・活用

### 3 取組内容一覧

#### 《基本方針Ⅰ》 市民主体による協働のまちづくり

施策の方向性		具体的な取組み		取組み テーマ
1	地域の世話 役づくり	(1)	<p><b>顔の見えるご近所づきあいの構築</b></p> <p>誰もが安心して地域で暮らしていけるよう、日常的に顔の見える関係づくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 既存のイベントや地域資源を活用した新旧住民同士の交流機会の提供を進めます。</p> <p>② 子育てリラックス館、地域交流スペースを活用した多世代交流企画を実施します。</p> <p>③ 地域資源を利用、活用した地域交流のきっかけづくりを進めます。</p> <p>④ 「ふれあい・いきいきサロン」や「こどもフェスタ」、「ネイチャーゲーム」などの参加者を拡充し、「こどもカフェ」と連携を図りながら地域交流、多世代交流を進めます。</p> <p>⑤ 住民意識の醸成、地域のコミュニケーションの活性化のため、小中学校等と連携し、あいさつ運動を進めます。</p>	② ③ ④ ⑨
			<table border="1"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>○稲毛海岸地区部会 ○幸町2丁目地区部会 ○幸町一丁目地区部会 ○高洲・高浜地区部会</td> </tr> </table>	重点取組地区 (地区部会エリア)
重点取組地区 (地区部会エリア)	○稲毛海岸地区部会 ○幸町2丁目地区部会 ○幸町一丁目地区部会 ○高洲・高浜地区部会			
		(2)	<p><b>地域福祉を推進する団体等の交流やネットワークづくり</b></p> <p>各地域で活動する団体等が、必要に応じてそれぞれの特性や役割を認めながら、つながりが持てるよう、団体間の交流やネットワークづくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 地域運営委員会の参加団体間で地域生活課題や情報を共有し、連携して対応できる体制づくりを進めます。</p>	⑨
2	安心、見守り 体制の構築	(3)	<p><b>“みんなで”支え合う「あんしん支え合いネット」の構築</b></p> <p>地域での孤立や孤独死、児童虐待や高齢者虐待、子育て家庭の社会的孤立を防ぐため、地域に関心を持ち、地域住民どうしが助け合い、支え合い、協力できる体制づくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 「見守りネットワーク」(安心カード／ゴミ出し支援／見守り活動／たすけあい活動)について、他の町内自治会等への普及を進めます。</p> <p>② 美浜区安心カード等、安否確認のための各種登録カードの整理や、緊急通報装置の利用促進を図ります。</p> <p>③ 「まちづくり・生活支援等に関するアンケート」結果を踏まえた各取組みの具現化を検討します。</p> <p>④ ふれあい食事サービス実施会場を、主会場のほかに数か所設け、より自宅の近くで参加できるような体制づくりを進めます。</p> <p>⑤ 福祉協力員ネットワーク活動について、引き続き、民生委員と連携を図り、新たな対象者の把握及び協力員の確保を進めます。</p>	①

第5章 地域の取組み（共助の取組み）【美浜区】

施策の方向性		具体的な取組み		取組みテーマ
		<p>⑥ 認知症に対する理解促進のため、「認知症サポーター養成講座」等、地域資源を活用して開催します。</p> <p>⑦ サロン活動や見守り活動、各種イベント、美浜区安心カードなど、様々な活動や情報提供による“孤立死ゼロ”に向けた取組みを進めます。</p> <p>⑧ 「向こう三軒両隣」の関係を再構築するため、各町内自治会で開始した見守り活動を支援するとともに、未実施の町内自治会への働きかけを行います。</p> <p>⑨ 地区民生委員児童委員協議会と連携し、ひとり暮らし高齢者等が安心して暮らすことができるよう高齢者実態調査時に安心カードの普及に取組みます。</p> <p>⑩ 災害時要支援者名簿による見守り体制の構築について、各街区の役割について認識を深めるため、各街区懇談会を通じ啓発するとともに、千葉市の在宅支援策についての理解も深めていきます。</p>		
	重点取組地区 (地区部会エリア)	<p>○稲毛海岸地区部会 ○幸町2丁目地区部会</p> <p>○幸町一丁目地区部会 ○高洲・高浜地区部会</p> <p>○幕張西地区部会 ○打瀬地区部会</p>		
	(4)	<p><b>防犯情報の共有・身近な防犯活動の実施</b></p> <p>地域住民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪の被害に遭わないように注意し合い、安心して生活できる体制づくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 地域の見守り体制構築のため、“防犯パトロール”“セーフティウォッチャー”“こども110番のいえ”の担い手の確保を図ります。</p> <p>② 地域内の防犯、安全確保のため、防犯委員や青少年育成委員会と連携して防犯パトロールを実施します。</p>		⑥
	(5)	<p><b>地域ぐるみの防災訓練、避難誘導の実施</b></p> <p>地域住民一人ひとりが防災意識を高め、災害発生時に的確な対応ができる体制づくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 各避難所運営委員会単位で作成したマニュアルを活用した防災訓練を実施し、マニュアルの確認及び浸透を図ります。</p> <p>② 住民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、町内自治会と避難所運営委員会の連携を深め、防災に対する体制の充実を図ります。</p> <p>③ 九都県市合同防災訓練に合わせ、避難所で避難所開設訓練を実施するとともに、重点実施地区で住民参加の訓練を実施します。</p>		⑥
	(6)	<p><b>災害発生時の対応マニュアル整備</b></p> <p>地域住民一人ひとりが防災意識を高め、災害発生時に的確な対応ができるようマニュアルづくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① マニュアルの必要性を啓発すると同時に、整備済みマニュアルを開示してマニュアルづくりを進展していきます。</p>		⑥

《基本方針Ⅱ》 誰もが暮らしやすい環境づくり

施策の方向性		具体的な取組み		取組み テーマ
3	居場所、交流の場づくり	(7)	<p><b>町内自治会・集合住宅の集会所など地域資源を活用した交流の場づくり</b></p> <p>町内自治会・集合住宅の集会所など地域資源を活用し、地域住民が気軽に集い、交流できる場づくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 町内自治会や集合住宅の集会所、社会福祉施設などの地域資源を活用し、高齢者等が気軽に集い、交流できるサロンや茶話会などの設置を進めます。</p> <p>② 各番街集会所を活用し、気軽に情報交換や介護の相談ができるサロンの設置を進めます。</p> <p>③ 町内自治会等へのアンケートにより、サロンや茶話会等の状況を把握し、未設置地区への開設を進めます。</p>	<p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑨</p>
			<p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○幕張西地区部会 ○打瀬地区部会</p>	
4	地域での身近な支え合い活動	(8)	<p><b>子育て支援活動の推進</b></p> <p>地域ぐるみで子育てをし、安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 子育て家庭の支援を図るため、地域内の子育て支援団体等との連携を図り、子育て支援に関する情報の発信を実施します。</p> <p>② 地域で子育てを支援するため、子育てサロン等の交流の場づくりを進めます。</p>	④
		(9)	<p><b>障害者や高齢者の社会参加の促進</b></p> <p>障害者や高齢者が、地域社会で活動できる場、機会づくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 閉じこもりの方への対応（確認されていない要配慮者の把握）として、地域団体が連携して調査を実施し、「見守り支援センター」等へつなげます。</p>	② ③
5	在宅での安心した暮らしの確保	(10)	<p><b>地域での助け合い活動の推進</b></p> <p>日常生活上のちょっとした困り事を住民どうして助け合い、解決する、助け合い活動を進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 地域住民に対し安心、安定したサービス提供を可能とするため、生活支援の活動団体への支援強化を進めます。</p> <p>② 地区の支え合い活動に関する提案書を受け、各町内自治会での検討を進め、支え合い活動の立ち上げを進めます。</p>	<p>⑦</p> <p>⑨</p>
			<p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○真砂地区部会 ○磯辺地区部会</p>	

第5章 地域の取組み（共助の取組み）【美浜区】

施策の方向性		具体的な取組み		取組み テーマ
6	地域での健康づくり	(11)	<b>地域の保健・医療との連携による心身の健康づくり</b> 地域にある保健医療機関と連携し、生き生きと暮らせるよう心身の健康づくりを進めます。	5
		(12)	<b>健康づくりイベント等への参加促進</b> 気軽に楽しく取り組める心身の健康づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 100歳体操やシニアリーダー体操等、地域で行われている健康づくり教室への参加者増及び開催場所の増設を進めます。 ② スポーツセンターを活用した健康づくりイベントの実施を検討します。 ③ 健康維持、健康増進のため、地域で行われているウォーキング活動等の情報を提供し、健康づくりの促進を図ります。	5
7	情報発信の強化	(13)	<b>誰もが身近に得ることができ、わかりやすい情報の発信</b> 地域福祉に関する情報を取りまとめ、身近に情報が得られるような環境づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① ホームページを通じて、各団体の活動や地域の事業、イベント等の情報提供を進めます。	10
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○磯辺地区部会	
8	身近な相談者の確保	(14)	<b>身近な相談機関・相談者の情報共有</b> 誰もが気軽に相談できる窓口や相談者の情報を共有し、利用できる環境づくりを進めます。	10
		(15)	<b>外出困難な高齢者等の訪問相談の利用促進</b> 各相談機関等の訪問相談、出張相談の利用促進により、相談しやすい環境づくりを進めます。	10
9	地域包括ケア体制の推進	(16)	<b>地域と連携した支援の推進</b> 地域との連携の下、地域生活課題の解決に向けた取組みを進めます。 〔活動内容〕 ① 地域内の社会福祉施設や福祉関係団体と連携し、認知症カフェや在宅介護者への支援等を進めます。	2 9
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○真砂地区部会	
		(17)	<b>介護予防の促進</b> 高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、介護予防の取組みを進めます。 〔活動内容〕 ① 介護予防に関する講習会の開催や介護予防に効果のある体操教室などの情報提供や開催を支援します。	2 5

施策の方向性		具体的な取組み		取組み テーマ
		(18)	<p><b>要支援・要介護高齢者のケア体制の整備</b></p> <p>高齢者が住み慣れた地域での生活を続けることができるよう、要支援・要介護高齢者を地域で支える体制づくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 認知症徘徊模擬訓練を実施します。</p> <p>② 認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症に対する理解促進を図るとともに、認知症カフェが設置されていない地区について、開設を進めます。</p> <p>③ “認知症に対する理解を深める活動”と、“認知症の方に対する支援”を分けて捉え、効果的な対策について検討していきます。</p> <p>④ 地域の医療機関との連携を図ることにより、在宅医療と介護の連携体制づくりを進めます。</p> <p>⑤ 医療介護研究会を開催し、地域包括ケア体制の構築に向けた検討を進めます。</p> <p>⑥ 地域生活課題の解決に向けて、専門機関や社会福祉施設、団体等と情報交換、連携し、顔の見える関係づくりを進めます。</p>	②
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○幸町2丁目地区部会 ○打瀬地区部会	
		(19)	<p><b>地域住民参加型の支え合い体制の構築</b></p> <p>地域住民等の多様な主体が要支援高齢者に生活援助や集いの場を提供する事業を通じて、地域住民参加型の支え合い体制づくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 安心サポート活動の充実を図り、「地域支え合い型訪問支援サービス」への移行を進めます。</p> <p>② サロン活動の充実を図り、「地域支え合い型通所支援サービス」への移行を進めます。</p>	②
10	権利擁護の推進	(20)	<p><b>日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進</b></p> <p>認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々の権利を擁護するため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の広報、利用促進を図ります。</p>	② ③

《基本方針Ⅲ》 福祉を支える人づくり

施策の方向性		具体的な取組み		取組み テーマ
11	福祉意識を育む	(21)	<p><b>支え合い意識の醸成</b></p> <p>地域で支え助け合う福祉の心を育てる活動を進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 地域生活課題に即した講座や研修会を開催し、超高齢社会や地域福祉等に対する意識の醸成を進めます。</p>	⑧

## 第5章 地域の実践（共助の実践）【美浜区】

施策の方向性		具体的な取組み		取組み テーマ
			② 地域内の社会福祉施設や福祉団体等と連携し、福祉に関する講座を開催し、福祉活動への理解促進を図ります。 ③ 高齢者と小学生との交流会や、中学生の高齢者疑似体験を通じて、地域ぐるみの福祉教育を進めます。 ④ 子ども円卓会議との連携を通じ、地域の児童・生徒の福祉意識の醸成を図るとともに、昔の暮らし体験や講座などを通じ、多世代交流を図ります。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○幸町一丁目地区部会 ○磯辺地区部会	
12	ボランティアの育成・活用	(22)	<b>ボランティア人材の育成</b> 地域を支えるボランティア等の担い手づくりを進めます。 [活動内容] ① 児童・生徒や地域住民を対象としたボランティア講座を定期開催し、ボランティア人材の育成を図ります。 ② ボランティアの確保、地域生活課題に関する理解促進を図るため、社会福祉施設・団体等、地域資源と連携、活用した講座を開催します。	7
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○高洲・高浜地区部会	
		(23)	<b>ボランティア活動への参加促進</b> 気軽にボランティア活動に参加できる仕組みづくり、参加促進を図ります。 [活動内容] ① 多世代の地域活動参加を促すため、様々な機会を活用し、新たな担い手の育成や発掘を図ります。 ② 地域で活動しているボランティアの情報を取りまとめ、地域での活動に役立てられるよう整備を進めます。 ③ 地域の行事などを通じて、ボランティア活動への参加の呼び掛けを進めます。	7

※ 「重点取組地区（地区部会エリア）」とは、千葉市社会福祉協議会地区部会の活動対象区域（おおむね中学校区域）をいいます。

※ 「支え合いのまち千葉 推進計画」では、共助に関する取組みを下記の10のテーマに分類しています。計画第7章において、それぞれのテーマごとに、地域（区計画）、市社協、市の取組みを関連付けて整理しています。

### 【取組みテーマ】

- ① 見守りの仕組みづくり ② 高齢者を支える仕組みづくり ③ 障害者を支える仕組みづくり  
 ④ こどもと子育てを支援する仕組みづくり ⑤ 健康づくり ⑥ 防犯・防災に対する取組み  
 ⑦ 担い手の拡大とボランティア活動の促進 ⑧ 福祉教育・啓発 ⑨ 地域のつながりづくり  
 ⑩ 相談支援体制と情報提供の充実

## 第6章 市の取組み（公助の取組み）

### 1 基本目標 「ともに支え合う地域福祉社会を創る」

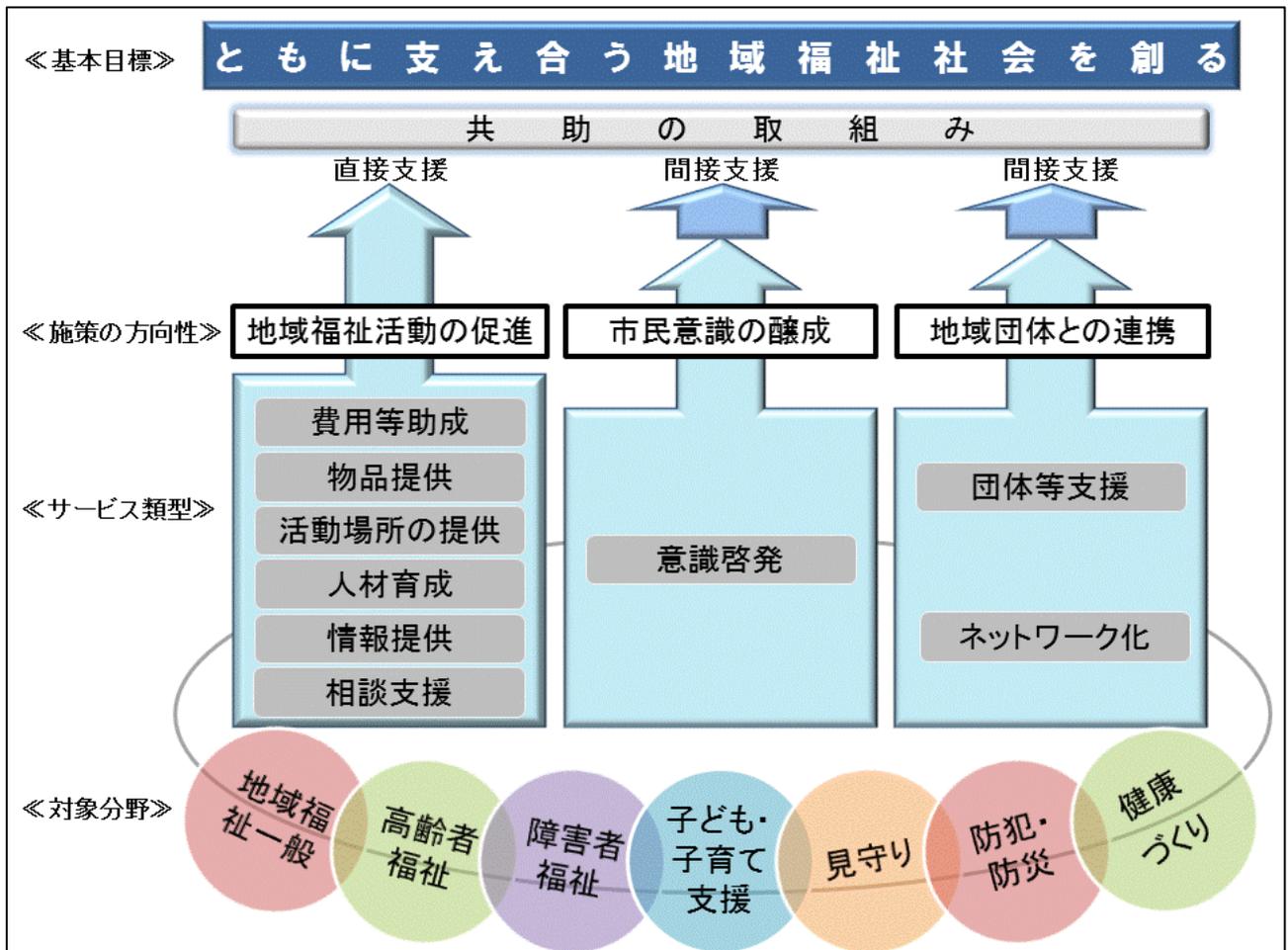
支え合いの千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）では、地域住民等と行政が連携・協働して支え合いの仕組みづくりを進めていき、社会情勢が大きく変化する現代においても、すべての市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、「ともに支え合う地域福祉社会を創る」という基本目標<sup>\*</sup>を掲げています。

※基本目標の詳細はP30（第3章）参照

### 2 3つの施策の方向性

基本目標を実現するため、第6章では、市が「公助」として取り組むべき施策について、3つの方向性を示します。

この3つの方向性は、地域の取組みである「共助」との関わり方に応じて「直接支援」と「間接支援」に分類し、さらに、公助の手法に応じて9つの「サービス類型」、対象別に7つの「対象分野」に分類しています。



「直接支援」「間接支援」とは

地域福祉における「共助」の担い手には、地域住民、地区部会、町内自治会、地域運営委員会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、社会福祉事業者など多様な主体が存在し、相互に関連しながら活動しています。

第6章では、これらの活動を下支えする市の取組み（公助）について、費用等助成、物品提供、活動場所の提供、スキルの提供（人材育成）、情報提供、相談支援など、地域福祉活動に参加しようとする地域住民等に対し、直接働きかける取組みを「直接支援」と位置づけています。

また、地域福祉に対する市民意識の醸成、地域福祉の推進を目的とする団体との連携、団体同士をつなぐ取組みなど、地域福祉の気運を高め、地域住民等の活動を後押しする取組みを「間接支援」と位置づけています。

9つの「サービス類型」とは

市は、さまざまな手法で「共助」を支援しています。第6章では、これらの手法を性質ごとに9つに分類し、サービス類型ごとに掲載しています。

1	費用等助成	直接支援
2	物品提供	
3	活動場所の提供	
4	人材育成	
5	情報提供	
6	相談支援	
7	意識啓発	間接支援
8	団体等支援（運営・事業）	
9	ネットワーク化	

7つの「対象分野」とは

市の取組み（公助）を、主な対象分野ごとに次の7つに分類しています。

1	地域福祉一般※	対象者の分野
2	高齢者福祉	
3	障害者福祉	
4	こども・子育て支援	
5	見守り	活動の分野
6	防犯・防災	
7	健康づくり	

※「地域福祉一般」は、対象者を高齢者・障害者・こどもに限定しない広範な取組みです。

### 3 重点施策：コミュニティソーシャルワーク機能の強化

第4期計画では、今後3年間で市が特に力を入れて取り組む重点施策として「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を位置づけ、課題解決に向けて取組みを推進していきます。

#### 【1】 コミュニティソーシャルワーカーの増員等

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
1	コミュニティソーシャルワーカーの増員等	市社協コミュニティソーシャルワーカーその他のコミュニティソーシャルワークを実践する地域福祉の専門家であるコミュニティソーシャルワーカーの増員及び育成を図るとともに、市社協コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、地域ケア会議等と市及び市社協との連携を深め、地域生活課題の発見及び認識の共有並びに解決の方策の共同検討を図ります。	地域福祉一般	地域福祉課 地域包括ケア推進課

#### 【2】 多機関の協働による相談支援体制の包括化

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
2	多機関の協働による相談支援体制の包括化	個々の福祉分野が各々整備してきた相談支援機関をもつてしても単独では解決できないような複合的な課題を抱える方を、効果的なチームアプローチで包括的に受け止められる相談支援体制の構築を図ります。	地域福祉一般	地域福祉課 地域包括ケア推進課

## 【3】 地域力基盤強化の支援

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
3	地域力基盤強化の支援	地域住民等による地域生活課題の発見・共有・検討・解決・評価のプロセスを担う地域力基盤体制の構築及び同プロセスの運用を、市社協コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等のみならず、市と市社協等も一体となって、地域の実情に応じて個別具体的に支援する体制の構築を目指し、地域住民等による地域生活課題の解決力の向上の支援を図ります。	地域福祉一般	地域福祉課 地域包括ケア推進課 市民自治推進課

## 【4】 地域福祉の担い手の育成・拡大

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
4	地域福祉の担い手の育成・拡大	市社協コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援の過程、市社協コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等による地域資源開発、ボランティアの研修及びコーディネート、公民館等の生涯学習機関における学びを生かしたコミュニティづくり等を通じて、地域福祉の担い手の育成・拡大を図ります。	地域福祉一般	地域福祉課 地域包括ケア推進課 市民自治推進課 生涯学習振興課 (教育委員会)

## 4 施策の展開

## 【施策の方向性】1 地域福祉活動の促進

## 【サービス類型】1 費用等助成（直接支援）

新しく地域福祉活動を始めたり、活動を継続させるためには、机、イス、パソコン、文房具などの購入費用や、調査・研究費用が必要になる場合があります。

これら活動にかかる費用の助成や、景品などに還元できるポイント等の付与を行うことで、地域福祉活動に対する意欲を高め、地域福祉の促進を図ります。

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
1	区地域活性化支援事業	地域課題の解決や地域の活性化などを目的に、対象団体や対象事業等の応募資格を定め、審査・選考の上、交付決定した地域福祉活動団体の活動を支援します。	地域福祉一般	各区地域振興課
2	ボランティア活動補償制度	市内のボランティア団体等が安心して活動できるよう、活動中に起こった事故による死亡若しくは傷害又は損害賠償を補償します。	地域福祉一般	市民自治推進課
3	市民防犯活動の支援  再掲物品提供 (NO. 11) 人材育成 (NO. 28)	防犯パトロール隊への物品配付や各種講座の開催、防犯街灯・防犯カメラの設置助成等を実施します。	地域福祉一般 防犯・防災	地域安全課
4	健康づくり事業	市内に所在する地区組織、事業所等が行う健康づくりにポイントを付与し、規定のポイントで景品や認証などのインセンティブを授与することにより生活習慣の改善を促すとともに、地域組織活動の推進による絆づくりを促進します。	地域福祉一般 健康づくり	健康支援課
5	地域支え合い型訪問支援・通所支援事業	買い物、調理等の生活支援サービスや、サロン、趣味活動を通じた高齢者の日中の居場所づくりを行う町内自治会やNPO法人等に対して助成します。	高齢者福祉	高齢福祉課
6	地域見守り活動支援事業	ひとり暮らし等の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域において新たに見守り活動を実施する団体に対し、環境の整備に必要な活動拠点の初期費用の一部を助成します。	高齢者福祉 見守り	高齢福祉課

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
7	認知症カフェ設置促進	認知症になっても、本人やその家族が地域で安心して暮らしていくため、認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が気軽に集い、認知症に関する相談や情報交換ができる集いの場「認知症カフェ」を設置する団体又は個人に対して費用の一部を助成します。	高齢者福祉	地域包括ケア推進課
8	いきいき活動外出支援事業	高齢者の社会参加促進を図ることを目的に、高齢者団体が実施する研修、視察、ボランティア活動等の自主的な活動のため民間バスを借り上げた場合に、その費用の一部を助成します。	高齢者福祉	高齢福祉課
9	介護支援ボランティア制度の運用	高齢者が高齢者施設などでボランティア活動を行った場合に、介護保険料や介護サービス利用料などに充てることのできるポイントを付与し、介護予防の促進や社会活動参加などを支援します。	高齢者福祉	介護保険管理課
10	青少年育成事業	青少年健全育成活動を行う団体が実施する青少年の健全育成事業及び広く市民に周知する参加型の事業などについて、経費の一部を助成します。	こども・子育て支援	健全育成課

【サービス類型】2 物品提供（直接支援）

地域福祉活動は、活動の趣旨が一目で分かるような共通の帽子を身に付けたり、安心カードのような物品を配付したりすることで、活動を具体的に進められる場合もあります。

必要となる物品の提供や貸し出しを行うことで、地域福祉の推進を図ります。

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
11	市民防犯活動の支援  再掲費用等助成 (NO. 3) 人材育成 (NO. 28)	防犯パトロール隊への物品配付や各種講座の開催、防犯街灯・防犯カメラの設置助成等を実施します。	地域福祉一般 防犯・防災	地域安全課
12	防犯ウォーキングの推進	市民が日頃のウォーキング等を兼ねて、気軽にパトロールを実施する「防犯ウォーキング」を推進するため、専用の帽子等を貸与します。	地域福祉一般 防犯・防災	各区地域振興課
13	美浜区見守りネットワーク  再掲意識啓発 (NO. 78)	協力事業者と地域全体の見守りにより、孤独死防止を目指すとともに、ひとり暮らし高齢者を対象に迅速な救急活動に資するため、安心カードを配付します。	高齢者福祉 見守り	地域振興課 (美浜区)

## [サービス類型] 3 活動場所の提供（直接支援）

地域で活動していくためには、事務作業に使用する場所や会議に使用する場所、イベントを開催する場所など用途に応じた活動場所が必要になります。

これらの活動場所を確保するため、本来の活動に支障をきたさない範囲で市の施設を開放したり、民間の協力を得て地域に可能な施設を紹介します。

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
14	社会福祉施設における地域交流スペース等の活用促進	<p>社会福祉施設について、施設の規模等を考慮して地域交流スペース等を設置するよう事業候補者に提案を行うこと等により、地域住民等が地域福祉活動に利用できる場所の確保を進めます。</p> <p>また、地域住民等が地域福祉活動のために利用できる地域交流スペース等に係る情報の公表を進めます。</p> <p>P196 参照 市内施設等一覧 「地域交流スペース等」</p>	地域福祉一般	地域福祉課 高齢福祉課 介護保険事業課
15	空き家の有効活用事業  再掲 情報提供 (NO. 48)	<p>空き家を地域福祉活動団体や福祉団体等の活動場所として転用するなど、空き家の利活用について検討します。</p>	地域福祉一般	住宅政策課
16	地域づくり拠点としての公民館の活用	<p>公民館の運営に地域が参画する制度設計を行うことで、「地域の総合交流拠点」として、地域福祉活動団体の活動を支援します。</p> <p>P197 参照 市内施設等一覧 「公民館」</p>	地域福祉一般	生涯学習振興課 (教育委員会)
17	学校施設開放	<p>小学校の空き教室などを、学校教育に支障のない範囲内において地域活動や生涯学習の場として市民利用に供します。</p> <p>P198 参照 市内施設等一覧 「小学校」</p>	地域福祉一般	学校施設課
18	ちばし消費者応援団登録  再掲 情報提供 (NO. 47) 団体等支援（事業）(NO. 100)	<p>高齢者への見守り等を含む消費者教育に係る活動を行う団体や個人の登録制度を実施し、消費者教育に関する情報提供や活動場所の提供などにより団体や個人の活動を支援します。</p> <p>P197 参照 市内施設等一覧 「消費生活センター（暮らしのプラザ）」</p>	地域福祉一般	消費生活センター

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
19	国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進  再掲 人材育成 (NO. 26) 団体等支援（事業）(NO. 99)	外国人市民と日本人市民の相互理解の促進による多文化共生社会実現のため、日本語学習支援ボランティアを中心に研修等を実施するほか、災害時における語学ボランティアの活動の推進を図ります。  また、国際交流・国際協力活動を実施している団体への部屋の貸し出しや、国際交流協会が実施している団体への助成事業についても支援します。  P197 参照 市内施設等一覧 「国際交流プラザ」	地域福祉一般	国際交流課
20	学校体育施設開放事業	学校体育施設を開放し、市民の体力づくり及びコミュニティ活動の振興を図り、市民が手軽に多様なスポーツ・レクリエーションを行える場を提供します。  P198-199 参照 市内施設等一覧 「小学校」「中学校」	地域福祉一般 健康づくり	スポーツ振興課

#### 【サービス類型】4 人材育成（直接支援）

地域福祉活動を発展させていくためには、これまで地域福祉に関心がなかった人や若い世代の参加など、新しい人の発掘が必要です。

また、定年を迎えた人が様々な知識・経験を活かして、地域のボランティア活動などに参加することが期待されます。

地域福祉活動の担い手の確保と拡大に向け、人づくりに取り組みます。

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
21	市民のボランティア・NPO活動参加の促進  再掲 情報提供 (NO. 44) 意識啓発 (NO. 69) ネットワーク化 (NO. 115)	市民公益活動に関する情報の提供、講座の開催、相談などを行い、市民のボランティア・NPO活動参加へのきっかけづくりの場とします。  また、ボランティアデータベース「ちばぼら」を活用し、市社協等と協力して、市内のボランティア団体やボランティア募集に関する情報を一元的に提供します。	地域福祉一般	地域福祉課 高齢福祉課 市民自治推進課 国際交流課 生涯学習振興課 （教育委員会）
22	生涯学習センター・公民館等における指導者及び各種ボランティア養成	地域における生涯を通じた学習活動を支援するため、団体・グループ等の指導者やボランティア等の養成を図ります。	地域福祉一般	生涯学習振興課 （教育委員会）

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
23	社会福祉セミナー  再掲意識啓発 (NO. 70)	福祉に対する理解促進を図るため、千葉市社会福祉研修センターにおいて、暮らしに身近な福祉に関する研修を実施します。	地域福祉一般	地域福祉課
24	民生委員協力員	希望する民生委員に、活動を補佐する民生委員協力員を配置し、民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の掘り起こしを図ります。	地域福祉一般	地域福祉課
25	国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進  再掲活動場所の提供 (NO. 19) 団体等支援（事業）(NO. 99)	外国人市民と日本人市民の相互理解の促進による多文化共生社会実現のため、日本語学習支援ボランティアを中心に研修等を実施するほか、災害時における語学ボランティアの活動の推進を図ります。  また、国際交流・国際協力活動を実施している団体への部屋の貸し出しや、国際交流協会が実施している団体への助成事業についても支援します。  P197 参照 市内施設等一覧 「国際交流プラザ」	地域福祉一般	国際交流課
26	ゲートキーパーの養成	悩みを抱える方の「孤立・孤独」を防ぎ自殺を予防するため、悩みを抱える方のサインに気付き、声をかけ、話を聴いて必要な支援につなげる「ゲートキーパー」を養成します。	地域福祉一般	こころの健康センター
27	ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業	ひきこもりに関する正しい知識と理解の促進を図る研修を実施します。また、希望者には研修修了後、サポーター名簿へ登録するとともに、地域への派遣を行います。	地域福祉一般	精神保健福祉課
28	市民防犯活動の支援  再掲費用等助成 (NO. 3) 物品提供 (NO. 11)	防犯パトロール隊への物品配付や各種講座の開催、防犯街灯・防犯カメラの設置助成等を実施します。	地域福祉一般 防犯・防災	地域安全課

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
29	応急手当普及啓発事業	<p>応急手当のできるバイスタンダー※を育成することで、要援護者、社会的弱者など市民全体の生命を守り、救命率の向上を図ります。</p> <p>※bystander:救急現場に居合わせた人(発見者、同伴者等)</p>	地域福祉一般 防犯・防災	救 急 課
30	ヘルスサポーターの養成	<p>家庭や身近な地域の中で、健康づくりを実践する仲間づくりを進めるヘルスサポーター(健康づくり支援者)を養成します。</p>	地域福祉一般 健康づくり	健 康 支 援 課
31	食生活改善推進員の養成	<p>地域の健康づくりのために、「食」を通じたボランティア活動を行う食生活改善推進員(愛称「ヘルスメイト」)を養成します。</p> <p>P191参照保健福祉相談窓口一覧 「食生活改善推進員」</p>	地域福祉一般 健康づくり	健 康 支 援 課
32	<p>生活支援コーディネーターの設置</p> <p>再掲情報提供(NO.53) ネットワーク化(NO.119)</p>	<p>地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足するサービスの創出、多様なサービスの担い手となる地域の人材の育成及びネットワークづくりを行います。</p>	高齢者福祉	地域包括ケア推進課
33	シニアリーダー講座	<p>介護予防につながる生活習慣についての知識や運動を学べる講座を開催し、自主的な介護予防活動グループのリーダーとして活動する人材を育成します。</p>	高齢者福祉	地域包括ケア推進課
34	認知症サポーター養成講座	<p>地域の町内自治会や職場、有志の集まりなどに講師が出向いて認知症についての勉強会を実施し、認知症について正しい知識と理解を身につけた認知症サポーターを養成します。</p>	高齢者福祉	地域包括ケア推進課
35	認知症介護研修	<p>認知症に対する正しい知識や介護方法を学べる講座を開催し、地域において認知症の方を支援する人材を育成します。</p>	高齢者福祉	地域包括ケア推進課
36	手話・点字・ガイドボランティア等の養成	<p>障害に対する基本的な知識と理解の促進を図るため、障害者福祉センター及び療育センター(ふれあいの家)において、手話、点字、ガイドボランティア等の講習会を開催します。</p>	障害者福祉	障害福祉サービス課

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
37	精神保健福祉ボランティア養成講座	精神保健福祉や精神障害に関する講座を開催し、精神保健福祉ボランティアとして活動する人材を育成します。	障害者福祉	こころの健康センター
38	放課後子ども教室推進事業  再掲 ネットワーク化 (NO. 123)	小学校の施設を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な人々の参画を得て、さまざまな体験・交流活動を実施します。  P198 参照 市内施設等一覧 「小学校」	こども・子育て支援	生涯学習振興課 （教育委員会）
39	ファミリー・サポート・センター事業  再掲 ネットワーク化 (NO. 128)	「子育て中で困ったときに手を貸して欲しい方」と「子どもが好き」「子育て中のお母さんを助けてあげたい」などの思いをもっている方に会員登録をしてもらい、センターのアドバイザーが仲介となって、地域に住む会員同士で子育て支援をする相互援助活動を支援します。	こども・子育て支援	幼保支援課
40	学校セーフティウォッチ	地域住民や保護者が登下校時を中心に「学校セーフティウォッチャー」として見守りを行い、児童生徒の安全確保を図るボランティア活動を推進します。	こども・子育て支援 見守り	学事課 （教育委員会）

## 【サービス類型】5 情報提供（直接支援）

多様化・複雑化する地域生活課題に取り組み、地域福祉を促進していくためには、地域住民等自身が情報を活用していく必要があります。

保健、福祉、ボランティアなど地域福祉活動を行う上で役立つ情報を充実させます。

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
41	市政出前講座  再掲 意識啓発 (NO. 68)	専門知識をもっている市職員が、地域の住民や団体による活動に寄与するため、地域に出向いて「出前講座」を行います。	地域福祉一般	広報広聴課
42	地域福祉に関する情報提供	各区支え合いのまち推進協議会における事例紹介や各区支え合いのまち推進協議会が発行する推進協だより、また、多様な媒体を活用した本計画の周知により、地域福祉に関する情報を提供します。	地域福祉一般	地域福祉課

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
43	ボランティアに関する情報の発信	ボランティアデータベース「ちばぼら」をはじめ、ボランティア関係機関である、千葉市国際交流協会、千葉市ボランティアセンター、ちば生涯学習ボランティアセンター、千葉市民活動支援センター等でボランティア情報を発信します。	地域福祉一般	地域福祉課 市民自治推進課 国際交流課 生涯学習振興課 （教育委員会）
44	市民のボランティア・NPO活動参加の促進  再掲 人材育成 (NO. 21) 意識啓発 (NO. 69) ネットワーク化 (NO. 115)	市民公益活動に関する情報の提供、講座の開催、相談などを行い、市民のボランティア・NPO活動参加へのきっかけづくりの場とします。  また、ボランティアデータベース「ちばぼら」を活用し、市社協等と協力して、市内のボランティア団体やボランティア募集に関する情報を一元的に提供します。	地域福祉一般	地域福祉課 高齢福祉課 市民自治推進課 国際交流課 生涯学習振興課 （教育委員会）
45	公益活動団体の連携促進  再掲 ネットワーク化 (NO. 116)	千葉市民活動支援センターにおいて、市民公益活動を行っている団体に対する情報発信や団体相互の情報交流の推進に努め、団体間のネットワークづくりを進めます。	地域福祉一般	市民自治推進課
46	コミュニティビジネスの支援  再掲 ネットワーク化 (NO. 117)	コミュニティビジネスの普及・推進のため、交流会やシンポジウムの開催などにより、情報を提供します。	地域福祉一般	産業支援課
47	ちばし消費者応援団登録  再掲 活動場所の提供 (NO. 18) 団体等支援（事業）(NO. 100)	高齢者への見守り等を含む消費者教育に係る活動を行う団体や個人の登録制度を実施し、消費者教育に関する情報提供や活動場所の提供などにより団体や個人の活動を支援します。  P197 参照 市内施設等一覧 「消費生活センター（暮らしのプラザ）」	地域福祉一般	消費生活センター
48	空き家の有効活用事業  再掲 活動場所の提供 (NO. 15)	空き家を地域福祉活動団体や福祉団体等の活動場所として転用するなど、空き家の利活用について検討します。	地域福祉一般	住宅政策課
49	交通安全対策  再掲 意識啓発 (NO. 75)	交通事故の実態や傾向について、ホームページや市政だよりなどの広報媒体を通じて広く情報を提供するとともに、地域の要請に応えた交通安全教育を推進するなど、警察をはじめとした関係機関、団体と連携しながら交通安全思想の普及・啓発を図ります。	地域福祉一般 防犯・防災	地域安全課

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
50	地域防犯ネットワークの推進	市、警察及び事業者が協働して、地域の見守りネットワークを構築し、安全で安心なまちづくりを推進するとともに、犯罪発生情報等の防犯情報をスピーディーに配信する、ちばし安全・安心メールを実施します。	地域福祉一般 防犯・防災	地 域 安 全 課
51	避難行動要支援者への対応	介護認定を受けるひとり暮らし高齢者や障害者等、災害時の避難行動に支援を要する方に関する情報を、市と自主防災組織・町内自治会等が共有するなど、支援体制づくりを進めます。	地域福祉一般 防犯・防災	防 災 対 策 課
52	運動イベントの実施  再掲意識啓発 (NO. 76)	運動イベントを通じて、住民が自身の健康状態や身体能力に気付き、生活習慣改善のきっかけとなるような情報の提供と、地域の福祉活動の推進を支援します。	地域福祉一般 健康づくり	健 康 支 援 課
53	生活支援コーディネーターの設置  再掲人材育成 (NO. 32) ネットワーク化 (NO. 119)	地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足するサービスの創出、多様なサービスの担い手となる地域の人材の育成及びネットワークづくりを行います。	高齢者福祉	地域包括ケア推進課
54	認知症施策の推進	認知症に関する正しい知識・理解の普及、早期発見・早期対応を図るため、認知症の進行に伴い生じてくる症状や医療・介護サービスなどの情報をまとめた「標準的な認知症ケアパス」を作成し、配布します。	高齢者福祉	地域包括ケア推進課
55	くらしの巡回講座の実施  再掲意識啓発 (NO. 77)	高齢者・障害者の見守り活動を行っている団体や、その他 15 人以上から構成される団体等の希望する日時・場所・内容で、消費生活相談員等による悪質商法の最新の手口や対処法等消費生活に関する講座を実施することにより、消費者被害の防止等に係る啓発を行います。	高齢者福祉 障害者福祉 見守り	消費生活センター

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
56	障害者差別解消の推進 再掲意識啓発 (NO. 81)	平成 28 年 4 月の障害者差別解消法施行にあわせて開所した「障害者差別解消相談窓口」の広報に努めるとともに、講演会の開催やリーフレットの作成などにより、障害者への理解と合理的配慮の提供を促進します。	障害者福祉	障害者自立支援課
57	障害者への情報保障	地域福祉活動団体が講演会などを企画する際、聴覚障害者への筆談や手話、視覚障害者への読み上げや拡大文字の使用など、可能な限り障害者本人の希望に沿った対応を行う「合理的配慮」について情報提供します。	障害者福祉	障害者自立支援課
58	子育てサークルの支援 再掲ネットワーク化 (NO. 125)	育児のための情報交換や知識の普及、子育て親子の友達づくりなど、地域で自主的に活動している子育てサークルを支援します。	こども・子育て支援	健康支援課
59	子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業 再掲ネットワーク化 (NO. 127)	公民館で活動している子育てサークルや子育てに悩みや不安を持つ親を対象に、気軽に相談できる子育てサポーターを派遣します。 また、家庭教育アドバイザー※が、より専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポーターへの助言等も行います。 ※臨床心理士等の資格を有する者のうち、家庭教育に関する専門的な知識を身に付けた者。	こども・子育て支援	生涯学習振興課 (教育委員会)

## [サービス類型] 6 相談支援（直接支援）

さまざまな困りごとを抱える市民に寄り添い、一人ひとりの状況に合わせて支援していくことで、地域で安心して暮らし続けられる体制をつくるとともに、地域住民等が、地域の中で支援を必要とする人を発見し、必要な支援につなぐことができるよう相談体制の強化を図ります。

なお、個別の相談機関については、資料編（P176～）に掲載しています。

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
60	生活自立・仕事相談センターの充実	生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう、生活に困窮した方の悩みに応じた対応を行います。 P178参照保健福祉相談窓口一覧 「生活自立・仕事相談センター」	地域福祉一般	保護課
61	ひきこもり地域支援センターの設置	ひきこもり状態にある方およびその家族等を対象に、社会参加や自立を促すための相談・支援を行います。 P177参照保健福祉相談窓口一覧 「ひきこもり地域支援センター」	地域福祉一般	精神保健福祉課
62	自殺予防に向けた意識啓発 再掲意識啓発 (NO. 72)	自殺の予防に向けた啓発活動を通じて、地域住民等が悩みを抱える方に気付き、声をかけ、話を聴いて相談窓口へつなげる活動を支援します。 P177参照保健福祉相談窓口一覧 「こころと命の相談室」 「こころの電話」	地域福祉一般	地域福祉課
63	高齢者虐待への対応 再掲意識啓発 (NO. 85)	あんしんケアセンターを窓口とした関係機関との連携強化を図り、高齢者虐待の防止、虐待の早期発見、早期対応、保護、支援に至るまでの取り組みを行います。 P178参照保健福祉相談窓口一覧 「あんしんケアセンター」	高齢者福祉	地域包括ケア推進課
64	障害者虐待への対応 再掲意識啓発 (NO. 86)	障害者の権利・尊厳を脅かす虐待を防止するとともに、障害者を養護している家族等（養護者）が介護疲れなどの原因で虐待を行わないよう、養護者を支援します。 P184参照保健福祉相談窓口一覧 「障害者虐待防止センター（各区高齢障害支援課）」	障害者福祉	障害者自立支援課

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
65	児童虐待・DVへの対応  再掲意識啓発(N0.87)	<p>民生委員・児童委員、小中学校や特別支援学校の教諭を対象とした研修会の実施、暴力によらない子育ての周知等、児童虐待の発生防止に向けた取組みを行います。</p> <p>また、児童虐待及びDVの発生予防と早期発見・早期対応の一層の推進を図るため、要保護児童対策及びDV防止地域協議会を開催し、関係機関との連携を図ります。</p> <p>P184-185 参照 保健福祉相談窓口一覧 「児童相談所」 「民生委員・児童委員」 「児童家庭支援センター」</p>	こども・子育て支援	こども家庭支援課 児童相談所
66	成年後見制度の利用促進  再掲意識啓発(N0.88)	<p>認知症や障害等により判断能力が十分でない方も地域社会で安心して自立した生活ができるよう、成年後見制度の利用を促進します。</p> <p>P189 参照 保健福祉相談窓口一覧 「成年後見支援センター」</p>	高齢者福祉 障害者福祉	地域包括ケア推進課 障害者自立支援課
67	未成年後見制度の利用促進  再掲意識啓発(N0.89)	<p>子どもに親権者がいない場合、又は親権者が行方不明などの理由で親権を行うことができない場合に、子どもの権利を保護するため未成年後見制度の利用を促進します。</p> <p>P184 参照 保健福祉相談窓口一覧 「児童相談所」</p>	こども・子育て支援	こども家庭支援課 児童相談所

## 【施策の方向性】2 市民意識の醸成

## 【サービス類型】7 意識啓発（間接支援）

地域福祉を推進していくためには、一人でも多くの市民が福祉に対する理解や関心を深め地域福祉活動に参加するよう、さまざまな学習や体験を通して共に支え合う福祉の心を育むことが必要です。

地域住民等が福祉への理解や関心を向上させることができるよう、啓発活動を推進していきます。

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
68	市政出前講座  再掲情報提供 (NO. 41)	専門知識をもっている市職員が、地域の住民や団体による活動に寄与するため、地域に出向いて「出前講座」を行います。	地域福祉一般	広報広聴課
69	市民のボランティア・NPO活動参加の促進  再掲人材育成 (NO. 21) 情報提供 (NO. 44) ネットワーク化 (NO. 115)	市民公益活動に関する情報の提供、講座の開催、相談などを行い、市民のボランティア・NPO活動参加へのきっかけづくりの場とします。  また、ボランティアデータベース「ちばぼら」を活用し、市社協等と協力して、市内のボランティア団体やボランティア募集に関する情報を一元的に提供します。	地域福祉一般	地域福祉課 高齢福祉課 市民自治推進課 国際交流課 生涯学習振興課 (教育委員会)
70	社会福祉セミナー  再掲人材育成 (NO. 23)	福祉に対する理解促進を図るため、千葉市社会福祉研修センターにおいて、暮らしに身近な福祉に関する研修を実施します。	地域福祉一般	地域福祉課
71	学校における総合的な学習の時間を通しての福祉教育	総合的な学習の時間等における福祉体験を通して、地域福祉の将来を担う子どもたちが、高齢者や障害者と互いに支え合いながら地域で安心して充実した生活を送ることができるよう、自他を認め合い、尊重し合う資質や能力、態度の育成に努めます。	地域福祉一般	教育指導課 (教育委員会)
72	自殺予防に向けた意識啓発  再掲相談支援 (NO. 62)	自殺の予防に向けた啓発活動を通じて、地域住民等が悩みを抱える方に気づき、声をかけ、話を聴いて相談窓口へつなげる活動を支援します。  P177参照 保健福祉相談窓口一覧 「こころと命の相談室」 「こころの電話」	地域福祉一般	地域福祉課

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
73	人権週間等における人権啓発活動	人権週間（12月）等における啓発活動を通して、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。	地域福祉一般	男女共同参画課
74	交通安全総点検	安全で快適な道路環境をつくるため、市民参加による道路点検を推進します。	地域福祉一般	各区地域振興課
75	交通安全対策  再掲情報提供 (NO. 49)	交通事故の実態や傾向について、ホームページや市政だよりなどの広報媒体を通じて広く情報を提供するとともに、地域の要請に応えた交通安全教育を推進するなど、警察をはじめとした関係機関、団体と連携しながら交通安全思想の普及・啓発を図ります。	地域福祉一般 防犯・防災	地域安全課
76	運動イベントの実施  再掲情報提供 (NO. 52)	運動イベントを通じて、住民が自身の健康状態や身体能力に気付き、生活習慣改善のきっかけとなるような情報の提供と、地域の福祉活動の推進を支援します。	地域福祉一般 健康づくり	健康支援課
77	くらしの巡回講座の実施  再掲情報提供 (NO. 55)	高齢者・障害者の見守り活動を行っている団体や、その他15人以上から構成される団体等の希望する日時・場所・内容で、消費生活相談員等による悪質商法の最新の手口や対処法等消費生活に関する講座を実施することにより、消費者被害の防止等に係る啓発を行います。	高齢者福祉 障害者福祉 見守り	消費生活センター
78	美浜区見守りネットワーク  再掲物品提供 (NO. 13)	協力事業者と地域全体の見守りにより、孤独死防止を目指すとともに、ひとり暮らし高齢者を対象に迅速な救急活動に資するため、安心カードを配付します。	高齢者福祉 見守り	地域振興課 (美浜区)
79	障害者週間における啓発活動	障害者週間（12月）にあわせて障害者福祉大会を開催し、障害者の自立促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別を越えた交流を図ります。  また、同大会において障害者への理解促進をテーマにした作文及びポスターの最優秀賞受賞者を表彰します。	障害者福祉	障害者自立支援課

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
80	福祉講話の実施	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、市内の小中学校等において、障害者本人が学校に赴き、児童生徒の視点に立って体験談等を語るとともに、障害者スポーツ関係者によるスポーツ・レクリエーションや手話などの体験学習を通じて障害者と交流を深めることにより、障害及び障害者への理解を促進します。	障害者福祉	障害者自立支援課
81	障害者差別解消の推進 再掲情報提供 (NO. 56)	平成 28 年 4 月の障害者差別解消法施行にあわせて開所した「障害者差別解消相談窓口」の広報に努めるとともに、講演会の開催やリーフレットの作成などにより、障害者への理解と合理的配慮の提供を促進します。	障害者福祉	障害者自立支援課
82	障害者スポーツ大会等の開催	障害者の社会参加や理解促進はもとより、健康づくりや生きがいづくりを促進するため、身体障害者スポーツ大会やゆうあいピックの開催、スポーツ活動の機会の確保、全国障害者スポーツ大会への参加支援などを実施します。	障害者福祉	障害者自立支援課
83	児童福祉週間における啓発活動	児童福祉週間（5月）等における啓発活動を通して、地域とともに、子どもの福祉についての関心と理解を深めます。	こども・子育て支援	こども家庭支援課
84	児童虐待防止推進月間及び女性に対する暴力をなくす運動における啓発活動	「児童虐待防止推進月間（11月）における啓発活動及び女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）を通じて、児童虐待及びDV問題についての関心と理解を深め、児童虐待及びDV防止に向けた協力を呼びかけます。」	こども・子育て支援	こども家庭支援課 児童相談所
85	高齢者虐待への対応 再掲相談支援 (NO. 63)	あんしんケアセンターを窓口とした関係機関との連携強化を図り、高齢者虐待の防止、虐待の早期発見、早期対応、保護、支援に至るまでの取り組みを行います。 P178参照 保健福祉相談窓口一覧 「あんしんケアセンター」	高齢者福祉	地域包括ケア推進課

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
86	障害者虐待への対応  再掲相談支援 (NO. 64)	<p>障害者の権利・尊厳を脅かす虐待を防止するとともに、障害者を養護している家族等（養護者）が介護疲れなどの原因で虐待を行わないよう、養護者を支援します。</p> <p>P184参照保健福祉相談窓口一覧 「障害者虐待防止センター（各区高齢障害支援課）」</p>	障害者福祉	障害者自立支援課
87	児童虐待・DVへの対応  再掲相談支援 (NO. 65)	<p>民生委員・児童委員、小中学校や特別支援学校の教諭を対象とした研修会の実施、暴力によらない子育ての周知等、児童虐待の発生防止に向けた取組みを行います。</p> <p>また、児童虐待及びDVの発生予防と早期発見・早期対応の一層の推進を図るため、要保護児童対策及びDV防止地域協議会を開催し、関係機関との連携を図ります。</p> <p>P184-185参照保健福祉相談窓口一覧 「児童相談所」 「民生委員・児童委員」 「児童家庭支援センター」</p>	こども・子育て支援	こども家庭支援課 児童相談所
88	成年後見制度の利用促進  再掲相談支援 (NO. 66)	<p>認知症や障害等により判断能力が十分でない方も地域社会で安心して自立した生活ができるよう、成年後見制度の利用を促進します。</p> <p>P189参照保健福祉相談窓口一覧 「成年後見支援センター」</p>	高齢者福祉 障害者福祉	地域包括ケア推進課 障害者自立支援課
89	未成年後見制度の利用促進  再掲相談支援 (NO. 67)	<p>子どもに親権者がいない場合、又は親権者が行方不明などの理由で親権を行うことができない場合に、子どもの権利を保護するため未成年後見制度の利用を促進します。</p> <p>P184参照保健福祉相談窓口一覧 「児童相談所」</p>	こども・子育て支援	こども家庭支援課 児童相談所

## 【施策の方向性】3 地域福祉活動団体との連携

## 【サービス類型】8 団体等支援（運営）（間接支援）

地域には、住民同士の助け合い・支え合いを目的として設立された団体や、自主的な地域運営を目的に設立された団体、地域福祉の推進を目的として設立された団体などがあります。

これらの団体の運営を支援し、活動を活発にすることで地域福祉の推進を図ります。

No.	事業・施策名	内容	支援先	対象分野	担当課
90	市社協の活動支援	地域福祉の推進を図ることを目的とする市社会福祉協議会がその役割を十分に果たせるよう、法人運営の支援や各種事業に対する助成を行います。	市社協	地域福祉一般	地域福祉課
91	地域運営委員会の支援  再掲 団体等支援（事業）(NO.102) ネットワーク化(NO.118)	将来にわたり、住民同士の助けあい、支えあいによる地域運営が可能となる体制づくりを進めるため、概ね小～中学校区の広さごとに、地域で活動する様々な団体で構成される地域運営委員会の設立、活動を支援します。	地域運営委員会	地域福祉一般	市民自治推進課
92	地区部会活動の支援	地域交流の促進、支え合いの仕組みづくり、人材育成、健康づくりなど、区計画に基づく地域の取組み推進の中心的役割を担う地区部会の活動を支援します。	社協地区部会	地域福祉一般	地域福祉課
93	自主防災組織の育成	町内自治会等が自主防災組織を設置する際の機材供与や、自主防災組織が実施する防災訓練、機材購入・賃借の際に助成します。	自主防災組織	地域福祉一般 防犯・防災	防災対策課
94	避難所運営委員会の設立促進及び活動支援	災害時に迅速かつ円滑に避難所の開設・運営を行うため、地域の町内自治会等が主体となった避難所運営委員会の設立を促進します。  また、避難所運営委員会の活動を支援するため、訓練や会議等に要する経費を補助します。	避難所運営委員会	地域福祉一般 防犯・防災	防災対策課
95	シルバー人材センターの充実	高齢者の就業機会の確保、生きがいの充実、健康づくりと福祉の増進を図るため、市民や企業に対して、千葉市シルバー人材センターのPRを積極的に行います。	シルバー人材センター	高齢者福祉	高齢福祉課

No.	事業・施策名	内容	支援先	対象分野	担当課
96	身体障害者連合会への支援  再掲 団体等支援（事業）（NO.111）	政令指定都市間で開催される各種会議や親善スポーツ大会への参加を支援するとともに、障害者理解に資する講演会や文化・スポーツに関するイベント等の開催を通じて、市内に居住するすべての身体障害者の福祉の向上や社会参加の促進を図ります。	身体障害者連合会	障害者福祉	障害者自立支援課

### 【サービス類型】8 団体等支援（事業）（間接支援）

地域で活動する団体は、住民が安心して暮らしていくための生活援助や見守り、高齢者の生きがいづくり、障害者への理解促進、こども・子育て支援、ボランティア活動の促進など、地域福祉の推進に欠かせない取組みを進めています。

これらの団体の事業を支援したり、市と団体等とで協定を締結すること、活動に対して認証を与えること等により、団体の活動を円滑にし、地域福祉の推進を図ります。

No.	事業・施策名	内容	支援先	対象分野	担当課
97	ボランティア活動の促進	ボランティアに関する相談受付・紹介、情報提供、広報・啓発、講座の開催など、千葉県ボランティアセンターが行うボランティアの育成・支援活動を支援します。	市社協	地域福祉一般	地域福祉課
98	福祉教育の推進	市社協が行う福祉教育推進のための各種事業を支援します。	市社協	地域福祉一般	地域福祉課
99	国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進  再掲 活動場所の提供（NO.19） 人材育成（NO.26）	外国人市民と日本人市民の相互理解の促進による多文化共生社会実現のため、日本語学習支援ボランティアを中心に研修等を実施するほか、災害時における語学ボランティアの活動の推進を図ります。  また、国際交流・国際協力活動を実施している団体への部屋の貸し出しや、国際交流協会が実施している団体への助成事業についても支援します。  P197 参照 市内施設等一覧 「国際交流プラザ」	国際交流協会	地域福祉一般	国際交流課
100	ちばし消費者応援団登録  再掲 活動場所の提供（NO.18） 情報提供（NO.47）	高齢者への見守り等を含む消費者教育に係る活動を行う団体や個人の登録制度を実施し、消費者教育に関する情報提供や活動場所の提供などにより団体や個人の活動を支援します。  P197 参照 市内施設等一覧 「消費生活センター（暮らしのプラザ）」	登録団体	地域福祉一般	消費生活センター

No.	事業・施策名	内容	支援先	対象分野	担当課
101	民間等との包括提携協定	UR都市機構や民間企業、研究機関、大学等と包括的に連携し、高齢者や子育て世帯等に配慮したまちづくりの推進や市民サービスの向上・地域の活性化を図ります。	民間企業等	地域福祉一般	政策企画課 政策調整課 経済企画課
102	地域運営委員会の支援  再掲 団体等支援（運営）(NO.91) ネットワーク化（NO.118）	将来にわたり、住民同士の助けあい、支えあいによる地域運営が可能となる体制づくりを進めるため、概ね小～中学校区の広さごとに、地域で活動する様々な団体で構成される地域運営委員会の設立、活動を支援します。	地域運営委員会	地域福祉一般	市民自治推進課
103	民生委員・児童委員活動への支援	民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会の活動をサポートするとともに、研修内容の充実に努めます。 P177参照保健福祉相談窓口一覧 「民生委員・児童委員」	民生委員・児童委員	地域福祉一般 見守り	地域福祉課
104	災害時におけるボランティア体制の整備	災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、市社協が設置する災害ボランティアセンターの運営について、支援体制の整備を行います。	市社協	地域福祉一般 防犯・防災	地域福祉課
105	孤独死防止通報制度の運用	日常的に地域を回っているライフライン事業者や配達事業者等の協力により、高齢者宅等の異変を通報してもらい孤独死・孤立死の防止を図ります。	民間企業	地域福祉一般 見守り	地域福祉課
106	民間企業と連携した高齢者の見守り支援	民生委員や町内自治会など地域による見守り活動に加え、民間企業とも連携し高齢者の見守り支援の強化を図ります。	民間企業	高齢者福祉 見守り	高齢福祉課

No.	事業・施策名	内容	支援先	対象分野	担当課
107	日常生活自立支援事業・法人後見事業への支援	<p>高齢や障害のために日常生活に支障が出ている方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、市社協が実施している福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」の実施を支援します。</p> <p>また、法人として成年後見等の業務を受任する「法人後見事業」の実施を支援します。</p> <p>P189参照 保健福祉相談窓口一覧 「日常生活自立支援事業」</p>	市社協	高齢者福祉 障害者福祉	地域福祉課
108	老人クラブ活動の充実強化	高齢者の生きがいづくり、社会参加を促進させるため、老人クラブの実施する各種事業、リーダーを育成するための指導者研修等を支援します。	老人クラブ	高齢者福祉	高齢福祉課
109	買い物支援サービスの推進	市社協が市内の社会福祉施設や町内自治会、企業と連携して実施する、高齢者の買い物支援サービスを支援します。	市社協	高齢者福祉	高齢福祉課
110	障害者の就労支援	<p>一般就労を希望する障害者に対して、就職前に企業等で一定期間の実習を行う障害者職場実習事業を実施するなど、就労を希望する障害者を支援します。</p> <p>また、実習先の企業を確保するため、障害者職業能力開発プロモーターが開拓してきた企業等へ打診するなど、企業に対して、障害者の就労機会を増やす働きかけをします。</p>	民間企業	障害者福祉	障害者自立支援課
111	<p>身体障害者連合会への支援</p> <p>再掲 団体等支援（運営）(NO.96)</p>	政令指定都市間で開催される各種会議や親善スポーツ大会への参加を支援するとともに、障害者理解に資する講演会や文化・スポーツに関するイベント等の開催を通じて、市内に居住するすべての身体障害者の福祉の向上や社会参加の促進を図ります。	身体障害者連合会	障害者福祉	障害者自立支援課

No.	事業・施策名	内容	支援先	対象分野	担当課
112	障害者福祉団体への支援	本市に住所を有する障害児又はその保護者及び関係者で組織された障害者福祉団体（精神障害者家族会を除く）が実施する教育事業、相談・療育事業、広報・啓発事業、社会参加促進事業に対し補助金を交付することにより、障害者の福祉の向上や地域社会への参加を促進します。	障害者福祉団体	障害者福祉	障害者自立支援
113	精神障害者家族会への支援	精神障害者家族会が行う研修や相談事業に対し補助金を交付することにより、家族会の運営を支援するとともに、精神障害への正しい理解の促進を図ります。	精神障害者家族会	障害者福祉	精神保健福祉課
114	青少年育成委員会への支援	青少年健全育成を目的とし、地域の危険箇所の点検、子ども110番のいえ事業、レクリエーションやスポーツ活動、研修会、環境浄化活動や補導活動、あいさつ運動等の事業を行う中学校区青少年育成委員会に対して、補助金を交付します。	青少年育成委員会	子ども・子育て支援	健全育成課

### 【サービス類型】9 ネットワーク化（間接支援）

地域には、住民や地区部会、町内自治会、民生委員、NPO、ボランティア、社会福祉事業者など地域福祉を推進する多様な主体がいます。これらの主体は、互いに連携することで活動を発展させたり、支援を必要とする人の課題に合った対応が可能となります。

これらの主体同士をつないだり、支援する人と支援を必要とする人をつなぐ取り組みを推進することで、地域福祉の推進を図ります。

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
115	市民のボランティア・NPO活動参加の促進  再掲 人材育成 (NO. 21) 情報提供 (NO. 44) 意識啓発 (NO. 69)	市民公益活動に関する情報の提供、講座の開催、相談などを行い、市民のボランティア・NPO活動参加へのきっかけづくりの場とします。  また、ボランティアデータベース「ちばぼら」を活用し、市社協等と協力して、市内のボランティア団体やボランティア募集に関する情報を一元的に提供します。	地域福祉一般	地域福祉課 高齢福祉課 市民自治推進課 国際交流課 生涯学習振興課 (教育委員会)

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
116	公益活動団体の連携促進  再掲情報提供 (NO. 45)	千葉市民活動支援センターにおいて、市民公益活動を行っている団体に対する情報発信や団体相互の情報交流の推進に努め、団体間のネットワークづくりを進めます。	地域福祉一般	市民自治推進課
117	コミュニティビジネスの支援  再掲情報提供 (NO. 46)	コミュニティビジネスの普及・推進のため、交流会やシンポジウムの開催などにより、情報を提供します。	地域福祉一般	産業支援課
118	地域運営委員会の支援  再掲団体等支援（運営）(NO. 91) 団体等支援（事業）(NO. 102)	将来にわたり、住民同士の助けあい、支えあいによる地域運営が可能となる体制づくりを進めるため、概ね小～中学校区の広さごとに、地域で活動する様々な団体で構成される地域運営委員会の設立、活動を支援します。	地域福祉一般	市民自治推進課
119	生活支援コーディネーターの設置  再掲人材育成 (NO. 32) 情報提供 (NO. 53)	地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足するサービスの創出、多様なサービスの担い手となる地域の人材の育成及びネットワークづくりを行います。	高齢者福祉	地域包括ケア推進課
120	SOS ネットワーク	認知症高齢者が徘徊により行方不明となった場合に、警察と市関係機関等によるネットワークを活用するほか、家族等の申し出によりSNSやメール、防災行政無線等を通じて地域住民等と情報共有を図り、早期発見につなげます。	高齢者福祉 見守り	地域包括ケア推進課
121	学校と地域の連携・協働体制の整備事業	地域の教育力を生かし、学校教育の充実や地域コミュニティの活性化を図る、学校支援地域本部事業等を推進します。 ※磯辺小学校地区、磯辺中学校地区をモデル地区として実施。	こども・子育て支援	学 事 課 (教育委員会)
122	学校・家庭・地域連携まちづくり推進事業	子どもたちの地域に対する愛着を育むため、学校・家庭・地域が連携して過ごしやすいまちづくり事業を推進します。	こども・子育て支援	教育指導課 (教育委員会)

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
123	放課後子ども教室推進事業  再掲活動場所の提供 (NO. 38)	小学校の施設を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な人々の参画を得て、さまざまな体験・交流活動を実施します。  P198 参照 市内施設等一覧 「小学校」	こども・子育て支援	生涯学習振興課 （教育委員会）
124	こどもカフェの運営	子どもに信頼される大人が見守る中で、気軽に話をしたり、一緒に勉強したり、また仲間と遊んだりすることができるなど、子どもたちにとって安心安全な居場所を運営します。	こども・子育て支援	こども企画課
125	子育てサークルの支援  再掲情報提供 (NO. 58)	育児のための情報交換や知識の普及、子育て親子の友達づくりなど、地域で自主的に活動している子育てサークルを支援します。	こども・子育て支援	健康支援課
126	保育所（園）・認定こども園地域活動事業	市内すべての認可保育所（園）において、世代間交流、異年齢交流、育児講座等を実施します。	こども・子育て支援	幼保運営課
127	子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業  再掲情報提供 (NO. 59)	公民館で活動している子育てサークルや子育てに悩みや不安を持つ親を対象に、気軽に相談できる子育てサポーターを派遣します。  また、家庭教育アドバイザー※が、より専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポーターへの助言等も行います。  ※臨床心理士等の資格を有する者のうち、家庭教育に関する専門的な知識を身に付けた者。	こども・子育て支援	生涯学習振興課 （教育委員会）
128	ファミリー・サポート・センター事業  再掲人材育成 (NO. 39)	「子育て中で困ったときに手を貸して欲しい方」と「子どもが好き」「子育て中のお母さんを助けてあげたい」などの思いをもっている方に会員登録をしてもらい、センターのアドバイザーが仲介となって、地域に住む会員同士で子育て支援をする相互援助活動を支援します。	こども・子育て支援	幼保支援課

# 第7章 地域の取組みと社会福祉協議会及び市の施策

「自助・共助・公助」が適切に連携し、地域全体で支え合う地域社会をつくるには、市民と行政が共通認識・共通目標を持ち、それぞれの特性を生かした役割分担の下に生活課題の解決に向けて努力していくことが必要です。

本計画では、「共助」を実施する主体を地域住民等と位置付け、社協地区部会が共助を実施する様々な主体と連携・調整を図りながら、地域活動の把握や促進等を行い、区計画に基づく取組みを推進することとしています。

また、「自助・共助」を支援するとともに「共助」を実施する主体として市社協を、「自助・共助」を支援する主体として市を、それぞれ位置付けています。

「共助」に関する取組みについては、内容の種別や重要性・必要性などを考慮して10のテーマに分類・整理しました。

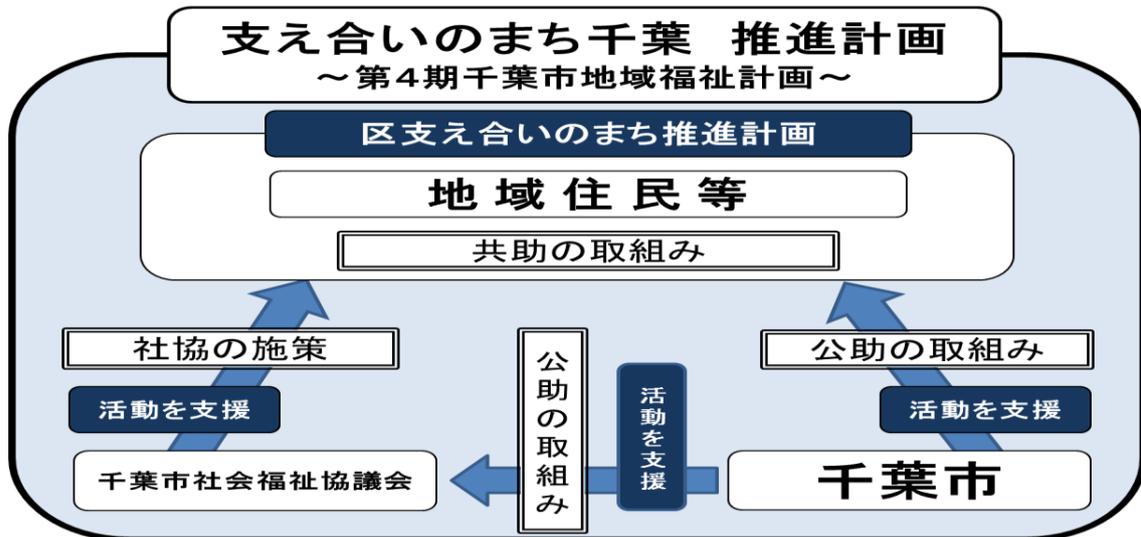
第7章では、地域、市社協、市がどのように連携して地域福祉を推進していくのかを示すため、10のテーマごとに3者の取組みの関係を整理しています（なお、地域の取組みについては、第5章において各地区の重点取組項目としているものを掲載しています）。

**【10の取組みテーマ】**

地域で必要と考えられる共助に関する取組みを、10のテーマに分類・整理

1 見守りの仕組みづくり	6 防犯・防災に対する取組み
2 高齢者を支える仕組みづくり	7 担い手の拡大とボランティア活動の促進
3 障害者を支える仕組みづくり	8 福祉教育・啓発
4 こどもと子育てを支援する仕組みづくり	9 地域のつながりづくり
5 健康づくり	10 相談支援体制と情報提供の充実

**【地域・市社協・市の施策の関係（イメージ）】**



【取組みテーマ 1】見守りの仕組みづくり

少子超高齢化や核家族化の進行に伴い、身近な地域での見守り体制構築については、社会的にも共通の課題として認識されています。

見守り活動や安否確認活動は、地域で取り組む支え合い活動の中でも基礎的な活動であり、すでに地域でも積極的に行われているところですが、さらに活動が全市的に広がるよう、活動主体となりうる個人や地域福祉活動団体に呼びかけを行い、その活動を支援していきます。

また、一人暮らし高齢者や障害者など、見守られる側に配慮した見守りの方法を検討するなど、内容面での充実を目指します。

	取組み・事業	内容
中央区	見守り体制をつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組めていない地区においては、見守り活動への理解と必要性について講習会や勉強会を開催し、啓発活動に努める。(住民アンケート調査、見守り希望者・見守り協力者を把握する)</li> <li>○ 地区部会や町内自治会等が、「あんしんカード」を作成、配布するか「中央区ふくし・防災ガイド&amp;マップ」の「あんしんカード」記載を働きかけ、内容の更新を定期的に行う。</li> <li>○ 地域の中で支援を必要とする人(高齢者や障がい者など)の意向を尊重しながら、住民同士が日常生活の中でさりげない見守り活動を実施する。</li> </ul>
		<p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○都地区部会 ○ちば中央地区部会 ○中央東地区部会</li> <li>○東千葉地区部会 ○西千葉地区部会 ○新宿地区部会</li> <li>○蘇我地区部会 ○白旗台地区部会 ○生浜地区部会</li> <li>○松ヶ丘地区部会 ○川戸地区部会 ○千葉みなと地区部会</li> </ul>
花見川区	適切なサービスを受けられるための地域生活への支援体制の構築	<p>地域の福祉課題に対応するため、地域包括ケアシステムにおける地域ぐるみの支援体制の充実に努めるとともに、利用しやすいコーディネート機能づくり・相互助け合いのネットワークづくりの拡充や、要支援者などへの生活支援ボランティア(買い物、調理、ごみ出し、掃除等)の充実、独居高齢者の見守り活動・安否確認の推進に努めます。</p> <p>また、認知症患者やその家族を支援するため認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ講座などへ参加します。</p>
		<p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○花園地区部会 ○こてはし台中学校区地区部会</li> <li>○幕張・武石地区部会 ○花見川地区部会 ○花見川第2地区部会</li> <li>○こてはし台地区部会 ○畑地区部会</li> </ul>
		<p>子どもの健やかな成長のため、福祉意識を醸成(福祉教育の充実)する取組みを推進するとともに、子育て世帯の孤立防止や見守り活動の推進、子どもの貧困や虐待・DVの早期発見、関係機関への連絡などに努めます。</p>
	重点取組地区 (地区部会エリア)	○幕張本郷中学校区地区部会 ○犢橋地区部会

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策【1 見守りの仕組みづくり】

	取組み・事業	内容
稲毛区	地域住民の参加による見守り・支え合い	<p>《活動事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区部会が町内自治会や民児協等と連携・協力し、一人暮らし高齢者等に対して、いきいきサロンや日常的な声かけなどによる安否確認等を行うなど、見守り活動の体制づくりを進めます。</li> <li>・ 地区部会や町内自治会、民児協等が連携・協力し、日常生活のちょっとした困りごと(電球交換やごみ出し等)を近隣の住民同士で行う、支え合い活動の体制づくりを進めます。</li> <li>・ 地区部会や民児協などが連携・協力し、一人暮らし高齢者等に対して「安心カード」や「緊急医療情報キット」などを配布し、住民同士の見守り体制づくりを進めます。</li> </ul>
		<table border="1"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>                     ○小中台東地区部会 ○山王地区部会 ○稲毛地区部会                      ○稲丘地区部会 ○草野地区部会 ○緑が丘地区部会                      ○301(作草部・天台)地区部会 ○小中台西地区部会                 </td> </tr> </table>
重点取組地区 (地区部会エリア)	○小中台東地区部会 ○山王地区部会 ○稲毛地区部会 ○稲丘地区部会 ○草野地区部会 ○緑が丘地区部会 ○301(作草部・天台)地区部会 ○小中台西地区部会	
若葉区	見守り活動の仕組みづくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地区部会や町内自治会が、地域住民の関心を高めるため、講習会・勉強会や広報紙等を活用し、身近な見守り活動の必要性を啓発する。</li> <li>② 地区部会、町内自治会等が「安心カード」の配布対象者を拡大し、訪問や声かけのきっかけづくりにする。</li> <li>③ 地区部会や町内自治会が、全住民を対象に「見守り活動」に関するアンケート調査を実施する。</li> <li>④ 地区部会や町内自治会が高齢者の孤立死・孤独死、社会的孤立を未然に防ぐため、近隣住民同士が日常生活の中で無理なく行う見守り活動を実施する。</li> </ol>
		<table border="1"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>○桜木地区部会 ○小倉地区部会 ○都賀地区部会</td> </tr> </table>
重点取組地区 (地区部会エリア)	○桜木地区部会 ○小倉地区部会 ○都賀地区部会	
緑区	見守り活動の推進	<p>一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、体に障害のある方などの見守りを希望する人に対して、地域住民による訪問・声かけ等を行います。</p> <p>社会的孤立を防ぐため、挨拶運動など、住民同士が日常生活の中で無理なく行える見守り活動を実施します。</p>
		<table border="1"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>○椎名地区部会 ○誉田地区部会 ○土気地区部会 ○おゆみ野地区部会</td> </tr> </table>
重点取組地区 (地区部会エリア)	○椎名地区部会 ○誉田地区部会 ○土気地区部会 ○おゆみ野地区部会	

	取組み・事業	内容
美浜区	“みんなで”支え合う 「あんしん支え合いネット」の構築	地域での孤立や孤独死、児童虐待や高齢者虐待、子育て家庭の社会的孤立を防ぐため、地域に関心を持ち、地域住民どうしが助け合い、支え合い、協力できる体制づくりを進めます。 【活動内容】 ① 「見守りネットワーク」(安心カード／ゴミ出し支援／見守り活動／たすけあい活動)について、他の町内自治会等への普及を進めます。 ② 美浜区安心カード等、安否確認のための各種登録カードの整理や、緊急通報装置の利用促進を図ります。 ③ 「まちづくり・生活支援等に関するアンケート」結果を踏まえた各取組みの具現化を検討します。 ④ ふれあい食事サービス実施会場を、主会場のほかに数か所設け、より自宅の近くで参加できるような体制づくりを進めます。 ⑤ 福祉協力員ネットワーク活動について、引き続き、民生委員と連携を図り、新たな対象者の把握及び協力員の確保を進めます。 ⑥ 認知症に対する理解促進のため、「認知症サポーター養成講座」等、地域資源を活用して開催します。 ⑦ サロン活動や見守り活動、各種イベント、美浜区安心カードなど、様々な活動や情報提供による“孤立死ゼロ”に向けた取組みを進めます。 ⑧ 「向こう三軒両隣」の関係を再構築するため、各町内自治会で開始した見守り活動を支援するとともに、未実施の町内自治会への働きかけを行います。 ⑨ 地区民生委員児童委員協議会と連携し、ひとり暮らし高齢者等が安心して暮らすことができるよう高齢者実態調査時に安心カードの普及に取組みます。 ⑩ 災害時要支援者名簿による見守り体制の構築について、各街区の役割について認識を深めるため、各街区懇談会を通じ啓発するとともに、千葉市の在宅支援策についての理解も深めていきます。
	重点取組地区 (地区部会エリア)	○稲毛海岸地区部会 ○幸町2丁目地区部会 ○幸町一丁目地区部会 ○高洲・高浜地区部会 ○幕張西地区部会 ○打瀬地区部会
千葉市社協	見守り活動の促進	地域住民の共助による日常的な見守りや安否確認等が行われるよう、新規立ち上げや活動の継続に向けた支援を行います。
千葉市	地域見守り活動支援事業	ひとり暮らし等の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域において新たに見守り活動を実施する団体に対し、環境の整備に必要な活動拠点の初期費用の一部を助成します。
	美浜区見守りネットワーク	協力事業者と地域全体の見守りにより、孤独死防止を目指すとともに、ひとり暮らし高齢者を対象に迅速な救急活動に資するため、安心カードを配付します。
	孤独死防止通報制度の運用	日常的に地域を回っているライフライン事業者や配達事業者等の協力により、高齢者宅等の異変を通報してもらい孤独死・孤立死の防止を図ります。
	民間企業と連携した高齢者の見守り支援	民生委員や町内自治会など地域による見守り活動に加え、民間企業とも連携し高齢者の見守り支援の強化を図ります。

第7章 地域の実践と市及び社会福祉協議会の施策【1 見守りの仕組みづくり】

	取組み・事業	内容
千葉市	SOS ネットワーク	認知症高齢者が徘徊により行方不明となった場合に、警察と市関係機関等によるネットワークを活用するほか、家族等の申し出によりSNSやメール、防災行政無線等を通じて地域住民等と情報共有を図り、早期発見につなげます。

【取組みテーマ 2】高齢者を支える仕組みづくり

「千葉市高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）」では、「高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る」ことを基本目標とし、「生きがいつくりと地域づくりの推進」「日常生活を支援する体制の整備」などを、重点的に取組む事項としています。

高齢者を孤立させることのないよう、地域では、支援が必要な人たちを地域で支える取組みを行い、市社協や市においては、その仕組みづくりの支援を行います。

また、高齢者の社会参加等を促進することで、生きがいつくりのきっかけを提供し、高齢者が自分らしく心豊かに暮らすことのできる地域づくりを目指します。

	取組み・事業	内容	
中央区	ふれあいいきいきサロンの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区部会が、地域の高齢者向けの「ふれあいいきいきサロン」を月1回以上開催する。</li> <li>○ 活動の見直しや改善のため、サロン参加者の希望調査を実施する。</li> <li>○ 身近な集会所等で、ウィークリーサロンを目指し、交流する機会を拡充する。</li> <li>○ 引きこもりの人がいないか調査し、参加を働きかける。(実態調査の実施)</li> </ul>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都地区部会 ○中央地区部会 ○新宿地区部会</li> <li>○蘇我地区部会 ○白旗台地区部会 ○生浜地区部会</li> <li>○松波地区部会 ○川戸地区部会 ○星久喜地区部会</li> </ul>
	地域での健康づくり支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区部会、老人クラブ、町内自治会等が、高齢者の健康維持と交流の場となる「ふれあい・散歩クラブ」、「シニアリーダー体操」などに取り組む。</li> <li>○ 「ふれあいいきいきサロン」において、介護予防や転倒防止運動を定期的実施する。</li> <li>○ 地域の関係団体が連携し、各種スポーツ大会(スポーツ活動)や歴史・文化を学ぶ会(文化活動)を年1回以上開催する。</li> <li>○ 引きこもりの人がいないか調査し、参加を働きかける。(実態調査の実施)</li> </ul>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中央東地区部会 ○西千葉地区部会 ○新宿地区部会</li> <li>○蘇我地区部会 ○白旗台地区部会 ○生浜地区部会</li> <li>○松ヶ丘地区部会 ○川戸地区部会</li> </ul>
	高齢者の地域社会での福祉活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定年を迎えた人や元気な高齢者を募り、今迄の経験を生かして、地区部会活動や近隣の福祉施設等でボランティア活動を行うよう働きかける。</li> <li>○ 地域で活動しているサークル等に働きかけ、地域行事や施設慰問への参加を促す。</li> </ul>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○蘇我地区部会</li> </ul>

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策【2】高齢者を支える仕組みづくり】

	取組み・事業	内容
花見川区	適切なサービスを受けられるための地域生活への支援体制の構築	地域の福祉課題に対応するため、地域包括ケアシステムにおける地域ぐるみの支援体制の充実に努めるとともに、利用しやすいコーディネート機能づくり・相互助け合いのネットワークづくりの拡充や、要支援者などへの生活支援ボランティア(買い物、調理、ごみ出し、掃除等)の充実、独居高齢者の見守り活動・安否確認の推進に努めます。 また、認知症患者やその家族を支援するため認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ講座などへ参加します。
		<table border="1"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>○花園地区部会 ○こてはし台中学校区地区部会 ○幕張・武石地区部会 ○花見川地区部会 ○花見川第2地区部会 ○こてはし台地区部会 ○畑地区部会</td> </tr> </table>
重点取組地区 (地区部会エリア)	○花園地区部会 ○こてはし台中学校区地区部会 ○幕張・武石地区部会 ○花見川地区部会 ○花見川第2地区部会 ○こてはし台地区部会 ○畑地区部会	
稲毛区	公共施設や空き店舗などを活用した身近な居場所づくり	《活動事例》 ・ 地区部会が町内自治会や福祉施設等と連携・協力し、町内自治会館や公民館、福祉施設等において、気軽に集える居場所(サロンなど)を拡充します。 ・ NPO法人や地区部会、民児協等の地域関係者が連携・協力し、子どもや幅広い世代が気軽に集える子ども食堂やコミュニティカフェ等の居場所づくりに努めます。 ・ 地区部会や民児協、福祉施設等が連携・協力し、認知症の方や介護者の方が気軽に集える居場所づくりに努めます。
		<table border="1"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>○稲毛地区部会 ○稲丘地区部会 ○草野地区部会</td> </tr> </table>
重点取組地区 (地区部会エリア)	○稲毛地区部会 ○稲丘地区部会 ○草野地区部会	
若葉区	気軽に過ごせる居場所づくり	① 地区部会等が、地域の高齢者の仲間づくりや交流の場となる「ふれあい・いきいきサロン」の内容の充実を図り、回数を増やす。 ② 町内自治会が、住民が誰でも気軽に立ち寄り、おしゃべりしたり、お茶を飲んだりできる「ふれあいサロン」を定期的で開催する。 ③ 各自治会に活動拠点を設けることで、居場所の確保や高齢者の支援を充実させる。 ④ 地区部会や町内自治会等が、地域の子も達が気軽に集まって勉強したり、自由に過ごしたりする「寺子屋」を開催する。
		<table border="1"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>○貝塚地区部会 ○桜木地区部会 ○小倉地区部会 ○白井地区部会 ○更科地区部会 ○千城台東南・金親地区部会 ○若松地区部会 ○都賀地区部会 ○千城小地区部会</td> </tr> </table>
重点取組地区 (地区部会エリア)	○貝塚地区部会 ○桜木地区部会 ○小倉地区部会 ○白井地区部会 ○更科地区部会 ○千城台東南・金親地区部会 ○若松地区部会 ○都賀地区部会 ○千城小地区部会	
緑区	高齢者が集う場の開設・拡充・情報提供	ふれあい・いきいきサロンや散歩クラブ等、高齢者が集う場の設置を推進します。 高齢者の状況を把握し、必要としている情報について関係機関(あんしんケアセンターやいきいきプラザ等)に紹介します。
		<table border="1"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>○椎名地区部会 ○おゆみ野地区部会</td> </tr> </table>
重点取組地区 (地区部会エリア)	○椎名地区部会 ○おゆみ野地区部会	

	取組み・事業	内容		
美浜区	顔の見える近所づきあいの構築	<p>誰もが安心して地域で暮らしていけるよう、日常的に顔の見える関係づくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 既存のイベントや地域資源を活用した新旧住民同士の交流機会の提供を進めます。</li> <li>② 子育てリラックス館、地域交流スペースを活用した多世代交流企画を実施します。</li> <li>③ 地域資源を利用、活用した地域交流のきっかけづくりを進めます。</li> <li>④ 「ふれあい・いきいきサロン」や「こどもフェスタ」、「ネイチャーゲーム」などの参加者を拡充し、「こどもカフェ」と連携を図りながら地域交流、多世代交流を進めます。</li> <li>⑤ 住民意識の醸成、地域のコミュニケーションの活性化のため、小中学校等と連携し、あいさつ運動を進めます。</li> </ol>		
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>○稲毛海岸地区部会 ○幸町2丁目地区部会 ○幸町一丁目地区部会 ○高洲・高浜地区部会</td> </tr> </table>	重点取組地区 (地区部会エリア)	○稲毛海岸地区部会 ○幸町2丁目地区部会 ○幸町一丁目地区部会 ○高洲・高浜地区部会
	重点取組地区 (地区部会エリア)	○稲毛海岸地区部会 ○幸町2丁目地区部会 ○幸町一丁目地区部会 ○高洲・高浜地区部会		
	町内自治会・集合住宅の集会所など地域資源を活用した交流の場づくり	<p>町内自治会・集合住宅の集会所など地域資源を活用し、地域住民が気軽に集い、交流できる場づくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 町内自治会や集合住宅の集会所、社会福祉施設などの地域資源を活用し、高齢者等が気軽に集い、交流できるサロンや茶話会などの設置を進めます。</li> <li>② 各番街集会所を活用し、気軽に情報交換や介護の相談ができるサロンの設置を進めます。</li> <li>③ 町内自治会等へのアンケートにより、サロンや茶話会等の状況を把握し、未設置地区への開設を進めます。</li> </ol>		
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>○幕張西地区部会 ○打瀬地区部会</td> </tr> </table>	重点取組地区 (地区部会エリア)	○幕張西地区部会 ○打瀬地区部会
	重点取組地区 (地区部会エリア)	○幕張西地区部会 ○打瀬地区部会		
地域と連携した支援の推進	<p>地域との連携の下、地域生活課題の解決に向けた取組みを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域内の社会福祉施設や福祉関係団体と連携し、認知症カフェや在宅介護者への支援等を進めます。</li> </ol>			
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>○真砂地区部会</td> </tr> </table>	重点取組地区 (地区部会エリア)	○真砂地区部会	
重点取組地区 (地区部会エリア)	○真砂地区部会			

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策【2】高齢者を支える仕組みづくり】

	取組み・事業	内容
美浜区	要支援・要介護高齢者のケア体制の整備	<p>高齢者が住み慣れた地域での生活を続けることができるよう、要支援・要介護高齢者を地域で支える体制づくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 認知症徘徊模擬訓練を実施します。</p> <p>② 認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症に対する理解促進を図るとともに、認知症カフェが設置されていない地区について、開設を進めます。</p> <p>③ “認知症に対する理解を深める活動”と、“認知症の方に対する支援”を分けて捉え、効果的な対策について検討していきます。</p> <p>④ 地域の医療機関との連携を図ることにより、在宅医療と介護の連携体制づくりを進めます。</p> <p>⑤ 医療介護研究会を開催し、地域包括ケア体制の構築に向けた検討を進めます。</p> <p>⑥ 地域生活課題の解決に向けて、専門機関や社会福祉施設、団体等と情報交換、連携し、顔の見える関係づくりを進めます。</p>
	重点取組地区 (地区部会エリア)	○幸町2丁目地区部会 ○打瀬地区部会
千葉市社会福祉協議会	ふれあい・いきいきサロンの促進	高齢者が生きがいをもって、いきいきと暮らしていけるよう、地区部会が実施するサロン活動に助成します。
	ふれあい・散歩クラブの促進	高齢者が生きがいをもって、いきいきと暮らしていけるよう、気軽にはじめることができる散歩クラブを実施する地区部会に助成します。
	ふれあい食事サービス事業への支援	ひとり暮らし高齢者などを対象に、見守りを兼ねた配食を行う地区部会に助成・援助します。 ひとり暮らし高齢者などを対象に、会食を伴う交流事業を行う地区部会に助成・援助します。
	市民との協働による成年後見人の受任	成年後見人として市民との協働により地域住民の感覚を活かしたきめ細やかな支援を行います。
	判断能力に不安のある方への意思決定支援(日常生活自立支援事業)	判断能力に不安のある方などに対し、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に係る意思決定を支援します。
千葉市	地域支え合い型訪問支援・通所支援事業	買い物、調理等の生活支援サービスや、サロン、趣味活動を通じた高齢者の日中の居場所づくりを行う町内自治会やNPO法人等に対して助成します。
	認知症カフェ設置促進	認知症になっても、本人やその家族が地域で安心して暮らしていくため、認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が気軽に集い、認知症に関する相談や情報交換ができる集いの場「認知症カフェ」を設置する団体又は個人に対して費用の一部を助成します。
	いきいき活動外出支援事業	高齢者の社会参加促進を図ることを目的に、高齢者団体が実施する研修、視察、ボランティア活動等の自主的な活動のため民間バスを借り上げた場合に、その費用の一部を助成します。
	介護支援ボランティア制度の運用	高齢者が高齢者施設などでボランティア活動を行った場合に、介護保険料や介護サービス利用料などに充てることができるポイントを付与し、介護予防の促進や社会活動参加などを支援します。

	取組み・事業	内容
千葉市	認知症サポーター養成講座	地域の町内自治会や職場、有志の集まりなどに講師が出向いて認知症についての勉強会を実施し、認知症について正しい知識と理解を身につけた認知症サポーターを養成します。
	認知症介護研修	認知症に対する正しい知識や介護方法を学べる講座を開催し、地域において認知症の方を支援する人材を育成します。
	認知症施策の推進	認知症に関する正しい知識・理解の普及、早期発見・早期対応を図るため、認知症の進行に伴い生じてくる症状や医療・介護サービスなどの情報をまとめた「標準的な認知症ケアパス」を作成し、配布します。
	高齢者虐待への対応	あんしんケアセンターを窓口とした関係機関との連携強化を図り、高齢者虐待の防止、虐待の早期発見、早期対応、保護、支援に至るまでの取り組みを行います。
	成年後見制度の利用促進	認知症や障害等により判断能力が十分でない方も地域社会で安心して自立した生活ができるよう、成年後見制度の利用を促進します。
	シルバー人材センターの充実	高齢者の就業機会の確保、生きがいの充実、健康づくりと福祉の増進を図るため、市民や企業に対して、千葉市シルバー人材センターのPRを積極的に行います。
	日常生活自立支援事業・法人後見事業への支援	高齢や障害のために日常生活に支障が出ている方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、市社協が実施している福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」の実施を支援します。 また、法人として成年後見等の業務を受任する「法人後見事業」の実施を支援します。
	老人クラブ活動の充実強化	高齢者の生きがいづくり、社会参加を促進させるため、老人クラブの実施する各種事業、リーダーを育成するための指導者研修等を支援します。
	買い物支援サービスの推進	市社協が市内の社会福祉施設や町内自治会、企業と連携して実施する、高齢者の買い物支援サービスを支援します。
	SOS ネットワーク	認知症高齢者が徘徊により行方不明となった場合に、警察と市関係機関等によるネットワークを活用するほか、家族等の申し出によりSNSやメール、防災行政無線等を通じて地域住民等と情報共有を図り、早期発見につなげます。

### 【取組みテーマ 3】 障害者を支える仕組みづくり

「千葉市障害者計画」、「千葉市障害福祉計画」、「千葉市障害児福祉計画」では、「すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、よりよい生活を求める努力ができ、障害のある人もない人も共に活動することで相互の理解を深め、より支援が必要な方に手が差し伸べられる共生社会を構築する」ことを、基本理念に掲げています。

地域では、社協地区部会や町内自治会等の地域福祉活動団体が、障害者団体（サークル）や障害者施設等と連携して、交流する機会を作ること、障害者に対する理解を深め、障害の有無に関わらず、ともに支え合う地域社会の創出を目指すとともに、障害者の社会参加のきっかけづくりを行います。

	取組み・事業	内容	
中央区	障がい者との相互理解と地域住民等との交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各地区部会が開催する研修会において、年1回は、障がい者への理解に関するテーマを取り入れる。</li> <li>○ 地域住民に呼びかけて、地域の障がい者施設でボランティア体験ができる機会を設け、障がい者との交流を図る。</li> <li>○ 地区部会や町内自治会等が、障がい者団体が主催するイベントを積極的に広報するとともに、広く地域住民に参加を呼びかける。</li> <li>○ 地区部会や町内自治会等が、障がい者団体（サークル含む）と連携を図り、地域交流会等を企画、開催する。</li> <li>○ 地域で行われるイベントに障がい者が参加しやすい配慮をし、参加を呼び掛けるとともに、一部の役割を担ってもらう。</li> <li>○ 各地区で年1回は、障がい者との交流の場となるイベントを開催する。</li> </ul>	
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>○新宿地区部会 ○生浜地区部会 ○星久喜地区部会</td> </tr> </table>	重点取組地区 (地区部会エリア)
	重点取組地区 (地区部会エリア)	○新宿地区部会 ○生浜地区部会 ○星久喜地区部会	
	障がい者の地域社会での福祉活動の促進	○ 地区部会が主催している行事等に、障がい者に参加してもらい、本人の状態に合わせた役割を担ってもらう。	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>○都地区部会</td> </tr> </table>		重点取組地区 (地区部会エリア)	○都地区部会
重点取組地区 (地区部会エリア)	○都地区部会		
花見川区	適切なサービスを受けられるための地域生活への支援体制の構築	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域を目指して、相互理解を深めるための啓発や交流の促進(障害者福祉施設等でのボランティア活動など)に努めます。	
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>○朝日ヶ丘地区部会 ○天戸中学校区地区部会 ○さつきが丘・宮野木台地区部会</td> </tr> </table>	重点取組地区 (地区部会エリア)
重点取組地区 (地区部会エリア)	○朝日ヶ丘地区部会 ○天戸中学校区地区部会 ○さつきが丘・宮野木台地区部会		

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策【③ 障害者を支える仕組みづくり】

	取組み・事業	内容	
稲毛区	公共施設や空き店舗などを活用した身近な居場所づくり	《活動事例》	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区部会が町内自治会や福祉施設等と連携・協力し、町内自治会館や公民館、福祉施設等において、気軽集える居場所(サロンなど)を拡充します。</li> <li>・ NPO法人や地区部会、民児協等の地域関係者が連携・協力し、子どもや幅広い世代が気軽集える子ども食堂やコミュニティカフェ等の居場所づくりに努めます。</li> <li>・ 地区部会や民児協、福祉施設等が連携・協力し、認知症の方や介護者の方が気軽集える居場所づくりに努めます。</li> </ul>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○稲毛地区部会 ○稲丘地区部会 ○草野地区部会
緑区	障害者(児)が集う場の開設・拡充・情報提供	<p>障害者(児)の状況を把握し、必要としている情報や関係機関を紹介します。</p> <p>障害者(児)やその家族が交流できる場を作ります。</p> <p>地域住民と障害者(児)やその家族と交流する機会を設け、障害に対する認識を深めるとともに、地域全体で「心のバリアフリー」を進めます。</p>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○誉田地区部会 ○おゆみ野地区部会
美浜区	顔の見えるご近所づきあいの構築	<p>誰もが安心して地域で暮らしていけるよう、日常的に顔の見える関係づくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 既存のイベントや地域資源を活用した新旧住民同士の交流機会の提供を進めます。</li> <li>② 子育てリラックス館、地域交流スペースを活用した多世代交流企画を実施します。</li> <li>③ 地域資源を利用、活用した地域交流のきっかけづくりを進めます。</li> <li>④ 「ふれあい・いきいきサロン」や「こどもフェスタ」、「ネイチャーゲーム」などの参加者を拡充し、「こどもカフェ」と連携を図りながら地域交流、多世代交流を進めます。</li> <li>⑤ 住民意識の醸成、地域のコミュニケーションの活性化のため、小中学校等と連携し、あいさつ運動を進めます。</li> </ol>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○稲毛海岸地区部会 ○幸町2丁目地区部会 ○幸町一丁目地区部会 ○高洲・高浜地区部会
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○幕張西地区部会 ○打瀬地区部会
	町内自治会・集合住宅の集会所など地域資源を活用した交流の場づくり	<p>町内自治会・集合住宅の集会所など地域資源を活用し、地域住民が気軽集い、交流できる場づくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 町内自治会や集合住宅の集会所、社会福祉施設などの地域資源を活用し、高齢者等が気軽集い、交流できるサロンや茶話会などの設置を進めます。</li> <li>② 各番街集会所を活用し、気軽に情報交換や介護の相談ができるサロンの設置を進めます。</li> <li>③ 町内自治会等へのアンケートにより、サロンや茶話会等の状況を把握し、未設置地区への開設を進めます。</li> </ol>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○幕張西地区部会 ○打瀬地区部会

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策【③ 障害者を支える仕組みづくり】

	取組み・事業	内容
千葉市社協	市民との協働による 成年後見人の受任	成年後見人として市民との協働により地域住民の感覚を活かしたきめ細やかな支援を行います。
	判断能力に不安のある方への意思決定支援(日常生活自立支援事業)	判断能力に不安のある方などに対し、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に係る意思決定を支援します。
千葉市	手話・点字・ガイドボランティア等の養成	障害に対する基本的な知識と理解の促進を図るため、障害者福祉センター及び療育センター(ふれあいの家)において、手話、点字、ガイドボランティア等の講習会を開催します。
	精神保健福祉ボランティア養成講座	精神保健福祉や精神障害に関する講座を開催し、精神保健福祉ボランティアとして活動する人材を育成します。
	障害者差別解消の推進	平成28年4月の障害者差別解消法施行にあわせて開所した「障害者差別解消相談窓口」の広報に努めるとともに、講演会の開催やリーフレットの作成などにより、障害者への理解と合理的配慮の提供を促進します。
	障害者への情報保障	地域福祉活動団体が講演会などを企画する際、聴覚障害者への筆談や手話、視覚障害者への読み上げや拡大文字の使用など、可能な限り障害者本人の希望に沿った対応を行う「合理的配慮」について情報提供します。
	障害者虐待への対応	障害者の権利・尊厳を脅かす虐待を防止するとともに、障害者を養護している家族等(養護者)が介護疲れなどの原因で虐待を行わないよう、養護者を支援します。
	成年後見制度の利用促進	認知症や障害等により判断能力が十分でない方も地域社会で安心して自立した生活ができるよう、成年後見制度の利用を促進します。
	障害者週間における啓発活動	障害者週間(12月)にあわせて障害者福祉大会を開催し、障害者の自立促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別を越えた交流を図ります。 また、同大会において障害者への理解促進をテーマにした作文及びポスターの最優秀賞受賞者を表彰します。
	福祉講話の実施	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、市内の小学校等において、障害者本人が学校に赴き、児童生徒の視点に立って体験談等を語るとともに、障害者スポーツ関係者によるスポーツ・レクリエーションや手話などの体験学習を通じて障害者と交流を深めることにより、障害及び障害者への理解を促進します。
	障害者スポーツ大会等の開催	障害者の社会参加や理解促進はもとより、健康づくりや生きがいづくりを促進するため、身体障害者スポーツ大会やゆうあいピックの開催、スポーツ活動の機会の確保、全国障害者スポーツ大会への参加支援などを実施します。
	身体障害者連合会への支援	政令指定都市間で開催される各種会議や親善スポーツ大会への参加を支援するとともに、障害者理解に資する講演会や文化・スポーツに関するイベント等の開催を通じて、市内に居住するすべての身体障害者の福祉の向上や社会参加の促進を図ります。

	取組み・事業	内容
千葉市	日常生活自立支援事業・法人後見事業への支援	<p>高齢や障害のために日常生活に支障が出ている方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、市社協が実施している福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」の実施を支援します。</p> <p>また、法人として成年後見等の業務を受任する「法人後見事業」の実施を支援します。</p>
	障害者の就労支援	<p>一般就労を希望する障害者に対して、就職前に企業等で一定期間の実習を行う障害者職場実習事業を実施するなど、就労を希望する障害者を支援します。</p> <p>また、実習先の企業を確保するため、障害者職業能力開発プロモーターが開拓してきた企業等へ打診するなど、企業に対して、障害者の就労機会を増やす働きかけをします。</p>
	障害者福祉団体への支援	<p>本市に住所を有する障害児又はその保護者及び関係者で組織された障害者福祉団体(精神障害者家族会を除く)が実施する教育事業、相談・療育事業、広報・啓発事業、社会参加促進事業に対し補助金を交付することにより、障害者の福祉の向上や地域社会への参加を促進します。</p>
	精神障害者家族会への支援	<p>精神障害者家族会が行う研修や相談事業に対し補助金を交付することにより、家族会の運営を支援するとともに、精神障害への正しい理解の促進を図ります。</p>

## 【取組みテーマ 4】 こどもと子育てを支援する仕組みづくり

「千葉市こどもプラン」は、「保護者に喜びや生きがいをもたらし、親としての成長を支える子ども・子育て支援」「子ども・若者の健やかな成長の支援と子ども・若者を支える環境づくり」などの視点から策定されています。

地域では、子育てを支援するため、子育てを行う誰もが気軽に集まり、悩みごとを相談・解決することで、保護者としての成長を促す環境を構築し、市においては、このような取組みを行う子育てサークル等の支援を行います。

また、こどもの健やかな成長を地域で支えるという視点から、小中学校や保育所（園）等の身近な地域資源を活用して、こどもを中心とした地域交流の取組みを積極的に行い、その取組みに地域の多くの人が参画することで、あわせて地域力の向上を図ります。

	取組み・事業	内容		
中央区	すべての子どもを地域で育てる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域と学校が連携し、セーフティウォッチャー活動の充実を図るとともに、「子ども110番のいえ」の協力も得て、「声かけ・あいさつ運動」を実施する。</li> <li>○ 関係団体と学校・警察等が連携し、「子ども110番のいえ」訪問、挨拶や駆け込み訓練等に取り組む。</li> <li>○ 地区部会や町内自治会が青少年育成委員会と連携して実施する地域行事を通じて、子どもたちと顔見知りになる機会を設ける。</li> </ul>		
		<table border="1"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中央地区部会 ○新宿地区部会 ○蘇我地区部会</li> <li>○白旗台地区部会 ○生浜地区部会 ○星久喜地区部会</li> </ul> </td> </tr> </table>	重点取組地区 (地区部会エリア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中央地区部会 ○新宿地区部会 ○蘇我地区部会</li> <li>○白旗台地区部会 ○生浜地区部会 ○星久喜地区部会</li> </ul>
	重点取組地区 (地区部会エリア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中央地区部会 ○新宿地区部会 ○蘇我地区部会</li> <li>○白旗台地区部会 ○生浜地区部会 ○星久喜地区部会</li> </ul>		
地域でのスポーツ活動及び文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の関係団体が学校とも連携し、放課後子ども教室を全ての小学校で実施するとともに、昔遊び等も取り上げて内容の充実を図る。</li> <li>○ 地域で行われている各種スポーツクラブや学習クラブ等を紹介する冊子を作成・配布し、子どもたちに参加の機会を与える。</li> <li>○ 地域の関係団体が連携し、各種スポーツ大会(スポーツ活動)や歴史・文化を学ぶ会(文化活動)を年1回以上開催する。</li> </ul>			
中央区	子育てサロンの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区部会が、地域の子育て中の親子向けの「ふれあい・子育てサロン」を月1回以上開催する。</li> <li>○ 活動の見直しや改善のため、サロン参加者の希望調査を実施する。</li> <li>○ 地区部会が地域保健推進員等と連携し、サロン内容の充実を図る。</li> </ul>		
		<table border="1"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○都地区部会 ○中央東地区部会 ○白旗台地区部会</li> <li>○生浜地区部会 ○松波地区部会 ○川戸地区部会</li> <li>○星久喜地区部会</li> </ul> </td> </tr> </table>	重点取組地区 (地区部会エリア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都地区部会 ○中央東地区部会 ○白旗台地区部会</li> <li>○生浜地区部会 ○松波地区部会 ○川戸地区部会</li> <li>○星久喜地区部会</li> </ul>
重点取組地区 (地区部会エリア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都地区部会 ○中央東地区部会 ○白旗台地区部会</li> <li>○生浜地区部会 ○松波地区部会 ○川戸地区部会</li> <li>○星久喜地区部会</li> </ul>			
花見川区	適切なサービスを受けられるための地域生活への支援体制の構築	<p>子どもの健やかな成長のため、福祉意識を醸成(福祉教育の充実)する取組みを推進するとともに、子育て世帯の孤立防止や見守り活動の推進、子どもの貧困や虐待・DVの早期発見、関係機関への連絡などに努めます。</p>		
		<table border="1"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>○幕張本郷中学校区地区部会 ○犢橋地区部会</td> </tr> </table>	重点取組地区 (地区部会エリア)	○幕張本郷中学校区地区部会 ○犢橋地区部会
重点取組地区 (地区部会エリア)	○幕張本郷中学校区地区部会 ○犢橋地区部会			

第7章 地域の実践と市及び社会福祉協議会の施策【4】 こどもと子育てを支援する仕組みづくり

	取組み・事業	内容
稲毛区	公共施設や空き店舗などを活用した身近な居場所づくり	<p>《活動事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区部会が町内自治会や福祉施設等と連携・協力し、町内自治会館や公民館、福祉施設等において、気軽集える居場所(サロンなど)を拡充します。</li> <li>・ NPO法人や地区部会、民児協等の地域関係者が連携・協力し、子どもや幅広い世代が気軽集える子ども食堂やコミュニティカフェ等の居場所づくりに努めます。</li> <li>・ 地区部会や民児協、福祉施設等が連携・協力し、認知症の方や介護者の方が気軽集える居場所づくりに努めます。</li> </ul>
		<p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○稲毛地区部会 ○稲丘地区部会 ○草野地区部会</p>
若葉区	子育てしやすい環境づくり	<p>① 地区部会や町内自治会等が、子育て中の親と子の仲間づくりや交流の場となる「ふれあい子育てサロン」を定期的実施する。</p> <p>② 子育てサロンの参加者増に向け、周知の方法や内容の充実を図る。</p> <p>③ 地区部会や町内自治会等が、地域の高齢者と子育て中の親と子が交流できる場を設ける。</p> <p>④ 地区部会や町内自治会等が、男性の育児参加を促す事業・講座等を企画し、実施する。</p>
		<p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○桜木地区部会 ○小倉地区部会 ○御成台、千城台西・北地区部会 ○若松地区部会 ○都賀地区部会</p>
若葉区	気軽に過ごせる居場所づくり	<p>① 地区部会等が、地域の高齢者の仲間づくりや交流の場となる「ふれあい・いきいきサロン」の内容の充実を図り、回数を増やす。</p> <p>② 町内自治会が、住民が誰でも気軽に立ち寄り、おしゃべりしたり、お茶を飲んだりできる「ふれあいサロン」を定期的開催する。</p> <p>③ 各自治会に活動拠点を設けることで、居場所の確保や高齢者の支援を充実させる。</p> <p>④ 地区部会や町内自治会等が、地域の子ども達が気軽に集まって勉強したり、自由に過ごしたりする「寺子屋」を開催する。</p>
		<p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○貝塚地区部会 ○桜木地区部会 ○小倉地区部会 ○白井地区部会 ○更科地区部会 ○千城台東南・金親地区部会 ○若松地区部会 ○都賀地区部会 ○千城小地区部会</p>
緑区	子ども達の集いの場の提供・情報提供	<p>子ども達が地域で積極的に勉強ができるよう、公民館や図書館等での学び・体験学習を支援します。</p> <p>また、子どもの貧困問題について、考えます。</p>
		<p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○椎名地区部会 ○おゆみ野地区部会</p>
緑区	子育て中の親や子どもが集う場の開設・拡充	<p>発育、発達、しつけなど子育てへの不安や悩みなどを抱える親に対して、保健福祉センター等と協力し、相談会・講習会などを開催するよう努めます。</p> <p>子育て中の親や子どもが集い、仲間づくりができる場(ふれあい・子育てサロン等)を拡充します。</p>
		<p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○椎名地区部会 ○おゆみ野地区部会</p>

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策【4】 こどもと子育てを支援する仕組みづくり】

	取組み・事業	内容	
緑区	地域と学校との交流	児童・生徒が福祉に対する理解を深められるよう、実践や体験を通じた福祉教育の実施に協力します。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○椎名地区部会
美浜区	顔の見えるご近所づきあいの構築	誰もが安心して地域で暮らしていけるよう、日常的に顔の見える関係づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 既存のイベントや地域資源を活用した新旧住民同士の交流機会の提供を進めます。 ② 子育てリラックス館、地域交流スペースを活用した多世代交流企画を実施します。 ③ 地域資源を利用、活用した地域交流のきっかけづくりを進めます。 ④ 「ふれあい・いきいきサロン」や「こどもフェスタ」、「ネイチャーゲーム」などの参加者を拡充し、「こどもカフェ」と連携を図りながら地域交流、多世代交流を進めます。 ⑤ 住民意識の醸成、地域のコミュニケーションの活性化のため、小中学校等と連携し、あいさつ運動を進めます。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○稲毛海岸地区部会 ○幸町2丁目地区部会 ○幸町一丁目地区部会 ○高洲・高浜地区部会
	町内自治会・集合住宅の集会所など地域資源を活用した交流の場づくり	町内自治会・集合住宅の集会所など地域資源を活用し、地域住民が気軽に集い、交流できる場づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 町内自治会や集合住宅の集会所、社会福祉施設などの地域資源を活用し、高齢者等が気軽に集い、交流できるサロンや茶話会などの設置を進めます。 ② 各番街集会所を活用し、気軽に情報交換や介護の相談ができるサロンの設置を進めます。 ③ 町内自治会等へのアンケートにより、サロンや茶話会等の状況を把握し、未設置地区への開設を進めます。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○幕張西地区部会 ○打瀬地区部会
千葉市社協	ふれあい・子育てサロンの促進	身近な地域で交流を望む親がほっとするひと時を過ごすため、地区部会が実施するサロン活動に助成します。	
	子どもの居場所づくりをしている団体への支援に向けた関係づくり	訪問などを通して、子どもの居場所づくりをしている団体との関係を構築します。	
千葉市	青少年育成事業	青少年健全育成活動を行う団体が実施する青少年の健全育成事業及び広く市民に周知する参加型の事業などについて、経費の一部を助成します。	
	放課後子ども教室推進事業	小学校の施設を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の多様な人々の参画を得て、さまざまな体験・交流活動を実施します。	
	ファミリー・サポート・センター事業	「子育て中で困ったときに手を貸して欲しい方」と「子どもが好き」「子育て中のお母さんを助けてあげたい」などの思いをもっている方に会員登録をしてもらい、センターのアドバイザーが仲介となって、地域に住む会員同士で子育て支援をする相互援助活動を支援します。	

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策【4】 こどもと子育てを支援する仕組みづくり

	取組み・事業	内容
千葉市	学校セーフティウォッチ	地域住民や保護者が登下校時を中心に「学校セーフティウォッチャー」として見守りを行い、児童生徒の安全確保を図るボランティア活動を推進します。
	子育てサークルの支援	育児のための情報交換や知識の普及、子育て親子の友達づくりなど、地域で自主的に活動している子育てサークルを支援します。
	子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業	公民館で活動している子育てサークルや子育てに悩みや不安を持つ親を対象に、気軽に相談できる子育てサポーターを派遣します。 また、家庭教育アドバイザー※が、より専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポーターへの助言等も行います。 ※臨床心理士等の資格を有する者のうち、家庭教育に関する専門的な知識を身に付けた者。
	児童虐待・DVへの対応	民生委員・児童委員、小中学校や特別支援学校の教諭を対象とした研修会の実施、暴力によらない子育ての周知等、児童虐待の発生防止に向けた取組みを行います。 また、児童虐待及びDVの発生予防と早期発見・早期対応の一層の推進を図るため、要保護児童対策及びDV防止地域協議会を開催し、関係機関との連携を図ります。
	未成年後見制度の利用促進	子どもに親権者がいない場合、又は親権者が行方不明などの理由で親権を行うことができない場合に、子どもの権利を保護するため未成年後見制度の利用を促進します。
	児童福祉週間における啓発活動	児童福祉週間(5月)等における啓発活動を通して、地域とともに、子どもの福祉についての関心と理解を深めます。
	児童虐待防止推進月間及び女性に対する暴力をなくす運動における啓発活動	「児童虐待防止推進月間(11月)における啓発活動及び女性に対する暴力をなくす運動(11月12日～25日)を通じて、児童虐待及びDV問題についての関心と理解を深め、児童虐待及びDV防止に向けた協力を呼びかけます。」
	青少年育成委員会への支援	青少年健全育成を目的とし、地域の危険箇所の点検、こども110番のいえ事業、レクリエーションやスポーツ活動、研修会、環境浄化活動や補導活動、あいさつ運動等の事業を行う中学校区青少年育成委員会に対して、補助金を交付します。
	学校と地域の連携・協働体制の整備事業	地域の教育力を生かし、学校教育の充実や地域コミュニティの活性化を図る、学校支援地域本部事業等を推進します。 ※磯辺小学校地区、磯辺中学校地区をモデル地区として実施。
	学校・家庭・地域連携まちづくり推進事業	子どもたちの地域に対する愛着を育むため、学校・家庭・地域が連携して過ごしやすいまちづくり事業を推進します。
	こどもカフェの運営	子どもに信頼される大人が見守りの中で、気軽に話をしたり、一緒に勉強したり、また仲間と遊んだりすることができるなど、子どもたちにとって安心安全な居場所を運営します。
保育所(園)・認定こども園地域活動事業	市内すべての認可保育所(園)において、世代間交流、異年齢交流、育児講座等を実施します。	

## 【取組みテーマ 5】健康づくり

「健やか未来都市ちばプラン」においては、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むこと、また、みんなで支え合う地域社会を育み健康づくりの輪を広げること、などが基本目標として掲げられています。

近年、地域のつながりが健康に影響すると報告されていることから、地域と市とが協力して、地域のつながりの強化や社会参加を進めていくことが必要です。

地域においては、地域住民の主体的な健康づくりの取組みを実施し、市においては、健康に関する情報を広く提供するとともに、地域の健康づくりの取組みを引っ張る人材を育成し、学校等の施設を開放することで健康づくりの場を提供します。

また、地域と市が協力して、地域における「介護予防・日常生活支援総合事業」の推進に努めます。

	取組み・事業	内容
中央区	地域での健康づくり支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区部会、老人クラブ、町内自治会等が、高齢者の健康維持と交流の場となる「ふれあい・散歩クラブ」、「シニアリーダー体操」などに取り組む。</li> <li>○ 「ふれあい・いきいきサロン」において、介護予防や転倒防止運動を定期的実施する。</li> <li>○ 地域の関係団体が連携し、各種スポーツ大会(スポーツ活動)や歴史・文化を学ぶ会(文化活動)を年1回以上開催する。</li> <li>○ 引きこもりの人がいないか調査し、参加を働きかける。(実態調査の実施)</li> </ul>
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中央東地区部会 ○西千葉地区部会 ○新宿地区部会</li> <li>○蘇我地区部会 ○白旗台地区部会 ○生浜地区部会</li> <li>○松ヶ丘地区部会 ○川戸地区部会</li> </ul> </td> </tr> </table>
重点取組地区 (地区部会エリア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中央東地区部会 ○西千葉地区部会 ○新宿地区部会</li> <li>○蘇我地区部会 ○白旗台地区部会 ○生浜地区部会</li> <li>○松ヶ丘地区部会 ○川戸地区部会</li> </ul>	
花見川区	心身の健康づくりの推進	<p>住民自ら健康への関心を深めるとともに、イベントや講習会、スポーツ、サークル活動など健康づくりの機会への積極的な参加や心身の健康づくりに取り組むとともに、体操・サロン等を通じた日中の居場所づくりや講演会など介護予防活動の推進に努めます。</p> <p>また、糖尿病対策として、標語やポスターの掲示など啓発に努めます。</p>
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>○花見川地区部会 ○天戸中学校区地区部会</td> </tr> </table>
重点取組地区 (地区部会エリア)	○花見川地区部会 ○天戸中学校区地区部会	
稲毛区	健康づくりや介護予防の普及・啓発	<p>《活動事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区部会が千葉市あんしんケアセンターや区健康課等と連携・協力し、地域住民に対して健康づくりや介護予防の情報提供を講座やサロン活動などを通じて、普及啓発を図ります。</li> <li>・ 地区部会や町内自治会、スポーツ振興会などが相互に連携・協力し、いきいきサロンや地区運動会、グラウンドゴルフ、ラジオ体操などを実施し、健康増進を図ります。</li> <li>・ シニアリーダーが、高齢者に対して介護予防の普及・啓発を図るため「シニアリーダー体操」を実施します。</li> </ul>
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小中台東地区部会 ○轟・穴川地区部会 ○稲毛地区部会</li> <li>○稲丘地区部会 ○千草台中学校地区部会 ○草野地区部会</li> <li>○緑・黒砂地区部会 ○弥生地区部会</li> </ul> </td> </tr> </table>
重点取組地区 (地区部会エリア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小中台東地区部会 ○轟・穴川地区部会 ○稲毛地区部会</li> <li>○稲丘地区部会 ○千草台中学校地区部会 ○草野地区部会</li> <li>○緑・黒砂地区部会 ○弥生地区部会</li> </ul>	

	取組み・事業	内容
若葉区	地域でできる介護予防・健康づくり	<p>① 町内自治会が、住民の健康維持と交流の場となる行事(ラジオ体操・健康体操等)を継続して実施する。</p> <p>② 地区部会が、散歩を通して高齢者の健康維持と仲間づくりの場となる「ふれあい・散歩クラブ」を月1回以上実施する。</p> <p>③ 地区部会等が、認知症予防や介護予防、食生活改善等の講習会を実施する。また、自治会等が主催する場合は、そのサポートを行う。</p> <p>④ 地区部会等が食生活改善推進員(ヘルスメイト)と連携し、食を通じた健康づくりのための料理教室等を開催する。</p>
		<p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○桜木地区部会 ○御成台、千城台西・北地区部会 ○26地区部会 ○千城小地区部会</p>
緑区	健康づくり支援	<p>健康を保持する活動を保健福祉センター・あんしんケアセンター及び地域の医療機関等の協力を得て、地域の集会やイベントの機会を利用して実施します。</p> <p>ラジオ体操、シニアリーダー体操、健康ウォーキング等へ積極的に参加するしくみ作りを推進し実施いたします。</p>
		<p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○おゆみ野地区部会</p>
美浜区	健康づくりイベント等への参加促進	<p>気軽に楽しく取り組める心身の健康づくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 100歳体操やシニアリーダー体操等、地域で行われている健康づくり教室への参加者増及び開催場所の増設を進めます。</p> <p>② スポーツセンターを活用した健康づくりイベントの実施を検討します。</p> <p>③ 健康維持、健康増進のため、地域で行われているウォーキング活動等の情報を提供し、健康づくりの促進を図ります。</p>
		<p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○磯辺地区部会</p>
千葉市社協	ふれあい・散歩クラブの促進	<p>高齢者が生きがいをもって、いきいきと暮らしていけるよう、気軽にはじめることができる散歩クラブを実施する地区部会に助成します。</p>
千葉市	健康づくり事業	<p>市内に所在する地区組織、事業所等が行う健康づくりにポイントを付与し、規定のポイントで景品や認証などのインセンティブを授与することにより生活習慣の改善を促すとともに、地域組織活動の推進による絆づくりを促進します。</p>
	地域支え合い型訪問支援・通所支援事業	<p>買い物、調理等の生活支援サービスや、サロン、趣味活動を通じた高齢者の日中の居場所づくりを行う町内自治会やNPO法人等に対して助成します。</p>
	介護支援ボランティア制度の運用	<p>高齢者が高齢者施設などでボランティア活動を行った場合に、介護保険料や介護サービス利用料などに充てることができるポイントを付与し、介護予防の促進や社会活動参加などを支援します。</p>
	学校体育施設開放事業	<p>学校体育施設を開放し、市民の体力づくり及びコミュニティ活動の振興を図り、市民が手軽に多様なスポーツ・レクリエーションを行える場を提供します。</p>

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策【5】健康づくり

	取組み・事業	内容
千葉市	ヘルスサポーターの養成	家庭や身近な地域の中で、健康づくりを実践する仲間づくりを進めるヘルスサポーター(健康づくり支援者)を養成します。
	食生活改善推進員の養成	地域の健康づくりのために、「食」を通じたボランティア活動を行う食生活改善推進員(愛称「ヘルスメイト」)を養成します。
	シニアリーダー講座	介護予防につながる生活習慣についての知識や運動を学べる講座を開催し、自主的な介護予防活動グループのリーダーとして活動する人材を育成します。
	運動イベントの実施	運動イベントを通じて、住民が自身の健康状態や身体能力に気付き、生活習慣改善のきっかけとなるような情報の提供と、地域の福祉活動の推進を支援します。

## 【取組みテーマ 6】防犯・防災に対する取組み

「千葉市地域防犯計画」及び「千葉市交通安全計画」においては、地域における活動の推進を基本的な視点の一つに掲げています。

安心で安全な地域社会の実現には、地域住民一人ひとりが防犯や交通安全の意識を高めるとともに、地域が連携して、犯罪や交通事故が起こりにくい地域づくりを進めることが大切です。

地域においては、住民主体のパトロールやこどもの安全確保を図る取組みの体制づくりを行い、市においては、活動団体に対する支援を行うとともに、防犯・交通安全に関する情報提供を積極的に行うことで、住民一人ひとりの意識を高めていきます。

また、「千葉市地域防災計画」においては、東日本大震災を教訓として、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、市民の防災意識を高め、地域防災力の向上を図ることを掲げています。

地域住民が自主的に防災の取組みを行えるよう、自主防災組織や避難所運営委員会等の育成支援を行うとともに、有事の際に、地域住民の支え合い・助け合いによる避難支援が行える仕組みづくりを推進します。

	取組み・事業	内容	
中央区	災害時に支援を必要とする人の避難支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全避難所において、地域の町内自治会、自主防災会等が一体となった「避難所運営委員会」を設置し、災害発生時に地域住民同士が連携しながら、主体的に避難所の開設・運営を行う体制を構築する。</li> <li>○ 地区部会や町内自治会が、独自の避難者名簿を作成し、安否確認や支援体制を構築する。</li> <li>○ 地区部会や町内自治会が、各避難所ごとに関係諸団体と連携し、災害時を想定した避難訓練や炊き出し訓練等を年1回以上実施する。</li> <li>○ 各避難所で運営マニュアルを作成し、毎年内容を見直し更新する。</li> </ul>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○末広地区部会 ○寒川地区部会 ○ちば中央地区部会</li> <li>○東千葉地区部会 ○西千葉地区部会 ○新宿地区部会</li> <li>○白旗台地区部会 ○生浜地区部会</li> </ul>
	すべての子どもを地域で育てる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域と学校が連携し、セーフティウォッチャー活動の充実を図るとともに、「子ども110番のいえ」の協力も得て、「声かけ・あいさつ運動」を実施する。</li> <li>○ 関係団体と学校・警察等が連携し、「子ども110番のいえ」訪問、挨拶や駆け込み訓練等に取り組む。</li> <li>○ 地区部会や町内自治会が青少年育成委員会と連携して実施する地域行事を通じて、子どもたちと顔見知りになる機会を設ける。</li> </ul>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中央地区部会 ○新宿地区部会 ○蘇我地区部会</li> <li>○白旗台地区部会 ○生浜地区部会 ○星久喜地区部会</li> </ul>

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策【6】 防犯・防災に対する取組み】

	取組み・事業	内容	
中央区	福祉情報誌の充実と「中央区ふくし・防災ガイド&マップ」の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区部会や町内自治会の広報誌を通じ、地域福祉に関する情報を住民に提供する。</li> <li>○ 地区部会が発行する「社協だより」を年2回以上発行する。</li> <li>○ 地区部会や町内自治会で「中央区ふくし・防災ガイド&amp;マップ」を活用し、独自の福祉マップや防災マップを作成する。</li> </ul>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○松波地区部会 ○川戸地区部
	防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町内自治会で防犯パトロール隊を結成し、週1回以上のパトロールを実施する。</li> <li>○ 町内自治会や地区部会等が警察と連携し、防犯教室や安全講習会等を開催し、広く地域住民に参加を呼び掛け、防犯意識の高揚と地域防犯力の向上を図る。</li> <li>○ 青少年育成委員会が実施する「子ども110番のいえ」の存在を地域に広く周知し、そのさらなる増加を図るとともに、子どもたちにも周知する。</li> </ul>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○中央地区部会 ○新宿地区部会 ○蘇我地区部会 ○白旗台地区部会 ○生浜地区部会
	防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各地域で防災会を結成し、消防等と連携し、年1回以上防災訓練を実施し、住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。</li> <li>○ 訓練の際は、福祉的配慮を必要とする方が、参加しやすい環境を整える。</li> <li>○ 「中央区ふくし・防災ガイド&amp;マップ」などを活用し、避難所が印された地図を印刷して、町内自治会館や掲示板などに張り出すなど、地域に情報を提供する。</li> <li>○ 地区部会や町内自治会などが連携して、年1回以上防災に関する研修会を開催し、広く地域住民に参加を呼び掛ける。</li> </ul>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○西千葉地区部会 ○中央地区部会 ○新宿地区部会 ○白旗台地区部会 ○生浜地区部会 ○千葉みなと地区部会
花見川区	継続的な防犯活動への取組み	地域での防犯意識を高め、防犯パトロールの実施や防犯マップの作成・活用など、自主防犯活動を強化・充実することで、安心・安全な町づくりに努めます。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○天戸中学校区地区部会 ○さつきが丘・宮野木台地区部会 ○畑地区部会
	身近な災害への備え	<p>日頃から地域での防災意識を高めるとともに、災害時における地域防災や、協力体制の仕組みづくりの充実に努めます。</p> <p>また、自然災害等による被害を軽減するため住宅の耐震化や家具などの転倒防止、食品の備蓄等に努めます。</p>	
	重点取組地区 (地区部会エリア)	○検見川地区部会 ○花見川地区部会	

	取組み・事業	内容	
稲毛区	いざというときに必要な情報把握や防災講座等の開催	<p>《活動事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内自治会や自主防災会、避難所運営委員会等が、千葉市と連携・協力し、地域住民に対して、防災・避難訓練や防災講座を実施するなど、災害時に迅速な対応ができるよう支援体制の充実を図ります。</li> <li>・ 地区部会や町内自治会、民児協等が連携・協力し、「安心カード」や「緊急医療情報キット」を地域住民に配布するなど、災害時を含めた緊急時に迅速な対応ができる支援体制づくりを図ります。</li> <li>・ 町内自治会が千葉市と避難行動要支援者名簿の協定を結ぶなど、要支援者に対して災害時に迅速な対応ができる支援体制づくりに努めます。</li> </ul>	
		<table border="1"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>                     ○山王地区部会 ○轟・穴川地区部会 ○稲丘地区部会                      ○千草台中学校地区部会 ○草野地区部会                      ○301(作草部・天台)地区部会                 </td> </tr> </table>	重点取組地区 (地区部会エリア)
重点取組地区 (地区部会エリア)	○山王地区部会 ○轟・穴川地区部会 ○稲丘地区部会 ○千草台中学校地区部会 ○草野地区部会 ○301(作草部・天台)地区部会		
稲毛区	地域住民を地域で守る取り組み	<p>《活動事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年育成委員会や町内自治会、学校、商店等が連携・協力し、地域住民に対して「学校セーフティウォッチャー」や「こども110番のいえ」の協力者の確保に努めるなど、地域の防犯体制の充実を図ります。</li> <li>・ 地区部会や町内自治会、民児協、警察等が連携・協力し、防犯パトロールを通じて見守りネットワークを構築するなど、住民同士による防犯体制の充実を図ります。</li> <li>・ 地区部会や町内自治会等が、行政等の出前講座などを活用し、「特殊詐欺(振り込み詐欺など)」や「悪質商法」、「不審者対策」等の講座を行い、住民一人ひとりの防犯意識の向上を図ります。</li> </ul>	
		<table border="1"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>                     ○稲丘地区部会 ○301(作草部・天台)地区部会                      ○緑・黒砂地区部会                 </td> </tr> </table>	重点取組地区 (地区部会エリア)
重点取組地区 (地区部会エリア)	○稲丘地区部会 ○301(作草部・天台)地区部会 ○緑・黒砂地区部会		
若葉区	防犯活動の実施	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域で、青少年育成委員会が実施する「こども110番の家」の存在を広く周知し、登録する一般家庭やコンビニなどの事業者が増えるよう呼びかける。</li> <li>② 地区部会や町内自治会が、教育委員会で取り組んでいる「学校安全ボランティア(セーフティウォッチャー)」に多くの住民が参加できるよう呼びかける。</li> <li>③ 町内自治会等で防犯看板・のぼり旗等を設置したり、防犯パトロール隊を結成し、定期的にパトロール活動を実施するとともに、その回数を増やす。</li> <li>④ 「振り込み詐欺」や「悪質商法」等から高齢者を守るための講座を地域で実施する。</li> </ol>	
		<table border="1"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>                     ○貝塚地区部会 ○26地区部会                 </td> </tr> </table>	重点取組地区 (地区部会エリア)
重点取組地区 (地区部会エリア)	○貝塚地区部会 ○26地区部会		
若葉区	防災・減災活動の実施	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 町内自治会が、自主防災組織を立ち上げる。</li> <li>② 地域で、防災マップ改訂版を作成・発行する。</li> <li>③ 地域で、防災訓練・救命講習、防災減災に係る講習等を定期的に順次実施する。</li> <li>④ 町内自治会や自主防災会が、住民向けの防災教室を年1回以上実施する。</li> </ol>	
		<table border="1"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>                     ○坂月地区部会 ○貝塚地区部会 ○白井地区部会                      ○千城小地区部会                 </td> </tr> </table>	重点取組地区 (地区部会エリア)
重点取組地区 (地区部会エリア)	○坂月地区部会 ○貝塚地区部会 ○白井地区部会 ○千城小地区部会		

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策【6】 防犯・防災に対する取組み】

	取組み・事業	内容
若葉区	災害時に避難できる体制づくり	<p>① 災害時において、近隣の自治会(町内会)との連携が図れるよう体制を整える。</p> <p>② 避難所運営委員会について、災害発生時にスムーズに避難所を開設・運営できるよう、組織体制の充実を図る。</p> <p>③ 地区部会や町内自治会等が、災害時要援護者マップを作成する。</p> <p>④ 地区部会や町内自治会が、災害時を想定した図上訓練(「DIG(ディグ)」、「HUG(ハグ)」)を年1回以上実施する。</p> <p>※DIGは、Disaster(災害)、Imagination(想像力)、Game(ゲーム)の HUGは、Hinanzyo(避難所)、Unei(運営)、Game(ゲーム)の頭文字を取ったもの。</p>
		<p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○更科地区部会</p>
緑区	身近な防犯、安全対策	<p>防犯パトロールを組織し、地域単位に自主防犯活動を展開します。また、パトロール中に防犯チラシを配布し注意喚起に努めます。</p> <p>町内、商店等に防犯ポスターやステッカーを掲示し、防犯意識の向上と犯罪抑止を図ります。</p> <p>さらに、空家のチェックリストを作成し、点検します。</p>
		<p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○誉田地区部会</p>
千葉市社協	災害ボランティアセンター設置・運営に向けた体制整備	<p>本会職員とともに災害ボランティアセンターで活動できるボランティアを育成し、発災時には速やかに災害ボランティアセンターを運営できるよう備えます。</p>
千葉市	市民防犯活動の支援	<p>防犯パトロール隊への物品配付や各種講座の開催、防犯街灯・防犯カメラの設置助成等を実施します。</p>
	防犯ウォーキングの推進	<p>市民が日頃のウォーキング等を兼ねて、気軽にパトロールを実施する「防犯ウォーキング」を推進するため、専用の帽子等を貸与します。</p>
	学校セーフティウォッチ	<p>地域住民や保護者が登下校時を中心に「学校セーフティウォッチャー」として見守りを行い、児童生徒の安全確保を図るボランティア活動を推進します。</p>
	交通安全対策	<p>交通事故の実態や傾向について、ホームページや市政だよりなどの広報媒体を通じて広く情報を提供するとともに、地域の要請に応えた交通安全教育を推進するなど、警察をはじめとした関係機関、団体と連携しながら交通安全思想の普及・啓発を図ります。</p>
	地域防犯ネットワークの推進	<p>市、警察及び事業者が協働して、地域の見守りネットワークを構築し、安全で安心なまちづくりを推進するとともに、犯罪発生情報等の防犯情報をスピーディーに配信する、ちばし安全・安心メールを実施します。</p>
	避難行動要支援者への対応	<p>介護認定を受けるひとり暮らし高齢者や障害者等、災害時の避難行動に支援を要する方に関する情報を、市と自主防災組織・町内自治会等が共有するなど、支援体制づくりを進めます。</p>
	交通安全総点検	<p>安全で快適な道路環境をつくるため、市民参加による道路点検を推進します。</p>

	取組み・事業	内容
千葉市	自主防災組織の育成	町内自治会等が自主防災組織を設置する際の機材供与や、自主防災組織が実施する防災訓練、機材購入・賃借の際に助成します。
	避難所運営委員会の設立促進及び活動支援	災害時に迅速かつ円滑に避難所の開設・運営を行うため、地域の町内自治会等が主体となった避難所運営委員会の設立を促進します。 また、避難所運営委員会の活動を支援するため、訓練や会議等に要する経費を補助します。
	災害時におけるボランティア体制の整備	災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、市社協が設置する災害ボランティアセンターの運営について、支援体制の整備を行います。

## 【取組みテーマ 7】担い手の拡大とボランティア活動の促進

地域福祉活動を発展させていくためには、新たな担い手を拡大する必要があります。

これまで福祉に関心がなかった人や、若い世代にも参加してもらえるような、イベントや講座を実施するとともに、定年を迎えた人に対して、様々な知識・経験を活かせる場として、ボランティア活動に目を向けてもらう取組みを行います。

また、発掘・育成された担い手が存分に活動できる場を提供するため、ボランティア活動の仕組みづくりやその支援を行います。

さらに、人だけではなく、団体同士の連携、社協地区部会、町内自治会等の地域団体同士はもちろんのこと、民間企業、NPO法人、大学等と連携・協力し、新たな地域資源を活用することで、ボランティア活動を促進させていきます。

	取組み・事業	内容	
中央区	支え合い活動の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区部会や町内自治会等が、支援を求める方の生活課題を解決する支え合いの仕組みづくりを推進する。</li> <li>○ 住民アンケート調査を実施し、地域の実情やニーズの把握を行い、地区部会や町内自治会で、支援できる内容について検討する。</li> <li>○ 地区部会と社協区事務所が協力し、活動拠点となるよう、地域内の福祉施設等の有効活用について調査し、拠点整備を推進する。</li> <li>○ 支え合い活動に参加する新たな担い手を確保するために、研修会等を実施する。</li> <li>○ 支え合い活動のボランティア登録の受け付けと活動を紹介する仕組みをつくる。</li> </ul>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○東千葉地区部会 ○白旗台地区部会 ○生浜地区部会
中央区	地域で福祉に関する講座や研修会等の受講機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区部会が主催となり、地域の福祉施設・団体・サークル等と連携して地域住民を対象とした福祉講座、ボランティア講座、研修会等を企画し、年2回以上実施する。</li> <li>○ 地区部会の各委員会ごとに、テーマを持った研修会・講座を開催し、地域住民に参加を呼び掛け、新たな担い手の確保に努める。</li> <li>○ 講座内容の見直しや改善のため、参加者の意見を聴く。</li> </ul>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○西千葉地区部会 ○新宿地区部会 ○白旗台地区部会 ○星久喜地区部会
花見川区	適切なサービスを受けられるための地域生活への支援体制の構築	<p>地域の福祉課題に対応するため、地域包括ケアシステムにおける地域ぐるみの支援体制の充実に努めるとともに、利用しやすいコーディネート機能づくり・相互助け合いのネットワークづくりの拡充や、要支援者などへの生活支援ボランティア(買い物、調理、ごみ出し、掃除等)の充実、独居高齢者の見守り活動・安否確認の推進に努めます。</p> <p>また、認知症患者やその家族を支援するため認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ講座などへ参加します。</p>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○花園地区部会 ○こてはし台中学校区地区部会 ○幕張・武石地区部会 ○花見川地区部会 ○花見川第2地区部会 ○こてはし台地区部会 ○畑地区部会

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策【7】 担い手の拡大とボランティア活動の促進】

	取組み・事業	内容	
花見川区	地域の幅広い人材の育成・活用	地域福祉活動の担い手を育成するために区ボランティアセンターを活用し、ボランティアの育成・ボランティア活動の推進に努めるとともに、活動を周知し、幅広い分野におけるボランティア体験や地域活動への参加を促すなど、若者や企業ボランティア、高齢者パワーなどを活かし、人材の育成・活用に努めます。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○検見川地区部会
稲毛区	地域住民の参加による見守り・支え合い	《活動事例》	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区部会が町内自治会や民児協等と連携・協力し、一人暮らし高齢者等に対して、いきいきサロンや日常的な声かけなどによる安否確認等を行うなど、見守り活動の体制づくりを進めます。</li> <li>・ 地区部会や町内自治会、民児協等が連携・協力し、日常生活のちょっとした困りごと(電球交換やごみ出し等)を近隣の住民同士で行う、支え合い活動の体制づくりを進めます。</li> <li>・ 地区部会や民児協などが連携・協力し、一人暮らし高齢者等に対して「安心カード」や「緊急医療情報キット」などを配布し、住民同士の見守り体制づくりを進めます。</li> </ul>	
	重点取組地区 (地区部会エリア)	○小中台東地区部会 ○山王地区部会 ○稲毛地区部会 ○稲丘地区部会 ○草野地区部会 ○緑が丘地区部会 ○301(作草部・天台)地区部会 ○小中台西地区部会	
稲毛区	福祉活動の中核となる人材の発掘・育成	《活動事例》	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区部会や町内自治会、スポーツ振興会等、各種団体がイベントなどの地域活動を実施する際、相互に連携・協力し、声かけや広報紙などを通じて地域活動協力者の確保に努めます。</li> <li>・ 地区部会が地域の各種活動団体や千葉市ことぶき中学校等と連携・協力し、福祉活動推進員や地域の活動協力者の確保に努めます。</li> </ul>	
重点取組地区 (地区部会エリア)	○稲丘地区部会		
若葉区	活動の中核となる人材の発掘	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地区部会や町内自治会の広報等で、積極的に福祉活動推進員やボランティアの募集を行う。</li> <li>② 地区部会が、地域住民を対象としたボランティア講座を年1回以上実施する。</li> <li>③ 地区部会等で、地域活動のボランティア登録を受け付け、活動の紹介をする仕組み(人材バンク)をつくる。</li> <li>④ 地域で、定年を迎えた方や元気な高齢者に呼びかけ、これまで培った知識や技術等を活かし、福祉施設等でボランティア活動を行う。</li> </ol>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○白井地区部会 ○加曽利地区部会 ○結・みつわ台地区部会
緑区	助け合い活動の推進	日常生活のちょっとした困りごとの手伝いや家事支援ができるような体制づくりに努めます。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○土気地区部会 ○おゆみ野地区部会

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策【7】担い手の拡大とボランティア活動の推進】

	取組み・事業	内容
緑区	ボランティアの確保	<p>地域住民の協力による、身近な生活支援を確立するためのボランティア確保に努めます。</p> <p>子ども会・地域の小中学生を対象として、子ども達もすすんでボランティア活動に参加できるよう推進します。</p> <p>元気な高齢者がボランティア活動を行える場の提供及び情報の発信に努めます。</p>
		<p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○椎名地区部会エリア</p>
美浜区	地域での助け合い活動の推進	<p>日常生活上のちょっとした困り事を住民どうしで助け合い、解決する、助け合い活動を進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 地域住民に対し安心、安定したサービス提供を可能とするため、生活支援の活動団体への支援強化を進めます。</p> <p>② 地区の支え合い活動に関する提案書を受け、各町内自治会での検討を進め、支え合い活動の立ち上げを進めます。</p>
		<p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○真砂地区部会 ○磯辺地区部会</p>
美浜区	ボランティア人材の育成	<p>地域を支えるボランティア等の担い手づくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① 児童・生徒や地域住民を対象としたボランティア講座を定期開催し、ボランティア人材の育成を図ります。</p> <p>② ボランティアの確保、地域生活課題に関する理解促進を図るため、社会福祉施設・団体等、地域資源と連携、活用した講座を開催します。</p>
		<p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○高洲・高浜地区部会</p>
千葉市社会福祉協議会	ボランティア活動へのきっかけづくり	ボランティア活動を希望する人が活動のきっかけをつかみ、いきいきと活動を続けられるよう、ボランティア側、受入側、双方に対して情報提供・啓発を行います。
	ボランティア活動推進協力校への支援	毎年、市内の小・中学校6校を3年間、「ボランティア活動推進協力校」として指定し、学校が行う福祉教育を支援します。
	実習生の受入	社会福祉士の資格取得に必要な実習の実施機関として福祉を学ぶ学生を受け入れます。
	大学と地域の連携の促進	大学のニーズ調査をし、新規の取組みに反映していきます。
	地区部会活動従事者に対する研修の実施	地区部会活動に有益な知識やスキルを提供できるよう、地区部会従事者に対する研修を実施します。
	民生委員・児童委員に対する研修の実施	主任児童委員、新任民生委員・児童委員を対象に、民生委員・児童委員活動に必要な知識の習得を促し、活動を円滑にするための研修を実施します。
	地域でボランティア活動をする人材の養成	ボランティアを必要としている人の希望に応えられるようにボランティア養成講座を実施するとともに、受入側にも啓発します。

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策【7】 担い手の拡大とボランティア活動の促進】

	取組み・事業	内容
千葉市社会福祉協議会	地区部会ボランティア講座への支援	地区部会が、地域福祉の推進を目指し、地区部会活動への理解と担い手を確保・育成するために、開催する地区部会ボランティア講座に対して支援を行います。
	社会福祉法人の地域における公益的な取組の相談・支援	地域における公益的な取組みが広がるよう、社会福祉法人を支援します。
	企業の社会貢献活動への相談・支援	企業からの相談に基づき実施可能な社会貢献活動を提案するとともに連絡調整を行うなど支援していきます。
	災害ボランティアセンター設置・運営に向けた体制整備	本会職員とともに災害ボランティアセンターで活動できるボランティアを育成し、発災時には速やかに災害ボランティアセンターを運営できるよう備えます。
千葉市	ボランティア活動補償制度	市内のボランティア団体等が安心して活動できるよう、活動中に起こった事故による死亡若しくは傷害又は損害賠償を補償します。
	介護支援ボランティア制度の運用	高齢者が高齢者施設などでボランティア活動を行った場合に、介護保険料や介護サービス利用料などに充てることができるポイントを付与し、介護予防の促進や社会活動参加などを支援します。
	国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進	外国人市民と日本人市民の相互理解の促進による多文化共生社会実現のため、日本語学習支援ボランティアを中心に研修等を実施するほか、災害時における語学ボランティアの活動の推進を図ります。 また、国際交流・国際協力活動を実施している団体への部屋の貸し出しや、国際交流協会が実施している団体への助成事業についても支援します。
	市民のボランティア・NPO活動参加の促進	市民公益活動に関する情報の提供、講座の開催、相談などを行い、市民のボランティア・NPO活動参加へのきっかけづくりの場とします。 また、ボランティアデータベース「ちばぼら」を活用し、市社協等と協力して、市内のボランティア団体やボランティア募集に関する情報を一元的に提供します。
	生涯学習センター・公民館等における指導者及び各種ボランティア養成	地域における生涯を通じた学習活動を支援するため、団体・グループ等の指導者やボランティア等の養成を図ります。
	民生委員協力員	希望する民生委員に、活動を補佐する民生委員協力員を配置し、民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の掘り起こしを図ります。
	ゲートキーパーの養成	悩みを抱える方の「孤立・孤独」を防ぎ自殺を予防するため、悩みを抱える方のサインに気付き、声をかけ、話を聴いて必要な支援につなげる「ゲートキーパー」を養成します。
	ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業	ひきこもりに関する正しい知識と理解の促進を図る研修を実施します。また、希望者には研修修了後、サポーター名簿へ登録するとともに、地域への派遣を行います。
応急手当普及啓発事業	応急手当のできるバイスタンダー※を育成することで、要援護者、社会的弱者など市民全体の生命を守り、救命率の向上を図ります。 ※bystander: 救急現場に居合わせた人(発見者、同伴者等)	

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策【7 担い手の拡大とボランティア活動の推進】

	取組み・事業	内容
千葉県	ヘルスサポーターの養成	家庭や身近な地域の中で、健康づくりを実践する仲間づくりを進めるヘルスサポーター(健康づくり支援者)を養成します。
	食生活改善推進員の養成	地域の健康づくりのために、「食」を通じたボランティア活動を行う食生活改善推進員(愛称「ヘルスメイト」)を養成します。
	生活支援コーディネーターの設置	地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足するサービスの創出、多様なサービスの担い手となる地域の人材の育成及びネットワークづくりを行います。
	シニアリーダー講座	介護予防につながる生活習慣についての知識や運動を学べる講座を開催し、自主的な介護予防活動グループのリーダーとして活動する人材を育成します。
	認知症サポーター養成講座	地域の町内自治会や職場、有志の集まりなどに講師が出向いて認知症についての勉強会を実施し、認知症について正しい知識と理解を身につけた認知症サポーターを養成します。
	認知症介護研修	認知症に対する正しい知識や介護方法を学べる講座を開催し、地域において認知症の方を支援する人材を育成します。
	手話・点字・ガイドボランティア等の養成	障害に対する基本的な知識と理解の促進を図るため、障害者福祉センター及び療育センター(ふれあいの家)において、手話、点字、ガイドボランティア等の講習会を開催します。
	精神保健福祉ボランティア養成講座	精神保健福祉や精神障害に関する講座を開催し、精神保健福祉ボランティアとして活動する人材を育成します。
	ボランティア活動の促進	ボランティアに関する相談受付・紹介、情報提供、広報・啓発、講座の開催など、千葉県ボランティアセンターが行うボランティアの育成・支援活動を支援します。
	民間等との包括提携協定	UR都市機構、企業、研究機関、大学等と包括的に連携し、高齢者や子育て世帯などに配慮したまちづくりの推進や市民サービスの向上・地域の活性化を図ります。
	民生委員・児童委員活動への支援	民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会の活動をサポートするとともに、研修内容の充実に努めます。
	災害時におけるボランティア体制の整備	災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、市社協が設置する災害ボランティアセンターの運営について、支援体制の整備を行います。

【取組みテーマ 8】福祉教育・啓発

地域福祉を推進していくためには、一人でも多くの市民が福祉に対する理解や関心を深め、地域福祉活動に参加するよう、様々な学習や体験を通じて共に支え合う福祉の心を育むことが必要となります。

地域と市社協、市が連携して、各種の研修や講座、学習の機会を充実させるとともに、福祉についての啓発運動を推進していきます。

また、地域で共に支え合う体制の土台を作るため、地域に対する愛着を育む取組みを、あわせて推進していきます。

	取組み・事業	内容		
中央区	地域でのスポーツ活動及び文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の関係団体が学校とも連携し、放課後子ども教室を全ての小学校で実施するとともに、昔遊び等も取り上げて内容の充実を図る。</li> <li>○ 地域で行われている各種スポーツクラブや学習クラブ等を紹介する冊子を作成・配布し、子どもたちに参加の機会を与える。</li> <li>○ 地域の関係団体が連携し、各種スポーツ大会(スポーツ活動)や歴史・文化を学ぶ会(文化活動)を年1回以上開催する。</li> </ul>		
		<table border="1"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>○白旗台地区部会 ○生浜地区部会</td> </tr> </table>	重点取組地区 (地区部会エリア)	○白旗台地区部会 ○生浜地区部会
	重点取組地区 (地区部会エリア)	○白旗台地区部会 ○生浜地区部会		
障がい者との相互理解と地域住民等との交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各地区部会が開催する研修会において、年1回は、障がい者への理解に関するテーマを取り入れる。</li> <li>○ 地域住民に呼びかけて、地域の障がい者施設でボランティア体験ができる機会を設け、障がい者との交流を図る。</li> <li>○ 地区部会や町内自治会等が、障がい者団体が主催するイベントを積極的に広報するとともに、広く地域住民に参加を呼びかける。</li> <li>○ 地区部会や町内自治会等が、障がい者団体(サークル含む)と連携を図り、地域交流会等を企画、開催する。</li> <li>○ 地域で行われるイベントに障がい者が参加しやすい配慮をし、参加を呼び掛けるとともに、一部の役割を担ってもらう。</li> <li>○ 各地区で年1回は、障がい者との交流の場となるイベントを開催する。</li> </ul>			
	<table border="1"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>○新宿地区部会 ○生浜地区部会 ○星久喜地区部会</td> </tr> </table>	重点取組地区 (地区部会エリア)	○新宿地区部会 ○生浜地区部会 ○星久喜地区部会	
重点取組地区 (地区部会エリア)	○新宿地区部会 ○生浜地区部会 ○星久喜地区部会			
	地域で福祉に関する講座や研修会等の受講機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区部会が主催となり、地域の福祉施設・団体・サークル等と連携して地域住民を対象とした福祉講座、ボランティア講座、研修会等を企画し、年2回以上実施する。</li> <li>○ 地区部会の各委員会ごとに、テーマを持った研修会・講座を開催し、地域住民に参加を呼び掛け、新たな担い手の確保に努める。</li> <li>○ 講座内容の見直しや改善のため、参加者の意見を聴く。</li> </ul>		
		<table border="1"> <tr> <td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td> <td>○西千葉地区部会 ○新宿地区部会 ○白旗台地区部会 ○星久喜地区部会</td> </tr> </table>	重点取組地区 (地区部会エリア)	○西千葉地区部会 ○新宿地区部会 ○白旗台地区部会 ○星久喜地区部会
重点取組地区 (地区部会エリア)	○西千葉地区部会 ○新宿地区部会 ○白旗台地区部会 ○星久喜地区部会			

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策【8】福祉教育・啓発】

	取組み・事業	内容	
中央区	地域での福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域と学校が連携して、学校の授業で児童・生徒に対し、福祉について学習する機会を設ける。</li> <li>○ 地域と学校が連携して、地区部会活動をはじめ地域の福祉活動に、児童・生徒がボランティアとして参加できる機会を設ける。</li> <li>○ 地区部会と学校が連携し、地域の高齢者と児童・生徒が交流する機会を設ける。</li> </ul>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○ちば中央地区部会 ○生浜地区部会 ○松波地区部会
花見川区	適切なサービスを受けられるための地域生活への支援体制の構築	<p>子どもの健やかな成長のため、福祉意識を醸成(福祉教育の充実)する取組みを推進するとともに、子育て世帯の孤立防止や見守り活動の推進、子どもの貧困や虐待・DVの早期発見、関係機関への連絡などに努めます。</p>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○幕張本郷中学校区地区部会 ○犢橋地区部会
稲毛区	地域での福祉教育の普及・啓発	<p>《活動事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区部会が学校と連携・協力し、児童・生徒が地域でボランティアとして参加できる機会を設けるなど、福祉の心の醸成を図ります。</li> <li>・ 地区部会が地域住民に対して、ボランティア講座等を通じて福祉意識の向上や地域活動に関心をもってもらえるよう福祉教育の普及・啓発を図ります。</li> </ul>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○小中台東地区部会 ○稲丘地区部会
若葉区	福祉のこころを育む活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域と学校が連携して、学校の授業で児童・生徒に対し、福祉について学習する機会をつくる。</li> <li>② 地域と学校が連携して、地域活動に児童・生徒がボランティアとして参加できる機会をつくる。</li> <li>③ 地区部会や町内自治会と学校が連携して、地域の高齢者と児童・生徒が昔遊びや給食会等で交流する機会をつくる。</li> </ul>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○千城台東南・金親地区部会 ○若松地区部会
若葉区	地域での福祉教室等の開催と活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域で、福祉関係者と住民が福祉に関する多様な知識・情報を学ぶ機会をつくる。</li> <li>②地区部会が、地域の介護経験者を講師として、地域住民向けに介護について学ぶ機会をつくる。</li> <li>③地域で、住民が実際の地域活動にふれることができる体験講座を年1回以上実施する。</li> </ul>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○都賀地区部会
緑区	障害者(児)が集う場の開設・拡充・情報提供	<p>障害者(児)の状況を把握し、必要としている情報や関係機関を紹介します。</p> <p>障害者(児)やその家族が交流できる場を作ります。</p> <p>地域住民と障害者(児)やその家族と交流する機会を設け、障害に対する認識を深めるとともに、地域全体で「心のバリアフリー」を進めます。</p>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○誉田地区部会 ○おゆみ野地区部会

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策【8 福祉教育・啓発】

	取組み・事業	内容
緑区	地域と学校との交流	児童・生徒が福祉に対する理解を深められるよう、実践や体験を通じた福祉教育の実施に協力します。
		重点取組地区 (地区部会エリア) ○椎名地区部会
美浜区	支え合い意識の醸成	地域で支え助け合う福祉の心を育てる活動を進めます。 〔活動内容〕 ① 地域生活課題に即した講座や研修会を開催し、超高齢社会や地域福祉等に対する意識の醸成を進めます。 ② 地域内の社会福祉施設や福祉団体等と連携し、福祉に関する講座を開催し、福祉活動への理解促進を図ります。 ③ 高齢者と小学生との交流会や、中学生の高齢者疑似体験を通じて、地域ぐるみの福祉教育を進めます。 ④ 子ども円卓会議との連携を通じ、地域の児童・生徒の福祉意識の醸成を図るとともに、昔の暮らし体験や講座などを通じ、多世代交流を図ります。
		重点取組地区 (地区部会エリア) ○幸町一丁目地区部会 ○磯辺地区部会
千葉市社会福祉協議会	市民向けのセミナーの実施	市民が、いきいきと安心して地域で暮らせるよう健康や介護などをテーマとしたセミナーを開催します。
	成年後見制度の普及・啓発	市民向けの講習会の開催や市民の依頼に応じて出前講座を行います。
	ボランティア活動へのきっかけづくり	ボランティア活動を希望する人が活動のきっかけをつかみ、いきいきと活動を続けられるよう、ボランティア側、受入側、双方に対して情報提供・啓発を行います。
	ボランティア活動推進協力校への支援	毎年、市内の小・中学校6校を3年間、「ボランティア活動推進協力校」として指定し、学校が行う福祉教育を支援します。
	福祉教育の促進	学校における福祉教育が円滑に促進されるよう、学校教員に対し情報紙や冊子を配付するとともに、福祉教育に関する講座を開催します。 小・中学校の児童・生徒に対し、情報紙や冊子を配付し、福祉のこころを醸成するため、学校における福祉教育を支援します。
	福祉の体験学習機会の提供	福祉体験用具の貸出、講師派遣、職員による体験講座等、手軽に実践できるメニューを提供し、学校における福祉体験の要請に応えていきます。
千葉市	社会福祉セミナー	福祉に対する理解促進を図るため、千葉市社会福祉研修センターにおいて、暮らしに身近な福祉に関する研修を実施します。
	ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業	ひきこもりに関する正しい知識と理解の促進を図る研修を実施します。また、希望者には研修修了後、サポーター名簿へ登録するとともに、地域への派遣を行います。

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策【8】福祉教育・啓発】

	取組み・事業	内容
千葉市	くらしの巡回講座の実施	高齢者・障害者の見守り活動を行っている団体や、その他15人以上から構成される団体等の希望する日時・場所・内容で、消費生活相談員等による悪質商法の最新の手口や対処法等消費生活に関する講座を実施することにより、消費者被害の防止等に係る啓発を行います。
	学校における総合的な学習の時間を通しての福祉教育	総合的な学習の時間等における福祉体験を通して、地域福祉の将来を担う子どもたちが、高齢者や障害者と互いに支え合いながら地域で安心して充実した生活を送ることができるよう、自他を認め合い、尊重し合う資質や能力、態度の育成に努めます。
	人権週間等における人権啓発活動	人権週間(12月)等における啓発活動を通して、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。
	障害者週間における啓発活動	障害者週間(12月)にあわせて障害者福祉大会を開催し、障害者の自立促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別を越えた交流を図ります。 また、同大会において障害者への理解促進をテーマにした作文及びポスターの最優秀賞受賞者を表彰します。
	福祉講話の実施	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、市内の小学校等において、障害者本人が学校に赴き、児童生徒の視点に立って体験談等を語るとともに、障害者スポーツ関係者によるスポーツ・レクリエーションや手話などの体験学習を通じて障害者と交流を深めることにより、障害及び障害者への理解を促進します。
	児童福祉週間における啓発活動	児童福祉週間(5月)等における啓発活動を通して、地域とともに、子どもの福祉についての関心と理解を深めます。
	児童虐待防止推進月間及び女性に対する暴力をなくす運動における啓発活動	「児童虐待防止推進月間(11月)における啓発活動及び女性に対する暴力をなくす運動(11月12日～25日)を通じて、児童虐待及びDV問題についての関心と理解を深め、児童虐待及びDV防止に向けた協力を呼びかけます。」
福祉教育の推進	市社協が行う福祉教育推進のための各種事業を支援します。	

【取組みテーマ 9】地域のつながりづくり

地域に暮らす、様々な世代や境遇の人が、ともに助け合って生活していく社会を実現するためには、学校、公民館、福祉施設、空き家等の地域資源を活用したサロン活動や、地域ボランティアによる助け合い活動等を通じて、住民の相互理解を深め、地域における人と人とのつながりを構築していく必要があります。

また、地域福祉の更なる推進のためには、それらの取組みの主体となる、社協地区部会、町内自治会、地域運営委員会、老人クラブ、民生委員・児童委員、ボランティア団体等が、互いにつながることで、既存の取組みの充実や、地域のニーズに対応した新たな取組みを展開していく必要があります。

市社協と市は、地域福祉活動団体の活動がより活性化するよう、費用等助成をはじめ、様々な支援を行います。

	取組み・事業	内容	
中央区	地域支えあい連絡会の設置・推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域運営委員会の設立に向け共通理解を図る。</li> <li>○ 地域のネットワークづくりの取組みが出来ていない地区は千葉市あんしんケアセンターが主催する「地域ケア会議」等を定期的に活用し、地域のネットワークづくりを行う。</li> <li>○ 地域運営委員会または地域ケア会議等の地域の課題を話し合う組織を作る。</li> </ul>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中央東地区部会 ○蘇我地区部会 ○白旗台地区部会</li> <li>○生浜地区部会 ○川戸地区部会 ○星久喜地区部会</li> <li>○千葉みなと地区部会</li> </ul>
	支え合い活動の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区部会や町内自治会等が、支援を求める方の生活課題を解決する支え合いの仕組みづくりを推進する。</li> <li>○ 住民アンケート調査を実施し、地域の実情やニーズの把握を行い、地区部会や町内自治会で、支援できる内容について検討する。</li> <li>○ 地区部会と社協区事務所が協力し、活動拠点となるよう、地域内の福祉施設等の有効活用について調査し、拠点整備を推進する。</li> <li>○ 支え合い活動に参加する新たな担い手を確保するために、研修会等を実施する。</li> <li>○ 支え合い活動のボランティア登録の受け付けと活動を紹介する仕組みをつくる。</li> </ul>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東千葉地区部会 ○白旗台地区部会 ○生浜地区部会</li> </ul>
	世代間交流の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「ふれあい・いきいきサロン」と「ふれあい・子育てサロン」の同時開催を年1回以上実施し、世代間交流の場を提供する。</li> <li>○ 誰もが(高齢者、障がい者、児童、赤ちゃん連れの母親など)、朝から夕方まで気軽に入出入りできる交流の場を設ける。</li> <li>○ 地区部会や町内自治会等が、気軽に参加できる行事を実施する。</li> </ul>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○西千葉地区部会 ○生浜地区部会 ○川戸地区部会</li> <li>○星久喜地区部会</li> </ul>

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策【9】地域のつながりづくり

	取組み・事業	内容	
花見川区	誰もが気軽にすごせる場の確保と世代を超えた様々な交流・地域社会への参加の促進	<p>日頃から隣近所との挨拶などのコミュニケーションを図るとともに、既存の施設を有効利用した居場所づくり、親しみ、ふれあう環境づくりを推進し、地域住民が地域活動に関心を持つきっかけとなるよう、地域のイベント、祭り、町内自治会行事等の周知に努めます。</p> <p>また、子ども・高齢者・障害者等と地域住民が相互交流できる機会を増やし、若い世代を含めた様々な世代間の交流を通して互いを理解し合うとともに、情報交換を促進します。</p>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○こてはし台地区部会 ○横橋地区部会
	適切なサービスを受けられるための地域生活への支援体制の構築	<p>地域の福祉課題に対応するため、地域包括ケアシステムにおける地域ぐるみの支援体制の充実に努めるとともに、利用しやすいコーディネート機能づくり・相互助け合いのネットワークづくりの拡充や、要支援者などへの生活支援ボランティア(買い物、調理、ごみ出し、掃除等)の充実、独居高齢者の見守り活動・安否確認の推進に努めます。</p> <p>また、認知症患者やその家族を支援するため認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ講座などへ参加します。</p>	
	重点取組地区 (地区部会エリア)	○花園地区部会 ○こてはし台中学校区地区部会 ○幕張・武石地区部会 ○花見川地区部会 ○花見川第2地区部会 ○こてはし台地区部会 ○畑地区部会	
花見川区	地域における各種団体・組織等の連携・協力や必要な情報を手に入れやすい仕組みづくりによる組織強化	<p>社協地区部会や町内自治会等が、地域における団体活動を充実するため、社会福祉協議会、あんしんケアセンター、行政等が連携し地域を支える様々な福祉情報等の共有と、わかりやすい情報として発信・受信するための仕組みをつくり、住民相互の気軽に相談できる場を確保するとともに、団体同士の連携・協力により組織強化に努めます。</p>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○朝日ヶ丘地区部会 ○こてはし台地区部会
稲毛区	挨拶から始まる地域との関わり	<p>《活動事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区部会や青少年育成委員会等が学校と連携・協力し、あいさつをテーマにした標語の募集を行うとともに、広報紙などを通じてあいさつ運動の普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 学校セーフティウォッチャーを中心に、地区部会や町内自治会などが協力し、児童・生徒の登下校時に通学路や学校周辺において挨拶運動を実施し、顔なじみの関係づくりに取り組みます。</li> <li>・ 地区部会や町内自治会、各種団体がイベント・行事や防犯パトロールなどの地域活動を行う際、積極的に住民同士のあいさつ・声かけを行い、顔なじみの関係づくりに取り組みます。</li> </ul>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○小中台東地区部会 ○山王地区部会 ○稲丘地区部会 ○緑が丘地区部会 ○緑・黒砂地区部会 ○小中台西地区部会

	取組み・事業	内容		
稲毛区	地域のイベントなどを通じての地域交流・多世代交流	《活動事例》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区部会や町内自治会、スポーツ振興会などが連携・協力し、イベント(祭りや地区運動会、敬老会など)を通じて、幅広い世代間交流を図ります。</li> <li>・ 地域の各種団体が相互に連携・協力し、広報紙やロコミ等を通じて幅広い世代の参加促進を図ります。</li> </ul>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○山王地区部会 ○稲丘地区部会 ○稲毛地区部会 ○千草台中学校地区部会 ○草野地区部会 ○緑・黒砂地区部会 ○小中台西地区部会 ○301(作草部・天台)地区部会 ○弥生地区部会	
	地域で活動している人・組織同士の連携・協力	《活動事例》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区部会や町内自治会、民児協、スポーツ振興会等、地域の各種団体が相互に連携・協力し、情報の共有やイベントなどを実施します。</li> <li>・ 地区部会や町内自治会、民児協等の各種地域関係者が、千葉市あんしんケアセンターと連携・協力し、地域の課題解決に向けて話し合う「地域ケア会議」等を定期的に開催します。</li> </ul>	
	重点取組地区 (地区部会エリア)	○山王地区部会 ○轟・穴川地区部会 ○稲毛地区部会 ○稲丘地区部会 ○千草台中学校地区部会 ○緑が丘地区部会		
稲毛区	公共施設や空き店舗などを活用した身近な居場所づくり	《活動事例》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区部会が町内自治会や福祉施設等と連携・協力し、町内自治会館や公民館、福祉施設等において、気軽集える居場所(サロンなど)を拡充します。</li> <li>・ NPO法人や地区部会、民児協等の地域関係者が連携・協力し、子どもや幅広い世代が気軽集える子ども食堂やコミュニティカフェ等の居場所づくりに努めます。</li> <li>・ 地区部会や民児協、福祉施設等が連携・協力し、認知症の方や介護者の方が気軽集える居場所づくりに努めます。</li> </ul>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○稲毛地区部会 ○稲丘地区部会 ○草野地区部会	
	地域ぐるみで声かけ・あいさつ運動の実施	① 地域で住民に呼びかけ「あいさつ運動」を実施する。 ② 地域と小学校が連携し、登下校時に通学路で「あいさつ運動」と見守りを実施する。 ③ 地区部会等が地域に呼びかけ、高齢者、障害者等が地域で困っている時は、お互いに声をかけて助けあう「声かけ運動」を実施する。	重点取組地区 (地区部会エリア)	○貝塚地区部会 ○更科地区部会
若葉区	公園やサークル活動を利用した交流機会の創出	① ラジオ体操の実施場所を増やす。 ② グランドゴルフ大会、ふれあい食事会等への参加を促進する。 ③ 地域で、公園の清掃活動や花植え等の美化活動を実施し、住民同士が交流する機会をつくる。 ④ サークル活動を行う団体等が、学んだ技術等を地域の福祉施設や小・中学校等で披露し、交流する機会をつくる。	重点取組地区 (地区部会エリア)	○26地区部会

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策【9】地域のつながりづくり】

	取組み・事業	内容	
若葉区	福祉施設や地域行事でのふれあい交流活動の実施	① 地域で誰でも参加できるイベント(福祉まつり・社協まつり等)を企画し、開催する。 ② 地域でイベントの内容を精査し、魅力あるプログラムを実施し参加を促す。 ③ 町内自治会等が主催する行事に福祉施設を利用している方々を招待し、地域住民と施設利用者との交流の機会をつくる。 ④ 地区部会や町内自治会等が一人暮らし高齢者等を対象に、ふれあい食事サービス、ふれあい食事会等を開催し、高齢者同士の交流の機会をつくる。	重点取組地区 (地区部会エリア) ○坂月地区部会 ○貝塚地区部会 ○更科地区部会 ○加曾利地区部会 ○結・みつわ台地区部会
	わたしたちのまちの福祉を考える会(仮称)の設置	① 町内自治会内に、地域にある福祉課題について長期にわたり検討する福祉委員会等を設置する。 ② 福祉委員会等で、地域福祉を実践している地域の先進事例の勉強会や他の活動団体等との情報交換を実施する。 ③ 福祉委員会等で、地域にある福祉課題を把握し、支え合いの仕組みづくりについて検討する。 ④ 町内自治会は、民生委員・児童委員などの福祉活動関係者と情報交換や懇談会を定期的に行い、地域の福祉課題を検討・共有する。	重点取組地区 (地区部会エリア) ○貝塚地区部会
	活動団体同士の連携・交流	① 地区部会と千葉市あんしんケアセンターが連携し、地域の関係団体等が課題解決に向けて話し合う場である「地域ケア会議」を定期的に行う。 ② 地域で、助けあい活動や見守り活動を実施する団体同士の情報交換や意見交換を定期的に行う。 ③ 地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員協議会等が情報交換や意見交換を定期的に行う。	重点取組地区 (地区部会エリア) ○白井地区部会 ○御成台、千城台西・北地区部会 ○千城台東南・金親地区部会 ○加曾利地区部会 ○都賀地区部会 ○結・みつわ台地区部会
緑区	地域の行事への積極的参加の呼びかけ	地域住民が一体となり、地域の行事に参加することにより、地域の活性化、区全体のコミュニケーションを高めます。	重点取組地区 (地区部会エリア) ○椎名地区部会
	外出困難者への支援	地域住民の交通手段に関わる利用希望や利用状況の把握に努め、既存の社会資源を利用する等、移送サービスのシステムづくりに努めます。 また、買い物困難者への支援として、民間事業者等で行っている移動販売等の情報を広く提供するよう努めます。	重点取組地区 (地区部会エリア) ○土気地区部会

	取組み・事業	内容	
美浜区	顔の見えるご近所づきあいの構築	誰もが安心して地域で暮らしていけるよう、日常的に顔の見える関係づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 既存のイベントや地域資源を活用した新旧住民同士の交流機会の提供を進めます。 ② 子育てリラックス館、地域交流スペースを活用した多世代交流企画を実施します。 ③ 地域資源を利用、活用した地域交流のきっかけづくりを進めます。 ④ 「ふれあいいきいきサロン」や「こどもフェスタ」、「ネイチャーゲーム」などの参加者を拡充し、「こどもカフェ」と連携を図りながら地域交流、多世代交流を進めます。 ⑤ 住民意識の醸成、地域のコミュニケーションの活性化のため、小中学校等と連携し、あいさつ運動を進めます。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○稲毛海岸地区部会 ○幸町2丁目地区部会 ○幸町一丁目地区部会 ○高洲・高浜地区部会
	町内自治会・集合住宅の集会所など地域資源を活用した交流の場づくり	町内自治会・集合住宅の集会所など地域資源を活用し、地域住民が気軽に集い、交流できる場づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 町内自治会や集合住宅の集会所、社会福祉施設などの地域資源を活用し、高齢者等が気軽に集い、交流できるサロンや茶話会などの設置を進めます。 ② 各番街集会所を活用し、気軽に情報交換や介護の相談ができるサロンの設置を進めます。 ③ 町内自治会等へのアンケートにより、サロンや茶話会等の状況を把握し、未設置地区への開設を進めます。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○幕張西地区部会 ○打瀬地区部会
	地域での助け合い活動の推進	日常生活上のちょっとした困り事を住民どうして助け合い、解決する、助け合い活動を進めます。 〔活動内容〕 ① 地域住民に対し安心、安定したサービス提供を可能とするため、生活支援の活動団体への支援強化を進めます。 ② 地区の支え合い活動に関する提案書を受け、各町内自治会での検討を進め、支え合い活動の立ち上げを進めます。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○真砂地区部会 ○磯辺地区部会
	地域と連携した支援の推進	地域との連携の下、地域生活課題の解決に向けた取組みを進めます。 〔活動内容〕 ① 地域内の社会福祉施設や福祉関係団体と連携し、認知症カフェや在宅介護者への支援等を進めます。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○真砂地区部会

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策【9 地域のつながりづくり】

	取組み・事業	内容
千葉市社会福祉協議会	見守り活動の促進	地域住民の共助による日常的な見守りや安否確認等が行われるよう、新規立ち上げや活動の継続に向けた支援を行います。
	地域支え合い活動の促進	地域住民の共助による生活支援等の助け合い活動が行われるよう、新規立ち上げや活動の継続に向けた支援を行います。
	ふれあい・いきいきサロンの促進	高齢者が生きがいをもって、いきいきと暮らしていけるよう、地区部会が実施するサロン活動に助成します。
	ふれあい・子育てサロンの促進	身近な地域で交流を望む親がほっとするひと時を過ごすため、地区部会が実施するサロン活動に助成します。
	ふれあい・散歩クラブの促進	高齢者が生きがいをもって、いきいきと暮らしていけるよう、気軽にはじめることができる散歩クラブを実施する地区部会に助成します。
	ふれあい食事サービス事業への支援	ひとり暮らし高齢者などを対象に、見守りを兼ねた配食を行う地区部会に助成・援助します。 ひとり暮らし高齢者などを対象に、会食を伴う交流事業を行う地区部会に助成・援助します。
	地区部会ボランティア講座への支援	地区部会が、地域福祉の推進を目指し、地区部会活動への理解と担い手を確保・育成するために、開催する地区部会ボランティア講座に対して支援を行います。
	子どもの居場所づくりをしている団体への支援に向けた関係づくり	訪問などを通して、子どもの居場所づくりをしている団体との関係を構築します。
	社会福祉法人の地域における公益的な取組の相談・支援	地域における公益的な取組みが広がるよう、社会福祉法人を支援します。
	地域ケア会議の立ち上げ支援	地域課題について話し合う地域ケア会議を立ち上げ、継続的な実施ができるようあんしんケアセンターを支援します。
生活困窮者の自立支援	単に経済的困窮だけでなく、社会的に孤立していることが多い相談者が自立するために、社会関係を取り戻せるように、地域の中で、居場所や役割を確保し参加できるようにしていきます。 また、相談者が暮らす生活基盤としての地域をよりよくしていきます。	
千葉市	区地域活性化支援事業	地域課題の解決や地域の活性化などを目的に、対象団体や対象事業等の応募資格を定め、審査・選考の上、交付決定した地域福祉活動団体の活動を支援します。
	社会福祉施設における地域交流スペース等の活用促進	社会福祉施設について、施設の規模等を考慮して地域交流スペース等を設置するよう事業候補者に提案を行うこと等により、地域住民等が地域福祉活動に利用できる場所の確保を進めます。 また、地域住民等が地域福祉活動のために利用できる地域交流スペース等に係る情報の公表を進めます。

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策【9】地域のつながりづくり】

	取組み・事業	内容
千葉市	空き家の有効活用事業	空き家を地域福祉活動団体や福祉団体等の活動場所として転用するなど、空き家の利活用について検討します。
	地域づくり拠点としての公民館の活用	公民館の運営に地域が参画する制度設計を行うことで、「地域の総合交流拠点」として、地域福祉活動団体の活動を支援します。
	学校施設開放	小学校の空き教室などを、学校教育に支障のない範囲内において地域活動や生涯学習の場として市民利用に供します。
	放課後子ども教室推進事業	小学校の施設を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の多様な人々の参画を得て、さまざまな体験・交流活動を実施します。
	ちばし消費者応援団登録	高齢者への見守り等を含む消費者教育に係る活動を行う団体や個人の登録制度を実施し、消費者教育に関する情報提供や活動場所の提供などにより団体や個人の活動を支援します。
	国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進	外国人市民と日本人市民の相互理解の促進による多文化共生社会実現のため、日本語学習支援ボランティアを中心に研修等を実施するほか、災害時における語学ボランティアの活動の推進を図ります。 また、国際交流・国際協力活動を実施している団体への部屋の貸し出しや、国際交流協会が実施している団体への助成事業についても支援します。
	学校体育施設開放事業	学校体育施設を開放し、市民の体づくり及びコミュニティ活動の振興を図り、市民が手軽に多様なスポーツ・レクリエーションを行える場を提供します。
	生活支援コーディネーターの設置	地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足するサービスの創出、多様なサービスの担い手となる地域の人材の育成及びネットワークづくりを行います。
	公益活動団体の連携促進	千葉市民活動支援センターにおいて、市民公益活動を行っている団体に対する情報発信や団体相互の情報交流の推進に努め、団体間のネットワークづくりを進めます。
	市社協の活動支援	地域福祉の推進を図ることを目的とする市社会福祉協議会がその役割を十分に果たせるよう、法人運営の支援や各種事業に対する助成を行います。
	地域運営委員会の支援	将来にわたり、住民同士の助けあい、支えあいによる地域運営が可能となる体制づくりを進めるため、概ね小～中学校区の広さごとに、地域で活動する様々な団体で構成される地域運営委員会の設立、活動を支援します。
	地区部会活動の支援	地域交流の促進、支え合いの仕組みづくり、人材育成、健康づくりなど、区計画に基づく地域の取組み推進の中心的役割を担う地区部会の活動を支援します。
	民生委員・児童委員活動への支援	民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会の活動をサポートするとともに、研修内容の充実に努めます。
老人クラブ活動の充実強化	高齢者の生きがいづくり、社会参加を促進させるため、老人クラブの実施する各種事業、リーダーを育成するための指導者研修等を支援します。	

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策【9】地域のつながりづくり】

	取組み・事業	内容
千葉市	青少年育成委員会への支援	青少年健全育成を目的とし、地域の危険箇所の点検、こども110番のいえ事業、レクリエーションやスポーツ活動、研修会、環境浄化活動や補導活動、あいさつ運動等の事業を行う中学校区青少年育成委員会に対して、補助金を交付します。
	学校と地域の連携・協働体制の整備事業	地域の教育力を生かし、学校教育の充実や地域コミュニティの活性化を図る、学校支援地域本部事業等を推進します。 ※磯辺小学校地区、磯辺中学校地区をモデル地区として実施。
	学校・家庭・地域連携まちづくり推進事業	子どもたちの地域に対する愛着を育むため、学校・家庭・地域が連携して過ごしやすいまちづくり事業を推進します。
	保育所(園)・認定こども園地域活動事業	市内すべての認可保育所(園)において、世代間交流、異年齢交流、育児講座等を実施します。

## 【取組みテーマ 10】相談支援体制と情報提供の充実

日常生活に課題を抱える高齢者、障害者、子育てを行う人などが、住み慣れた地域で安心して生活するためには、困りごとなどを、気軽に相談することのできる機会を提供するとともに、必要に応じて適切な相談機関につなぎ、必要とするサービスを受けてもらえるよう努める必要があります。

地域と市社協、市が連携して、地域の包括的な相談支援体制を構築するとともに、相談支援を通じて、地域生活課題を発見・検討・解決するプロセスの構築を目指します。

また、地域福祉に関係する情報を誰でも分かりやすく知ることのできる仕組みをつくり、支援を必要とする人たちの利用促進、地域の実践の活性化、新たな担い手の発掘などに結びつけます。

	取組み・事業	内容	
中央区	地域支えあい連絡会の設置・推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域運営委員会の設立に向け共通理解を図る。</li> <li>○ 地域のネットワークづくりの取組みが出来ていない地区は千葉市あんしんケアセンターが主催する「地域ケア会議」等を定期的に活用し、地域のネットワークづくりを行う。</li> <li>○ 地域運営委員会または地域ケア会議等の地域の課題を話し合う組織を作る。</li> </ul>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中央東地区部会 ○蘇我地区部会 ○白旗台地区部会</li> <li>○生浜地区部会 ○川戸地区部会 ○星久喜地区部会</li> <li>○千葉みなと地区部会</li> </ul>
	相談体制・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区部会が開催するふれあい・いきいきサロンや子育てサロン、更に町内自治会や老人会が身近な集会所等で開催するふれあいサロンでは、スタッフが気軽に相談を受け付け、その場で回答できないものは担当の民生委員から回答する体制を整える。</li> <li>○ 近所で相談に応じてくれる人を掲載した福祉マップを配布する。</li> </ul>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○ちば中央地区部会 ○生浜地区部会 ○松ヶ丘地区部会
	福祉情報誌の充実と「中央区ふくし・防災ガイド&マップ」の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区部会や町内自治会の広報誌を通じ、地域福祉に関する情報を住民に提供する。</li> <li>○ 地区部会が発行する「社協だより」を年2回以上発行する。</li> <li>○ 地区部会や町内自治会で「中央区ふくし・防災ガイド&amp;マップ」を活用し、独自の福祉マップや防災マップを作成する。</li> </ul>	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○松波地区部会 ○川戸地区部
花見川区	地域における各種団体・組織等の連携・協力や必要な情報を手に入れやすい仕組みづくりによる組織強化	社協地区部会や町内自治会等が、地域における団体活動を充実するため、社会福祉協議会、あんしんケアセンター、行政等が連携し地域を支える様々な福祉情報等の共有と、わかりやすい情報として発信・受信するための仕組みをつくり、住民相互の気軽に相談できる場を確保するとともに、団体同士の連携・協力により組織強化に努めます。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○朝日ヶ丘地区部会 ○こてはし台地区部会

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策【10 相談支援体制と情報提供の充実】

	取組み・事業	内容		
稲毛区	地域で活動している人・組織同士の連携・協力	《活動事例》		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区部会や町内自治会、民児協、スポーツ振興会等、地域の各種団体が相互に連携・協力し、情報の共有やイベントなどを実施します。</li> <li>・ 地区部会や町内自治会、民児協等の各種地域関係者が、千葉市あんしんケアセンターと連携・協力し、地域の課題解決に向けて話し合う「地域ケア会議」等を定期的に開催します。</li> </ul>		
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○山王地区部会 ○轟・穴川地区部会 ○稲毛地区部会 ○稲丘地区部会 ○千草台中学校地区部会 ○緑が丘地区部会	
	地域の情報の収集と発信	《活動事例》		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区部会や町内自治会、各種地域団体が相互に連携・協力し、会議や地域活動を通じて情報を共有するとともに、地域住民に対して、広報紙等を通じて地域に関する情報を発信します。</li> <li>・ 地区部会や町内自治会、民児協、千葉市あんしんケアセンターなどが連携・協力し、地域の情報を共有する場づくりに取り組みます。</li> <li>・ 地区部会や町内自治会、民児協、千葉市あんしんケアセンターなどが連携・協力し、地域住民に対してアンケート調査等を実施するなど、地域のニーズ把握に努めます。</li> </ul>		
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○小中台東地区部会 ○稲丘地区部会 ○弥生地区部会 ○301(作草部・天台)地区部会	
身近な地域の相談相手の確保	《活動事例》			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区部会や町内自治会が、千葉市あんしんケアセンターと連携し、町内自治会館等において、介護等について気軽に相談できる出張相談会を実施するなど、相談支援体制づくりに努めます。</li> <li>・ 地区部会や町内自治会、民児協など、各種団体が様々な活動を通じて地域住民と顔なじみの関係を築き、身近な相談相手となる関係づくりに努めます。</li> </ul>			
	重点取組地区 (地区部会エリア)	○稲丘地区部会		
若葉区	わたしたちのまちの福祉を考える会(仮称)の設置	① 町内自治会内に、地域にある福祉課題について長期にわたり検討する福祉委員会等を設置する。 ② 福祉委員会等で、地域福祉を実践している地域の先進事例の勉強会や他の活動団体等との情報交換を実施する。 ③ 福祉委員会等で、地域にある福祉課題を把握し、支え合いの仕組みづくりについて検討する。 ④ 町内自治会は、民生委員・児童委員などの福祉活動関係者と情報交換や懇談会を定期的に実施し、地域の福祉課題を検討・共有する。		
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○貝塚地区部会	

第7章 地域の実践と市及び社会福祉協議会の施策【10 相談支援体制と情報提供の充実】

	取組み・事業	内容
若葉区	活動団体同士の連携・交流	<p>① 地区部会と千葉市あんしんケアセンターが連携し、地域の関係団体等が課題解決に向けて話し合う場である「地域ケア会議」を定期的に開催する。</p> <p>② 地域で、助けあい活動や見守り活動を実施する団体同士の情報交換や意見交換を定期的に行う。</p> <p>③ 地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員協議会等が情報交換や意見交換を定期的に行う。</p>
	重点取組地区 (地区部会エリア)	<p>○白井地区部会 ○御成台、千城台西・北地区部会</p> <p>○千城台東南・金親地区部会 ○加曾利地区部会 ○都賀地区部会</p> <p>○結・みつわ台地区部会</p>
若葉区	地域福祉に関する情報の発信	<p>① 地区部会や町内自治会が広報紙を通じ、地域福祉に関する情報を住民に発信する。</p> <p>② 地区部会や町内自治会が発行する広報誌の発行回数を増やす。</p> <p>③ 地域で、ホームページを作成・運営し、地域の情報を発信する。</p> <p>④ 地区内の社会福祉資源を含む地区生活便利帳を作成し、地区内に配布する。</p>
	重点取組地区 (地区部会エリア)	<p>○坂月地区部会 ○都賀地区部会</p>
緑区	情報の収集と共有化	<p>住民が、地域でどのような交流、ふれあいの機会、行事を要望しているかを把握します。自治会の回覧や地区部会の広報紙を利用し、情報をみんなで共有できるように努めます。</p>
	重点取組地区 (地区部会エリア)	<p>○椎名地区部会</p>
	子ども達の集いの場の提供・情報提供	<p>子ども達が地域で積極的に勉強ができるよう、公民館や図書館等での学び・体験学習を支援します。</p> <p>また、子どもの貧困問題について、考えます。</p>
	重点取組地区 (地区部会エリア)	<p>○椎名地区部会 ○おゆみ野地区部会</p>
緑区	高齢者が集う場の開設・拡充・情報提供	<p>ふれあい・いきいきサロンや散歩クラブ等、高齢者が集う場の設置を推進します。</p> <p>高齢者の状況を把握し、必要としている情報について関係機関(あんしんケアセンターやいきいきプラザ等)に紹介します。</p>
	重点取組地区 (地区部会エリア)	<p>○椎名地区部会 ○おゆみ野地区部会</p>
緑区	障害者(児)が集う場の開設・拡充・情報提供	<p>障害者(児)の状況を把握し、必要としている情報や関係機関を紹介します。</p> <p>障害者(児)やその家族が交流できる場を作ります。</p> <p>地域住民と障害者(児)やその家族と交流する機会を設け、障害に対する認識を深めるとともに、地域全体で「心のバリアフリー」を進めます。</p>
	重点取組地区 (地区部会エリア)	<p>○誉田地区部会 ○おゆみ野地区部会</p>

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策【10 相談支援体制と情報提供の充実】

	取組み・事業	内容
緑区	子育て中の親や子どもが集う場の開設・拡充	<p>発育、発達、しつけなど子育てへの不安や悩みなどを抱える親に対して、保健福祉センター等と協力し、相談会・講習会などを開催するよう努めます。</p> <p>子育て中の親や子どもが集い、仲間づくりができる場(ふれあい・子育てサロン等)を拡充します。</p>
		<p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○椎名地区部会 ○おゆみ野地区部会</p>
	外出困難者への支援	<p>地域住民の交通手段に関わる利用希望や利用状況の把握に努め、既存の社会資源を利用する等、移送サービスのシステムづくりに努めます。</p> <p>また、買い物困難者への支援として、民間事業者等で行っている移動販売等の情報を広く提供するよう努めます。</p>
	<p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○土気地区部会</p>	
美浜区	誰もが身近に得ることができ、わかりやすい情報の発信	<p>地域福祉に関する情報を取りまとめ、身近に情報が得られるような環境づくりを進めます。</p> <p>〔活動内容〕</p> <p>① ホームページを通じて、各団体の活動や地域の事業、イベント等の情報提供を進めます。</p>
		<p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○真砂地区部会</p>
千葉市社会福祉協議会	地域ケア会議の立ち上げ支援	地域課題について話し合う地域ケア会議を立ち上げ、継続的な実施ができるようあんしんケアセンターを支援します。
	相談窓口(成年後見支援センター)	成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用に関する相談に応じます。
	相談窓口(生活自立・仕事相談センター)	生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口を設置し、困窮者の支援を行います。
	相談窓口(心配ごと相談所)	民生委員・児童委員と連携しながら、市民の生活上の相談に応じ、傾聴を通じて相談者に寄り添った支援を行います。
千葉市	市民のボランティア・NPO活動参加の促進	<p>市民公益活動に関する情報の提供、講座の開催、相談などを行い、市民のボランティア・NPO活動参加へのきっかけづくりの場とします。</p> <p>また、ボランティアデータベース「ちばぼら」を活用し、市社協等と協力して、市内のボランティア団体やボランティア募集に関する情報を一元的に提供します。</p>
	市政出前講座	専門知識をもっている市職員が、地域の住民や団体による活動に寄与するため、地域に出向いて「出前講座」を行います。
	地域福祉に関する情報提供	各区支え合いのまち推進協議会における事例紹介や各区支え合いのまち推進協議会が発行する推進協だより、また、多様な媒体を活用した本計画の周知により、地域福祉に関する情報を提供します。

第7章 地域の実践と市及び社会福祉協議会の施策【10 相談支援体制と情報提供の充実】

	取組み・事業	内容
千葉市	ボランティアに関する情報の発信	ボランティアデータベース「ちばぼら」をはじめ、ボランティア関係機関である、千葉市国際交流協会、千葉市ボランティアセンター、ちば生涯学習ボランティアセンター、千葉市民活動支援センター等でボランティア情報を発信します。
	公益活動団体の連携促進	千葉市民活動支援センターにおいて、市民公益活動を行っている団体に対する情報発信や団体相互の情報交流の推進に努め、団体間のネットワークづくりを進めます。
	コミュニティビジネスの支援	コミュニティビジネスの普及・推進のため、交流会やシンポジウムの開催などにより、情報を提供します。
	認知症施策の推進	認知症に関する正しい知識・理解の普及、早期発見・早期対応を図るため、認知症の進行に伴い生じてくる症状や医療・介護サービスなどの情報をまとめた「標準的な認知症ケアパス」を作成し、配布します。
	障害者差別解消の推進	平成28年4月の障害者差別解消法施行にあわせて開所した「障害者差別解消相談窓口」の広報に努めるとともに、講演会の開催やリーフレットの作成などにより、障害者への理解と合理的配慮の提供を促進します。
	障害者への情報保障	地域福祉活動団体が講演会などを企画する際、聴覚障害者への筆談や手話、視覚障害者への読み上げや拡大文字の使用など、可能な限り障害者本人の希望に沿った対応を行う「合理的配慮」について情報提供します。
	生活自立・仕事相談センターの充実	生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう、生活に困窮した方の悩みに応じた対応を行います。
	ひきこもり地域支援センターの設置	ひきこもり状態にある方およびその家族等を対象に、社会参加や自立を促すための相談・支援を行います。
	自殺予防に向けた意識啓発	自殺の予防に向けた啓発活動を通じて、地域住民等が悩みを抱える方に気付き、声をかけ、話を聴いて相談窓口へつなげる活動を支援します。

## 第8章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制

#### (1) 地域の体制

各地域において取組みを進めるにあたっては、地域住民の福祉の増進を図ることを目的に活動している社協地区部会が、地域の中核としての役割を担います。

社協地区部会が、町内自治会、地域運営委員会、青少年育成委員会、老人クラブ、赤十字奉仕団、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、学校・PTA、社会福祉事業者等、地域の担い手となる様々な組織や団体と連携・調整を図りながら、地区部会エリア内の活動状況の把握や活動の促進を行い、区計画に基づく取組みを推進していきます。

また、区支え合いのまち推進協議会は、各地域（地区部会エリア）の活動状況を確認し、取りまとめるとともに、成果事例の共有や取組みの推進方法の検討を行い、区計画を推進する役割を担います。

#### (2) 市の体制

福祉・保健などの対象別の個別計画と連携し、整合・調整を図りながら取組みを進めるとともに、防犯、防災、教育、就労、交通、環境、まちづくりなど市民生活に関連が深い分野とも連携が必要となるため、庁内横断的に関連部署との連携を密にして本計画を推進していきます。

本市では、庁内横断的な組織として、「地域共生社会推進事業部」が平成29年度に設置され、地域共生社会の実現を推進しています。特に、その内部組織の一である「地域力向上班」において、住民主体による地域生活課題の解決力を高める体制づくりを構築することで地域力を向上させる具体的な方策を検討し、実践に移すことで、本計画の推進を後押しします。

また、本計画においては、地域の取組み（共助）の支援を市の役割として位置付けており、地域への支援または地域との連携を行う窓口として、区（区役所・保健福祉センター）が市社協の区事務所と連携して、区支え合いのまち推進協議会の開催や地域活動に対する助言・相談対応などを実施します。

#### (3) 千葉市社会福祉協議会との連携

市社協は、市との連携により、各種の福祉サービスを提供する主体として、また、社協地区部会・ボランティア団体等の活動を育成、調整する主体として、重要な役割を果たしています。

本計画においても、市と市社協を共に地域の取組み（共助）を支援する主体として位置付けていることから、両者が連携して地域福祉の充実に取り組んでいくことが必

要です。

とりわけ、実際に地域に入って活動する市社協コミュニティソーシャルワーカーとの情報共有を密接にし、地域のニーズを的確にとらえていく必要があります。

市は、市社協が今後も幅広い活動を展開し内容の充実を図ることができるよう支援するとともに、本計画と市社協が策定する地域福祉活動計画との連携を図り、事業や施策の検討・推進について協働で取り組みます。

#### (4) 区支え合いのまち推進協議会

区計画の推進を目的として、情報の収集や議論・意見交換を通じ、地域の生活課題や成果事例の共有、計画の進捗確認や推進方法の検討などを行う合議体です。

社協地区部会等の地域福祉活動団体や社会福祉事業者などから選任された委員及び公募の委員で構成され、主に次に掲げる事項を所掌します。

- ① 区支え合いのまち推進計画に関する広報
- ② 地域福祉に関する情報収集、活動団体間の情報交換・連絡調整
- ③ 区支え合いのまち推進計画に位置付けられている取組みの推進状況の確認・評価

#### (5) 千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

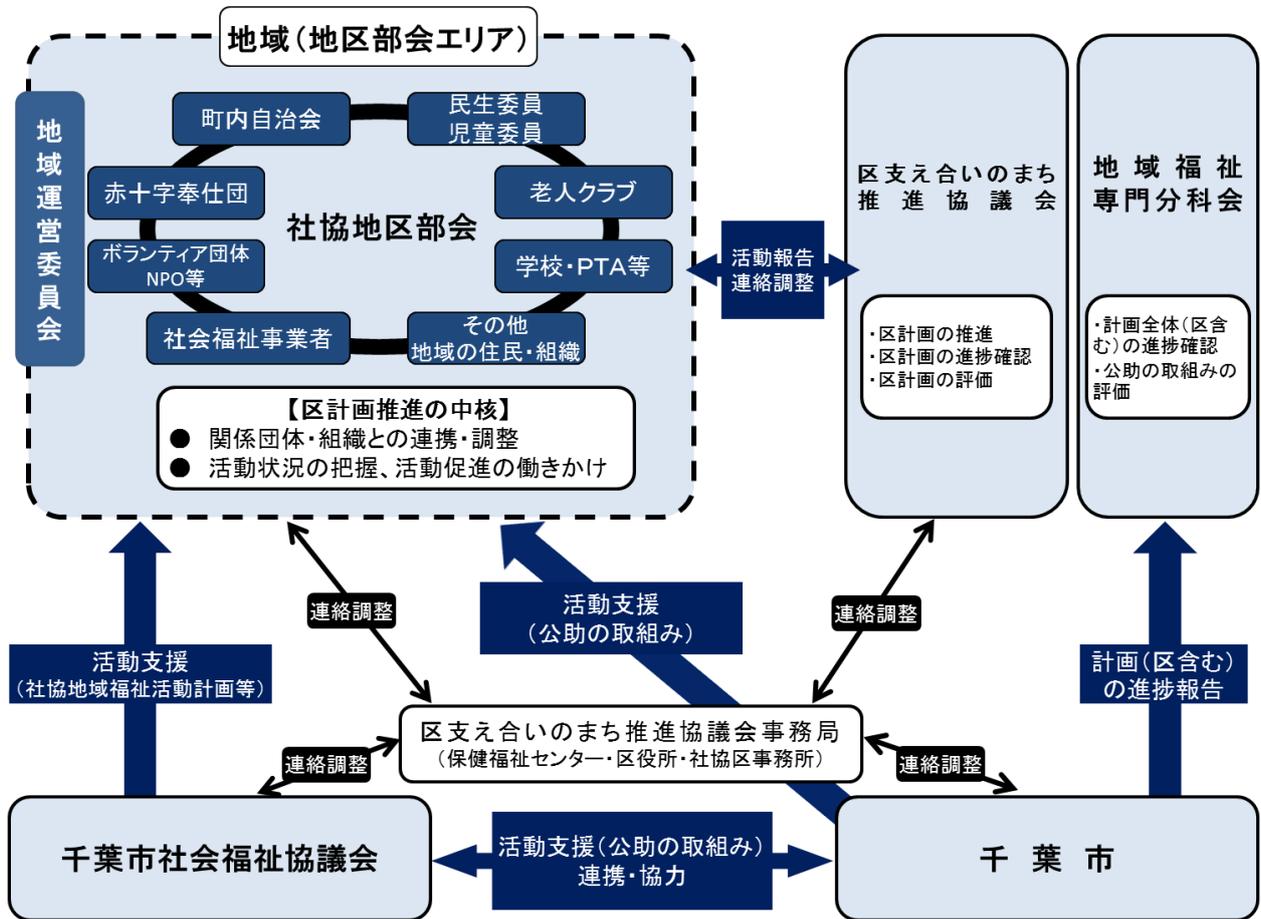
社会福祉事業者及び学識経験者等で構成され、地域福祉に関する事項を調査審議する本市の附属機関です。

地域福祉専門分科会では、本計画の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進や本計画の進捗状況や評価についての検討・審議を行います。

## 2 計画の推進状況の検証

- 本計画の策定趣旨を踏まえ、地域に関わる様々な皆さんの意見を反映させながら計画を推進するため、地域福祉専門分科会と各区支え合いのまち推進協議会において、それぞれ計画の進捗確認及び評価を行います。
- 「第5章 地域の取組み(共助の取組み)」の取組みについては、各区支え合いのまち推進協議会が、社協地区部会から随時エリア内の実施状況の報告を受け、区計画の推進状況として取りまとめ、それに基づき成果と課題について検証します。  
また、市が年度ごとに、各区推進協で取りまとめられた区計画の推進状況を、地域福祉専門分科会へ報告します。
- 「第6章 市の取組み(公助の取組み)」の施策については、地域福祉専門分科会が、市から年度ごとに実施状況の報告を受け、それに基づき成果と課題について検証します。

【「支え合いのまち千葉 推進計画」の推進体制のイメージ】



# 資料編

I	社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員一覧	168
II	区支え合いのまち推進協議会委員一覧	169
III	掲載事業一覧（第6章 市の取組み）	175
IV	保健福祉相談窓口一覧	180
V	各種統計データ等	196
	（1）区別データ	196
	（2）社協地区部会一覧	197
	（3）市内施設等一覧	200
VI	地域福祉に関するアンケート調査結果	206
VII	市民意見	210
VIII	地域見守り・助け合いスタートガイド	214

Ⅰ 社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員一覧

【平成 28 年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
◎ 山下 興一郎	淑徳大学総合福祉学部准教授
○ 土屋 稔	千葉市社会福祉協議会会長
伊藤 康平	千葉市議会議員（保健消防委員会委員長）
岡本 博幸	千葉市社会福祉協議会地区部会連絡会代表 （緑区支え合いのまち推進協議会委員長）
神山 裕也	千葉県社会福祉士会
清水 伸一	千葉市老人福祉施設協議会会長
高野 正敏	千葉市地域自立支援協議会会長
高山 功一	千葉市身体障害者連合会会長
森元 秧	千葉市赤十字奉仕団本部委員長
林 克忠	千葉市民生委員児童委員協議会会長
入江 康文	千葉市医師会会長
住吉 タミコ	千葉市ボランティア連絡協議会会長
武井 雅光	千葉市町内自治会連絡協議会 （中央区支え合いのまち推進協議会委員長）
玉山 トミ子	千葉市青少年育成委員会会長会
中谷 房子	千葉明德短期大学非常勤講師
松崎 泰子	日本社会事業大学理事
☆ 原田 雅男	花見川区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 渡邊 志げ子	稲毛区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 津田 正臣	若葉区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 長岡 正明	美浜区支え合いのまち推進協議会委員長

◎ 委員長 ○ 副委員長 ☆ 臨時委員

【平成 29 年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
◎ 山下 興一郎	淑徳大学総合福祉学部准教授
○ 土屋 稔	千葉市社会福祉協議会会長
植草 毅	千葉市議会議員（保健消防委員会委員長）
神山 裕也	千葉県社会福祉士会
多田 孝	千葉市社会福祉協議会地区部会連絡会代表
高野 正敏	千葉市地域自立支援協議会会長
高山 功一	千葉市身体障害者連合会会長
鳥越 浩	千葉市老人福祉施設協議会会長
林 克忠	千葉市民生委員児童委員協議会会長
森元 秧	千葉市赤十字奉仕団本部委員長
入江 康文	千葉市医師会会長
住吉 タミコ	千葉市ボランティア連絡協議会会長
武井 雅光	千葉市町内自治会連絡協議会 （中央区支え合いのまち推進協議会委員長）
玉山 トミ子	千葉市青少年育成委員会会長会
中谷 房子	千葉明德短期大学非常勤講師
松崎 泰子	日本社会事業大学理事
☆ 原田 雅男	花見川区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 渡邊 志げ子	稲毛区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 津田 正臣	若葉区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 岡本 博幸	緑区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 長岡 正明	美浜区支え合いのまち推進協議会委員長

## Ⅱ（１）中央区地域福祉計画推進協議会委員一覧

## 【平成 28 年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
池田 實	千葉市社会福祉協議会川戸地区部会
石橋 邦彦	中央区町内自治会連絡協議会（椿森中学校区）
泉谷 エイ子	中央区民生委員児童委員協議会（葛城中学校地区）
伊藤 正美	千葉市社会福祉協議会松ヶ丘地区部会
植草 志津江	公募
大竹 準子	千葉市社会福祉協議会星久喜地区部会
大野 美恵子	千葉市社会福祉協議会松波地区部会
小野寺 佳子	中央区民生委員児童委員協議会（主任児童委員連絡会）
木村 美代子	千葉市社会福祉協議会中央東地区部会
草薙 仁一郎	千葉市社会福祉協議会寒川地区部会
工藤 弘枝	中央区民生委員児童委員協議会（椿森・都賀中学校地区）
栗田 節子	千葉市社会福祉協議会都地区部会
笹本 宗和	千葉市社会福祉協議会新宿地区部会
穴倉 和雄	千葉市社会福祉協議会蘇我地区部会
杉野 茂	中央区老人クラブ連合会（蘇我地区）
鈴掛 操	千葉市社会福祉協議会生浜地区部会
鈴木 甫	千葉市社会福祉協議会中央地区部会
高橋 功	千葉市社会福祉協議会ちば中央地区部会
◎ 武井 雅光	中央区町内自治会連絡協議会（蘇我中学校区）
塚本 勇也	障害者地域活動支援センター「まるめろ」
土屋 淑子	千葉市社会福祉協議会白旗台地区部会
長嶋 洋二	中央区町内自治会連絡協議会（生浜中学校区）
○ 野與 邦子	千葉市社会福祉協議会西千葉地区部会
長谷川 清	千葉市社会福祉協議会末広地区部会
丸山 明乃	あんしんケアセンター新千葉
村井 早苗	千葉市社会福祉協議会東千葉地区部会
矢部 英一	ファミリー・サポート・センター会員

## 【平成 29 年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
池田 實	千葉市社会福祉協議会川戸地区部会
伊藤 正美	千葉市社会福祉協議会松ヶ丘地区部会
植草 志津江	公募
大竹 準子	千葉市社会福祉協議会星久喜地区部会
大野 美恵子	千葉市社会福祉協議会松波地区部会
小野寺 佳子	中央区民生委員児童委員協議会（主任児童委員連絡会）
木之本 省吾	中央区民生委員児童委員協議会（葛城中学校地区）
木村 美代子	千葉市社会福祉協議会中央東地区部会
草薙 仁一郎	千葉市社会福祉協議会寒川地区部会
工藤 昂二	中央区町内自治会連絡協議会（星久喜中学校区）
栗田 節子	千葉市社会福祉協議会都地区部会
穴倉 和雄	千葉市社会福祉協議会蘇我地区部会
杉野 茂	中央区老人クラブ連合会（蘇我地区）
鈴掛 操	千葉市社会福祉協議会生浜地区部会
鈴木 茂子	千葉市社会福祉協議会新宿地区部会
鈴木 甫	千葉市社会福祉協議会中央地区部会
高橋 功	千葉市社会福祉協議会ちば中央地区部会
高畑 宏子	中央区民生委員児童委員協議会（椿森・都賀中学校地区）
◎ 武井 雅光	中央区町内自治会連絡協議会（蘇我中学校区）
谷口 さなえ	あんしんケアセンター中央
塚本 勇也	障害者地域活動支援センター「まるめろ」
土屋 淑子	千葉市社会福祉協議会白旗台地区部会
長嶋 洋二	中央区町内自治会連絡協議会（生浜中学校区）
○ 野與 邦子	千葉市社会福祉協議会西千葉地区部会
長谷川 清	千葉市社会福祉協議会末広地区部会
村井 早苗	千葉市社会福祉協議会東千葉地区部会
矢部 英一	ファミリー・サポート・センター会員

◎ 委員長 ○ 副委員長

## Ⅱ（２）花見川区地域福祉計画推進協議会委員一覧

## 【平成 28 年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
天春 立兵	千葉市社会福祉協議会朝日ヶ丘地区部会
石橋 政信	千葉市社会福祉協議会こてはし台中学校区地区部会
上代 希予子	あんしんケアセンターこてはし台
加藤 裕二	社会福祉法人オリーブの樹
○ 金子 建一郎	花見川区町内自治会連絡協議会
藏屋 勝敏	公募
齋藤 郷	千葉市社会福祉協議会こてはし台地区部会
清水 葉子	千葉市社会福祉協議会畑地区部会
鈴木 勝英	NPO 法人トータルライフサポート
鈴木 季代子	千葉市社会福祉協議会検見川地区部会
鈴木 恵子	千葉市社会福祉協議会さつきが丘・宮野木台地区部会
鈴木 幸正	千葉市社会福祉協議会幕張・武石地区部会
鶴岡 喜嗣	千葉市社会福祉協議会犢橋地区部会
友利 三雄	千葉市社会福祉協議会天戸中学校区地区部会
中垣 薫	花見川区町内自治会連絡協議会
長島 勝平	千葉市社会福祉協議会花見川第 2 地区部会
畠山 恵存	花見川区民生委員児童委員協議会
花島 桂三	千葉市身体障害者連合会
早瀬 武夫	千葉市社会福祉協議会幕張本郷中学校区地区部会
◎ 原田 雅男	花見川区町内自治会連絡協議会
藤代 武治	花見川区町内自治会連絡協議会
安澤 宏	公募
藪下 勝	社会福祉法人栗の木
吉松 美津代	千葉西ケアマネージャー事務所
渡邊 公友	花見川区老人クラブ連合会
渡邊 久子	花見川区民生委員児童委員協議会

## 【平成 29 年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
天春 立兵	千葉市社会福祉協議会朝日ヶ丘地区部会
石橋 富男	社会福祉法人栗の木
石橋 政信	千葉市社会福祉協議会こてはし台中学校区地区部会
小野 俊平	花見川区民生委員・児童委員協議会
加藤 裕二	社会福祉法人オリーブの樹
○ 金子 建一郎	花見川区町内自治会連絡協議会
工藤 勝巳	花見川区老人クラブ連合会
藏屋 勝敏	公募
齋藤 郷	千葉市社会福祉協議会こてはし台地区部会
佐々木 恵子	あんしんケアセンター幕張
清水 葉子	千葉市社会福祉協議会畑地区部会
鈴木 勝英	NPO 法人トータルライフサポート
鈴木 季代子	千葉市社会福祉協議会検見川地区部会
鈴木 恵子	千葉市社会福祉協議会さつきが丘・宮野木台地区部会
鈴木 幸正	千葉市社会福祉協議会幕張・武石地区部会
鶴岡 喜嗣	千葉市社会福祉協議会犢橋地区部会
友利 三雄	千葉市社会福祉協議会天戸中学校区地区部会
中垣 薫	花見川区町内自治会連絡協議会
長島 勝平	千葉市社会福祉協議会花見川第 2 地区部会
畠山 恵存	花見川区民生委員・児童委員協議会
花島 桂三	千葉市身体障害者連合会
早瀬 武夫	千葉市社会福祉協議会幕張本郷中学校区地区部会
◎ 原田 雅男	花見川区町内自治会連絡協議会
藤代 武治	花見川区町内自治会連絡協議会
安澤 宏	公募
吉松 美津代	千葉西ケアマネージャー事務所

◎ 委員長 ○ 副委員長

## Ⅱ (3) 稲毛区地域福祉計画推進協議会委員一覧

## 【平成 28 年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
荒木 一之	千葉市あんしんケアセンター山王
飯田 禮子	社会福祉協議会稲毛地区部会
石原 康子	社会福祉協議会緑・黒砂地区部会
伊藤 小百合	千葉市身体障害者連合会
井村 進	社会福祉協議会稲丘地区部会
○ 瓜生 澄江	社会福祉協議会 301 地区部会
大山 哲郎	社会福祉協議会弥生地区部会
岡野 龍夫	稲毛区町内自治会連絡協議会
工藤 嘉生	社会福祉協議会小中台東地区部会
児玉 三紀	でい・さくさべ
佐藤 キヨ子	NPO 法人 VAIC コミュニティケア研究所
鈴木 金作	稲毛区町内自治会連絡協議会
鈴木 将夫	稲毛区民生委員児童委員協議会
高階 光義	社会福祉協議会緑が丘地区部会
○ 種池 賀子	稲毛区町内自治会連絡協議会
長塚 勇三	社会福祉協議会草野地区部会
西脇 英子	社会福祉協議会山王地区部会
深味 肇	千葉市ボランティア連絡協議会
古沢 幸子	稲毛区民生委員児童委員協議会
細谷 七重	稲毛区老人クラブ連合会
松川 智子	千葉市手をつなぐ育成会
松原 正道	緑が丘公民館地域運営委員会
三石 治	社会福祉協議会小中台西地区部会
茂手木 直忠	社会福祉協議会轟・穴川地区部会
山崎 弘子	公募委員
山田 敏子	ファミリー・サポート・センター会員
山中 玲子	千葉市あんしんケアセンター稲毛
◎ 渡邊 志げ子	社会福祉協議会千草台中学校地区部会

◎ 委員長 ○ 副委員長

## 【平成 29 年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
荒木 一之	千葉市あんしんケアセンター山王
飯田 禮子	社会福祉協議会稲毛地区部会
石原 康子	社会福祉協議会緑・黒砂地区部会
伊藤 小百合	千葉市身体障害者連合会
井村 進	社会福祉協議会稲丘地区部会
○ 瓜生 澄江	社会福祉協議会 301 地区部会
大山 哲郎	社会福祉協議会弥生地区部会
岡野 龍夫	稲毛区町内自治会連絡協議会
工藤 嘉生	社会福祉協議会小中台東地区部会
児玉 三紀	でい・さくさべ
佐藤 キヨ子	NPO 法人 VAIC コミュニティケア研究所
鈴木 金作	稲毛区町内自治会連絡協議会
鈴木 将夫	稲毛区民生委員児童委員協議会
須藤 ヒデ子	社会福祉協議会山王地区部会
高階 光義	社会福祉協議会緑が丘地区部会
○ 種池 賀子	稲毛区町内自治会連絡協議会
長塚 勇三	社会福祉協議会草野地区部会
深味 肇	千葉市ボランティア連絡協議会
古沢 幸子	稲毛区民生委員児童委員協議会
細谷 七重	稲毛区老人クラブ連合会
松川 智子	千葉市手をつなぐ育成会
松原 正道	NPO 法人 M&M 研究所
三石 治	社会福祉協議会小中台西地区部会
茂手木 直忠	社会福祉協議会轟・穴川地区部会
山崎 弘子	公募委員
山田 敏子	ファミリー・サポート・センター会員
山中 玲子	千葉市あんしんケアセンター稲毛
◎ 渡邊 志げ子	社会福祉協議会千草台中学校地区部会

## Ⅱ（４）若葉区地域福祉計画推進協議会委員一覧

## 【平成 28 年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
○ 赤間 美恵子	千葉市あんしんケアセンター桜木
市原 勇	千葉市社会福祉協議会千城台東南・金親地区部会
○ 江口 忠良	千葉市社会福祉協議会加曽利地区部会
江澤 嘉男	知的障害者更生施設「中野学園」
大嶋 昭	地域福祉活動者
尾崎 誠明	千葉市あんしんケアセンター千城台
尾出 清美	障害者支援施設「若葉泉の里」
海寶 和雄	千葉市社会福祉協議会貝塚地区部会
片岡 昭朗	千葉市社会福祉協議会更科地区部会
加藤 強	千葉市あんしんケアセンターみつわ台
加藤 弘明	千葉市社会福祉協議会千城小地区部会
菊次 英志	千葉市社会福祉協議会御成台・千城台西北地区部会
工藤 俊雄	千葉市社会福祉協議会 26 地区部会（大宮地区部会）
小出 岩男	千葉市社会福祉協議会桜木地区部会
佐々木 武彦	若葉区町内自治会連絡協議会みつわ台（34 地区）
白井 忠和	若葉区町内自治会連絡協議会白井（17 地区）
立野 好子	若葉区民生委員・児童委員協議会
田中 由美	千葉市生活支援コーディネーター
◎ 津田 正臣	地域福祉活動者
角田 信夫	若葉区町内自治会連絡協議会千城台西（24 地区）
鶴岡 房子	千葉市社会福祉協議会坂月地区部会
東田 勝司	千葉市社会福祉協議会小倉地区部会
友田 直人	社会福祉法人千葉ベタニヤホーム
長友 美恵子	千葉市あんしんケアセンター大宮台
○ 縫部 隆彦	千葉市社会福祉協議会結・みつわ台地区部会
畑 豊美代	若葉区民生委員・児童委員協議会
布施 正勝	地域福祉活動者
松野 壽	千葉市社会福祉協議会白井地区部会
真鍋 信枝	千葉市社会福祉協議会若松地区部会
山内 興明	千葉市社会福祉協議会都賀地区部会
山谷 由美子	千葉市ボランティア連絡協議会
和田 勝紀	若葉区老人クラブ連合会

## 【平成 29 年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
○ 赤間 美恵子	千葉市あんしんケアセンター桜木
市原 勇	千葉市社会福祉協議会千城台東南・金親地区部会
○ 江口 忠良	千葉市社会福祉協議会加曽利地区部会
江澤 嘉男	社会福祉法人あしたば中野学園
尾出 清美	社会福祉法人宝寿会若葉泉の里
大嶋 昭	地域福祉活動者
小川 英雄	千葉市社会福祉協議会 26 地区部会（大宮地区部会）
尾崎 誠明	千葉市あんしんケアセンター千城台
角田 信夫	若葉区町内自治会連絡協議会城台西（24 地区）
加藤 強	千葉市あんしんケアセンターみつわ台
菊次 英志	千葉市社会福祉協議会御成台・千城台西北地区部会
小出 岩男	千葉市社会福祉協議会木地区部会
佐々木 武彦	若葉区町内自治会連絡協議会みつわ台（34 地区）
白井 忠和	若葉区町内自治会連絡協議会白井（17 地区）
立野 好子	若葉区民生委員・児童委員協議会
田中 由美	千葉市生活支援コーディネーター
田中 要太	千葉市あんしんケアセンター大宮台
◎ 津田 正臣	地域福祉活動者
鶴岡 房子	千葉市社会福祉協議会坂月地区部会
錦織 茂美	千葉市社会福祉協議会更科地区部会
○ 縫部 隆彦	千葉市社会福祉協議会結・みつわ台地区部会
畑 豊美代	若葉区民生委員・児童委員協議会
畑山 明	千葉市社会福祉協議会千城小地区部会
東田 勝司	千葉市社会福祉協議会小倉地区部会
日暮 規夫	千葉市社会福祉協議会貝塚地区部会
布施 正勝	地域福祉活動者
松野 壽	千葉市社会福祉協議会白井地区部会
真鍋 信枝	千葉市社会福祉協議会若松地区部会
山内 興明	千葉市社会福祉協議会都賀地区部会
山谷 由美子	千葉市ボランティア連絡協議会
和田 勝紀	若葉区老人クラブ連合会

## Ⅱ（５）緑区地域福祉計画推進協議会委員一覧

## 【平成 28 年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
廣田 健次	千葉市身体障害者連合会
鴨 省次郎	千葉市精神障害者南地域家族会
徳田 重雄	緑区老人クラブ連合会
大槻 勝三	緑区町内自治会連絡協議会（第 12 地区連協）
小山 義春	緑区町内自治会連絡協議会（第 14 地区連協）
野崎 芳治	緑区町内自治会連絡協議会（第 23 地区連協）
○ 松戸 照彦	緑区町内自治会連絡協議会（第 44 地区連協）
鳥山 雪江	千葉市社会福祉協議会誉田地区部会
◎ 岡本 博幸	千葉市社会福祉協議会椎名地区部会
本田 英作	
茂田 義明	千葉市社会福祉協議会土気地区部会
中村 輝男	千葉市社会福祉協議会おゆみ野地区部会
伊東 優子	
北浦 良夫	千葉市民生委員・児童委員協議会（第 507 地区）
石坂 富一	千葉市民生委員・児童委員協議会（第 509 地区）
○ 田宮 妙子	千葉市ボランティア連絡協議会
中村 和彦	NPO 法人すこやかネットみどり
石本 春樹	特別養護老人ホームときわ園
岡本 武志	介護老人保健施設おゆみの
小林 正継	障害者支援施設セルフ・ガーデンハウス
三好 恵里子	社会福祉法人ワーナーホーム
池田 久江	千葉市あんしんケアセンター鎌取
押元 厚美	千葉市あんしんケアセンター誉田
布施 成章	千葉市あんしんケアセンター土気

◎ 委員長 ○ 副委員長

## 【平成 29 年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
廣田 健次	千葉市身体障害者連合会
鴨 省次郎	千葉市精神障害者南地域家族会
佐藤 孝治	緑区老人クラブ連合会
大槻 勝三	緑区町内自治会連絡協議会（第 12 地区連協）
○ 関本 照男	緑区町内自治会連絡協議会（第 12 地区連協）
小山 義春	緑区町内自治会連絡協議会（第 14 地区連協）
野崎 芳治	緑区町内自治会連絡協議会（第 23 地区連協）
室谷 貞子	緑区町内自治会連絡協議会（第 23 地区連協）
篠原 重樹	緑区町内自治会連絡協議会（第 44 地区連協）
松戸 照彦	おゆみ野泉谷自治会
大塚 栄一	千葉市社会福祉協議会誉田地区部会
◎ 岡本 博幸	千葉市社会福祉協議会椎名地区部会
本田 英作	
茂田 義明	千葉市社会福祉協議会土気地区部会
中村 輝男	千葉市社会福祉協議会おゆみ野地区部会
伊東 優子	
江澤 利二	千葉市民生委員・児童委員協議会（第 510 地区）
久保 房代	千葉市民生委員・児童委員協議会（第 511 地区）
○ 田宮 妙子	千葉市ボランティア連絡協議会
中村 和彦	NPO 法人すこやかネットみどり
石本 春樹	特別養護老人ホームときわ園
小林 正継	社会福祉法人くちなし
三好 恵里子	社会福祉法人ワーナーホーム
池田 久江	千葉市あんしんケアセンター鎌取
押元 厚美	千葉市あんしんケアセンター誉田
布施 成章	千葉市あんしんケアセンター土気

## Ⅱ（６）美浜区地域福祉計画推進協議会委員一覧

## 【平成 28 年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
飯野 勝衛	公募
○ 池田 孝子	社会福祉協議会稲毛海岸地区部会
伊藤 正昭	社会福祉協議会打瀬地区部会
巖倉 勉	社会福祉協議会幸町 2 丁目地区部会
牛木 耿吉郎	社会福祉協議会幸町一丁目地区部会
臼田 稔	美浜区町内自治会連絡協議会幕張西中学校区（第 30 地区）
金澤 英昭	千葉市身体障害者連合会
亀田 幸枝	美浜区町内自治会連絡協議会幸町第二中学校区（第 36 地区）
北村 陽子	美浜区民生委員児童委員協議会
倉又 安嘉	千葉市ボランティア連絡協議会
小谷 健	美浜区町内自治会連絡協議会磯辺中学校区（第 33 地区）
佐久間 雄二	美浜区町内自治会連絡協議会真砂中学校区（第 31 地区）
鈴木 重夫	美浜区町内自治会連絡協議会稲浜中学校区（第 38 地区）
遠山 孝行	美浜区町内自治会連絡協議会打瀬中学校区（第 47 地区）
◎ 長岡 正明	美浜区町内自治会連絡協議会幸町第一中学校区（第 28 地区）
成田 英雄	社会福祉協議会真砂地区部会
平川 文雄	美浜区町内自治会連絡協議会高洲第一中学校区（第 29 地区）
平島 弘二	美浜区老人クラブ連合会
平野 悦子	社会福祉協議会幕張西地区部会
別所 康宏	社会福祉協議会磯辺地区部会
星 まき子	美浜区民生委員児童委員協議会
三山 勝江	社会福祉協議会高洲・高浜地区部会

◎ 委員長 ○ 副委員長

## 【平成 29 年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
飯野 勝衛	公募
○池田 孝子	社会福祉協議会稲毛海岸地区部会
伊藤 正昭	社会福祉協議会打瀬地区部会
巖倉 勉	社会福祉協議会幸町 2 丁目地区部会
臼田 稔	美浜区町内自治会連絡協議会幕張西中学校区（第 30 地区）
金澤 英昭	千葉市身体障害者連合会
亀田 幸枝	美浜区町内自治会連絡協議会幸町第二中学校区（第 36 地区）
北村 陽子	美浜区民生委員児童委員協議会
倉又 安嘉	千葉市ボランティア連絡協議会
小谷 健	美浜区町内自治会連絡協議会磯辺中学校区（第 33 地区）
佐久間 雄二	美浜区町内自治会連絡協議会真砂中学校区（第 31 地区）
鈴木 重夫	美浜区町内自治会連絡協議会稲浜中学校区（第 38 地区）
鈴木 孝子	美浜区町内自治会連絡協議会高洲第一中学校区（第 29 地区）
鈴木 俊男	社会福祉協議会幸町一丁目地区部会
遠山 孝行	美浜区町内自治会連絡協議会打瀬中学校区（第 47 地区）
◎ 長岡 正明	美浜区町内自治会連絡協議会幸町第一中学校区（第 28 地区）
成田 英雄	社会福祉協議会真砂地区部会
平島 弘二	美浜区老人クラブ連合会
平野 悦子	社会福祉協議会幕張西地区部会
別所 康宏	社会福祉協議会磯辺地区部会
星 まき子	美浜区民生委員児童委員協議会
三山 勝江	社会福祉協議会高洲・高浜地区部会

## Ⅲ 掲載事業一覧（第6章 市の取組み）

◆重点施策				
重点施策	No.	事業・施策名	担当課	掲載P
	1	コミュニティソーシャルワーカーの増員等	地域福祉課/地域包括ケア推進課	
	2	多機関の協働による相談支援体制の包括化	地域福祉課/地域包括ケア推進課	
	3	地域力基盤強化の支援	地域福祉課/地域包括ケア推進課 市民自治推進課	
	4	地域福祉の担い手の育成・拡大	地域福祉課/地域包括ケア推進課 市民自治推進/生涯学習振興課（教育委員会）	
◆施策の展開				
1 地域福祉活動の促進	サービス類型1 費用等助成（直接支援）			
	No.	事業・施策名	担当課	掲載P
	1	区地域活性化支援事業	各区地域振興課	
	2	ボランティア活動補償制度	市民自治推進課	
	3	市民防犯活動の支援	地域安全課	
	4	健康づくり事業	健康支援課	
	5	地域支え合い型訪問支援・通所支援事業	高齢福祉課	
	6	地域見守り活動支援事業	高齢福祉課	
	7	認知症カフェ設置促進	地域包括ケア推進課	
	8	いきいき活動外出支援事業	高齢福祉課	
	9	介護支援ボランティア制度の運用	介護保険管理課	
	10	青少年育成事業	健全育成課	
	サービス類型2 物品提供（直接支援）			
	No.	事業・施策名	担当課	掲載P
	11	市民防犯活動の支援	地域安全課	
	12	防犯ウォーキングの推進	各区地域振興課	
	13	美浜区見守りネットワーク	地域振興課（美浜区）	
	サービス類型3 活動場所の提供（直接支援）			
	No.	事業・施策名	担当課	掲載P
	14	社会福祉施設における地域交流スペース等の活用促進	地域福祉課/高齢福祉課 介護保険事業課	
15	空き家の有効活用事業	住宅政策課		
16	地域づくり拠点としての公民館の活用	生涯学習振興課（教育委員会）		
17	学校施設開放	学校施設課		
18	ちばし消費者応援団登録	消費生活センター		
19	国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進	国際交流課		
20	学校体育施設開放事業	スポーツ振興課		

資料編【Ⅲ 掲載事業一覧（第4章 市の取組み）】

◆施策の展開				
1 地域福祉活動の促進	サービス類型4人材育成（直接支援）			
	No.	事業・施策名	担当課	掲載P
	21	市民のボランティア・NPO活動参加の促進	地域福祉課/高齢福祉課 市民自治推進課/国際交流課 生涯学習振興課（教育委員会）	
	22	生涯学習センター・公民館等における指導者及び各種ボランティア養成	生涯学習振興課（教育委員会）	
	23	社会福祉セミナー	地域福祉課	
	24	民生委員協力員	地域福祉課	
	25	国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進	国際交流課	
	26	ゲートキーパーの養成	こころの健康センター	
	27	ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業	精神保健福祉課	
	28	市民防犯活動の支援	地域安全課	
	29	応急手当普及啓発事業	救急課	
	30	ヘルスサポーターの養成	健康支援課	
	31	食生活改善推進員の養成	健康支援課	
	32	生活支援コーディネーターの設置	地域包括ケア推進課	
	33	シニアリーダー講座	地域包括ケア推進課	
	34	認知症サポーター養成講座	地域包括ケア推進課	
	35	認知症介護研修	地域包括ケア推進課	
	36	手話・点字・ガイドボランティア等の養成	障害福祉サービス課	
	37	精神保健福祉ボランティア養成講座	こころの健康センター	
	38	放課後子ども教室推進事業	生涯学習振興課（教育委員会）	
	39	ファミリー・サポート・センター事業	幼保支援課	
	40	学校セーフティウォッチ	学事課（教育委員会）	
	サービス類型5情報提供（直接支援）			
	No.	事業・施策名	担当課	掲載P
	41	市政出前講座	広報広聴課	
	42	地域福祉に関する情報提供	地域福祉課	
	43	ボランティアに関する情報の発信	地域福祉課/市民自治推進課 国際交流課/生涯学習振興課（教育委員会）	
	44	市民のボランティア・NPO活動参加の促進	地域福祉課/高齢福祉課 市民自治推進課/国際交流課 生涯学習振興課（教育委員会）	
	45	公益活動団体の連携促進	市民自治推進課	
	46	コミュニティビジネスの支援	産業支援課	
	47	ちばし消費者応援団登録	消費生活センター	
	48	空き家の有効活用事業	住宅政策課	
	49	交通安全対策	地域安全課	
	50	地域防犯ネットワークの推進	地域安全課	
	51	避難行動要支援者への対応	防災対策課	

◆施策の展開				
1 地域福祉活動の促進	サービス類型5情報提供(直接支援)			
	No.	事業・施策名	担当課	掲載P
	52	運動イベントの実施	健康支援課	
	53	生活支援コーディネーターの設置	地域包括ケア推進課	
	54	認知症施策の推進	地域包括ケア推進課	
	55	くらしの巡回講座の実施	消費生活センター	
	56	障害者差別解消の推進	障害者自立支援課	
	57	障害者への情報保障	障害者自立支援課	
	58	子育てサークルの支援	健康支援課	
	59	子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業	生涯学習振興課(教育委員会)	
	サービス類型6相談支援(直接支援)			
	No.	事業・施策名	担当課	掲載P
	60	生活自立・仕事相談センターの充実	保護課	
	61	ひきこもり地域支援センターの設置	精神保健福祉課	
	62	自殺予防に向けた意識啓発	地域福祉課	
	63	高齢者虐待への対応	地域包括ケア推進課	
	64	障害者虐待への対応	障害者自立支援課	
	65	児童虐待・DVへの対応	こども家庭支援課/児童相談所	
	66	成年後見制度の利用促進	地域包括ケア推進課/障害者自立支援課	
67	未成年後見制度の利用促進	こども家庭支援課/児童相談所		
2 市民意識の醸成	サービス類型7意識啓発(間接支援)			
	No.	事業・施策名	担当課	掲載P
	68	市政出前講座	広報広聴課	
	69	市民のボランティア・NPO活動参加の促進	地域福祉課/高齢福祉課 市民自治推進課/国際交流課 生涯学習振興課(教育委員会)	
	70	社会福祉セミナー	地域福祉課	
	71	学校における総合的な学習の時間を通しての福祉教育	教育指導課(教育委員会)	
	72	自殺予防に向けた意識啓発	地域福祉課	
	73	人権週間等における人権啓発活動	男女共同参画課	
	74	交通安全総点検	各区地域振興課	
	75	交通安全対策	地域安全課	
	76	運動イベントの実施	健康支援課	
	77	くらしの巡回講座の実施	消費生活センター	
	78	美浜区見守りネットワーク	地域振興課(美浜区)	
	79	障害者週間における啓発活動	障害者自立支援課	
	80	福祉講話の実施	障害者自立支援課	
81	障害者差別解消の推進	障害者自立支援課		
82	障害者スポーツ大会等の開催	障害者自立支援課		

資料編【Ⅲ 掲載事業一覧（第4章 市の取組み）】

	83	児童福祉週間における啓発活動	こども家庭支援課	
◆施策の展開				
2 市民意識の醸成	サービス類型7 意識啓発（間接支援）			
	No.	事業・施策名	担当課	掲載P
	84	児童虐待防止推進月間及び女性に対する暴力をなくす運動における啓発活動	こども家庭支援課/児童相談所	
	85	高齢者虐待への対応	地域包括ケア推進課	
	86	障害者虐待への対応	障害者自立支援課	
	87	児童虐待・DVへの対応	こども家庭支援課/児童相談所	
	88	成年後見制度の利用促進	地域包括ケア推進課/障害者自立支援課	
	89	未成年後見制度の利用促進	こども家庭支援課/児童相談所	
3 地域福祉活動団体との連携	サービス類型8 団体等支援（運営）（間接支援）			
	No.	事業・施策名	担当課	掲載P
	90	市社協の活動支援	地域福祉課	
	91	地域運営委員会の支援	市民自治推進課	
	92	地区部会活動の支援	地域福祉課	
	93	自主防災組織の育成	防災対策課	
	94	避難所運営委員会の設立促進及び活動支援	防災対策課	
	95	シルバー人材センターの充実	高齢福祉課	
	96	身体障害者連合会への支援	障害者自立支援課	
	サービス類型8 団体等支援（事業）（間接支援）			
	No.	事業・施策名	担当課	掲載P
	97	ボランティア活動の促進	地域福祉課	
	98	福祉教育の推進	地域福祉課	
	99	国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進	国際交流課	
	100	ちばし消費者応援団登録	消費生活センター	
	101	民間等との包括提携協定	政策企画課 政策調整課 経済企画課	
	102	地域運営委員会の支援	市民自治推進課	
	103	民生委員・児童委員活動への支援	地域福祉課	
	104	災害時におけるボランティア体制の整備	地域福祉課	
	105	孤独死防止通報制度の運用	地域福祉課	
	106	民間企業と連携した高齢者の見守り支援	高齢福祉課	
	107	日常生活自立支援事業・法人後見事業への支援	地域福祉課	
108	老人クラブ活動の充実強化	高齢福祉課		
109	買い物支援サービスの推進	高齢福祉課		
110	障害者の就労支援	障害者自立支援課		
111	身体障害者連合会への支援	障害者自立支援課		
112	障害者福祉団体への支援	障害者自立支援課		
113	精神障害者家族会への支援	精神保健福祉課		
114	青少年育成委員会への支援	健全育成課		

◆施策の展開				
3 地域福祉活動団体との連携	サービス類型9 ネットワーク化（間接支援）			
	No.	事業・施策名	担当課	掲載P
	115	市民のボランティア・NPO活動参加の促進	地域福祉課/高齢福祉課 市民自治推進課/国際交流課 生涯学習振興課（教育委員会）	
	116	公益活動団体の連携促進	市民自治推進課	
	117	コミュニティビジネスの支援	産業支援課	
	118	地域運営委員会の支援	市民自治推進課	
	119	生活支援コーディネーターの設置	地域包括ケア推進課	
	120	SOS ネットワーク	地域包括ケア推進課	
	121	学校と地域の連携・協働体制の整備事業	学事課（教育委員会）	
	122	学校・家庭・地域連携まちづくり推進事業	教育指導課（教育委員会）	
	123	放課後子ども教室推進事業	生涯学習振興課（教育委員会）	
	124	こどもカフェの運営	こども企画課	
	125	子育てサークルの支援	健康支援課	
	126	保育所（園）・認定こども園地域活動事業	幼保運営課	
127	子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業	生涯学習振興課（教育委員会）		
128	ファミリー・サポート・センター事業	幼保支援課		

## IV 保健福祉相談窓口一覧

### ■保健・福祉の総合相談

保健・福祉サービスを必要とする方に適切なサービスを提供するためには、その方の健康状態や身体状況、生活の状態等を総合的な視点からとらえ、その方の意思を尊重しながら、各種のサービスを必要に応じて組み合わせ、いくきめ細かな対応が必要です。

すべての市民が、必要なときに適切な保健・福祉サービスを、地域に暮らしながら利用できるように、保健福祉センターを拠点として、各区単位のサービスを提供しています。

#### 1 保健福祉センター

##### (1) 高齢障害支援課

高齢者・障害者等の各種の相談を受け、必要に応じた援助や施設入所等の事務を行っています。

- 高齢支援班・・・高齢福祉に係る各種相談を受け、必要に応じた援助や指導を行うほか、民生委員・児童委員に関することを担当します。
- 障害支援班・・・身体・知的障害者（児）（精神については健康課）の相談を受け、必要に応じた援助や指導を行います。
- 介護保険室・・・介護保険制度に関する相談や要介護認定の申請を受け、要介護度に応じて、保健・医療・福祉サービス等の給付を決定します。
- 保健福祉総合相談窓口・・・高齢者・児童・母子・身体障害者・知的障害者の方々を対象とし、保健や福祉のサービスの利用について、初めての相談はこちらで受け、利用者一人ひとりに適したサービスが受けられるよう、保健福祉センター各課等に引継ぎをし、サービスの利用をお手伝いします。

##### (2) こども家庭課

児童に関する手当や保育所の申請、虐待等の相談を受け、必要に応じた援助、指導を行います。

##### (3) 社会援護課

生活に困っている方に対して相談及び助言を行うとともに、生活保護による各種の援助並びに自立のための支援を行っています。

- 社会給付班・・・生活保護費や住居確保給付金、戦没者遺族等の給付等に関することを行います。
- 保護班・・・生活保護や中国残留邦人等に関する相談を受け、必要に応じた援助、指導等を行います。

##### (4) 健康課

健康・精神保健・難病に関する相談や各種申請等の受け付けをしています。

- すこやか親子班・・・乳幼児の健康診査・育児支援等に関することを行います。
- 健康づくり班・・・健康教育・健康相談・介護予防等に関することを行います。
- こころと難病の相談班・・・精神保健福祉相談・難病相談等に関することを行います。

## 2 保健所

保健所は、公衆衛生の向上を図るため、広域的・専門的・技術的に全市的な対応が必要とされる感染症対策等の対人保健サービス、食品衛生、環境衛生、医務・薬務等における監視及び指導等の対物保健サービスを実施する総合拠点として、設置されています。

## 3 心配ごと相談所

民生委員・児童委員を主体とした相談員が、面接・電話により広く市民の日常生活上の相談に応じて、適切な助言を行います。千葉市社会福祉協議会の中に設置されています。

○所在地 中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザ 1 階

○電話 209-8860

○受付時間 月～金曜日 10:00～15:00（祝日・年末年始を除く）

## 4 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて、市長の推薦により厚生労働大臣から委嘱されており、その職務は、社会奉仕の精神をもって生活困窮者のほか高齢者、児童、障害者等で援護を必要とする方々の相談・援助にあたるとともに、保健福祉センターや児童相談所等の関係行政機関に対して協力することとされています。なお、民生委員は児童福祉法に定められた児童委員を兼ねています。

本市の定数は、平成 28 年 12 月 1 日現在で 1,502 人（うち主任児童委員 154 人）です。

[担当民生委員の問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

## 5 千葉市こころと命の相談室

平日の開庁時間の利用が困難なサラリーマン等が仕事帰りに気軽に相談できるよう、自殺予防の相談窓口を平日の夜間に開設しています。

3名の専門職（産業カウンセラー、臨床心理士、行政書士等）が対面型相談により、こころの健康のほか、職場問題や多重債務問題などの相談に応じています。

○相談日時 月・金曜日 18:00～21:00（祝日・年末年始を除く）

○所在地 中央区新町 18-12 第八東ビル 501 号室

予約枠と当日相談枠を設けています。平日の 9:30～16:30 に下記にて予約を受け付けています。

○電話 216-3618

[問い合わせ先 精神保健福祉課]

## 6 千葉市ひきこもり地域支援センター

ひきこもり状態にある方およびその家族等を対象に、社会参加や自立を促すための相談、支援を行います。電話、来所による相談のほか、ご家庭等への訪問や同行も可能です。

○所在地 美浜区高浜 2-1-16 千葉市こころの健康センター内

○電話 204-1606

○開所時間 月～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

[問い合わせ先 精神保健福祉課]

## 7 千葉市生活自立・仕事相談センター

様々な理由により生活に困りごとを抱えている市民の方に寄り添い、経済的社会的自立に向けた支援を行っています。

○千葉市生活自立・仕事相談センター中央

所在地 中央区中央 4-5-1 きぼーる 11 階

電 話 202-5563

○千葉市生活自立・仕事相談センター稲毛

所在地 稲毛区穴川 4-12-4 稲毛保健福祉センター1 階

電 話 207-7070

○千葉市生活自立・仕事相談センター若葉

所在地 若葉区貝塚 2-19-1 若葉保健福祉センター3 階

電 話 312-1723

相談日時(共通) 月～金曜日 8:30～17:30(祝日・年末年始を除く)

[問い合わせ先 保護課]

## ■ 高齢者の相談

### 1 あんしんケアセンター（地域包括支援センター）

高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心した生活が送れるよう、介護予防サービスのプラン作成をはじめ、高齢者の介護や福祉などに関するさまざまな相談に応じるほか、権利擁護などの事務を行います。

#### (1) 主な業務の内容

①総合相談

②介護予防ケアプランの作成

③権利擁護（高齢者虐待の防止及び対応、成年後見制度の利用支援）

④地域のケアマネジャーなどの支援

なお、お住まいの地域により、担当するセンターが決まっています。詳しくは、各センターまでお問い合わせください。

[問い合わせ先 各あんしんケアセンター（地域包括支援センター）]

### 2 ちば認知症相談コールセンター

認知症の方やご家族などが気軽に利用できるコールセンターです。介護の経験者が電話で相談に応じます。

○電 話：238-7731 プッシュ回線の固定電話(局番なし) #7100

中央区千葉港 4-3 千葉県経営者会館 5 階

○相 談 日：月・火・木・土 10:00～16:00

○面接相談日：金（要予約）

[問い合わせ先 ちば認知症相談コールセンター]

### 3 認知症疾患医療センター

認知症の方やご家族などからの医療的な相談に応じます。

相談の内容に応じて、地域の医療機関などの紹介や、鑑別診断などを行います。

○電話：226-2736

中央区亥鼻 1-8-1 千葉大学医学部附属病院内

○相談日：月～金（祝祭日、年末年始除く）9時～15時

※まずは電話でご相談ください。

[問い合わせ先 認知症疾患医療センター]

### 4 介護相談員派遣

介護相談員が、介護保険施設などの事業所を訪問し、利用者や家族の相談に応じます。

[問い合わせ先 介護保険事業課]

### 5 家族介護者支援センター

家族介護者（高齢者を在宅で介護している家族）が、日頃介護をしている中で困難に感じていることについて、ホームヘルパー等が分かりやすくアドバイスします。

電話でお気軽にご相談いただけるほか、ホームヘルパー等がお宅に訪問し介護方法（排泄介助や食事介助など）の実技を行いながら、直接アドバイスを受けていただくことができます。

○電話：302-2017 FAX：242-6376

中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター4階

○相談日：月～金 9:00～17:00 土 10:00～13:00

## ■ 障害者の相談

### 1 障害者相談センター

障害者相談センターとは、障害者（満18歳以上の身体障害者・知的障害者及び難病患者）の更生援護の利便を図るための技術的専門機関として、身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の両機能を併せ持った施設です。

○所在地 中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザB棟1階

○電話番号 209-8823

#### 業務の内容

障害者に関する専門的知識及び技術を必要とする相談・指導及び医学的・心理学的・職能的判定業務を行っています。

#### ① 補装具に関する相談・指導及び処方と適合判定

身体障害者の身体の一部の欠損、又は機能障害を補い、日常生活を容易にするために用いる補装具（義手・義足・装具・車いす・補聴器他）の支給及び修理に際し、その処方・仮合せ及び適合判定を行っています。平成25年4月1日より難病患者（国が指定した疾患と関節リウマチ）も対象者となりました。

#### ② 自立支援医療（更生医療）給付の要否判定

身体障害者が、障害の軽減・進行の防止・機能回復のために行う治療（人工透析等）について、その給付の要否の判定を行っています。

- ③ 身体障害者手帳の交付に係る障害程度の認定と手帳の作成事務  
身体障害認定基準に基づき、障害程度の審査を行い、身体障害者手帳の作成を行っています。
- ④ 療育手帳交付に係る判定と手帳の作成事務  
療育手帳の交付を希望する知的障害者に対し、その障害の程度を判定するとともに療育手帳の作成事務を行っています。
- ⑤ 職親委託を希望する知的障害者に対する要否判定  
生活・職業指導等を目的とする職親制度の利用を希望する知的障害者に対し、その要否判定を行っています。

[問い合わせ先 障害者相談センター]

## 2 千葉市こころの健康センター

市民の皆様の心の健康の保持増進や知識の普及、精神障害者の保健福祉の増進を図ることを目的に、各種の事業を行っています。

- 所在地 美浜区高浜 2-1-16
- 電話番号 204-1582

### 業務の内容

- ①企画・立案  
専門的立場から精神保健福祉施策を推進します。
- ②技術援助・技術指導  
地域で精神保健福祉活動を担っている保健所・保健福祉センターなどの関係機関に対し、専門的な立場からの助言指導を行います。
- ③教育研修  
保健所・保健福祉センター・社会復帰施設などの関係機関で精神保健福祉業務に従事する職員に対し、専門的資質向上のための研修を行います。
- ④普及啓発  
心の健康に関する知識の普及と精神障害についての正しい理解のため、講演会・講座(精神保健福祉講演会・ボランティア講座など)を開催します。
- ⑤調査研究  
精神保健福祉に関する資料の収集、統計及び調査を行います。
- ⑥精神保健福祉相談  
思春期や高齢期、アルコール・薬物依存に関する問題など、心の健康に関する相談を行います。また、精神科医師による来所相談(予約制)も行います。
- ⑦組織育成  
ボランティア組織、家族の会、当事者の会、協力事業所の会、その他精神保健福祉に関する団体などの活動を支援します。
- ⑧こころの電話(こころの健康に関する専門員による相談電話)
  - 電話番号 204-1583
  - 受付時間 10:00~12:00、13:00~17:00(休館日を除く)
  - 休館日 土・日曜日、祝日、年末年始

[問い合わせ先 こころの健康センター]

### 3 精神科救急情報センター

夜間・休日を含め精神疾患の急激な発症や精神症状の急変に対応するため、24時間の相談に応じます。

- 名称 精神科救急情報センター（千葉県精神科医療センター相談室内）
- 電話番号 276-3188。

[問い合わせ先 精神保健福祉課]

### 4 千葉市発達障害者支援センター

発達障害者支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する様々な問題について、本人及びその家族からの相談に応じるとともに、関係機関との連携強化を図ることにより、地域における総合的な支援体制を推進します。

- 所在地 美浜区高浜 4-8-3（療育センター内）
- 電話番号 303-6088
- FAX 279-1353

[問い合わせ先 発達障害者支援センター]

### 5 障害者福祉センター

障害者に関する各種の相談に応じるとともに、機能訓練や教養の向上、社会との交流の促進や、スポーツ・レクリエーションのための便宜を総合的に供与し、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする施設で、機能訓練室、作業訓練室、ADL室等が設置されています。

- 利用時間 火曜～土曜日 9:00～21:00  
日曜日 9:00～17:15
- 休館日 月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日も）、祝日、年末年始
- 対象者 原則として市内在住・在勤の18歳以上の障害者、障害者団体及び福祉団体
- 所在地 中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザ1階

[問い合わせ先 障害者福祉センター]

### 6 障害者相談支援事業

障害者やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、支援を行うとともに、権利擁護のための必要な援助を行います。

窓 口	所 在 地	電 話	F A X
まるめろ	中央区東本町1-6	227-1781	227-1781
支援センターはなみがわ	花見川区天戸町757-3	258-1400	258-1389
地域生活支援センターふらる	稲毛区作草部2-4-6	050-3734-0480	206-4220
若葉泉の里障害者相談支援センター	若葉区大宮町2112-8	312-2853	265-5405
中野学園	若葉区中野町1574-31	228-6114	228-4651
やさし〜ど（中野学園）	緑区土気町1634	205-8488	205-8488
ディアフレンズ真砂	美浜区真砂2-3-1	304-6311	304-6322

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

### 7 身体障害者相談員

身体障害者（児）やその家族の方に、身近な問題について、地域で相談・助言・指導をします。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

## 8 知的障害者相談員

知的障害者(児)やその家族の方に、身近な問題について、地域で相談・助言・指導をします。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

## 9 知的障害者生活支援事業

生活支援ワーカーが家庭や職場を訪問すること等により、金銭や衣食住に関する問題の解決など、地域生活に必要な支援を行います。

窓 口	所 在 地	電 話	F A X
畑町ガーデン	花見川区畑町 577-4	271-9191 350-1550	271-9191 350-1555
中野学園	若葉区中野町 1574-31	228-6114	228-4651
やさし〜ど (中野学園)	緑区土気町 1634	205-8488	205-8488

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

## 10 障害者等住宅改造相談事業

障害者又は高齢者が居住する住宅を改造しようとする時に、専門的知識を有する者による相談を実施します。

○相談日・・・原則として第1・3火曜日の午後1時～5時まで(応相談)。

[問い合わせ先 障害者福祉センター]

### 11 結婚相談

身体障害者の結婚について、専門の相談員が相談に応じています。相談日は月曜日及び金曜日です。

[問い合わせ先 中央保健福祉センター高齢障害支援課]

### 12 手話相談

種々の手続きのため来所する聴覚障害者の窓口相談を行っています。相談日は月曜日、水曜日及び金曜日です。

[問い合わせ先 中央保健福祉センター高齢障害支援課]

### 13 精神保健福祉相談

専門医による精神保健福祉相談を予約制で行っています。

種 類		実施場所
精神保健福祉相談		各保健福祉センター健康課 千葉市こころの健康センター
専門相談	思春期相談	千葉市こころの健康センター
	高齢者相談	
	アルコール・薬物依存相談	

このほか、精神保健福祉相談員による相談を随時受け付けています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課・千葉市こころの健康センター]

#### 1 4 千葉市障害者職業能力開発プロモート事業

障害者や企業からの様々な就労相談に応じるとともに、関係機関と連携して、障害者の働くこと、働き続けることを支援します。

[問い合わせ先 障害者自立支援課]

#### 1 5 千葉市障害者職場実習事業

就職を希望する障害者を支援するために「障害者職場実習事業」を実施しています。障害者と障害者雇用を検討している企業の橋渡しをして実習先での雇用を目指します。

[問い合わせ先 障害者自立支援課]

#### 1 6 千葉障害者就業支援キャリアセンター

障害者の就労を支援し、また、障害者を雇用する（雇用を考えている）事業主を支援するため、就職に関する相談、センターでの訓練、職場実習、就労時の職場定着支援など、就労におけるあらゆる場面でのサポートを行います。

[問い合わせ先 千葉障害者就業支援キャリアセンター]

#### 1 7 千葉障害者職業センター

就職を目指す障害者や障害者の雇用を考えている事業主に対して、就職や雇用、職場定着等にかかる支援・サービスを提供しています。

[問い合わせ先 千葉障害者職業センター]

#### 1 8 障害者差別解消の相談窓口

障害者差別解消法は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

障害を理由とする差別については、民間事業者や主務官庁の相談窓口のほか、下記相談窓口へご相談ください。（下記相談窓口は、原則として市職員による差別に関する相談窓口です。）

- 電話 245-5157
- F A X 245-5549
- 電子メール shogaisabetsu@city.chiba.lg.jp

[問い合わせ先 障害者自立支援課]

#### 1 9 広域専門指導員等による相談

障害を理由として不利益な取り扱いを受けたり、合理的な配慮に基づく措置が行われない等、障害のある方の暮らしの中の差別に関わる様々な問題について、専門職員である「広域専門指導員」や身近な相談役である「地域相談員」が相談に応じます。

- 相談専用電話 292-1317
- F A X 291-8488

[問い合わせ先 千葉県中央障害者相談センター]

## 20 障害者人権110番事業

障害者とその家族の方や関係者の方々のために、電話または面接によるご相談をお受けしております。

○相談窓口 中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター3階

○電話 246-2282

○FAX 246-2282

[問い合わせ先 千葉県手をつなぐ育成会]

## 21 千葉市障害者虐待防止センター

障害者虐待の早期発見・早期対応のため、障害者虐待防止センターを設置しています。障害者に対する虐待を発見した人は、迷わず下記のセンターまでご連絡ください（24時間受付）。

なお、通報者・届出者の情報は守られます。

○電話・FAX 中央区：221-2943 若葉区：234-2943

花見川区：275-2943 緑区：292-2943

稲毛区：284-2943 美浜区：270-2943

[問い合わせ先 各区保健福祉センター高齢障害支援課、障害者自立支援課]

## ■子どもの相談

### 1 児童相談所

18歳未満のお子さんの養護・虐待・障害・非行・育成などについて相談に応じます。

専門のスタッフ（児童福祉司、心理判定員、言語聴覚士、医師など）が、必要に応じて調査・診断・指導を行います。また、定期的に児童相談所に来所する通所指導のほか、一時的に児童を保護したり、児童福祉施設等への入所（措置）も行います。そのほか、里親相談にも応じています。

#### (1) 主な業務

##### ア 相談

##### ① 来所相談

児童相談員等が、各種相談（養護相談・虐待相談・心身障害相談・非行相談・育成相談等）を受け付けます。

##### ② 電話相談

「子ども電話相談」を設け、専門の電話相談員が相談に応じています。

○相談日時 月～金曜日 9:00～16:30（12:00～13:00 及び祝祭日・年末年始を除く）

○電話 279-8080

##### イ 調査・診断指導

受け付けた相談に対し、児童福祉司が家庭や関係機関等を訪問し、調査・指導を行います。

また、医師や心理判定員等が専門的診断を行うとともに、必要に応じて通所指導を行います。

##### ウ 施設入所等

保護者がいない児童や、環境上養護を要する児童、障害のある児童等を必要に応じ児童福祉施設等へ入所させ、または里親等に委託しています。なお、世帯の課税状況により負担があります。

#### (2) 一時保護

家庭の事情で養育できなくなった児童や迷子、虐待を受けた児童を保護します。また、行動観察、短期入所指導等のため、一時的に児童を預かります。

## 2 家庭児童相談室

家庭相談員が子どもと家庭のことについて相談に応じ、問題解決のお手伝いをしています。

お子さんの学校生活、性格、習慣、家族関係、知能・ことばの遅れ、家出や夜遊びで困っているなどのお悩みを伺います。

相談窓口	電話番号	相談日	受付時間
中央保健福祉センターこども家庭課	221-2151	月・火・木・金曜日	9:00～  16:00 (祝日、年末 年始除く)
花見川保健福祉センターこども家庭課	275-6445	月・水・木・金曜日	
稲毛保健福祉センターこども家庭課	284-6139	月・火・木・金曜日	
若葉保健福祉センターこども家庭課	233-8152	月・火・水・金曜日	
緑保健福祉センターこども家庭課	292-8139	月・水・木・金曜日	
美浜保健福祉センターこども家庭課	270-3153	月・火・水・金曜日	

## 3 児童委員・主任児童委員

### ○児童委員

お住まいの地域で、児童・妊産婦・母子家庭などの福祉に関する悩みごとについて、親身になって相談に応じます。相談内容によっては、必要に応じて、児童相談所、保健福祉センター、保健所など専門機関に取り次ぎます。なお、児童委員は民生委員が兼務しています。

### ○主任児童委員

学校や児童相談所などと連携して、いじめや児童虐待、育児など児童福祉に関する事項を専門的に担当し、区域を担当する児童委員の活動に協力します。児童委員とともに、皆さんの相談役・支え役となります。

[問い合わせ先 各保健福祉センターこども家庭課]

## 4 児童家庭支援センター

学校生活、しつけ、児童虐待、非行など児童に関する様々な問題についての相談に応じます。

[問い合わせ先]

- 子ども未来サポートセンターほうゆう 電話 215-2001
- 児童家庭支援センター・旭ヶ丘 電話 214-8633
- 児童家庭支援センター・ふたば 電話 285-5634

## 5 子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業

公民館主催事業「子育てママのおしゃべりタイム」や親子体操等へ、子育てについて気軽に相談できる子育てサポーターの派遣を行います。また、家庭教育アドバイザー（臨床心理士有資格者）が、より専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポーターへの助言等も行います。

公民館事業の日程などは、「ちば市政だより」をご覧ください。各区中核公民館へお問い合わせください。

区名	中核公民館	電話番号
中央	松ヶ丘公民館	261-5990
花見川	幕張公民館	273-7522
稲毛	小中台公民館	251-6616
若葉	干城台公民館	237-1400

区名	中核公民館	電話番号
緑	誉田公民館	291-1512
美浜	稲浜公民館	247-8555

[問い合わせ先 生涯学習振興課 電話 245-5954]

## 6 子育て支援コンシェルジュ事業

保育をはじめとした子育て支援サービス全般の利用に関する相談・情報提供などを行う子育て支援コンシェルジュを各区保健福祉センターに配置し、相談業務等を行います。

[問い合わせ先 幼保支援課]

## 7 地域保健推進員

地域保健推進員は、町内自治会長の推薦を受け市長より委嘱された方で、2か月児を持つ家庭を全戸訪問し、育児に関する情報提供を行うなど、地域での子育てを支援しています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

## 8 青少年サポートセンター

青少年の健全育成や非行防止のため、学校や警察などの協力のもと、相談や補導活動及び青少年のサポート事業、広報啓発活動に努めています。非行・家庭問題・不登校などの電話相談及び来所相談を受けています。

- 青少年サポートセンター(中央区、全区) 電話 227-7830
- 東分室(若葉区) 電話 237-5411
- 西分室(美浜区、稲毛区及び花見川区の一部) 電話 277-0007
- 南分室(緑区) 電話 293-5811
- 北分室(花見川区、稲毛区の一部) 電話 259-1110

## 9 子ども・若者総合相談センターLink

30歳代までのニート、不登校、引きこもりなど、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者とその家族の相談に応じています。

[問い合わせ先 子ども・若者総合相談センターLink 電話 050-3775-7007]

## 10 養護教育センター

学習の遅れ、落ち着きがない、就学や進路等に関することで悩みをお持ちの方に教育相談を行います。

(来所相談・電話相談・医療相談・土曜教育相談)

[問い合わせ先 養護教育センター 電話 277-1199(相談専用)]

## 11 療育相談所

心身に障害あるいはその疑いのある児童に対して、早期の診断・検査・評価を行い、障害の程度、発達レベルを明らかにし、障害に応じた療育・指導を行っています。

[問い合わせ先 療育センター「療育相談所」 電話 279-1141]

## 1.2 障害児等療育支援事業

在宅の障害児等が、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、支援事業者が、訪問又は外来による療育相談や訪問健康診査を行います。

また、障害児保育を行う保育所等の職員に対し、療育に関する技術の指導を行います。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課、障害福祉サービス課]

## 1.3 乳幼児相談（育児相談）

乳幼児が心身ともに健やかに育つよう、保健師、管理栄養士、歯科衛生士による相談を実施しています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

## 1.4 発達相談

乳幼児相談、乳幼児の各健康診査などで、主に運動発達面に関して、より詳細な相談が必要なときに、小児神経科専門医による発達相談を保健所で実施しています。

[問い合わせ先 健康支援課]

## ■ひとり親家庭、寡婦および女性の相談

### 1 母子・父子自立支援員

母子家庭、父子家庭や寡婦の方を対象に、お子さんや家庭、福祉資金の貸付のことなどについて相談に応じ、自立へのお手伝いをします。

[問い合わせ先 各保健福祉センター子ども家庭課]

### 2 母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭の母及び父の就業と自立を支援するため、専門の相談員が就労相談に応じるほか、児童扶養手当受給者等に対して、ハローワークと連携した就業支援を行っています。

また、就業に役立つ講座の受講や資格取得のための給付金についての相談も受け付けています。

母子家庭等就業・自立支援センター窓口	電話番号	相談日	受付時間
中央保健福祉センター子ども家庭課	221-2558	月・火・水・金曜日	10:00～ 16:00 (祝日、年末 年始除く)
花見川保健福祉センター子ども家庭課	275-6445	月・火・水・金曜日	
稲毛保健福祉センター子ども家庭課	284-6139	月・水・木・金曜日	
若葉保健福祉センター子ども家庭課	233-8152	月・水・木・金曜日	
緑保健福祉センター子ども家庭課	292-8139	月・火・木・金曜日	
美浜保健福祉センター子ども家庭課	270-3153	月・火・木・金曜日	

### 3 ひとり親家庭土日・夜間相談電話

平日や昼間に育児や生活一般に関することなどを相談する時間がない方のために、相談員が電話でお話をうかがいます。

○相談日時 土日、祝日 9:00～18:00 月～金曜日 18:00～21:00

○電話番号 234-3366

[問い合わせ先 旭ヶ丘母子ホーム]

#### 4 千葉市配偶者暴力相談支援センター

配偶者等からの暴力に悩んでいる方からの相談に応じています。

- 相談専用電話 245-5110
- 相談時間 月～金曜日 (祝日、年末年始除く)  
9:00～16:00

[問い合わせ先 こども家庭支援課]

#### 5 婦人相談員

女性の抱えるさまざまな悩みや問題について、広く相談に応じています。

相談窓口	電話番号	受付時間
中央保健福祉センターこども家庭課	221-2149	月～金曜日 (祝日、年末年始除く) 9:00～16:30
花見川保健福祉センターこども家庭課	275-6421	
稲毛保健福祉センターこども家庭課	284-6137	
若葉保健福祉センターこども家庭課	233-8150	
緑保健福祉センターこども家庭課	292-8137	
美浜保健福祉センターこども家庭課	270-3150	

#### 6 ハーモニー相談室(女性のための相談室)

女性からの相談を受け付けています。家族、職場、健康、将来、人間関係など、様々な悩みや問題について、女性相談員が応じます(要予約)。

- 利用時間 火・水・木・金曜日 10:00～20:00  
土・日曜日 10:00～16:00
- 予約電話 209-8771

[問い合わせ先 千葉市男女共同参画センター 電話 209-8771]

### ■ 権利擁護関係の相談

#### 1 人権擁護委員による相談

差別待遇、名誉毀損、いやがらせ、いじめなど人権上の悩みごとについて、人権擁護委員が相談に応じています。

##### (1) 常設人権相談

- 受付時間 平日 8:30～17:15
- 相談方法 面接または電話
- 面接場所 千葉地方法務局 5階
- 受付方法 面接の場合 千葉地方法務局人権擁護課 電話 302-1319  
電話の場合 相談電話 0570-003-110(全国共通)

[問い合わせ先 千葉地方法務局 電話 302-1319、男女共同参画課]

##### (2) 特設人権相談

- 受付時間 毎週火曜日 10:00～15:00
- 相談方法 面接
- 相談場所 千葉中央コミュニティセンター2階
- 受付方法 当日直接会場へ [問い合わせ先 千葉地方法務局 電話 302-1319、男女共同参画課]

## 2 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

判断能力が十分ではない方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のお手伝いをを行います。

- 対 象 知的障害者、精神障害者、認知症高齢者など
- 相談窓口 千葉市成年後見支援センター（千葉市社会福祉協議会）  
千葉市ハーモニープラザ C棟3階
- 電 話 209-6000
- 受付時間 月～金曜日 9:00～17:30（祝日・年末年始を除く）

[問い合わせ先 千葉市成年後見支援センター]

## 3 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など精神上の障害によって判断能力が十分でない方を保護し、支援するため、家庭裁判所に適切な保護者（成年後見人、保佐人、補助人）を選んでもらい、安心して生活ができるようにすることを目的とした制度です。

家庭裁判所に法定後見の開始の審判を申し立てることができる方は、本人、配偶者、四親等内の親族の方です。

なお、身寄りのない方については、市町村長も申し立てることができます。

また、本市では、申立てを行った方のうち、生活保護を受けている方など低所得者については、裁判所への申立て費用や保護者への報酬を助成します。

- 対象者 ・精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）により、判断能力が不十分な方
- ・精神上の障害により、判断能力が著しく不十分な方
- ・精神上の障害により、判断能力が欠けているのが通常の状態にある方

[問い合わせ先 千葉家庭裁判所 電話 222-0165（代）]

[身寄りのない認知症高齢者の方 問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

[身寄りのない知的障害者、精神障害者の方 問い合わせ先 障害者自立支援課]

[親族申立ての支援 問い合わせ先 千葉市成年後見支援センター]

## 4 千葉市成年後見支援センター

成年後見制度に関する様々な相談に応じています。専門家による法律相談も行っています。

（法律相談は要予約）

- 受付時間 月～金曜日 9:00～17:30
- 所 在 地 中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザC棟3階
- 電 話 209-6000

[問い合わせ先 千葉市成年後見支援センター]

## 5 未成年後見制度

未成年後見制度とは、未成年の親権を行う者が、死亡、行方不明等でなくなったときに裁判所が後見人を選任し、後見人が未成年者の身上援護や財産管理を行うことで、未成年者を保護する制度です。

[問い合わせ先 児童相談所]

## 6 千葉県社会福祉士会

成年後見制度の利用をはじめとした権利擁護に関する質問、問い合わせ等に応じています。週2回、無料で、電話・来訪相談を行っています。

○相談日時 火・木曜日 10:00～16:00

○所在地 中央区千葉港7-1 塚本千葉第5ビル3階 千葉県社会福祉士会事務局

○電話 238-2866

## 7 成年後見センター・リーガルサポート

判断能力が減衰した方に対し、家庭裁判所の選任により、センター登録の司法書士が、後見人等として直接支援します。

○所在地 千葉市美浜区幸町2-2-1 千葉司法書士会館内

(公社)成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部

○電話 301-7831

## ■ 就労に関する相談

### 1 千葉市生活自立・仕事相談センター

様々な理由により生活に困りごとを抱えている市民の方に寄り添い、経済的社会的自立に向けた支援を行っています。

○千葉市生活自立・仕事相談センター中央

所在地 中央区中央4-5-1 きぼーる11階 中央保健福祉センター内

電話 202-5563

○千葉市生活自立・仕事相談センター稲毛

所在地 稲毛区穴川4-12-4 稲毛保健福祉センター1階

電話 207-7070

○千葉市生活自立・仕事相談センター若葉

所在地 若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター3階

電話 312-1723

相談日時(共通) 月～金曜日 8:30～17:30(祝日・年末年始を除く)

[問い合わせ先 保護課]

### 2 千葉市自立・就労サポートセンター

国(千葉労働局)と協働で、生活保護・児童扶養手当・住居確保給付金を受けている方、生活保護申請・相談中の方などを対象に、求人情報の提供、職業紹介及び就職までのサポートを行っています。

○千葉市自立・就労サポートセンター中央

所在地 中央区中央4-5-1 きぼーる11階 中央保健福祉センター内

電話 223-6270

○千葉市自立・就労サポートセンター花見川

所在地 花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター1階

電話 275-6633

○千葉市自立・就労サポートセンター稲毛

所在地 稲毛区穴川 4-12-1 稲毛区役所 2 階(「千葉市ふるさとハローワークいなげ」併設)

電話 284-0860

○千葉市自立・就労サポートセンター若葉

所在地 若葉区貝塚 2-19-1 若葉保健福祉センター1 階

電話 233-2331

相談日時(共通) 月～金曜日 8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)

[問い合わせ先 保護課]

### 3 ハローワーク

雇用に関する相談・支援、職業の相談・紹介及び雇用保険の支給等、様々な雇用サービスを行っています。

[問い合わせ先]

○ハローワーク千葉 電話 242-1181

○ハローワーク千葉南 電話 300-8609

### 4 マザーズハローワーク

子育てをしながら働きたい方や仕事と家庭を両立したい方に、総合的な就職支援を行っています。

[問い合わせ先 マザーズハローワークちば 電話 238-8100]

## ■ その他の相談

### 1 食生活改善推進員

食生活改善推進員(ヘルスメイト)は、千葉市が主催する養成講座を修了後、市長の委嘱を受けて、地域で健康を考えた料理講習会や相談など食生活改善のためのボランティア活動をしています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

### 2 男性電話相談

家族、職場、生き方、人間関係、心や体などの様々な悩みや問題について、男性相談員が応じます。

○利用時間 金曜日 18:30～20:30

○相談電話 209-8773 (電話のみ)

[問い合わせ先 千葉市男女共同参画センター 電話 209-8771]

## IV 各種統計データ等

## (1) 区別データ

	全市	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	時点
総人口(人)	967,437	205,973	176,622	158,164	149,853	128,511	148,314	H29.9.30
世帯(世帯)	449,321	103,799	82,412	73,532	70,759	53,124	65,695	H29.9.30
要支援・要介護認定者(人)	40,363	8,853	7,742	6,387	7,905	4,633	4,843	H29.9.30
要支援1	6,039	1,297	1,427	843	1,090	540	842	
要支援2	4,853	1,249	745	661	934	590	674	
要介護1	9,461	1,810	2,050	1,588	1,812	1,016	1,185	
要介護2	6,473	1,414	1,043	1,100	1,421	798	697	
要介護3	5,147	1,227	869	840	1,072	604	535	
要介護4	4,722	1,012	915	751	953	592	499	
要介護5	3,668	844	693	604	623	493	411	
身体障害者・児(人)	34,149	6,837	6,192	5,599	6,030	4,803	4,688	H29.3.31
肢体不自由	14,327	2,905	2,541	2,396	2,459	2,116	1,910	
視覚障害	1,641	370	300	306	277	201	187	
聴覚・平衡機能障害	2,031	426	341	313	343	320	288	
音声・そしゃく・言語機能障害	335	65	51	56	60	56	47	
内部障害	9,367	1,854	1,751	1,482	1,684	1,205	1,391	
知的障害児・者(人)	6,448	1,217	1,208	1,046	1,207	905	865	H29.9.30
精神障害者(人)	7,065	1,665	1,265	1,106	1,204	900	925	H29.3.31
難病患者(人) (治療研究費受給者数)	6,683	1,364	1,270	1,053	1,084	848	1,064	H29.3.31
外国人(人)	24,028	6,066	3,626	3,454	3,091	1,254	6,537	H29.9.30
未就学児	53,463	11,605	8,963	8,944	7,569	8,329	8,053	H29.3.31
ホームレス(人)	34	12	1	2	4	0	15	H29.8.31
生活保護受給者(人)	20,566	6,191	3,118	2,983	5,028	1,903	1,343	H29.10.1
民生委員・児童委員定数(人)	1,502	344	281	255	247	165	210	H29.9.1
町内自治会(団体)	1,098	233	150	185	204	162	164	H29.9.30
町内自治会加入世帯(世帯)	296,643	65,420	61,431	50,553	43,059	29,686	46,494	H29.9.30
社協地区部会(団体)	68	17	13	12	14	4	8	H29.9.30
社協会員加入口数(口)	185,345	43,955	34,408	32,392	24,289	22,911	27,390	H29.3.31
老人クラブ(団体)	265	68	52	45	39	22	39	H29.10.30
老人クラブ加入者(人)	13,429	3,122	2,585	1,940	2,278	1,036	2,468	H29.10.30
自主防災組織(団体)	1,020	223	143	176	167	135	176	H29.9.30
自主防災組織加入世帯(世帯)	286,714	63,475	56,642	49,723	39,220	27,572	50,082	H29.9.30

## (2) 社協地区部会一覧 (平成30年3月31日現在)

## 《中央区》

No.	地区部会名	活動対象区域
1	都地区部会	都町
2	末広地区部会	末広、長洲2丁目、長洲1丁目の一部、千葉寺町の一部、青葉町の一部
3	ちば中央地区部会	亥鼻、本町の一部、中央、市場町、道場南、鶴沢町、旭町、亀井町、亀岡町、葛城、東本町、長洲1丁目の一部、青葉町の一部
4	西千葉地区部会	登戸、新千葉の一部、汐見丘町、春日
5	中央地区部会	弁天、栄町、富士見、本千葉町、新町の一部、新千葉の一部
6	蘇我地区部会	蘇我、今井、若草、南町
7	白旗台地区部会	白旗、鵜の森町、今井町、大巖寺町、花輪町、宮崎、赤井町の一部、千葉寺町の一部、大森町の一部、宮崎町の一部
8	松波地区部会	松波
9	松ヶ丘地区部会	松ヶ丘町の一部、仁戸名町の一部、星久喜町の一部、大森町の一部、宮崎町の一部
10	川戸地区部会	中央区：川戸町、仁戸名町の一部、赤井町の一部 緑区：平山町の一部
11	寒川地区部会	港町、寒川町、稲荷町
12	星久喜地区部会	矢作町、星久喜町の一部、松ヶ丘町の一部、青葉町の一部
13	生浜地区部会	村田町、浜野町、塩田町、生実町、南生実町
14	東千葉地区部会	東千葉
15	新宿地区部会	新宿、神明町、新田町、出洲港、中央港、千葉港、問屋町
16	中央東地区部会	祐光、椿森、道場北、院内、要町、本町の一部
17	千葉みなと地区部会	中央港、千葉港、問屋町

## 《花見川区》

No.	地区部会名	活動対象区域
1	検見川地区部会	検見川町、南花園2丁目の一部
2	花園地区部会	花園、花園町、浪花町、瑞穂、朝日ヶ丘4丁目、南花園1丁目、南花園2丁目の一部
3	犢橋地区部会	犢橋町、千種町、三角町
4	こてはし台中学校区地区部会	大日町、内山町、宇那谷町、横戸台、横戸町の一部、み春野
5	幕張・武石地区部会	武石町、幕張6丁目
6	花見川地区部会	柏井町、柏井、花島町、横戸町の一部、花見川6・7街区
7	花見川第2地区部会	天戸町の一部、花見川1～5街区、8・9街区
8	朝日ヶ丘地区部会	朝日ヶ丘1～3丁目、西小中台、宮野木台の一部
9	こてはし台地区部会	こてはし台
10	天戸中学校区地区部会	長作町、長作台、作新台、天戸町の一部
11	さつきが丘・宮野木台地区部会	さつきが丘、宮野木台の一部
12	幕張本郷中学校区地区部会	幕張本郷、幕張町1丁目的一部分

## 《花見川区》

No.	地区部会名	活動対象区域
13	畑地区部会	畑町、朝日ヶ丘5丁目

## 《稲毛区》

No.	地区部会名	活動対象区域
1	小中台東地区部会	小中台町、園生町の一部、宮野木町の一部
2	山王地区部会	山王町、小深町、六方町、長沼原町の一部
3	轟・穴川地区部会	轟町、穴川、穴川町
4	稲毛地区部会	稲毛、稲毛町、稲毛東5～6丁目
5	稲丘地区部会	稲丘町、稲毛台町、稲毛東1～4丁目、稲毛1丁目の一部、黒砂4丁目の一部、小仲台1丁目の一部
6	千草台中学校地区部会	千草台、萩台町、天台町、天台2～6丁目
7	草野地区部会	あやめ台の一部、園生町の一部、長沼町の一部、長沼原町の一部
8	緑が丘地区部会	柏台、長沼町の一部、宮野木町の一部、園生町の一部、あやめ台の一部
9	301（作草部・天台）地区部会	作草部、作草部町、天台1丁目
10	緑・黒砂地区部会	緑町、黒砂、黒砂台1丁目～2丁目
11	小中台西地区部会	小仲台1丁目の一部～9丁目
12	弥生地区部会	弥生町、黒砂台3丁目の一部

## 《若葉区》

No.	地区部会名	活動対象区域
1	坂月地区部会	大草町、太田町、坂月町、小倉町の一部
2	貝塚地区部会	貝塚町、貝塚2丁目
3	桜木地区部会	桜木1～8丁目、桜木北1丁目、桜木北2丁目の一部、貝塚1丁目、小倉町の一部
4	小倉地区部会	小倉台、小倉町の一部、若松町の一部
5	白井地区部会	中野町、和泉町、野呂町、川井町、五十土町、大広町、高根町、佐和町、北谷津町、中田町の一部、多部田町の一部
6	更科地区部会	古泉町、富田町、更科町、御殿町、小間子町、上泉町、下泉町、大井戸町、下田町の一部、谷当町、中田町の一部
7	御成台、千城台西・北地区部会	御成台、千城台西、千城台北、下田町の一部
8	千城台東南・金親地区部会	千城台東、千城台南、金親町
9	26地区部会	大宮台、北大宮台、大宮町の一部、多部田町の一部、緑区平山町の一部
10	若松地区部会	若松町の一部、若松台、桜木北2丁目の一部、桜木北3丁目、都賀5丁目、西都賀5丁目の一部
11	加曽利地区部会	加曽利町
12	都賀地区部会	都賀1～4丁目、西都賀1～4丁目、西都賀5丁目の一部、都賀の台
13	結・みつわ台地区部会	愛生町、殿台町、原町の一部、東寺山町、みつわ台、源町
14	千城小地区部会	大宮町の一部

## 《緑区》

No.	地区部会名	活動対象区域
1	誉田地区部会	誉田町、鎌取町、辺田町、平山町の一部、大膳野町、高田町、平川町、おゆみ野6丁目の一部、東山科町
2	椎名地区部会	大金沢町、椎名崎町、小金沢町、茂呂町、中西町、古市場町、落井町、富岡町、刈田子町
3	土気地区部会	土気町、小食土町、小山町、大椎町、板倉町、大木戸町、下大和田町、上大和田町、高津戸町、大高町、越智町、あすみが丘、大野台、あすみが丘東
4	おゆみ野地区部会	おゆみ野有吉、おゆみ野1～5丁目、おゆみ野6丁目の一部、おゆみ野中央、おゆみ野南

## 《美浜区》

No.	地区部会名	活動対象区域
1	稲毛海岸地区部会	稲毛海岸
2	幸町2丁目地区部会	幸町2丁目、新港の一部
3	幸町1丁目地区部会	幸町1丁目、新港の一部
4	高洲・高浜地区部会	高洲、高浜
5	真砂地区部会	真砂
6	磯辺地区部会	磯辺
7	幕張西地区部会	幕張西、浜田
8	打瀬地区部会	打瀬



## ■ 消費生活センター（暮らしのプラザ）

参考第6章「公助の取組み」No. 18, 47, 100「ちばし消費者応援団登録」(P95, 100, 110)

消費生活の安定・向上を図るために設置された、消費者活動の拠点施設です。2階の「消費者活動コーナー」、3階の「研修講義室」「実験実習室」は、ちばし消費者応援団の登録いただいた団体に貸し出しを行っています。

名称	住所
消費生活センター（暮らしのプラザ）	中央区弁天1-25-1

## ■ 国際交流プラザ

参考第6章「公助の取組み」No. 19, 26, 99「国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進」(P96, 97, 110)

外国人市民への情報提供や生活相談、国際交流ボランティアによる日本語学習支援などを行う、国際交流の拠点施設です。プラザ内の会議室は、国際交流活動を行う団体に貸し出しを行っています。

※会議室の利用にあたっては、事前に団体登録が必要です。

名称	住所
国際交流プラザ	中央区中央2-5-1（千葉中央ツインビル2号館8階）

## ■ 公民館

参考第6章「公助の取組み」No. 16「地域づくり拠点としての公民館の活用」(P95)

区	施設名	所在地	区	施設名	所在地
中央 (9館)	松ヶ丘	中央区松ヶ丘町 257-2	若葉 (8館)	草野	稲毛区園生町 384-93
	生浜	中央区生実町 67-1		山王	稲毛区六方町 55-29
	新宿	中央区新宿 2-16-14		都賀	稲毛区作草部 2-8-53
	宮崎	中央区宮崎 2-5-22		緑が丘	稲毛区宮野木町 1807-3
	葛城	中央区葛城 2-9-2		千城台	若葉区千城台西 2-1-1
	末広	中央区末広 3-2-2	更科	若葉区更科町 2254-1	
	椿森	中央区椿森 6-1-11	白井	若葉区野呂町 622-10	
	川戸	中央区川戸町 403-1	加曾利	若葉区加曾利町 892-6	
	星久喜	中央区星久喜町 615-7	大宮	若葉区大宮町 3221-2	
花見川 (10館)	幕張	花見川区幕張町 4-602	みつわ台	若葉区みつわ 3-12-17	
	花園	花見川区花園 3-12-8	若松	若葉区若松町 2117-2	
	犢橋	花見川区犢橋町 162-1	桜木	若葉区桜木 3-17-29	
	検見川	花見川区検見川町 3-322-25	誉田	緑区誉田町 1-789-49	
	花見川	花見川区柏井町 1590-8	椎名	緑区富岡町 290-1	
	さつきが丘	花見川区さつきが丘 1-32-4	土気	緑区土気町 1631-7	
	こてはし台	花見川区横戸町 861-4	越智	緑区越智町 822-7	
	長作	花見川区長作町 1722-1	おゆみ野	緑区おゆみ野中央 2-7-6	
	朝日ヶ丘	花見川区朝日ヶ丘 1-1-30	美浜 (6館)	稲浜	美浜区稲毛海岸 3-4-1
	幕張本郷	花見川区幕張本郷 2-19-33		幕張西	美浜区幕張西 2-6-2
稲毛 (9館)	小中台	稲毛区小中台 5-7-1		磯辺	美浜区磯辺 1-48-1
	黒砂	稲毛区黒砂 2-4-18		幸町	美浜区幸町 2-12-14
	轟	稲毛区轟町 1-12-3	高浜	美浜区高浜 1-8-3	
	稲毛	稲毛区稲毛 1-10-17	打瀬	美浜区打瀬 2-13	
	千草台	稲毛区天台 3-16-5			

## ■ 小学校

参考第6章「公助の取組み」No.17「学校施設開放」(P95) /No.20「学校体育施設開放事業」(P96)

学校名	住所
院内小学校	中央区祐光 1-25-3
生浜小学校	中央区浜野町 1335
生浜西小学校	中央区塩田町 316-1
生浜東小学校	中央区生実町 1928
大森小学校	中央区大森町 268
川戸小学校	中央区川戸町 450
寒川小学校	中央区寒川町 1-205
新宿小学校	中央区新宿 2-15-1
蘇我小学校	中央区今井 3-15-32
大巖寺小学校	中央区大巖寺町 375
鶴沢小学校	中央区鶴沢町 21-1
仁戸名小学校	中央区仁戸名町 380
登戸小学校	中央区登戸 2-11-1
弁天小学校	中央区弁天 1-21-2
星久喜小学校	中央区星久喜町 1060
本町小学校	中央区本町 2-6-23
松ヶ丘小学校	中央区松ヶ丘町 580
都小学校	中央区都町 1129
宮崎小学校	中央区宮崎 2-3-13
朝日ヶ丘小学校	花見川区朝日ヶ丘 2-6-1
上の台小学校	花見川区幕張本郷 4-8-1
柏井小学校	花見川区柏井 4-48-1
検見川小学校	花見川区検見川町 3-322-23
犢橋小学校	花見川区犢橋町 774
こてはし台小学校	花見川区こてはし台 2-28-1
作新小学校	花見川区作新台 7-2-1
さつきが丘西小学校	花見川区さつきが丘 2-14
さつきが丘東小学校	花見川区さつきが丘 1-7
長作小学校	花見川区長作町 1273
西小中台小学校	花見川区西小中台 3-1
西の谷小学校	花見川区幕張本郷 3-22-6
畑小学校	花見川区畑町 1385-1
花島小学校	花見川区花見川 8-1
花園小学校	花見川区花園 4-1-2
花見川第一小学校	花見川区花見川 4-1
花見川第二小学校	花見川区花見川 6-1
花見川第三小学校	花見川区花見川 1-1
幕張小学校	花見川区幕張町 4-781
幕張東小学校	花見川区幕張町 4-681
幕張南小学校	花見川区幕張町 3-7718
瑞穂小学校	花見川区瑞穂 1-2
横戸小学校	花見川区横戸町 1005
あやめ台小学校	稲毛区園生町 446-1
稲丘小学校	稲毛区稲丘町 19-30
稲毛小学校	稲毛区稲毛町 5-534-5
柏台小学校	稲毛区園生町 588
草野小学校	稲毛区園生町 1385
小中台小学校	稲毛区小仲台 6-34-1
小中台南小学校	稲毛区小仲台 8-15-1
山王小学校	稲毛区山王町 121
園生小学校	稲毛区小仲台 9-30-1
千草台小学校	稲毛区天台 5-11-1
千草台東小学校	稲毛区作草部町 1298-1
都賀小学校	稲毛区作草部町 938
轟町小学校	稲毛区轟町 3-4-30

学校名	住所
緑町小学校	稲毛区緑町 2-13-1
宮野木小学校	稲毛区宮野木町 2100
弥生小学校	稲毛区弥生町 3-18
大宮小学校	若葉区大宮台 7-8-1
大宮台小学校	若葉区大宮町 2082
小倉小学校	若葉区小倉台 5-1-1
北貝塚小学校	若葉区貝塚町 1093
坂月小学校	若葉区坂月町 298
桜木小学校	若葉区桜木 3-26-1
更科小学校	若葉区更科町 2073
白井小学校	若葉区野呂町 215
千城小学校	若葉区大宮町 2655
千城台旭小学校	若葉区千城台東 3-18-1
千城台北小学校	若葉区千城台北 1-4-1
千城台西小学校	若葉区千城台西 2-21-1
千城台東小学校	若葉区千城台東 1-15-1
千城台南小学校	若葉区千城台南 1-19-1
都賀の台小学校	若葉区都賀の台 2-13-1
みつわ台北小学校	若葉区みつわ台 3-5-1
みつわ台南小学校	若葉区みつわ台 1-17-1
源小学校	若葉区源町 541-6
若松小学校	若葉区若松町 360-1
若松台小学校	若葉区若松台 2-25-1
あすみが丘小学校	緑区あすみが丘 6-2
有吉小学校	緑区おゆみ野 1-53
泉谷小学校	緑区おゆみ野中央 4-3
扇田小学校	緑区おゆみ野中央 1-26
大木戸小学校	緑区大木戸町 317
大椎小学校	緑区あすみが丘 6-38
越智小学校	緑区越智町 705-359
おゆみ野南小学校	緑区おゆみ野南 4-26
金沢小学校	緑区おゆみ野南 5-31
小谷小学校	緑区おゆみ野 4-45
椎名小学校	緑区茂呂町 582
土気小学校	緑区土気町 1634-2
土気南小学校	緑区あすみが丘 4-16
平山小学校	緑区辺田町 141
誉田小学校	緑区誉田町 1-27
誉田東小学校	緑区誉田町 2-21-84
磯辺小学校	美浜区磯辺 4-16-1
磯辺第三小学校	美浜区磯辺 1-25-1
稲毛第二小学校	美浜区稲毛海岸 5-7-1
稲浜小学校	美浜区稲毛海岸 2-3-2
打瀬小学校	美浜区打瀬 1-3-1
海浜打瀬小学校	美浜区打瀬 3-3-1
幸町小学校	美浜区幸町 2-12-12
幸町第三小学校	美浜区幸町 1-10-1
高洲小学校	美浜区高洲 2-2-20
高洲第三小学校	美浜区高洲 3-3-11
高洲第四小学校	美浜区高洲 1-15-1
高浜第一小学校	美浜区高浜 1-4-1
高浜海浜小学校	美浜区高浜 4-8-2
幕張西小学校	美浜区幕張西 2-8-1
真砂第五小学校	美浜区真砂 1-12-15
真砂西小学校	美浜区真砂 4-5-1

学校名	住所
真砂東小学校	美浜区真砂 2-13-1

学校名	住所
美浜打瀬小学校	美浜区打瀬 2-18-1

## ■ 中学校

参考第6章「公助の取組み」No.20「学校体育施設開放事業」(P96)

学校名	住所
生浜中学校	中央区南生実町 258
葛城中学校	中央区葛城 2-9-1
川戸中学校	中央区川戸町 443
新宿中学校	中央区間屋町 1-73
末広中学校	中央区末広 2-10-1
蘇我中学校	中央区白旗 1-5-3
椿森中学校	中央区椿森 4-1-1
星久喜中学校	中央区星久喜町 823
松ヶ丘中学校	中央区松ヶ丘町 440
朝日ヶ丘中学校	花見川区朝日ヶ丘 2-4-1
天戸中学校	花見川区天戸町 1429
犢橋中学校	花見川区三角町 656-2
こてはし台中学校	花見川区こてはし台 5-15-1
さつきが丘中学校	花見川区さつきが丘 2-15
花園中学校	花見川区花園 4-1-1
花見川中学校	花見川区花見川 6-2
幕張中学校	花見川区幕張町 4-45
幕張本郷中学校	花見川区幕張本郷 5-18-1
緑が丘中学校	花見川区犢橋町 213-4
稲毛中学校	稲毛区稲毛町 5-120
草野中学校	稲毛区園生町 1397
小中台中学校	稲毛区小仲台 9-46-2
千草台中学校	稲毛区千草台 2-3-1
都賀中学校	稲毛区作草部町 1306-1
轟町中学校	稲毛区轟町 3-5-14
緑町中学校	稲毛区緑町 2-3-1
大宮中学校	若葉区大宮町 2077
貝塚中学校	若葉区貝塚 1-7-1

学校名	住所
加曾利中学校	若葉区加曾利町 961-5
更科中学校	若葉区更科町 2112
山王中学校	若葉区若松町 774
白井中学校	若葉区野呂町 623
千城台西中学校	若葉区千城台西 2-20-1
千城台南中学校	若葉区千城台南 1-20-1
若松中学校	若葉区若松町 2106-2
みつわ台中学校	若葉区みつわ台 2-41-1
有吉中学校	緑区おゆみ野 2-41
泉谷中学校	緑区おゆみ野中央 4-2
大椎中学校	緑区あすみが丘 8-26
越智中学校	緑区越智町 651
おゆみ野南中学校	緑区おゆみ野南 5-25
土気中学校	緑区土気町 1400
土気南中学校	緑区あすみが丘 4-38
誉田中学校	緑区誉田町 1-138
磯辺中学校	美浜区磯辺 1-50-1
稲毛高附属中学校	美浜区高浜 3-1-1
打瀬中学校	美浜区稲毛海岸 2-3-3
打瀬中学校	美浜区打瀬 3-12-1
幸町第一中学校	美浜区幸町 2-12-7
幸町第二中学校	美浜区幸町 1-10-2
高洲第一中学校	美浜区高洲 2-3-18
高洲第二中学校	美浜区高洲 4-4-3
高浜中学校	美浜区高浜 4-8-1
幕張西中学校	美浜区幕張西 2-9-1
真砂中学校	美浜区真砂 5-18-2

## ■ 高等学校 (市立)

高等学校名	所在地
千葉	稲毛区小仲台 9-46-1
稲毛	美浜区高浜 3-1-1

## ■ コミュニティセンター

名称	住所
中央コミュニティセンター	中央区千葉港 2-1
〃 松波分室	中央区松波 2-14-8
蘇我コミュニティセンター	中央区今井 1-14-35
畑コミュニティセンター	花見川区畑町 1336-2
幕張コミュニティセンター	花見川区幕張町 3-7730-4
花島コミュニティセンター	花見川区花島町 308 花島公園センター内
穴川コミュニティセンター	稲毛区穴川 4-12-3
長沼コミュニティセンター	稲毛区長沼町 461-8
都賀コミュニティセンター	若葉区都賀 4-20-1
千城台コミュニティセンター	若葉区千城台西 2-1-1
鎌取コミュニティセンター	緑区おゆみ野 3-15-2
土気 あすみが丘 プラザ	緑区あすみが丘 7-2-4
高洲コミュニティセンター	美浜区高洲 3-12-1
真砂コミュニティセンター	美浜区真砂 4-1-7

■ いきいきセンター・いきいきプラザ

高齢者が健康で生きがいのある生活が送れるように、創作室や研修室等を備えているほか、日常生活の悩みごとや健康の相談に応じたり、健康増進やレクリエーション活動を行うことができる施設です。

名称	住所	指定管理者
中央いきいきプラザ	中央区松ヶ丘町 257-1	(社福)千葉市社会福祉事業団
花見川いきいきプラザ	花見川区三角町 750	
稲毛いきいきプラザ	稲毛区稲毛東 6-19-1	
若葉いきいきプラザ	若葉区北谷津町 333-2	
緑いきいきプラザ	緑区誉田町 2-15-65	
美浜いきいきプラザ	美浜区高洲 3-5-6	(社福)千葉市社会福祉事業団
蘇我いきいきセンター	中央区今井 1-14-38	
花見川いきいきセンター	花見川区花見川 9-1	
さつきが丘いきいきセンター	花見川区さつきが丘 1-32-3	
あやめ台いきいきセンター	稲毛区園生町 446-1 (あやめ台小学校内)	
大宮いきいきセンター	若葉区大宮台 7-8-1 (大宮小学校内)	
都賀いきいきセンター	若葉区都賀 4-20-1 (都賀コミュニティセンター内)	
越智いきいきセンター	緑区越智町 822-7	
土気いきいきセンター	緑区土気町 1634 (土気市民センター内)	
真砂いきいきセンター	美浜区真砂 4-4-10	

■ 子育てリラックス館

子育て中の方が親子で気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で交流したり、さらには子育てに関する相談等ができる施設です。

名称	住所
蘇我・子育てリラックス館	中央区今井 1-14-38 (蘇我コミュニティセンター隣)
千葉寺・子育てリラックス館	中央区千葉寺町 887-7 (フィールドハウス千葉寺参番館 1 階)
花見川・子育てリラックス館	花見川区花見川 3-28-101 (花見川団地商店街内)
幕張本郷・子育てリラックス館	花見川区幕張本郷 2-8-23 (アミティ望月 101 号)
てんだい・子育てリラックス館	稲毛区天台 1-7-10 (こぼと子育て支援センター内)
子育てリラックス館・園生出張ひろば	稲毛区園生町 1107-7 生活クラブ いなげビル 虹と風 (地域活動スペース 虹と風 2 階)
千城台・子育てリラックス館	若葉区千城台北 1-29-9 (プラスパビル 1 階 A 号)
都賀駅前・子育てリラックス館	若葉区西都賀 3-2-8 (M・G・O ビル 1 階)
かまとり・子育てリラックス館	緑区おゆみ野 3-38-4 (アーバンヒルズ 103・104)
おゆみ野中央・子育てリラックス館	緑区おゆみ野中央 8-2 (おゆみ野ふれあい館 1 階)
幸町・子育てリラックス館	美浜区幸町 2-12-1 美浜しょうじゅレジデンス 1 階
高洲・子育てリラックス館	美浜区高洲 3-12-1 (高洲コミュニティセンター隣接)

■ 子育て支援館

乳幼児とその保護者が楽しく遊びながら、子育てについて学びあうとともに、子育て不安に対する相談や子育て支援情報の提供などを行う施設です。

名称	住所
千葉市子育て支援館	中央区中央 4-5-1 きぼーる 6F

■ 地域子育て支援センター

保育所(園)内の施設で、保育士が、子どもの食事・睡眠・トイレ・友達づくりなど、様々な子育ての不安や悩みなどについて相談に応じるほか、子育て親子の交流の場として利用できます。

名称	住所
にこにこルーム	中央区新宿 2-15-2 (新宿保育所内)
子育てひろば・ちどり	花見川区検見川町 3-331-4 (ちどり保育園内)
子育てひろば・いなげ	稲毛区小仲台 2-10-1 (稲毛保育園内)
子育てひろば・みつわだい	若葉区みつわ台 5-8-8 (みつわ台保育園内)
ふれあいひろば・輝	緑区おゆみ野中央 7-30 (明和輝保育園内)
桜ほっとステーション親子	緑区土気町 1626-5 (明德土気保育園内)
子育てひろば・うたせ	美浜区打瀬 1-3-5 (打瀬保育園内)

## ■ 子ども交流館

「遊び・創造・憩い」を通して、子どもたちに、健全な遊びと居場所を提供し、子どもの健全な育成と交流を図る施設です。

名称	住所
千葉市子ども交流館	中央区中央 4-5-1 きぼーる 3～5階

## ■ 地域活動支援センター

障害者（または 15 歳以上の障害児）が通所により、創作的活動や生産活動、社会との交流の促進等を行うほか、種類により、専門職員による社会基盤との連携強化や地域住民ボランティア育成、普及啓発、機能訓練や社会適応訓練、入浴等のサービス等の事業を実施します。

種類	名称	住所	定員
地域活動支援センターⅠ型	まるめろ	中央区東本町 1-6	20
	支援センターはなみがわ	花見川区天戸町 757-3	20
	地域生活支援センターふるる	稲毛区作草部 2-4-6	20
	やさし〜ど（中野学園）	緑区土気町 1634 土気市民センター2階	20
	ディアフレンズ美浜	美浜区磯辺 2-21-1	20
	若葉泉の里	若葉区大宮町 2112-8	30
地域活動支援センターⅡ型	ハートケアセンターちば	中央区登戸 1-22-32 浜田ビル 2階	25
	たけの子工房	緑区辺田町 120-4	35
地域活動支援センターⅢ型	けやきと仲間	中央区松波 2-5-9 小幡ビル 2階	20
	らいおん千葉	中央区長洲 1-33-14	20
	フロンティア	中央区南町 3-1-1 三幸第 5ビル 3階	30
	リベラ	中央区長洲 2-21-1-205	22
	ゆーあい	中央区登戸 1-22-32 浜田ビル 1階	15
	ベーカリーウィズ	花見川区柏井町 815-5	12
	キッチン園 MARU	稲毛区轟町 1-2-6	14
	トライアングル西千葉	稲毛区小仲台 2-6-1 京成稲毛ビル 205	19
	地域の茶の間	美浜区真砂 4-7-14	15
	コミュニティサロンそら	緑区土気町 1727-4 藤屋北辰興産ビル 1階	15

## V 地域福祉に関するアンケート調査結果

- 1 調査名 千葉市ウェブ（WEB）アンケート調査  
 2 調査期間 平成29年5月1日～10日  
 3 回答者数 650人 【H26調査】1,041人

※ H26年度は、インターネットモニターアンケートの結果を掲載しています。

※ 割合（%）は複数選択の設問や、小数点第1位以下四捨五入のため、割合の合計が100%にならない場合があります。

### 4 回答者の属性

#### (1) 性別

性別	回答数	割合
男性	344	52.9%
女性	305	46.9%
未回答	1	0.2%
合計	650	100.0%

#### (2) 年齢

年齢	回答数	割合
～10代	3	0.5%
20代	27	4.2%
30代	113	17.4%
40代	214	32.9%
50代	116	17.8%
60代	86	13.2%
70代以上	91	14.0%
合計	650	100.0%

#### (3) 居住区

居住区	回答数	割合
中央区	142	21.8%
花見川区	108	16.6%
稲毛区	107	16.5%
若葉区	98	15.1%
緑区	74	11.4%
美浜区	121	18.6%
合計	650	100.0%

#### (4) 職業

職業	回答数	割合
会社員	235	36.2%
自営・自由業	40	6.2%
パート・アルバイト	91	14.0%
公務員	23	3.5%
学生	7	1.1%
専業主婦・主夫	134	20.6%
無職	102	15.7%
その他	18	2.8%
合計	650	100.0%

【問1】お住まいの地域では、どのような地域福祉活動が行われていますか。(複数回答可) ※回答者数：650人

設問	回答数	回答割合
見守り・安否確認	200	30.8%
ちょっとした力仕事(ごみ出しや電球の交換など)	85	13.1%
気軽に行ける自由な居場所づくり	70	10.8%
通院や買い物等の外出の手伝い	68	10.5%
日常的な家事支援(洗濯や食事の準備など)	65	10.0%
配食サービスの支援	62	9.5%
悩み事の相談	50	7.7%
健康管理の支援	46	7.1%
日常会話の相手	35	5.4%
急病などの緊急時の手助け	25	3.8%
わからない	358	55.1%
その他( )	11	1.7%

【問2】望まれるご近所との関係はどのようなものですか。(1つだけ回答) ※回答者数：650人

設問	回答数	回答割合	
		【H29】	【H26】
なんでも相談し、助け合う	76	11.7%	15.2%
簡単な悩みごとが相談できる	257	39.5%	58.6%
挨拶する程度	313	48.2%	25.6%
全く付き合わない	4	0.6%	0.7%

【問3】これまでに、地域福祉活動に参加したことがありますか。(1つだけ回答) ※回答者数：650人

設問	回答数	回答割合
ある	114	17.5%
ない(機会があったら参加したい)	386	59.4%
ない(参加したくない)	150	23.1%

【問4】地域福祉活動に参加したきっかけは、どのようなことでしたか。 ※問3で「ある」を選択した人のみ(複数選択可)

※回答者数：114人

設問	回答数	回答割合
地域活動している方	39	34.2%
所属する地域団体の役職等になった	33	28.9%
研修や講習、地域のイベント	31	27.2%
友人・知人	23	20.2%
市ホームページ、市政だより	18	15.8%
ボランティアセンター	15	13.2%
特になし	2	1.8%

資料編【 VI 市民意見 】

その他 ( )	9	7.9%
---------	---	------

【問5】地域福祉活動に参加してよかった点は何ですか。※問3で「ある」を選択した人のみ（複数回答可）※回答者数：114人

設問	回答数	回答割合
多くの人と知り合えた	70	61.4%
新しい経験ができた	61	53.5%
自分の知識や経験を活かすことができた	38	33.3%
人との協調性が身に付いた	34	29.8%
やりがいや生きがいを感じた	28	24.6%
視野が広がり、物事の捉え方が変わった	28	24.6%
新しい知識や技術が身に付いた	23	20.2%
特にない	7	6.1%
その他 ( )	1	0.9%

【問6】地域福祉活動に参加しない理由は何ですか。※問3で「ない」を選択した人の（1つだけ回答）※回答者数：536人

設問	回答数	回答割合
時間がない	171	31.9%
地域福祉活動に関する情報がない	144	26.9%
ふだん地域福祉活動との関わりがない	136	25.4%
関わりをもちたくない	29	5.4%
参加したい活動がない	27	5.0%
その他 ( )	27	5.0%

【問7】地域に求められていると思う人はどのような人ですか。（複数選択可）※回答者数：650人

設問	回答数	回答割合
見守りや安否確認をしてくれる人	466	71.7%
災害時に頼りになる人	394	60.6%
悩みや不安の話し相手になってくれる人	226	34.8%
子育てについて相談できる相手	214	32.9%
健康づくりの仲間	161	24.8%
在住外国人とコミュニケーションできる人	105	16.2%
その他 ( ) 有効回答	22	3.4%

【問8】参加したい地域福祉活動は何ですか。(3つまで回答) ※回答者数：650人

設問	回答数	回答割合
見守り・安否確認	261	40.2%
急病など緊急時の手助け	229	35.2%
ちょっとした力仕事(ごみ出しや電球の交換など)	214	32.9%
日常会話の相手	140	21.5%
気軽に行ける自由な居場所づくり	111	17.1%
通院や買い物等の外出の手伝い	105	16.2%
健康管理の支援	57	8.8%
悩み事の相談	52	8.0%
日常的な家事支援(洗濯や食事の準備など)	42	6.5%
配食サービスの支援	23	3.5%
わからない	101	15.5%
その他( )有効回答	12	1.8%

【問9】市民が地域福祉活動を行うためには、どのようなことが必要 だと思いますか。(複数回答可) ※回答者数：650人

設問	回答数	回答割合	
		【H29】	【H26】
活動についての情報提供	457	70.3%	59.7%
身近な活動拠点	366	56.3%	50.9%
多少の実費や報酬	240	36.9%	34.7%
イベントなどの開催	192	29.5%	21.1%
ボランティア体験などの開催	185	28.5%	23.5%
研修や講演会の開催	172	26.5%	21.4%
リーダーなどの人材育成	156	24.0%	20.5%
ボランティア休業などの制度	133	20.5%	17.1%
表彰などの仕組み	32	4.9%	3.5%
特に必要ない	13	2.0%	2.2%
わからない	37	5.7%	7.0%
その他( )有効回答	23	3.5%	—

## VII 市民意見

## 1 市民説明会

## (1) 概要

計画案の内容を市民の皆様にお知らせするとともに、計画案に対するご意見を伺うため、市民説明会を開催しました。

## (2) 開催状況

区	開催日	開催場所
中央区	10月21日(土)	千葉市役所
花見川区	10月28日(土)	花見川保健福祉センター
稲毛区	11月4日(土)	稲毛保健福祉センター
若葉区	10月28日(土)	若葉保健福祉センター
緑区	11月4日(土)	緑保健福祉センター
美浜区	10月21日(土)	美浜保健福祉センター

## (3) 主な意見

No.	関係する章	意見等の概要
1	全	計画期間はH30～H32年度だが、その間に法律が変わったら計画の内容も変わるのか。
2	第1章	厚生労働省が提示した「地域包括ケアシステム」では、「自助」「共助」「公助」に加えて、「互助」という概念が提示されている。千葉市の第4期地域福祉計画において、「互助」の記載は無いようだが、計画における「互助」の位置付けを教えて欲しい。
3	第1章	5頁の地域福祉計画と他計画との関係を示したイメージについて、6区を各々別囲みではなく一つの囲みにしたほうが、地域の全体の土台としての印象が強くなるのではないか。
4	第2章	「WEBアンケート」について、回答の総数と年齢層を教えて欲しい。
5	第2章	毎回、違うやり方で行うと、データの信憑性が損なわれる恐れがあるので、可能であれば、決まったやり方、定点的な観測を行って欲しい。
6	第2章	市社協コミュニティソーシャルワーカーと社協地区部会ネットワーク委員とは何が違うのか。
7	第2章 第6章	生活支援コーディネーターの協議体のエリアと地域福祉計画における共助のエリアの関係性について教えて欲しい。
8	第2章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画のエリア設定として、地区部会エリアを用いるのはよいと思うが、社協地区部会が、地域の中核組織として、地域の様々な団体と連携して、活動状況の把握や活動の推進を行うことが出来るかどうか疑問である。</li> <li>・また、第8章のイメージ図で、輪の真ん中に社協地区部会が記載されていることに違和感を覚える。実態としては、老人クラブ等の団体と同様に、輪を構成する団体であるように感じる。</li> <li>・事務局は、社協地区部会にどの程度体力があると考えなのか、またその位置付けについて教えて欲しい。</li> </ul>

No.	関係する章	意見等の概要
9	第2章	社協地区部会の大きな問題点は、各自治会の協力がないと連携が難しいということ。あくまで市民のためのものとして存続しているが、広報活動と並行しながら、自治会の皆さまにご理解いただきたい。地域振興課が大きな枠に入ってくるかと思うがどのように考えているか。
10	第2章	市の説明の際、地区部会中心に取り組むという話があった。団体名に関わらず、地域で連携を取ればよいという話だったが、地区部会が無い地域については、意見などを取っているのか？
11	第2章	相談支援のプラットフォームの図は、他の相談支援機関との関係が分かり難いので、その関係も図に落とし込んでもらいたい。この事業の本部がどこにあるのかも分かり難い。
12	第3章	パブリックコメントは、件数が少ないと意味が無いし、計画がほぼ完成している段階だと、内容に反映されるような意見も出ない。 また、パブリックコメントの件数も公開して欲しい。
13	第3章	「地域包括ケアシステム」を補完するために地域福祉（地域の助け合い）を推進していくという理解でよいのか。
14	第4章	緑区大椎台の買い物支援の取組みについては、素晴らしいと思うが、これを区全体でやろうと思うと、財政的にも人材的にもとてももたない。 地域住民と行政が一緒になって、要支援者を支える体制を作って欲しい。
15	第4章	緑区大椎台の買い物支援に要する費用（運転手の人件費やガソリン代等）については、何処から出ているのか？
16	第5章	ボランティアにより地域で支えるということは尤もだと思うが、事故が起きた場合の責任問題について市がどのように支えていただけるのか。例えば、食事の提供での食中毒やアレルギー問題等が、移動支援では送迎の怪我をさせてしまったりすることもある。市は、バックアップについてどのように考えているか。
17	第5章	若葉区計画にある「わたしたちのまちの福祉を考える会（仮称）の設置」は、努力目標なのか、それとも必須になるのか。
18	第6章	社協コミュニティソーシャルワーカーは、各区において地域福祉の推進にあたっていただく役割を担う。地域課題は千差万別で専門的な大変難しく業務と思われるが、各区1人で大丈夫か？
19	第6章	・生活支援コーディネーターが昨年各区に2名ずつ配置されたが、地域のことを分かっておらず、会議に参加して勉強するだけであり、これでは実際に相談を受けられないのではないかと。 ・また、日曜祝日にいないのも問題であり、現状の体制では、地域と一緒に問題を解決しようとする姿勢が見えない。 ・地域では、本当に人材（担い手）が不足している。本気で地域の問題を解決しようと思っているのであれば、きちんと人員を配置してほしい。
20	第6章	発言者の地域の高齢化率は、50パーセント。解決の努力をしているが、今後、若い人が地域のために動いてくれるか心配がある。教育をぜひ頭に入れて指導して欲しい。

資料編【 VI 市民意見 】

No.	関係する章	意見等の概要
21	第6章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の市民説明会の参加者は高齢者ばかりで、私が関わっているボランティアのメンバーもほとんどが高齢者である。</li> <li>・ますます高齢化が進む、この地域の5年、10年後が不安である。</li> <li>・現役世代の人が積極的にボランティアに参加出来る仕組みを考えて欲しい。</li> <li>・また、地域福祉においても、必要のないものははっきりと切り捨ててもよいと考える。</li> </ul>
22	第6章	<p>・支えあい活動を行っている。バリアとなっているのは、必要な情報が入ってこないこと。ボランティアのやる気があっても、個人情報保護のため、止まってしまい、やる気も削がれてしまう。必要と思われる情報がタイムリーに入らないと、「仕組み4」 「必要な情報が行き渡り、気軽に相談しあえる仕組み」のような体制が実際できるのか。情報をどう活用していくかということについて、行政が検討してほしい。これが地域の現状である。</p>
23	第6章	<p>公助のサービス類型の一つである「市民意識の醸成」とは、具体的に、どのようなことか。</p>
24	第6章	<p>2、3年前に誉田駅と土気駅間の新駅を作るという案が出されたと認識しているが、話が進んでいないようである。駅が出来て、周りに商業施設等が出来て人が増えれば、障害者福祉サービスも良くなり、障害者の社会参加も進むと思う。また、障害者施設が出来れば、買い物支援のように、行政が負担するのではなく、民間の力を借りて地域福祉を推進する方法も取れると思う。</p>
25	第8章	<p>計画は緻密に出来ていてよいと思う。ただ、重要なのは計画の実施・推進であり、事務局はどう考えているのか。</p>

## 2 「支え合いのまち千葉 推進計画（第3期千葉市地域福祉計画）（案）」に関する パブリックコメント手続

### （1）実施概要

- ① 実施期間 平成29年12月●日（●）～●月●日（●）
- ② 提出方法
- ③ 意見提出数

### （2）意見概要

VII 地域見守り・助け合いスタートガイド

概要版

はじめての

地域見守り・助け合い活動スタートガイド（案）

【地域の絆・地域力を高めたい自治会・管理組合様向け】

あなたのまちにも、きっとあなたの支援  
を待っている人がいます！



千葉市保健福祉局高齢障害部高齢福祉課

電話 043-245-5169

メール korei.HWS@city.chiba.lg.jp

## 見守り活動とは

・・・主に一人暮らしの高齢者を対象に、ご自宅の訪問、声かけなどを通じ、安否確認を行うこと。



## 助け合い活動とは

・・・主に高齢者世帯で、日常生活に支援が必要な方を対象に、掃除・洗濯・調理などの簡単な家事支援や買い物・散歩などの外出の付添などを行うこと。



## スタートまでの流れ

### STEP1

#### 【検討】

まずは、地域の実情を調べたり、どういった活動をするか、みなさんで検討しましょう。自治会に検討委員会を立ち上げるのもいい方法です。

### STEP2

#### 【対象者把握】

回覧板、アンケート、訪問など地域に合った方法で、対象者（見守りが必要な人、見守りを希望する人）を把握しましょう。

### STEP3

#### 【同意の取得】

見守りの対象者の方から、同意書をいただきましょう。そして、「見守り対象者名簿」を作成しましょう。

### STEP4

#### 【協力者募集】

回覧板やチラシなどで、一緒に活動してくれる、協力してくれる人を探します。

**STEP5****【プラン&マッチング】**

対象者それぞれの方にあつた見守りを検討します。

**STEP6****【事業開始】**

活動の内容や状況は記録します。何か気づいたら、すみやかに報告・連絡・相談してください。

**STEP7****【情報共有】**

活動者・協力者が、困っていることを相談し合ったり、情報を共有できる場をつくりましょう。

**STEP∞****【個人情報の保護】**

書類の管理や、個人情報は徹底的に保護しましょう。

**【緊急時等の対応】**

見守り対象者や活動者に事故があつた場合など緊急時の対応を検討し、決めておきましょう。

## STEP1

## 検討



検討が一番大事です！

まずは、「会議」を開催しましょう。

形は問いません。

自治会の定例会でも福祉委員会でも、検討会でも、何でも大丈夫です。

「●●地区見守り・助け合い検討委員会」っていうのもいいですね。

地域に詳しい人、福祉に詳しい人など、得意分野の異なる様々なメンバーが集まると、会議が充実しそうですね。

### (1) 検討メンバーを決めましょう！

#### 自治会役員 管理組合役員

検討会の中心となっていただきます。  
地域の力を結集するため、自治会・管理組合役員だけでなく、地域の実情に詳しい以下の様々な方々を「できるだけ」巻き込んでいきましょう。

#### 民生委員・児童委員

平成29年3月現在、1,450名の民生委員＋児童委員がいらっしゃいます。それぞれの地域において、常に住民（特に高齢者）の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。

#### あんしんケアセンター

地域で暮らす高齢者の身近な相談窓口です。  
市内に30カ所あり、「主任ケアマネジャー」「社会福祉士」「保健師」等が中心となって高齢者の支援を行っています。

#### 社協地区部会

地区部会は、その地域特有の福祉課題に対して、住民同士の助け合い・支え合いによるきめ細かな活動を行うために、自発的に組織された団体です。おおむね中学校区ごとに設置されています。

#### 福祉活動推進員

各地区部会において、福祉活動を推進するメンバーのこと。おおむね各3人以上配置されています。

このほか、以下のようなところも地域の実情に詳しいかもしれません。

声をかけてみましょう！

地域の社会福祉施設

地域の医療機関

地域で食事の配達等のサービスを行っている事業者

NPO法人

老人クラブ

- ・民生委員・児童委員について → 地域福祉課 ☎245-5158
  - ・あんしんケアセンターについて → 地域包括ケア推進課 ☎245-5168
  - ・社協地区部会・福祉活動推進員について → 千葉市社会福祉協議会  
千葉市社会福祉協議会の各区の事務所
- |      |           |
|------|-----------|
| 中央区  | ☎221-2177 |
| 花見川区 | ☎275-6438 |
| 稲毛区  | ☎284-6160 |
| 若葉区  | ☎233-8181 |
| 緑区   | ☎292-8185 |
| 美浜区  | ☎278-3252 |
- 千葉市社会福祉協議会 地域福祉推進課 ☎209-8869



## (2) 地域の分析をしましょう！

お住まいの地域の人口は？	➡	<input type="text" value="人"/>
65歳以上の方は何人？	➡	<input type="text" value="人"/>
そのうち一人暮らしの方は？	➡	<input type="text" value="人"/>
75歳以上の方は何人？	➡	<input type="text" value="人"/>
そのうち一人暮らしの方は？	➡	<input type="text" value="人"/>
担い手になれそうな方は？	➡	<input type="text" value="約 人"/>

町丁ごとの高齢化率や高齢者の人口は、千葉市のホームページに掲載されている年齢別・町長別人口のページで確認することができます。（「千葉市 年齢別・町丁別人口」で検索）

また、民生委員や、地域の「あんしんケアセンター」、社会福祉協議会の地区部会からの情報収集、協力も可能です。

民生委員、あんしんケアセンター、社協地区部会の連絡先は、前のページをご覧ください。

### （３）分析をふまえて、ざっくり決めましょう！

どういった活動をするか？見守り？  
助け合い？両方？  
(いずれかに○)



見守り・助け合い・両方

見守りには、“緩やかな見守り”と“担当による見守り”があります。

“緩やかな見守り”とは、散歩や買い物などの際、さりげなく「外」から高齢の方等の住宅を気に留めること。例えば「新聞がたまっている」「昼間でも電気がつきっぱなし」など。

“担当による見守り”とは、定期的な安否確認や声掛けが必要な人に対して、ボランティア等が担当と役割を決めて行う見守りです。

千葉市では、見守り活動＝担当による見守りとしていますが、もちろん両者を上手に組み合わせた活動がベストです。

助け合いについては、①地域にどれくらいのニーズがあるのか ②負担が大きいが、担い手の確保が見込めるか の両面から検討する必要があります。

対象者をある程度限定して、「見守り」と「助けあい」をミックスして、小さなところから始める形が立ち上げやすいかもしれません。

活動エリアはどうするか？



活動エリアを自治会全体にするか、まずはニーズのある地域から「小さく」スタートするか？  
地図や名簿をもとに検討しましょう。

対象者はどこまでにするか？



「75歳以上の方のうち希望者」あるいは「65歳以上で一人暮らしの方のうち希望者」あるいは、それだけの条件だとかなり人数が多くて難しいようであれば、「80歳以上で一人暮らしの方のうち希望者」にするのか、年齢・世帯構成、生活状況などに応じて決定します。

最初の1年、  
初期経費（支出）はどうか？



約 円

活動が本格化する2年目、  
年間の経費（支出）はどうか？



年間 約 円

3年目以降、  
年間の経費（支出）はどうか？



年間 約 円

必要な経費は、千差万別です。

今までに補助金の申請があった団体が購入した物品を例示してみますと・・・

【備品購入費】 【消耗品費】 ※備品は2万円以上、消耗品は2万円未満を指します。

・パソコン ・プリンタ（+インク） ・ハードディスク ・ラベルライター ・携帯電話 ・  
FAX ・金庫 ・ラミネーター（+フィルム） ・名札 ・吊り下げ名札 ・懐中電灯（+電池） ・  
ノート ・ボールペン ・封筒 ・ファイル ・鉛筆 ・ゴム印 ・紙 ・オリジナルベスト ・シュ  
レッター ・非常用笛 ・自転車 ・のぼり旗 ・デジタルカメラ（+カード） ・脚立 ・剪定バサ  
ミ ・高枝切りバサミ ・刈込みバサミ ・のこぎり ・鎌 ・芝刈り機 ・草刈り機 ・竹ぼう  
き ・熊手 ・工具セット ・軍手 ・ゴミ袋 ・虫よけスプレー ・リヤカー ・物置 ・机 ・椅  
子 ・棚 ・書庫 ・オリジナル反射服 ・オリジナル帽子 ・オリジナル腕章 ・ブルーシート

※使用目的によっては、対象外になる可能性がありますので、留意ください。

#### 【報償費】

・講師の謝礼

#### 【役務費】（※千葉県地域見守り活動補助金の対象外です。）

ボランティア保険料

最初の1年、  
収入はどうか？



約 円

自治会からの活動資金の提供	あり(¥ )・なし
見守り活動・助け合い活動からの収入	あり(¥ )・なし
千葉市見守り活動支援補助金	あり(¥ )・なし
その他補助金1 ( )	あり(¥ )・なし
その他補助金2 ( )	あり(¥ )・なし

活動が本格化する2年目、  
年間の収入はどうか？



約 円

自治会からの活動資金の提供	あり(¥ )・なし
見守り活動・助け合い活動からの収入	あり(¥ )・なし
その他補助金1 ( )	あり(¥ )・なし
その他補助金2 ( )	あり(¥ )・なし

3年目以降、  
年間の収入はどうか？



約 円

自治会からの活動資金の提供	あり(¥ )・なし
見守り活動・助け合い活動からの収入	あり(¥ )・なし
その他補助金1 ( )	あり(¥ )・なし
その他補助金2 ( )	あり(¥ )・なし

継続的に活動していくために、必要な収入をどこから得るのか検討しましょう。  
補助金の場合は、対象となる条件（年数、活動内容など）に注意が必要です。



【千葉市の様々な補助金制度】※該当するかどうかは、担当課にご相談ください。

①千葉市地域見守り活動支援補助金（千葉市高齢福祉課）

対象：5名以上で組織された団体

目的：見守り活動・助け合い活動の立ち上げを支援

補助額：上限15万円

利用実績：平成23年度から事業を開始し、平成28年度末で47団体に補助金を交付しました。

問い合わせ先：高齢福祉課 ☎245-5169

②高齢者等ごみ出し支援事業補助金（千葉市収集業務課）

対象：町内自治会、老人クラブ、PTA、地域団体などの非営利活動団体

目的：自ら家庭ごみをゴミステーションに出すことが困難な高齢者・障害者世帯のごみ出しを行う団体を支援。

補助額：事業開始補助金 10,000円（1回のみ）

運営費用補助金 1世帯あたり月額1,000円

登録団体：平成28年11月24日現在、31団体が登録を受け、補助対象となる活動を行っています。

問い合わせ先：収集業務課 ☎245-5246

③各区地域活性化支援事業

対象：地域団体

目的：日常生活における支え合いや見守りなど、地域における多様な主体による自主的な取り組みへの支援

補助額等：各区によって異なりますので、詳しくは各区役所の地域振興課にお問い合わせください。

中央区 ☎221-2105

花見川区 ☎275-6203

稲毛区 ☎284-6105

若葉区 ☎233-8122

緑区 ☎292-8105

美浜区 ☎270-3122

## （４）地域見守り活動支援補助金の活用を検討してみよう！

### 千葉市地域見守り活動支援補助金の詳細

#### 【補助対象団体】

自治会、NPO法人、社会福祉法人等で、次の要件を備えた団体。

- 5人以上で組織されていること
- 規約や会則が整備されていること

#### 【対象事業】

- 地域における見守り活動
  - 地域における家事援助などの助け合い活動
  - その他、高齢者の見守りに資する活動
- ※ただし、以下に該当する場合は対象外となります。

- ・特定の個人や団体のみが利益を受ける活動
- ・営利を目的とした活動、政治活動または宗教活動
- ・その他公序良俗に反するなどの、補助の対象事業として適当でない活動
- ・同一団体において過去2回以上、補助金を受けている場合

#### 【対象経費】

- 消耗品費（見守りカード、腕章など）
- 備品購入費（机、椅子、パソコンなど）
- 報償費（研修に係る講師謝礼など）

#### 【助成額】

1団体あたり15万円（上限）

#### 【注意点】

- 新規事業であることが条件です。そのため、すでに実施して活動している事業については、補助の対象外となります。
- 既存の事業を拡充して新たに事業を開始する場合は、補助の対象となります。  
ただし、同一の事業で2回以上補助を受けることはできません。
- 実施している事業内容を変更する場合や、廃止する場合は、手続きが必要になります。  
※事業に必要な購入備品を変更する場合も手続きが必要になります。

【申請のご相談、ご提出は・・・】

千葉市高齢福祉課

千葉市中央区千葉港 1 - 1 千葉市役所 1 F

☎043-245-5169 F A X043-245-5548

【提出書類】 ※ホームページからダウンロードできます。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（別紙1）
- (3) 事業収支予算書（別紙2）
- (4) 従事者名簿（別紙3）
- (5) 事前請求書（様式第9号）
- (6) 口座振込依頼書（別紙4）
- (7) 委任状（別紙5）※必要な場合のみ
- (8) 拠点の図面
- (9) 規約または会則の写し
- (10) その他必要な書類（他の補助金の受領額がわかるもの、見積書 等）

#### 【申請書に関する“よくあるご質問”】

① ○○を買いただけで、補助の対象になる？

補助の対象となる経費は、専門用語で言うと「備品購入費」「消耗品費」「報償費」となります。補助の対象になるかどうかは、判定が難しいことから、事前に購入する予定の物品等については高齢福祉課に相談していただけますようお願いいたします。相談にあたっては、購入を検討されている物品等がわかるカタログやパンフレット等があるとスムーズです。

② 事前請求書って何？

交付申請書の審査によって、問題がなければ、交付額が決定します。決定した交付額については、補助金は事業年度が終わった後にお振込みするのが原則ですが、地域見守り活動支援補助金の対象となる団体は資金に余裕がない団体が多いことから、事前にお支払いすることが可能です。その事前にお支払いするために提出していただく書類が事前請求書です。（事前にお支払いすることを「概算払」と言います。）

③ 自治会の下部組織として団体を立ち上げたので、銀行口座がない。自治会の口座ではだめか？

委任状を添付していただければ、自治会の口座への振り込みが可能です。

④ 拠点の図面って何？

市販やインターネットの地図でも結構ですので、その地図に活動エリアがわかるように示していただいで、添付してください。

**（５）全体がつかめたら、会則を整備しましょう！**

**【会則の構成イメージ】**

第1章 総則

（名称及び事務所）（区域）（目的）（事業）

第2章 会員

（会員）（会費）

第3章 役員

（役員）（役員の任期）（役員の選任）（報酬及び手当等）

第4章 会議

（会議）（会議の運営）

第5章 資産及び会計

（資産の構成）（資産の管理）（事業計画及び予算）（事業報告及び決算）（会計年度）（雑則）

第6章 補則

附 則

## STEP2



見守り・助け合いを必要とする人、希望する人を把握しましょう！

把握する方法としては、主に次の方法が考えられます。

- (1) 回覧板で把握する
- (2) 戸別にアンケートを行う
- (3) 民生委員さんと協力する
- (4) 地域の方からの情報提供

※(1)の方法は、情報収集の負担は軽いですが、希望者のみが対象となるため、人と関わりたくない人、見守りの必要性を自覚していない人が漏れてしまいます。

(2)～(4)を組み合わせて、名簿を作成できるといいですが、直接訪問して趣旨を説明するなど、手間や時間はどうしてもかかってしまいます。まず、できるところから始め、事業が広く周知されていく中で、どんどん対象者を増やせばいい、という考え方もあります。

### (1) 回覧板の例

回覧

〇〇自治会

「〇〇自治会見守り隊」を結成します！（お知らせ）

先日の運動会にご協力いただきました皆様、ありがとうございました。

さて、当自治会ではご存じのとおり、近年高齢化が急速に進んでおり、自治会で何かできないかと一昨年より検討を進めてきました。このたび、役員会において、平成28年10月から、「見守り」「簡単な家事援助」を開始しようとの結論に至りました。

そこで、まずは「見守り」や「簡単な家事援助」を希望される方を募集します。

ご希望の方は、各班長まで〇月〇日までに連絡をお願いいたします。

また、今後、「見守り」や「簡単な家事援助」を行うボランティアを募集しますので、是非皆様のご協力をお願い申し上げます。

対象：65歳以上で一人暮らしの方 または 65歳以上のみの世帯

内容：「見守り（無料）」

・・・ご希望に応じて、定期的に訪問や電話等をさせていただきます。

「家事援助（有料）」

・・・ご希望に応じて、ゴミ出し、掃除、除草の支援等をさせていただきます。

500円／回程度のご負担をお願いする予定です。



## STEP3

## 同意の取得



STEP 2で把握した見守り・助け合いを希望、同意する方から、申込書をいただきます。申込書は、できる限りシンプルな方がいいと思います。

個人情報への取扱いには留意しましょう！

同意を拒否されたら、「そっと見守る」に切り替えましょう！

### 見守り（助け合い）活動申込書

ふりがな 氏名		( 男 ・ 女 )	
住所			
電話番号		携帯電話	
生年月日	大正・昭和	年 月 日	年齢 歳
世帯構成		<input type="checkbox"/> ひとり暮らし <input type="checkbox"/> 高齢者のみ <input type="checkbox"/> その他	
希望内容	見守り	助け合い	
	<input type="checkbox"/> 目配り・気配り <input type="checkbox"/> 訪問（週 回希望）	(具体的な内容)	
備考			
緊急連絡先			
ふりがな 氏名		(男・女)	あなたから 見た続柄
住所			
電話番号		携帯電話	
同意欄			
○○自治会 様 私は、この申込書に記入されている情報が適切に保管・管理された上で、○○地区における見守り（助け合い）活動に活用されることに同意いたします。  ご署名（自署） _____			

「その他」には、どのような方が入るでしょうか？

「家族と一緒に住んでいるが、日中は一人の高齢者」「話し相手のいない方」「障がいのある方」「小さいお子さんがいる家庭」「病気などで在宅で長期療養中の方」など、地域には、見守りを必要としている方がいらっしゃる可能性があります。地域の実情や、地域での話し合いによって、対応を決めましょう！

## STEP4

## 協力者募集



協力者の確保が、最大の試練です。一人ずつ、粘り強く説明し、仲間を増やしていきましょう！全戸回収のアンケートにすることで、見守り対象者が出てくる効果も狙います。

(全戸配布)

### 「〇〇自治会 見守り隊」ボランティア募集！

当自治会では、高齢者の皆様が安心して住み続けることができるまちを目指し、平成28年10月から、「見守り」「簡単な家事援助」を開始することとしました。ご存じのとおり、当自治会でも高齢者が急速に進展しており、様々な問題が発生しているためです。

ついては、この活動にご協力いただける方「見守り隊メンバー」を募集します。

「見守り」とは …… 定期的に高齢者宅への訪問や電話等を実施していただきます。

「簡単な家事援助」…… 高齢者宅のゴミ出し、掃除、除草の支援等を実施していただきます。

立場：ボランティア

報酬：申し訳ございません。無償です。

資格：特に必要ありません。

任期：任期は設定しません。都合による途中辞退は可能です。

年齢：制限はありません。

〇月〇日までに、以下のいずれかに☑していただき、各班長さんまで提出をお願いいたします。

ぜひ、ご協力をお願い申し上げます。

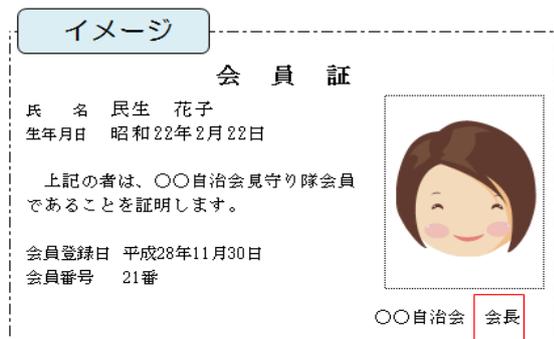
- 事情により、協力できない。
- ぜひ、協力したいが、まずは説明を受けたい。
- 協力できるところは、すぐにでも協力したい。

〇〇班

活動にご賛同いただき、見守り活動の担い手になっていただいた方については、協力員名簿に登録しましょう。

名簿だけではなく、会員証、名刺、腕章やジャンパー等を作ってもいいですね！

### 会員証



### 協力員名簿のイメージ

登録No.	名前	住所	電話番号	携帯電話	年齢	登録日	対応可能な日時や内容	備考
1	Aさん	15番15号	245-5169	090-1111-1111	60歳	平成28年1月1日	平日の日中可、ゴミ出し支援可、徒歩10分圏内のみ	前自治会長
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

### 見守り協力員の心構え

1. 自分にできることをコツコツと
2. 相手の気持ちになって行動する
3. 相手のプライバシーを保護する

## STEP5 プラン&マッチング



STEP3で「見守れる人（助けられる人）」の把握が、  
STEP4で「見守る人（助ける人）」の名簿ができました。

次は、その人たちをくっつける（マッチング）段階です。

ここで、できること、できないことがハッキリしますので、両者の話しを聞きながら、個別にプランを作成していきます。



希望者Aさん  
88歳 男性  
一人暮らし

心臓に持病があって、心配なんじゃ。迷惑かけてすまんが、週に1回くらい、声かけてもらえると助かるねえ。希望曜日？あえて言えば、土・日が病院がないので、いいねえ。  
あと、膝が悪いもんで、月に1回でいいんで、新聞とか、ゴミを出してもらえると助かるねえ。  
(土日は無理と伝える) まあ、曜日はこだわらねえ。



### マッチング

退職して、少し時間があります。火曜日から木曜日でしたら「見守り活動」に参加可能です。土日はちょっと・・・  
ゴミ出し程度であれば、お手伝いもできますよ。  
では、Aさんは、私たち夫婦が担当しましょう。Aさん以外にもいらっしゃれば、お手伝いしますよ。



協力員登録  
60代後半 ご夫婦  
※Aさんの近くにお住まい

最初はどうしても、担い手の確保が難しいなどの理由から、マッチングがうまくいかないと思います。情報共有や意見交換を通じて、地域全体の機運を高めていきましょう。

## STEP6

## 事業開始

個別に「見守り活動記録」をつけながら、活動を開始します。

## 平成〇〇年〇〇月 活動記録票

住所： 2丁目2-2
氏名： 稲毛 和子

実施日	実施内容	担当者	料金	備考	実施日	実施内容	担当者	料金	備考
1	見守り	千葉・田中	-	訪問、元気そう。	16	ゴミ出し	中央太郎	500円	
2					17				
3					18				
4	ゴミ出し	中央太郎	500円		19				
5					20				
6					21				
7					22	見守り	千葉・田中	-	洗濯あり。
8	見守り	千葉・田中	-	訪問、留守。	23				
9	見守り	千葉花子	-	訪問、留守、手紙投函。	24				
10	見守り	千葉花子	-	電話あり、線宅。	25				
11					26				
12					27				
13					28				
14					29	見守り	千葉・田中	-	訪問、元気そう。
15	見守り	千葉花子	-	訪問、元気そう。	30				
					31				

訪問は、緊急事態に備えて、できるだけ2名で実施できるといいですね。

## 【こまったときは・・・】

組織の代表者、自治会の役員、地域の民生委員に相談しましょう！

## 【対応が難しい場合は・・・】

行政機関や専門機関に相談しましょう！

## (1) 各区役所保健福祉センター 高齢障害支援課

中央区 ☎221-2150 花見川区 ☎275-6425 稲毛区 ☎284-6141  
若葉区 ☎233-8558 緑区 ☎292-8138 美浜区 ☎270-3505

## (2) 千葉市社会福祉協議会の各区の事務所

中央区 ☎221-2177 花見川区 ☎275-6438 稲毛区 ☎284-6160  
若葉区 ☎233-8181 緑区 ☎292-8185 美浜区 ☎278-3252

## 【緊急時は・・・】

・救急車（119）や警察（110）へ！

## STEP7

## 情報共有



活動の最初は月1回程度、その後は定期的（2～3か月）に、皆さんで情報を共有する場を持ちましょう。

- ・ なにか困ったことはないか？また、その解決方法は？
- ・ 活動方法の改善や見直し。
- ・ 今後の活動方針や会計報告など組織としての情報共有。
- ・ 困ったことが具体的に出てきたら、「専門職」にも参加を呼び掛けて、地域に「専門職」を引き込むのも大切です。

## STEP∞

## 個人情報の保護



2005年に施行された「個人情報保護法」。

活動にあたり、個人情報を保護することが、非常に重要です。もし、個人情報が漏えいしたら・・・大変なことになります。

## 【個人情報】

個人情報とは、プライバシー情報を含む個人を特定できる情報のことであり、断片的であっても、ある個人を特定するに足りる情報のことです。たとえば、氏名・住所・電話番号・生年月日・年齢などです。

## 【プライバシー】

プライバシーとは、次の3つの情報を指します。

- ① 私生活に関する情報
- ② まだ一般に知られていない情報
- ③ 一般人なら公開してほしくないと思う情報

- 作成した名簿や申込書など個人情報が記載された書類等は、他人の目に触れないよう、鍵のかかる書庫に保管するなど、厳重に管理しましょう。
- 電子データで管理する際は、必ずパスワードをかけてください。
- 個人情報を持ち歩く場合は、盗難・紛失に気をつけましょう。極力、持ち歩かないことも重要です。
- 知り得た情報（プライバシー）は、決して口外しないようにしましょう。
- 不必要となった書類は、シュレッダー等で裁断し、処理しましょう。
- 支援上どうしても必要な場合は、ご本人やご家族の了解を得て、必要な人に対してのみ提供しましょう。

プライバシー、個人情報は  
しっかりと守りましょう！

## STEP∞

## 緊急時等の対応



活動中に、  
見守り対象者の生命・身体・財産などに異変があり、  
緊急性があると判断されるときは、  
あらかじめ確認しておいた緊急連絡先や見守り対象者のかかりつけの医療機関、  
警察署、消防署などに連絡しましょう。  
想定される状況やそのときの対応を検討し、マニュアル（手引き）にまとめ、活動者の中で共有しておくといでしょう。

また、活動中には活動者が見守り対象者の持ち物を破損してしまったり、活動者がけがをしまうことがあるかもしれません。  
そのような万が一の場合に備えて、対応できること・できないことを活動者・見守り対象者と確認したり、保険へ加入すること  
を検討してみるのもよいかもしれません。

### 【ボランティア活動に関する保険】

対象となる活動、補償内容、保険料などについて、問い合わせてみましょう。

#### (1) 千葉県ボランティア活動補償制度 各区役所地域振興課

中央区 ☎221-2105 花見川区 ☎275-6203 稲毛区 ☎284-6105

若葉区 ☎233-8122 緑区 ☎292-8105 美浜区 ☎270-3122

または 千葉市市民自治推進課 ☎245-5138

#### (2) 千葉市社会福祉協議会の各区の事務所（各区ボランティアセンター）

中央区 ☎221-2177 花見川区 ☎275-6438 稲毛区 ☎284-6160

若葉区 ☎233-8181 緑区 ☎292-8185 美浜区 ☎278-3252

---

## 支え合いのまち千葉 推進計画（平成30～32年度）

～ 第4期千葉市地域福祉計画 ～

発行	平成30年3月
企画・編集	千葉市 保健福祉局 地域福祉課
	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
電話	043-245-5158
FAX	043-245-5620
電子メール	chiiki.HW@city.chiba.lg.jp

**支え合いのまち千葉 推進計画**

**～第4期千葉市地域福祉計画～**

